

第3回建設業構造基本調査

〈昭和58年 5 月〉

建設省計画局
財団法人建設業振興基金

監 修 の 言 葉

我が国の建設業は、国民総生産の約20%に相当する建設投資の担い手であるとともに、住宅、道路、下水道等の国民生活及び産業活動の基盤となる社会資本等の建設を担う重要な産業であります。

また、昨年6月に発表された経済審議会の長期展望において社会資本の充実のために今後約20年の間に600兆円の公共投資が必要であるとされており、今後とも建設業が我が国経済において果すべき役割は益々重要なものになるものと考えられます。

しかしながら、建設業の現状をみますと、中小零細企業が圧倒的多数を占め、また、経営基盤の脆弱なものが多く倒産が他産業に比して多発しているなど様々な問題を抱えており、建設業の健全な発展を促進するためにその近代化、経営の合理化を図ることが現下の極めて重要な課題となっています。

このため、建設省は、(財)建設業振興基金の協力のもとに、建設業の諸問題の実態を把握することを目的として、昭和50・53年度に引き続き、昨年2月に約24,000の建設業者を対象として第3回建設業構造基本調査を実施したところであります。

建設省としては、本調査の結果を今後の建設業行政の推進のための基礎資料として活用していくこととしていますが、このたび、(財)建設業振興基金においてこれに解説を付して本書を出版されるはこびとなりましたことは、誠に意義の深いところであります。本書が広く関係各位にご利用頂けるよう願ってやまない次第であります。

最後に、本調査の実施に当たり御協力を頂いた調査対象企業及び本調査の調査委員会の各位に対し、深く感謝の意を表する次第であります。

昭和58年5月

建設省計画局長

永 田 良 雄

第3回報告書の発刊に当たって

第3回建設業構造基本調査報告書を刊行するに当たりまして、ここに一言御挨拶申し上げます。

この建設業構造基本調査は、建設業の総合的な構造の把握、実態解明を定期的に行うことを目的として、国で昭和50年度から3年ごとに実施されているものであり、当基金はこれまで建設省の委託に基づき、具体的に調査事務を行ってきているものであります。

当基金では、今回の調査についても、これまでと同様、学識経験者、建設省、関係建設業者団体と当基金からなる調査委員会（委員長、古川京都大学工学部建築学科教授）を設置し、有益なデータ収集のための検討を数回にわたり行いました。この検討に基づき約24,000の企業を無作為に抽出して調査票を送付いたしましたところ、調査対象企業の御協力により、回収された調査票は9,405、39.1%の回収率（前回約27%）をあげることができました。

今回の報告書は、調査委員会のメンバーを中心として、この調査結果を綿密に分析したものであり、今後の建設業の改善策を検討する際に極めて有益な資料となるものと考えられるものであります。

各方面の有効な本報告書の活用を希望するものであります。

昭和58年5月

財団法人 建設業振興基金

理事長 鴻 池 藤 一

目 次

監修の言葉 建設省計画局長 永田 良雄

第3回報告書の発刊に当たって (財)建設業振興基金理事長 鴻池 藤一

調査の概要

- 1 「建設業構造基本調査」とは ・ 2
- 2 第3回建設業構造基本調査について ・ 3
- 3 基本的集計 ・ 9

調査結果

第1章 調査対象企業の概要	18
1 許可	18
2 資本構成	19
3 営業年数	23
第2章 営業活動	24
1 完成工事件数	24
2 完成工事高	26
3 特定施主・元請への専属化率	34
4 兼業関係	37
第3章 請負契約、元請・下請関係	38
1 下請の区分	38
2 随契件数の割合	38
3 契約締結の方法	42
4 労務下請	47
5 工事代金の受取・支払条件	48
6 下請に対する指導	66
第4章 金 融	71
借入金の借入先別割合	71
第5章 経 理	75
1 青色確定申告	75
2 試算表	75
3 資金繰表	76
4 実行予算書	77

5	損益予想書・78	
6	経理帳簿の作成方法・78	
7	決算書の作成方法・79	
第6章	従業者	81
1	従業者数・81	
2	有資格者・88	
第7章	現場労働者	92
1	入職・93	
2	賃金支払形態・96	
3	休暇・100	
4	安全衛生・104	
5	技能訓練・109	
6	住宅対策・109	
7	退職金・114	
8	現場労働者の労働条件・労働福祉・119	
第8章	資材管理	120
第9章	建設機械と設備	125
1	調達方法・125	
2	機械購入額・134	
第10章	組織化，事業の共同化	135
1	社団法人への加入状況・135	
2	事業協同組合等への加入状況・136	
3	事業協同組合の共同事業・136	
 調 査 票		
	建設業構造基本調査票	140

◆ 用語の解説 ◆

自己資本 法人の場合は資本金に法定準備金と剰余金を加えたものであり、個人の場合は資本金合計である。

営業年数 個人、法人等の経営変化に関係なく建設業を始めた時から計算した年数（1年未満の端数は切り捨て）。

完成工事高 請負によるものに限り、建設業法の許可の有無にかかわらず。ジョイントベンチャーとして施工した場合は、協定書に基づき、甲型（共同施工型）については出資比率に応じ、乙型（分担施工型）については分担工事に応じて計上。

元請 施主（官公庁、民間）から直接工事を受注するもの。

下請 他の建設業者から工事を受注するもの。

官公庁工事 国、都道府県等公的機関である発注者から直接請け負った工事。

民間工事 民間の発注者から直接請け負った工事と他の建設業者から請け負った工事（発注者の民間と公的機関の別は問わない）。

随契 特命（特定の者から見積書を徴して行う場合）、見積り合せ（二人以上の者から見積書を徴して行う場合）を含む。

標準契約約款 請負契約の適正化を図るために、中央建設業審議会で決定された請負契約の標準的なモデル。「これに準ずるもの」とは、標準契約約款を建設工事に対応して必要な修正を加えたもので、たとえば建設業者団体で作成している実施約款等をいう。

常雇 雇用者のうち、雇用期間について別段の定めのない者（注、労働省の毎月勤労統計調査などは別の定義を使っている）。

役員 経営者も含む。常勤に限る。

技術者 工事の設計・積算または現場において施工の監理・監督にあたる者。

主任技術者 建設業者が建設工事を施工するときに、その工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどらせるため置かなければならない者。主任技術者の有無は建設業の許可基準の一つとなっている。

監理技術者 1,000万円以上の下請契約を結ん

で建設工事を施工する特定建設業者が、その工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどらせるため置かなければならない者。

建築士 建築物の設計、工事監理等の業務を行う1級建築士および2級建築士をいう。免許を要し建設大臣が行う1級建築士試験または都道府県知事が行う2級建築士試験に合格しなければならない。建築士の免許を受けた者は、その等級により建設業法上主任技術者または監理技術者として取り扱われる。

施工管理技士および建設機械施工技士 建設工事の施工技術の向上を図るため建設大臣が行う技術検定の合格者。1級、2級の区分があるほか、施工管理については、土木、管工事、造園の種類がある。施工管理技士および建設機械施工技士は検定の級および種目により、建設業法上主任技術者または監理技術者として取り扱われる。

技能士 労働者の技能の程度を公証することにより労働者の技能の向上を図り、もって当該労働者がその能力に応じて正当に評価され、処遇されるようにすることを目的として労働大臣が職種ごとに行う技能検定の合格者。技能検定は1級、2級の区分がある。技能士は、その検定職種および等級、実務経験年数により、建設業法上、大工工事業等の専門工事業の主任技術者として取り扱われる。

日給月給 1か月を単位として賃金を定めているが、欠勤した場合はその日数分だけ賃金を差し引くという形の賃金支払形態。

法定有給休暇 労働基準法によって使用者が労働者に与えなければならないとされている年次有給休暇。年次有給休暇について労働基準法は、1年間継続して勤務し全労働日（就業規則等による休日以外の日）の8割以上出勤した労働者に対し1年間に6日、2年以上継続勤務した労働者に対しては20日を限度として1年ごとに1日を加算した有給休暇を与えなければならないとしている。

調査の概要

はじめに

建設業は、国民総生産（GNP）の約2割に相当する建設投資の実行を担い、国民生活および産業活動の基盤を作る重要産業であり、今や5万許可業者および541万人の就業者を抱える巨大産業でもある。

このような建設業の産業構造は、一枚岩的なものではなく、建設業法上の許可業種でも28業種にわたる多種多様な業種が、零細な個人企業から巨大なゼネコンまで、専業のものあるいは兼業のものと、他産業に類をみないほど水平および垂直に複雑に絡みあっている。また、建設業の参入障壁は、一部の業種を除き機械化があまり進展していないこともあって、非常に低いものとなっており、一方で倒産が多発している（建設業の倒産率〈倒産件数を企業数で割った数値〉は、全産業の中でずばぬけて高く、全産業の平均値の約2倍となっている）にもかかわらず、建設業者数が、あいかわらず増加基調にあることも、建設業に特有な産業構造の動態性である。

建設業の産業構造については、従前から以上のような点が指摘されていたところであるが、これらはいずれも統合された具体的なデータに基づいた議論ではなかった（データが存しなかった）ので、建設業の産業構造の巨大性、複雑性、動態性等を十分に解明したものとはなりえなかった。

わが国の国民生活の基盤施設の設備水準が欧米先進諸国と比較して相対的に低い水準にあり、今後、高齢化社会の到来により投資水準の低下が実際のものとなる以前に、集中的な投資を行い良質な資本ストックを蓄積しなければならないと同時に、高齢化社会の投資環境にみあった

建設業の産業構造を整えなければならないこと等を考えると、統合された具体的データに基づいて建設業の産業構造を解明することは現今の緊急の課題であり、そのためのデータをそろえるべく建設業に関する基本的かつ総合的調査を実施することはぜひとも必要なことである。

建設業に関する基本的かつ総合的調査を実施することの必要性は、「建設統計の整備について」（昭和53年7月21日統計審議会答申）の中でもふれられている。すなわち、答申では「建設統計に対する需要にこたえるためには、……現行建設活動諸統計調査で十分把握できない建設活動に関する基本的な事項を明らかにするため、建設業センサス、……などの新たな統計調査について検討する必要がある」とされている。

建設業構造基本調査は、以上のような趣旨により、統計審議会のいうところの「建設業センサス」に将来発展していく過程として実施されているものである。

1 「建設業構造基本調査」とは

「建設業構造基本調査」とは、「建設業の有する基本的構造を実証的に解明することを目的とする総合的な調査」であり、ここでいうところの「基本的構造」とは、「恒久的かつ集団的に観察される“解剖学”的な観点からの構造」を意味すると定義されている。

しかし、ここで「恒久的」および「“解剖学”的」というのは、未来永劫不変という意味ではなく、経済の短期的な循環現象、偶発的な現象等による“生理学”的な構造（経営諸指標等）については、本調査が3年に1度の調査であり、これらの実態を安定的に把握することができないため、直接的には本調査の対象とはしないと

いう程度の意味であり、中・長期的にトレンド(すう勢)として推移する構造を把握するという趣旨のものである。

また、「集团的」とことわったのは、建設業の産業構造が多種多様な業種・業態から構成される複雑性を有しているため、それぞれの項目を分析し、適した集団化(業種、資本金、営業年数等による)を行い、その有する実態を明らかにするという趣旨である。

なお、従来、本調査に対し「基本的構造の解明」という意味で分析不足ではないかという指摘がなされたことがあるが、今回は、経営基盤の脆弱性、契約関係および元請・下請関係の後進性、建設労働力の特殊性等の分析に加えて、建設業内・外における兼業、ジョイント・ベンチャーによる施工、下請企業の系列化・指導、就業者の年齢構成、機械の保有形態等について分析の充実を図り、より各界の期待に沿えるよう工夫したつもりである。

2 第3回建設業構造基本調査について

(1) 調査実施体制

今回の調査は、第1回(昭和50年度実施)および第2回(昭和53年度実施)に続き実施した第3回目の調査であり、前2回と同様、建設省が(財)建設業振興基金に委託して実施した。

調査方法、調査項目、集計方法および集計事項ならびに解析結果の決定は、学識経験者、業界代表ならびに建設省および(財)建設業振興基金担当者の三者構成による調査委員会が担当して行った(表-1)。

(2) 調査の対象

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により建設業の許可を取得している企業

(3) 調査日

昭和57年2月1日～25日

(4) 調査基準日

昭和57年2月1日

(5) 調査方法

建設省計画局調査統計課が実施している「建

表-1 調査委員会委員(学識経験者および業界代表)名簿

区 分	氏 名	所 属 お よ び 役 職 名
学 識 経 験 者	古川 修 (委員長)	京都大学工学部建築学科教授
	宇野 博二	学習院大学経済学部教授
	内山 諫	小山工業高等専門学校教授
	岡島 孝雄	東京工大工学部附属工業高等学校教諭
	岸 啓二郎	筑波大学大学院博士課程社会科学部研究科経済学専攻
	菊岡 俱也	芝浦工大建築工学科講師
業 界 代 表	須田松次郎	建設省建築研究所第一研究部建築生産研究室長
	古阪 秀三	京都大学工学部建築学科助手
	重見 博一	(社)全国建設業協会常務理事
	菅沢 弘	(社)全国中小建設業協会事務局長
	岩田 泰輔	全国管工事業協同組合連合会専務理事
	荒木 和政	(社)日本塗装工業会専務理事
	佐崎 昭二	建設工業労務研究会副理事長

調査の概要

表－2 調査方法等の比較表

	第 1 回 (昭50)	第 2 回 (昭53)	今回＝第 3 回 (昭56)
1 抽 出 方 法	有意抽出 (建設業者団体のうちから22団 体を選別し、次にそれぞれの 団体が調査対象となる企業を 選び発送回収を担当)	無作為抽出 (大臣許可、知事許可別に許可 番号に基づき無作為に抽出)	無作為抽出 (業種、経営形態・資本金階層 別に許可番号に基づき無作為 に抽出)
2 調 査 方 法	建設業者団体 (22団体) を経由 したメール方式	個別企業への直接メール方式	同左
3 サンプル数	4,218サンプル	21,975サンプル	24,069サンプル
4 標本分類の カテゴリー	○経営形態別 (個人、法人別) ○自己資本階層別 (7階層) ○業種別 (土木、土木建築、建 築、設備、職別の5業種)	○経営形態別 (個人、法人別) ○資本金階層別 (7階層) ○業種別 (土木、土木建築、建 築、木造建築、設備、職別の 6業種)	○経営形態別 (個人、法人別) ○資本金階層別 (7階層) ○業種別 (一般土木建築、土木、 ほ装、しゅんせつ、建築、木 造建築、大工、とび・土工・ コンクリート、鉄骨、鉄筋、 石工・れんが・タイル・ブロ ック、左官、屋根、板金・金 物、塗装、その他の職別、電 気、電気通信・信号装置、管、 さく井、機械器具設置、その 他の設備の22業種)

表－3 単独業者と層化業種

番号	層 化 業 種 名	許 可 業 種
1	一般土木建築工事業	
2	土木工事業	土・園・水・清のいずれか
3	ほ装工事業	舗
4	しゅんせつ工事業	しゅ
5	建築工事業	建
6	大工工事業	大
7	とび・土工・コンクリート工事業	と
8	鉄骨工事業	鋼
9	鉄筋工事業	筋
10	石工・れんが・タイル・ブロック工事業	石・タのいずれか
11	左官工事業	左
12	屋根工事業	屋
13	板金・金物工事業	板
14	塗装工事業	塗
15	その他の職別工事業	具・ガ・防・内のいずれか
16	電気工事業	電
17	電気通信・信号装置工事業	通
18	管工事業	管
19	さく井工事業	井
20	機械器具設置工事業	機
21	その他の設備工事業	絶・消のいずれか

(注) 許可業種の略称

土 → 土木工事業
 園 → 造園工事業
 舗 → ほ装工事業
 しゅ → しゅんせつ工事業
 建 → 建築工事業
 大 → 大工工事業
 と → とび・土工工事業
 鋼 → 鋼構造物工事業
 筋 → 鉄筋工事業
 石 → 石工事業
 タ → タイル・れんが・ブロック工事業
 左 → 左官工事業
 屋 → 屋根工事業
 板 → 板金工事業
 塗 → 塗装工事業
 具 → 建具工事業
 ガ → ガラス工事業
 防 → 防水工事業
 内 → 内装仕上工事業
 電 → 電気工事業
 通 → 電気通信工事業
 管 → 管工事業
 水 → 水道施設工事業
 井 → さく井工事業
 機 → 機械器具設置工事業
 消 → 消防施設工事業
 清 → 清掃施設工事業
 絶 → 熱絶縁工事業

調査の概要

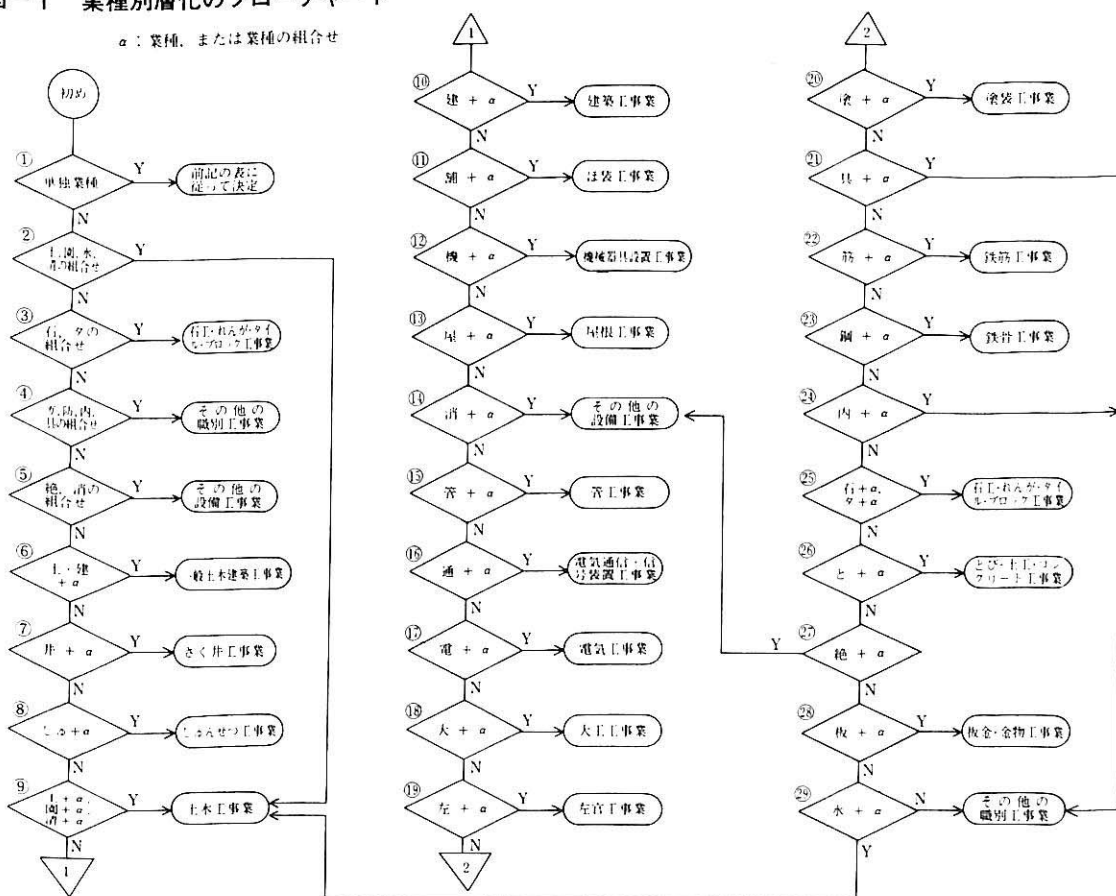
設工事施工統計調査」用の建設業者(47万7,478事業所)の名簿により、21業種分類×4経営形態・資本金階層分類別に無作為抽出を行った2万4,069サンプル(抽出率5%)に対し、調査票を郵送し、被調査企業が自ら回答を記入する自計方式によった(表-2)。

サンプリングは、次のようにして行った。

- ① 業種別には許可業種により次の考え方で21業種にわけて層化した(表-3)。
- a 単独業種の業者は一意的にそれぞれの層へ分類する。
- b 二つ以上の許可業種が対応づけられている層へは、それらの組合せを許して分類する。

- c 土木と建築の両方の許可を受けている業者は総合工事能力を有するものとして、優先的に一般土木建築工事業の層へ分類する。
- d さく井またはしゅんせつと他の許可を受けている業者については、さく井、しゅんせつの業者数が非常に少ないため、優先的にそれらの層へ分類する。
- e 上記以外の業者については、業種の組合せから、よりその業者の業態を表すと思われる許可業種で分類する。その際、業種への決めつけは原則として総合工事業、設備工事業、職別工事業の順で行う。
- 経営形態別、資本金階層別には個人、法人（資本金1,000万円未満、1,000万円以上1億円未

図-1 業種別層化のフローチャート

 α : 業種、または業種の組合せ

調査の概要

満、1億円以上)にわけて層化した。

③ 業種、経営形態・資本金階層をクロスさせた層化は、表－4のとおりである。

④ 表－4のそれぞれの階層につき、統計上の有意性を考慮してサンプル数を決定した。ただし、資本金1億円以上の企業については全数調査とした。

⑤ 以上により決定したサンプル数は、表－5のとおりである。

なお、今回から標本分類のカテゴリーを細分化したため(48→176)、統計の有意性を確保するには回収率を上昇させる必要があったので、督促状の発送を行ったところ、前回の約27%を大きく上回る39.1%の回収率をあげることができた。

(6) 集計方法

回収されたサンプル9,405のうち有効回収サンプルは9,137で、有効回収率は38.0%であった。

ここで、本調査は建設業者の平均的実態を明らかにすることを目的としているので、商社、住宅メーカー等で建設業法上の許可を取得しているものを集計対象から除外するため、「兼業売上比率が20%以上のもの」2,454サンプルを除外した6,683サンプルを集計対象サンプルとした(図－2第1ステップ…集計対象サンプルの選定)。ただ、今回は、兼業売上比率が20%以上で集計対象サンプルから除外されたサンプルについても、基本的項目については別集計を行った。

次に、集計対象サンプルを22業種分類×8経営形態・資本金階層分類に振り分けたが、この

表－4 全建設業者の層化表

(単位：事業所数)

業 種 \ 資 本 金	個 人	法 人			不 明	合 計
		1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上		
一 般 土 木 建 築 工 事 業	9,895	15,511	12,134	1,120	527	39,187
土 木 工 事 業	35,190	27,564	8,334	428	936	72,452
ほ 装 工 事 業	496	642	153	13	22	1,326
し ゅ せ つ 工 事 業	1,033	1,569	1,024	55	19	3,700
建 築 工 事 業	109,629	44,956	10,750	764	1,919	168,018
大 工 工 事 業	7,093	1,762	169	10	74	9,108
と び ・ 土 工 ・ コ ン ク リ ー ト 工 事 業	12,180	7,872	985	52	315	21,404
鉄 骨 工 事 業	7,022	4,549	497	25	316	12,409
鉄 筋 工 事 業	2,217	1,557	139	8	61	3,982
石 工 ・ れ ん が ・ タ イ ル ・ ブ ロ ッ ク 工 事 業	3,776	2,350	341	22	153	6,642
左 官 工 事 業	9,316	2,698	160	5	186	12,365
屋 根 工 事 業	2,994	2,252	465	25	139	5,875
板 金 ・ 金 物 工 事 業	2,708	1,089	80	0	62	3,939
塗 装 工 事 業	6,574	5,020	704	39	243	12,580
そ の 他 の 職 別 工 事 業	10,706	10,534	1,774	128	500	23,642
電 気 工 事 業	8,857	10,491	1,673	78	495	21,594
電 気 通 信 ・ 信 号 装 置 工 事 業	1,109	2,985	544	90	161	4,889
管 工 事 業	12,721	15,614	2,638	157	758	31,888
さ く 井 工 事 業	903	1,110	541	42	47	2,643
機 械 器 具 設 置 工 事 業	1,561	5,058	2,758	508	192	10,077
そ の 他 の 設 備 工 事 業	2,652	5,267	1,570	92	177	9,758
合 計	248,632	170,450	47,433	3,661	7,302	477,478

調査の概要

22業種分類（抽出段階の21業種分類のうち建築工事業を木造建築工事業と建築工事業とに分割したもの）という点が、個別専門工事業界の実態をも明らかにする趣旨で今回の調査の最大の特色となっている。

業種の分類方法としては、完工高比率決定方式を採用した。これは1企業において複数の工種（29業種＝建設業法上の28許可工種のうち建築工事業を木造建築工事業と建築工事業とに分割したもの）に完工高が計上されている場合には、その比率により当該企業を22業種に分類する方式である。

すなわち、各企業毎に完工高を総合工事完工高、職別工事完工高および設備工事完工高の三つに大別し、そのうち最も完工高比率の高い業種に分類する。この結果、職別工事業または設備工事業に分類された企業については、それぞれ

れ10業種細分類、6業種細分類で同一の方法を繰り返して最終的にその業種を決定する。

総合工事業に分類された企業については、総合工事完工高を土木完工高、造園完工高、水道施設完工高、清掃施設完工高、ほ装完工高、しゅんせつ完工高、建築完工高および木造建築完工高に区分し、そのうちほ装完工高またはしゅんせつ完工高の比率が最も高い企業はそれぞれほ装工事業、しゅんせつ工事業に分類する。

その他の企業については、総合工事完工高から建築完工高および木造建築完工高を控除したものの総合工事完工高に対する比率が80%以上の企業は土木工事業に、20%以上80%未満の企業は一般土木建築工事業に分類し、さらにその他の企業については、木造建築完工高の木造建築完工高と建築完工高とを加えたものに対する

表－5 発送サンプル分布表

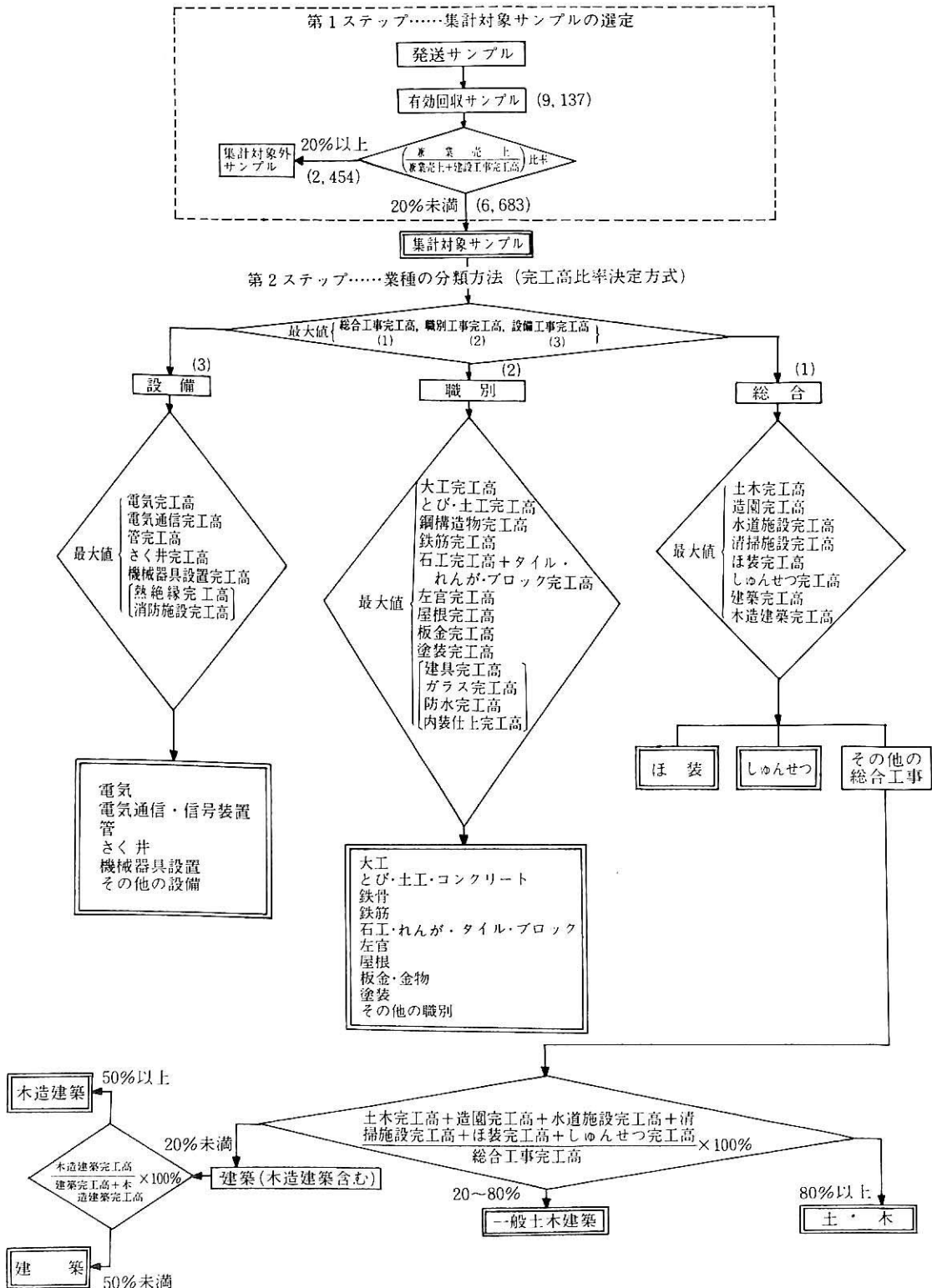
(単位：サンプル数)

業 種	資 本 金	個 人	法 人			合 計
			1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上	
一 般 土 木 建 築 工 事 業		489	367	293	1,120	2,269
土 木 建 築 工 事 業		552	414	331	428	1,725
ほ 装 工 事 業		320	239	153	13	725
しゅんせつ工事業		319	240	192	55	806
建 築 工 事 業		1,148	861	689	764	3,462
大 工 工 事 業		382	288	169	10	849
とび・土工・コンクリート工事業		446	335	268	52	1,101
鉄 骨 工 事 業		319	239	192	25	775
鉄 筋 工 事 業		319	239	139	8	705
石工・れんが・タイル・ブロック工事業		319	239	192	22	772
左 官 工 事 業		468	351	160	5	984
屋 根 工 事 業		319	240	192	25	776
板 金 ・ 金 物 工 事 業		319	239	80	0	638
塗 装 工 事 業		468	351	281	39	1,139
そ の 他 の 職 別 工 事 業		382	287	229	128	1,026
電 気 工 事 業		468	351	280	78	1,177
電 気 通 信 ・ 信 号 装 置 工 事 業		320	239	192	90	841
管 工 事 業		468	351	280	157	1,256
さ く 井 工 事 業		319	240	192	42	793
機 械 器 具 設 置 工 事 業		319	239	192	508	1,258
そ の 他 の 設 備 工 事 業		383	287	230	92	992
合 計		8,846	6,636	4,926	3,661	24,069

(注) 資本金1億円以上は全数調査

調査の概要

図－2 集計対象サンプルの選定および業種別分類方法のフローチャート



調査の概要

比率が50%以上の企業は木造建築工事業に、50%未満の企業は建築工事業に分類する（図－2 第2ステップ…業種の分類方法）。

集計対象となった6,683サンプルの分布状況は、表－6のとおりである。

6,683サンプルについて、(5)における層化業種（㊸業種）と完工高比率決定方式による業種（㊹業種）との対比表は、表－7のとおりである。

これによると、両者の間にかなりの相関がみられるので、㊹業種の母集団は㊸業種の母集団、すなわち表－4と同じであると推定し加重平均を行うこととした。

なお、当報告書においては、読みとりにくい表となることを避けるため、原則的に6業種×8経営形態・資本金階層分類により結果表象を

行った。分析中には3業種ないし22業種×8経営形態・資本金階層分類による結果表象を用いているが、その表は、別途統計編を刊行し、利用者の用に供することとしている（22業種分類、6業種分類、3業種分類の対応関係は図－3参照）。

3 基本的集計

建設業構造基本調査は建設業者の平均的実態を明らかにすることを目的としているので、兼業売上比率が20%以上のものは集計対象外サンプルとしたが、建設生産活動の実態を明らかにするためには、このような建設業者以外のものについても基本的集計を行うことは有意義であると考えられる。今回の調査では、集計対象サ

表－6 集計サンプル分布表

（単位：サンプル数）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	38	4	11	26	71	5	125	36	316
土木工事業	244	44	120	144	326	12	75	15	980
ほ装工事業	38	18	25	24	52	9	22	6	194
しゅんせつ工事業	3	3	0	6	4	3	6	0	25
建築工事業	50	16	33	46	151	9	88	11	404
木造建築工事業	209	36	72	49	94	6	19	2	487
大工工事業	69	28	22	15	34	2	2	0	172
とび・土工・コンクリート工事業	92	31	52	35	86	3	15	3	317
鉄骨工事業	76	19	39	24	69	2	28	6	263
鉄筋工事業	64	27	36	21	54	3	3	0	208
石工・れんが・タイル・ブロック工事業	63	24	38	13	44	2	1	1	186
左官工事業	92	49	39	23	47	0	0	0	250
屋根工事業	69	21	15	18	31	3	3	0	160
板金・金物工事業	63	23	31	12	25	2	0	0	156
塗装工事業	106	41	58	26	106	4	4	0	345
その他の職別工事業	103	29	51	40	106	9	17	2	357
電気工事業	188	45	85	75	214	13	47	8	675
電気通信・信号装置工事業	66	31	36	17	64	4	23	3	244
管工事業	148	47	79	62	205	14	50	6	611
さく井工事業	36	11	19	9	13	1	1	1	91
機械器具設置工事業	31	11	16	18	38	3	36	11	164
その他の設備工事業	33	9	13	6	15	0	2	0	78
合 計	1,881	567	890	709	1,849	109	567	111	6,683

調査の概要

サンプルと集計対象外サンプルとに区別して、サンプル数(=企業数)、完成工事高の和および兼業売上高の和の実数の集計を行った(表-4、表-8~12)。

(1) サンプル数 (=企業数)

集計対象外サンプル数の集計対象サンプル数に対する比率は、平均では約37%であった。

22業種分類別にみると、この比率は、機械器具設置工事業で180%を超えているほか、とび・土工・コンクリート工事業およびその他の職別工事業で70%を超え、鉄骨工事業および石工・れんが・タイル・ブロック工事業で50%を超えており、これらの業種では建設業者以外のもの

の兼業がかなりのウエイトを占めていることがわかる。機械器具設置工事業で機械器具メーカーが、その他の職別工事業で建具店およびガラス店が、鉄骨工事業で鉄鋼メーカーが大きなウエイトを占めることは予想されていたが、とび・土工・コンクリート工事業および石工・れんが・タイル・ブロック工事業については意外な結果となった。

他方、この比率は、左官工事業で10%を割っているほか、鉄筋工事業、大工工事業および一般土木建築工事業で20%を割り、電気工事業、板金・金物工事業、土木工事業および塗装工事業で25%を割っており、これらの業種では建設

表-7 新旧業種対比表

(単位: サンプル数)

⑩ 業種 \ ⑨ 業種	一般土木建築工事業	土工事業	ほ装工事	しゅんせつ工事	建築工事	大工工事業	とび・土工・コンクリート工事業	鉄骨工事業	鉄筋工事業	石工・れんが・タイル・ブロック工事業	左官工事業	屋根工事業	板金・金物工事業	塗装工事業	その他の職別工事業	電気工事業	電気通信・信号装置工事業	管工事業	さく井工事業	機械器具設置工事業	その他の設備工事業
一般土木建築工事業	287	3	5	2	5	2	2	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	2	0	0	0
土工事業	213	367	15	221	16	7	23	6	3	4	3	5	1	6	1	3	4	18	39	11	13
ほ装工事業	11	38	120	17	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0
しゅんせつ工事業	3	0	1	19	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
建築工事業	147	7	0	3	222	6	2	8	0	1	2	0	1	1	0	2	0	0	2	1	1
大工工事業	4	0	2	0	35	124	2	0	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
とび・土工・コンクリート工事業	14	23	12	16	16	6	161	3	5	9	5	2	0	12	1	1	2	2	23	1	1
鉄骨工事業	18	9	0	0	30	0	0	156	5	1	1	0	1	2	2	1	0	8	2	26	0
鉄筋工事業	1	1	3	0	1	0	0	1	193	0	1	2	0	0	0	0	0	2	2	0	1
石工・れんが・タイル・ブロック工事業	1	0	0	3	4	1	0	1	0	169	1	4	0	0	1	0	0	0	0	2	1
左官工事業	0	1	1	0	4	1	0	0	1	0	242	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0
屋根工事業	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	139	10	0	0	6	0	0	0	0	1
板金・金物工事業	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	25	119	1	1	0	3	3	0	0	1
塗装工事業	1	2	3	2	7	1	0	1	0	0	7	2	0	313	3	0	0	1	1	2	1
その他の職別工事業	1	7	6	1	27	23	6	4	2	1	17	14	4	12	211	2	1	1	6	5	6
電気工事業	13	9	1	2	4	0	2	0	0	0	0	4	0	0	2	411	36	15	5	10	154
電気通信・信号装置工事業	0	14	2	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	205	1	1	0	13
管工事業	10	31	13	7	8	0	3	0	0	1	1	1	5	2	0	2	2	272	93	51	108
さく井工事業	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	90	0	0
機械器具設置工事業	16	6	1	1	11	0	2	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	4	117	0
その他の設備工事業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	4	69
木造建築工事業	80	9	0	3	357	23	0	0	1	1	1	0	0	3	1	2	0	0	3	2	1

(注) 旧業種の建築工事業は、新業種においては、建築工事業と木造建築工事業に分化した。

業専門業者のウエイトが高いことがわかる。電気工事業が機械器具設置工事業とは異なり、建設業専門業者のウエイトが高くなっていることが注目される。

なお、建築工事業および木造建築工事業においても、現在のところ、この比率は平均以下の水準となっている。

次に、資本金階層別にみると、個人で10%を割り、資本金1,000万円未満の各階層で20%を割っているのが、1,000万円以上5,000万円未満の階層で50%近くになり、5,000万円以上10億円未満の各階層では100%を超え、10億円以上の階層では200%を超えている。予想されたとおりの単調増加となっており、企業規模が大きくなるほど建設業者以外のものの兼業のウエイトが高くなり、大企業においては過半数がそうであることがわかる(表-6、8)。

(2) 完成工事高の和

集計対象外サンプルの完成工事高の和の集計対象サンプルの完成工事高の和に対する比率は、平均では約30%であった。

22業種分類別にみると、この比率は、その他の設備工事業で300%を超えているほか、機械器具設置工事業、その他の職別工事業および屋根工事業で100%を超え、鉄骨工事業、木造建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業および石工・れんが・タイル・ブロック工事業で50%を超えており、これらの業種では建設業者以外のものの兼業がかなりのウエイトを占めていることがわかる。

他方、この比率は、一般土木建築工事業で5%を割っているほか、左官工事業で10%を割り、管工事業および鉄筋工事業で20%を割っており、これらの業種では建設業専門業者のウエイトが高

図-3 22業種分類、6業種分類、3業種分類の対応関係

〔22業種分類〕		〔6業種分類〕		〔3業種分類〕	
一般土木建築工事業	→	一般土木建築工事業	⇒	総合工事業	
土木工事業	→	土木工事業			
土ほ装工事業	→	建築工事業			
しゅんせつ工事業	→	木造建築工事業			
建築工事業	→			職別工事業	
木造建築工事業	→				
大工工事業	→	職別工事業	⇒		
とび・土工・コンクリート工事業					
鉄骨工事業					
鉄筋工事業					
石工・れんが・タイル・ブロック工事業					
左官工事業					
屋根工事業					
板金・金物工事業					
塗装工事業					
その他の職別工事業					
電気工事業	→	設備工事業	⇒	設備工事業	
電気通信・信号装置工事業					
管工事業					
さく井工事業					
機械器具設置工事業					
その他の設備工事業	→				

調査の概要

いことがわかる。

この結果を(1)の結果と比較すると、その他の設備工事業、屋根工事業、木造建築工事業および大工工事業で企業数に比して完成工事高の和が大きなものとなっており、逆に、一般土木建築工事業で小さなものとなっている。特に、建築工事業でやや減少しているのに比して木造建築工事業で倍増していること、一般土木建築工事業が非常に小さなものとなっていることが注目される。

次に、資本金階層別にみると、個人で10%を割り、資本金5,000万円以上10億円未満の各階層でも30%を割り、10億円以上の階層でやっと30%を超えている。

この結果を(1)の結果と比較すると、完成工事

高の和においては、企業規模が大きくなっても建設業者以外のものの兼業のウエイトが高くないことがわかる(表-9, 10)。

(3) 兼業売上比率

集計対象サンプルの平均兼業売上比率は2.8%であり、集計対象外サンプルの平均兼業売上比率は92.5%であった(表-9~12)。

集計対象外サンプルについて、22業種分類別にみると、塗装工事業および大工工事業で95%を超えているほか、鉄骨工事業、機械器具設置工事業、電気通信・信号装置工事業および管工事業で94%を超えており、これらの業種では建設業以外の本業のほうがウエイトが高いことがわかる。

他方、しゅんせつ工事業で40%を割っている

表-8 集計対象外サンプル分布表

(単位: サンプル数)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	3	0	3	2	8	4	34	7	61
土木工事業	28	3	20	19	64	6	73	17	230
ほ 装 工 事 業	1	3	1	4	20	4	6	6	45
しゅんせつ工事業	1	0	0	4	3	1	2	0	11
建築工事業	3	0	6	5	31	3	69	24	141
木造建築工事業	10	4	12	9	53	4	70	17	179
大 工 工 事 業	1	2	2	1	15	2	4	1	28
とび土工・コンクリート工事業	17	7	10	11	98	12	64	11	230
鉄 骨 工 事 業	9	5	17	7	43	2	43	15	141
鉄 筋 工 事 業	6	1	1	0	13	1	1	0	23
石工・れんが・タイル・ブロック工事業	7	4	8	8	50	3	12	3	95
左 官 工 事 業	2	3	2	0	7	2	1	0	17
屋 根 工 事 業	4	1	3	5	27	5	3	4	52
板 金 ・ 金 物 工 事 業	4	2	7	4	14	1	1	2	35
塗 装 工 事 業	6	1	4	6	32	5	12	5	71
その他の職別工事業	11	5	13	9	97	16	88	28	267
電 気 工 事 業	16	5	13	11	38	9	31	23	146
電気通信・信号装置工事業	6	2	6	7	40	6	22	15	104
管 工 事 業	13	7	13	6	67	10	67	17	200
さ く 井 工 事 業	2	3	2	12	22	2	2	0	45
機械器具設置工事業	7	2	12	6	37	12	161	63	300
その他の設備工事業	1	2	4	2	8	1	10	5	33
合 計	158	62	159	138	787	111	776	263	2,454

調査の概要

表－9 集計対象サンプルの完成工事高の和

(単位：百万円)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	5,882.1	452.3	1,508.1	7,259.0	51,090.8	15,807.3	1,369,769.9	6,583,772.5	8,035,542.2
土木工事業	20,285.4	3,273.2	14,178.8	30,685.3	180,559.3	21,103.0	508,818.3	966,800.4	1,745,704.0
ほ装工事業	2,186.6	1,887.2	3,604.3	3,776.4	29,924.6	13,909.1	263,192.5	263,116.8	581,597.8
しゅんせつ工事業	437.0	302.9	0.0	2,036.4	1,777.0	5,026.0	15,421.8	0.0	25,001.3
建築工事業	8,429.0	2,135.8	7,411.8	11,942.6	100,711.0	16,459.3	658,596.6	1,682,357.1	2,488,043.5
木造建築工事業	13,071.1	3,224.0	8,056.7	8,816.3	44,570.9	125,939.0	128,540.9	101,711.1	433,930.2
大工工事業	3,646.2	4,303.3	4,439.2	6,402.8	26,890.7	4,961.7	18,687.4	0.0	69,331.6
とび・土工・コンクリート工事業	3,893.6	1,996.6	5,537.2	9,385.0	53,307.1	5,432.8	127,351.5	37,360.6	244,264.7
鉄骨工事業	4,803.6	2,481.0	4,684.2	4,640.8	30,901.1	843.6	214,425.0	165,360.1	428,139.5
鉄筋工事業	3,712.1	2,787.6	8,678.7	8,216.1	29,880.4	3,747.5	8,737.6	0.0	65,760.3
石工・れんが・タイル・ブロック工事業	3,686.0	2,044.1	4,586.4	2,648.1	29,343.5	14,663.1	7,941.4	20,001.5	84,914.5
左官工事業	4,032.2	5,500.7	4,284.7	3,917.8	30,898.7	0.0	0.0	0.0	48,634.3
屋根工事業	3,262.5	2,040.4	1,773.1	2,583.9	11,581.3	3,661.7	14,975.6	0.0	39,878.9
板金・金物工事業	1,926.3	1,322.8	2,599.0	1,466.1	16,802.5	7,684.5	0.0	0.0	31,801.5
塗装工事業	3,012.8	2,506.1	6,101.7	3,425.0	40,091.1	4,658.5	7,606.4	0.0	67,402.0
その他の職別工事業	5,112.3	3,476.9	7,829.2	8,924.0	53,773.1	14,567.9	52,341.7	112,862.4	258,887.8
電気工事業	6,462.6	3,517.2	6,845.5	11,052.1	104,614.4	34,879.1	543,814.4	684,050.8	1,395,236.5
電気通信・信号装置工事業	2,797.2	1,816.5	3,472.4	3,144.4	34,331.2	5,801.1	255,581.2	180,346.1	487,290.5
管工事業	103,840.4	4,864.0	8,204.4	10,102.6	97,010.7	32,678.5	543,486.4	422,187.9	1,222,375.3
さく井工事業	1,002.2	597.9	1,346.2	1,099.3	4,294.0	2,230.7	3,505.7	14,968.2	29,044.5
機械器具設置工事業	1,774.2	814.4	1,379.4	3,083.2	57,961.4	4,061.3	329,046.4	688,005.4	1,086,125.9
その他の設備工事業	1,053.3	711.9	1,181.1	542.1	6,326.9	0.0	13,213.9	0.0	23,029.5
合 計	204,309.6	52,057.9	107,703.3	145,150.3	1,036,642.5	338,116.5	5,085,055.3	11,922,901.5	18,891,937.3

表－10 集計対象外サンプルの完成工事高の和

(単位：百万円)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1,217.1	0.0	408.3	337.8	2,194.3	4,506.9	76,089.3	152,544.8	237,298.7
土木工事業	1,244.1	97.5	1,737.7	3,008.7	25,892.5	3,683.2	108,259.5	380,965.3	524,888.8
ほ装工事業	3.5	3,331.2	70.8	303.6	3,701.3	2,366.3	11,706.0	228,273.2	249,756.2
しゅんせつ工事業	3.5	0.0	0.0	447.8	750.1	329.3	10,607.4	0.0	12,138.3
建築工事業	105.0	0.0	1,155.1	1,520.7	9,064.4	380.8	129,025.6	521,044.4	662,296.2
木造建築工事業	8,597.8	266.5	1,003.7	1,216.4	13,977.8	5,393.4	84,242.2	210,513.8	325,211.9
大工工事業	2.5	206.8	45.5	20.0	2,520.1	347.5	1,149.4	18,417.9	22,709.8
とび・土工・コンクリート工事業	597.2	246.5	600.7	1,203.1	23,204.6	5,065.1	73,260.5	42,474.3	146,652.4
鉄骨工事業	492.0	240.3	623.3	613.0	8,920.4	800.6	103,191.5	223,481.0	338,362.4
鉄筋工事業	274.6	118.2	80.0	0.0	7,911.6	12.3	1,871.4	0.0	10,268.3
石工・れんが・タイル・ブロック工事業	197.9	53.3	613.7	506.6	14,074.9	1,640.6	19,302.8	14,230.9	50,621.2
左官工事業	39.9	254.0	96.0	0.0	1,798.2	574.5	109.8	0.0	2,872.5
屋根工事業	76.5	298.1	466.5	545.5	8,536.3	1,292.9	3,916.4	33,468.1	48,600.6
板金・金物工事業	22.9	47.0	495.9	296.8	2,461.3	42.0	2,666.2	7,325.5	13,357.9
塗装工事業	369.6	3.6	312.8	632.1	7,038.5	5,297.0	8,266.1	3,118.8	25,039.0
その他の職別工事業	317.1	371.6	1,330.4	1,366.5	27,351.2	3,186.4	159,102.9	160,378.2	353,404.6
電気工事業	559.8	89.8	882.5	1,080.0	11,380.5	9,165.0	57,779.8	296,181.8	377,119.5
電気通信・信号装置工事業	79.6	2.5	346.7	555.2	9,379.4	9,861.5	28,726.5	224,820.5	273,772.3
管工事業	493.5	216.9	882.5	788.5	16,905.4	24,896.6	124,377.6	28,270.2	196,831.7
さく井工事業	42.0	74.5	36.4	464.2	2,441.9	147.2	6,402.0	0.0	9,608.4
機械器具設置工事業	358.1	29.5	1,233.7	852.0	11,745.8	12,552.4	355,281.3	1,340,077.2	1,702,130.4
その他の設備工事業	40.0	103.6	187.7	211.4	2,792.8	91.5	28,234.9	59,058.5	90,720.7
合 計	15,135.1	6,052.5	12,610.7	15,970.8	214,044.3	91,634.0	1,373,570.1	3,944,645.3	5,673,662.9

調査の概要

表-11 集計対象サンプルの兼業売上高の和

(単位:百万円)

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	231.8	0.0	29.3	175.1	336.1	1,361.3	37,412.5	175,007.2	214,553.6
土木工事業	138.7	0.0	86.3	410.8	3,181.2	427.5	24,611.2	34,956.1	63,812.1
ほ装工事業	2.8	0.0	0.9	15.6	1,028.2	514.1	18,548.0	41,767.6	61,877.4
しゅんせつ工事業	0.0	0.0	0.0	37.0	118.3	0.0	34.9	0.0	190.2
建築工事業	174.1	0.8	35.0	68.9	1,425.4	202.4	19,778.7	41,433.0	63,118.6
木造建築工事業	60.0	18.2	109.9	51.0	1,398.6	26,147.7	4,838.7	16,280.8	48,905.3
大工工事業	0.0	0.0	0.0	0.0	279.7	100.0	1,917.0	0.0	2,296.7
とび・土工・コンクリート工事業	5.0	31.4	179.5	209.6	848.1	140.2	3,402.4	157.9	4,974.3
鉄骨工事業	21.7	13.3	0.0	38.5	319.6	0.0	524.5	848.5	1,766.3
鉄筋工事業	0.7	10.0	14.8	0.0	113.3	60.0	0.0	0.0	198.8
石工・れんが・タイル・ブロック工事業	0.0	0.0	4,952.6	9.9	115.9	0.0	86.1	18.3	5,183.0
左官工事業	5.6	2.0	15.7	0.0	319.5	0.0	0.0	0.0	343.0
屋根工事業	4.7	10.3	6.6	26.4	270.6	49.7	0.0	0.0	368.5
板金・金物工事業	2.4	7.0	0.1	0.0	154.6	1,729.8	0.0	0.0	1,893.9
塗装工事業	0.0	59.2	110.3	10.3	540.5	63.7	0.3	0.0	784.6
その他の職別工事業	124.8	1.5	283.4	165.8	962.6	1,396.6	318.4	472.1	3,725.6
電気工事業	96.2	94.6	22.3	217.0	1,183.2	719.8	6,040.1	4,984.3	13,357.8
電気通信・信号装置工事業	111.5	6.2	7.6	29.1	938.2	0.0	4,113.4	1,713.0	6,919.2
管工事業	54.9	17.3	82.6	119.9	790.6	68.6	8,746.2	4,662.1	14,542.6
さく井工事業	5.8	0.4	9.0	61.9	86.5	385.9	0.0	0.0	549.8
機械器具設置工事業	0.0	5.8	2.4	59.7	1,580.7	42.6	23,584.4	6,261.4	31,537.3
その他の設備工事業	22.0	0.0	2.6	0.0	60.8	0.0	474.5	0.0	559.9
合 計	1,063.2	278.5	5,951.5	1,707.3	16,053.4	33,410.3	154,432.0	328,563.0	541,459.7

表-12 集計対象外サンプルの兼業売上高の和

(単位:百万円)

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	3,918.9	0.0	402.1	233.8	3,196.8	9,628.9	180,129.0	639,478.0	836,987.8
土木工事業	1,410.4	160.3	2,098.8	4,117.5	52,113.7	15,769.3	445,384.0	4,250,006.2	4,771,060.4
ほ装工事業	3.5	4,355.1	21.2	1,170.3	16,058.3	7,668.8	56,672.4	338,941.0	424,891.0
しゅんせつ工事業	1.5	0.0	0.0	502.3	1,283.1	521.9	5,194.0	0.0	7,502.9
建築工事業	356.5	0.0	1,159.6	2,263.2	24,188.3	6,250.9	881,381.2	3,071,637.4	3,987,237.4
木造建築工事業	6,142.2	242.9	1,412.9	1,985.2	35,235.9	6,458.8	643,679.2	1,450,090.2	2,145,247.5
大工工事業	2.5	412.3	162.6	10.0	7,009.3	11,361.5	24,068.4	396,221.3	439,248.2
とび・土工・コンクリート工事業	794.9	1,352.6	2,200.3	8,301.6	177,829.2	49,720.4	720,271.8	956,360.3	1,916,831.4
鉄骨工事業	16,398.6	256.5	1,931.5	1,288.0	52,420.5	10,484.5	528,519.2	5,459,656.1	6,070,955.0
鉄筋工事業	323.7	64.7	80.0	0.0	25,527.8	7,196.4	4,536.9	0.0	37,729.7
石工・れんが・タイル・ブロック工事業	376.8	754.9	1,041.6	2,703.1	99,727.1	5,822.7	205,262.1	203,635.4	519,324.1
左官工事業	57.9	261.3	60.9	0.0	5,058.4	15,553.6	2,242.0	0.0	23,234.2
屋根工事業	56.7	957.1	645.7	1,550.4	22,844.6	8,713.7	6,015.6	70,340.4	111,124.5
板金・金物工事業	22.1	53.0	511.3	574.4	11,321.3	17,000.0	12,528.7	73,489.6	115,500.6
塗装工事業	852.9	153.9	610.8	666.7	39,676.1	30,044.0	194,467.0	589,536.7	856,008.3
その他の職別工事業	293.8	1,546.2	1,172.7	2,237.5	126,959.9	60,514.6	1,695,032.9	3,154,445.7	5,042,203.5
電気工事業	1,088.2	117.7	3,634.7	738.6	24,401.2	34,317.7	249,568.7	3,471,921.3	3,785,788.4
電気通信・信号装置工事業	152.6	176.9	2,103.6	9,523.0	46,477.7	19,146.2	358,830.9	4,412,298.1	4,848,709.4
管工事業	14,906.0	1,710.1	5,149.2	1,798.1	107,994.4	26,744.1	879,085.4	2,087,212.5	3,124,600.1
さく井工事業	42.0	92.4	147.5	1,046.9	7,918.2	4,648.0	4,419.2	0.0	18,314.3
機械器具設置工事業	377.5	390.2	2,496.7	2,021.9	43,048.7	46,165.4	1,968,700.7	28,796,191.1	30,859,392.5
その他の設備工事業	40.0	65.6	271.1	280.2	9,109.8	2,527.2	59,244.2	383,219.4	454,757.8
合 計	47,619.8	13,124.4	27,315.7	43,013.4	939,401.2	396,259.4	9,125,234.4	59,804,681.4	70,396,650.0

調査の概要

ほか、ほ装工事業、さく井工事業および屋根工事業で70%を割り、一般土木建築工事業および鉄筋工事業で80%を割っており、これらの業種では建設業以外の本業のウエイトが低いことがわかる。

次に、資本金階層別にみると、個人および資本金1,000万円未満の各階層で80%を割り、1,000万円以上10億円未満の各階層でも90%を割っており、10億円以上の階層でやっと90%を超えている。

調 査 結 果

第1章 調査対象企業の概要

1 許 可

建設業法では、建設業を営もうとする者は、工事1件当たりの請負金額または延べ面積が一定以下の工事のみを請け負う者以外は許可を必要としている。

許可の区分の一つは許可権者によるものである。二つ以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする者は建設大臣の許可を必要としており、一つの都道府県の区域内でのみ営業しようとする者は、当該地を管轄する都道府県知事の許可を必要としている。

もう一つの区分は、下請工事額による区分である。発注者から直接請け負った1件の建設工事につき、下請業者と結ぶ請負契約の金額の総額が1,000万円以上になるような施工を行う場合は、特定建設業の許可を必要とし、この許可を受けた者には下請保護の義務が課せられる。その他の場合は、一般建設業の許可を受けることになっている。

同一の業者が建設大臣と都道府県知事との両者から許可を受けることはないが、28の工事種類ごとの特定建設業または一般建設業の許可が受けられることになっており、同一の建設業者が複数の許可を受けることが可能である。

ここでは、どのような工事種類について許可を受けているか、それは、特定建設業か、一般

建設業かを調査している。

工事種類別の許可取得状況では、表1-1のとおり、全体で最も多く許可を受けている工事種類は土木一式工事であり、25.5%の業者が許可を受けている。次いで多いのは建築一式工事であり、同じく23.3%の業者が許可を受けている。以下、とび・土工・コンクリート工事18.5%、水道施設工事14.5%、管工事14.4%、ほ装工事14.3%、電気工事12.5%と続いている。逆に比率の低い工事種類は、ガラス工事0.8%、清掃施設工事1.2%、熱絶縁工事1.3%、防水工事1.7%などである。

次に全体を総合工事業、設備工事業、職別工事業の3業種分類別にみると、総合工事業では、許可を受けている種類が、土木一式工事が57.6%、建築一式工事が53.0%と高い比率をみせている。設備工事業では、表1-1のとおり、電気工事の37.8%、管工事の36.8%、消防施設工事の20.6%が高い。さらに職別工事業では、塗装工事16.1%、とび・土工・コンクリート工事15.8%、鋼構造物工事12.5%、左官工事11.5%などの比率が高くなっており、全体の工事種類に分散する傾向がみられる。

資本金階層別に許可取得状況をみると、表1-2のとおり、資本金が大きくなるほど、各工事種類にわたって満遍なく許可を取得するようになる。

1社当たり平均許可取得工事種類数をみると、全体で、2.4の許可を取得している。全体を総

第1章 調査対象企業の概要

合工事業、設備工事業、職別工事業の3業種分類別にみると、総合工事業が3.6と最も多く、以下、設備工事業2.0、職別工事業1.5の順となっている。6業種分類別では、一般土木建築工業の7.2を最高に、土木工事業3.6、建築工事業3.2、設備工事業2.0、木造建築工事業1.7となっており、当然のことながら職別工事業が1.5と最も低くなっている。22業種分類別では、一般土木建築工事業の7.2がとび抜けており、以下、土木工事業の3.8、建築工事業の3.2、機械器具設置工事業の3.0の順と続いている。

1社当たり平均許可取得工事種類数を資本金

階層別にみると、全体でも、業種別にみても、資本金が大きくなるほど許可取得工事種類数が多くなる傾向にある(表1-3-1)。

次に、1社当たり平均許可取得工事種類数を営業年数別にみると、全体としても、6業種分類別、22業種分類別にみても、営業年数が長くなるほど許可取得工事種類数が多くなっている(表1-3-2)。

2 資本構成

調査対象企業の資本金と自己資本との関連を

表1-1 業種別許可の種類別許可取得状況

(単位: %)

業 種 許可の種類	一般土木建築工事業			土木工事業			建築工事業			木造建築工事業			設備工事業			職別工事業			合 計		
	特定	一般	計	特定	一般	計	特定	一般	計	特定	一般	計	特定	一般	計	特定	一般	計	特定	一般	計
土木一式工事	98.2	57.2	81.3	91.7	67.1	74.1	38.2	32.9	35.4	13.3	17.7	17.1	16.0	5.6	7.7	37.5	3.5	5.0	54.1	18.4	25.5
ほ 装 工 事	76.9	25.8	55.7	53.6	44.1	46.9	22.8	10.4	16.4	5.3	2.3	2.7	4.1	2.2	2.5	6.7	1.7	1.9	32.0	9.9	14.3
しゅんせつ工事	42.7	4.4	26.8	30.5	20.1	23.1	8.8	2.0	5.2	1.3	0.7	0.8	2.4	0.7	1.0	1.9	0.7	0.8	17.1	4.0	6.7
水道施設工事	74.2	23.9	53.4	48.2	27.2	33.2	18.9	8.0	13.2	6.7	2.3	2.9	15.3	12.9	13.4	12.5	1.1	1.6	33.2	9.8	14.5
造 園 工 事	57.3	16.4	40.4	29.7	21.2	23.6	12.3	5.2	8.6	4.0	1.1	1.6	1.4	0.2	0.4	4.8	0.2	0.4	19.9	4.4	7.5
清掃施設工事	8.9	0.6	5.5	4.4	0.4	1.6	2.6	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	3.6	1.1	1.6	3.8	0.1	0.2	4.3	0.4	1.2
建築一式工事	97.8	58.5	81.5	26.0	17.6	20.0	99.6	67.5	82.8	100.0	88.3	90.0	11.9	1.1	3.3	33.7	6.3	7.4	49.3	16.9	23.3
電気工事	17.8	3.1	11.7	5.5	1.1	2.3	3.9	1.2	2.5	2.7	0.7	1.0	47.0	35.5	37.8	5.8	0.7	0.9	19.2	10.9	12.5
管 工 事	23.6	20.8	22.4	8.3	9.2	8.9	4.4	2.4	3.4	0.0	0.9	0.8	50.8	33.2	36.8	9.6	1.6	1.9	22.2	12.5	14.4
機械器具設置工事	9.3	3.8	7.0	4.2	1.2	2.0	1.8	1.6	1.7	0.0	0.0	0.0	19.8	10.1	12.1	16.3	1.5	2.1	9.8	3.9	5.1
熱 絶 縁 工 事	0.4	1.3	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2	0.0	0.0	0.0	1.2	4.3	3.7	0.0	0.6	0.5	0.4	1.5	1.3
電気通信工事	2.2	1.3	1.8	0.5	0.5	0.5	0.4	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	14.8	17.5	17.0	0.0	0.1	0.1	4.9	5.2	5.2
さく井工事	1.8	3.8	2.6	2.6	2.6	2.6	0.4	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	2.4	10.6	8.9	1.0	1.0	1.0	1.8	4.0	3.6
消防施設工事	2.7	3.1	2.9	0.3	2.0	1.5	0.0	1.6	0.8	1.3	0.0	0.2	5.5	24.4	20.6	0.0	0.3	0.3	2.2	7.6	6.6
大 工 工 事	28.0	17.0	23.4	4.9	3.4	3.8	20.6	14.5	17.4	9.3	24.1	22.0	0.7	0.2	0.3	11.5	8.8	9.0	10.5	7.1	7.8
左 官 工 事	0.0	1.9	0.8	0.3	0.6	0.5	0.0	0.8	0.4	0.0	0.7	0.6	0.0	0.2	0.2	6.7	11.7	11.5	0.6	5.0	4.1
石 工 事	27.6	10.1	20.3	21.1	19.1	19.6	9.2	5.6	7.3	1.3	1.4	1.4	1.2	0.9	1.0	2.9	3.6	3.6	12.1	5.5	6.8
屋根工事	24.4	5.7	16.7	3.9	1.1	1.9	15.4	4.8	9.9	9.3	1.8	2.9	1.0	0.4	0.5	10.6	8.5	8.6	8.9	4.2	5.1
鋼構造物工事	50.7	3.8	31.3	21.9	2.9	8.4	21.9	6.4	13.8	6.7	1.1	2.0	10.3	1.9	3.5	41.3	11.2	12.5	23.6	6.0	9.5
鉄 筋 工 事	0.0	2.5	1.0	0.0	0.3	0.2	0.0	1.2	0.6	0.0	0.2	0.2	0.0	0.1	0.0	3.8	9.4	9.2	0.3	4.0	3.2
板 金 工 事	0.0	2.5	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.8	0.0	0.7	0.6	0.0	0.7	0.6	2.9	9.3	9.0	0.2	4.1	3.3
ガラス工事	0.0	1.3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.6	0.0	0.5	0.4	0.0	0.1	0.0	1.0	2.2	2.2	0.1	1.0	0.8
塗装工事	0.4	6.9	3.1	0.5	0.6	0.6	0.0	2.0	1.0	0.0	1.1	1.0	1.0	1.5	1.4	13.5	16.2	16.1	1.5	7.4	6.2
防水工事	2.2	4.4	3.1	0.3	0.4	0.4	0.4	1.6	1.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1	3.8	4.1	4.1	0.8	2.0	1.7
内装仕上工事	35.1	6.3	23.2	4.7	1.2	2.2	21.5	8.0	14.5	13.3	2.8	4.3	1.9	0.2	0.6	14.4	9.4	9.7	12.5	4.8	6.3
建 具 工 事	0.0	4.4	1.8	0.0	0.1	0.1	0.4	2.0	1.3	0.0	0.9	0.8	0.2	0.2	0.2	1.9	7.2	7.0	0.3	3.3	2.7
とび土工・コンクリート工事	59.6	34.6	49.2	44.8	42.0	42.8	16.2	15.7	15.9	5.3	8.3	7.8	5.7	3.4	3.8	30.8	15.1	15.8	28.1	16.2	18.5
タイル・レンガ・ブロック工事	24.4	8.8	18.0	6.0	2.1	3.2	16.2	4.8	10.3	8.0	2.8	3.5	2.4	0.5	0.9	12.5	8.0	8.2	10.0	4.4	5.5

(注) 一般土木建築工事業に分類された者で特定建設業の許可を有する者のうち、土木一式工事の許可を有する者は98.2%であると読む。

調査結果

みることとする。

自己資本とは、資本金に法定準備金（資本準備金、利益準備金）と剰余金（積立金、当期末処分利益）を加えたものであり、自己資本と資本金との差は、その企業の内部蓄積の額を示している。資本金に比べて自己資本の大きな企業ほど、その経営基盤は安定していることになる。この調査では、直前の営業年度の決算書に基づいた額を質問している。

表1-4をみると、全体として、資本金階層と

自己資本階層との間には、かなり明確な相関関係を読みとることができる。資本金階層別に自己資本の額をみると、それぞれの階層の企業の約7～9割が対応する自己資本階層またはその1ランク上の階層の中に分布している。

資本金階層別にさらに詳細にみると、個人企業では自己資本（資本総額）が1,000万円未満が68%、5,000万円未満が97%となっており、自己資本5,000万円を境としてこれ以上の階層には、個人企業はほとんどみられない。また個

表1-2 資本金階層別許可の種類別許可取得状況

許可の種類	資 本 金			法 人								
	個 人			200万円未満			200万円以上 500万円未満			500万円以上 1,000万円未満		
	特定	一般	計	特定	一般	計	特定	一般	計	特定	一般	計
土 木 一 式 工 事	36.6	17.4	17.8	12.5	10.9	11.0	14.3	17.9	17.9	47.3	27.6	29.1
ほ 装 工 事	17.1	7.7	7.9	6.3	6.9	6.9	0.0	9.9	9.9	14.5	14.8	14.8
し ゅ ん せ つ 工 事	9.8	3.8	3.9	12.5	1.9	2.2	0.0	3.2	3.1	12.7	6.6	7.1
水 道 施 設 工 事	12.2	7.6	7.7	6.3	4.1	4.1	14.3	9.0	9.1	10.9	14.5	14.3
造 園 工 事	2.4	3.2	3.2	6.3	1.2	1.4	14.3	3.8	3.9	3.6	5.8	5.6
清 掃 施 設 工 事	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.3	0.3
建 築 一 式 工 事	36.6	18.8	19.1	12.5	12.7	12.7	14.3	18.3	18.3	41.8	22.6	24.0
電 気 工 事	4.9	10.7	10.5	6.3	9.2	9.1	14.3	11.1	11.1	5.5	10.8	10.4
管 工 事	2.4	10.0	9.9	0.0	10.6	10.3	28.6	11.6	11.8	10.9	13.7	13.5
機 械 器 具 設 置 工 事	7.3	4.4	4.5	6.3	4.8	4.8	14.3	3.6	3.7	0.0	4.9	4.5
熱 絶 縁 工 事	0.0	1.5	1.5	6.3	1.6	1.7	0.0	1.5	1.5	0.0	1.3	1.2
電 気 通 信 工 事	2.4	4.0	4.0	6.3	5.5	5.5	0.0	5.3	5.3	0.0	3.7	3.5
さ く 井 工 事	0.0	3.1	3.0	0.0	2.5	2.4	0.0	4.4	4.4	0.0	4.7	4.4
消 防 施 設 工 事	0.0	4.5	4.4	0.0	3.5	3.4	0.0	5.5	5.5	0.0	5.6	5.2
大 工 工 事	2.4	8.7	8.5	12.5	7.8	7.9	14.3	6.3	6.4	5.5	7.1	6.9
左 官 工 事	2.4	5.3	5.3	25.0	9.0	9.4	42.9	5.0	5.3	0.0	4.2	3.9
石 工 事	12.2	6.0	6.2	6.3	2.6	2.7	14.3	4.6	4.7	9.1	6.5	6.7
屋 根 工 事	0.0	2.4	2.4	0.0	2.6	2.6	14.3	3.5	3.6	0.0	4.3	4.0
鋼 構 造 物 工 事	4.9	5.1	5.1	6.3	4.9	5.0	14.3	5.5	5.6	7.3	6.3	6.4
鉄 筋 工 事	2.4	3.5	3.5	0.0	5.5	5.3	28.6	4.2	4.4	0.0	3.2	2.9
板 金 工 事	2.4	4.4	4.4	0.0	6.0	5.8	14.3	5.2	5.3	0.0	3.2	2.9
ガ ラ ス 工 事	0.0	1.0	1.0	0.0	0.5	0.5	14.3	0.9	1.0	0.0	1.4	1.3
塗 装 工 事	4.9	5.9	5.8	12.5	8.3	8.4	14.3	7.1	7.2	0.0	4.7	4.4
防 水 工 事	0.0	0.6	0.6	6.3	1.6	1.7	14.3	1.8	1.9	0.0	1.9	1.7
内 装 仕 上 工 事	2.4	3.6	3.6	6.3	4.2	4.3	28.6	4.3	4.5	0.0	5.6	5.2
建 具 工 事	0.0	2.6	2.6	0.0	1.8	1.7	14.3	2.6	2.7	0.0	2.0	1.9
とび・土工・コンクリート工事	17.1	13.4	13.5	12.5	12.5	12.5	14.3	15.7	15.7	16.4	21.6	21.2
タイル・れんが・ブロック工事	4.9	3.8	3.8	12.5	6.2	6.3	28.6	4.6	4.8	0.0	4.5	4.1

(注) 個人で特定建設業の許可を有する者のうち、土木一式工事の許可を有する者は36.6%である、と読む。

第1章 調査対象企業の概要

人企業では、自己資本200万円未満が16.0%、200万円以上500万円未満が27.2%、500万円以上1,000万円未満が24.8%、1,000万円以上5,000万円未満が28.9%と、一口に個人企業といっても、その自己資本にはかなりの開きがあり、企業間の格差が歴然としている。なお、資本金200万円未満および200万円以上500万円未満の企業に比べると、個人企業の自己資本が上位階層にあり、資本金500万円未満の各階層に比べ、個人企業は自己資本が充実していることがわかる。

法人企業についてみると、資本金階層に対応した自己資本階層に属する企業が多いが、資本金500万円以上1,000万円未満の階層では、自己資本は、500万円以上1,000万円未満が39.4%、1,000万円以上5,000万円未満が46.7%、また、資本金5,000万円以上1億円未満の階層では、自己資本額が5,000万円以上1億円未満が24.1%、1億円以上10億円未満が59.8%と、資本金に対応した自己資本階層よりも、1ランク上の自己資本階層の構成比が高くなっており、この自己資本

(単位: %)

法									人			合 計		
1,000万円以上 5,000万円未満			5,000万円以上 1億円未満			1億円以上 10億円未満			10 億 円 以 上					
特定	一般	計	特定	一般	計	特定	一般	計	特定	一般	計	特定	一般	計
40.8	18.6	25.3	40.4	16.0	26.1	70.9	16.6	53.9	81.8	5.7	63.4	54.1	18.3	25.3
18.9	11.4	13.7	22.8	11.1	15.9	48.0	7.9	35.4	60.0	5.7	46.9	31.9	9.8	14.1
9.6	4.2	5.9	8.8	3.7	5.8	22.7	4.8	17.1	45.5	0.0	34.5	17.0	4.0	6.5
18.6	12.6	14.4	21.1	8.6	13.8	51.0	11.8	38.7	69.1	11.4	55.2	33.2	9.8	14.4
7.9	6.1	6.7	12.3	2.5	6.5	31.1	7.9	23.8	59.1	8.6	46.9	19.8	4.4	7.4
0.5	1.0	0.8	0.0	2.5	1.4	5.4	2.6	4.5	29.1	0.0	22.1	4.3	0.5	1.2
36.0	13.9	20.6	38.6	9.9	21.7	63.7	13.5	48.0	86.4	5.7	66.9	49.5	16.9	23.3
15.3	10.5	11.9	14.0	8.6	10.9	18.7	14.0	17.2	62.7	14.3	51.0	19.3	10.7	12.4
16.2	14.7	15.1	19.3	12.3	15.2	26.9	21.0	25.0	51.8	11.4	42.1	22.0	12.4	14.3
3.7	3.9	3.8	7.0	3.7	5.1	11.2	2.2	8.3	35.5	8.6	29.0	8.9	4.2	5.1
0.3	1.1	0.8	0.0	0.0	0.0	0.6	4.4	1.8	0.0	8.6	2.1	0.4	1.5	1.3
1.7	6.2	4.8	3.5	6.2	5.1	7.4	8.3	7.7	17.3	5.7	14.5	4.9	5.1	5.1
1.2	4.9	3.8	3.5	3.7	3.6	2.4	3.1	2.6	3.6	14.3	6.2	1.8	3.9	3.5
1.1	10.8	7.8	0.0	12.3	7.2	3.0	23.6	9.4	9.1	62.9	22.1	2.2	7.5	6.5
4.9	6.5	6.0	7.0	6.2	6.5	13.9	4.8	11.1	37.3	2.9	29.0	10.7	7.3	7.9
0.0	4.2	2.9	0.0	2.5	1.4	0.0	0.4	0.1	0.0	8.6	2.1	0.6	5.0	4.1
6.1	5.7	5.8	7.0	4.9	5.8	14.1	4.8	11.2	41.8	2.9	32.4	12.0	5.4	6.7
2.1	4.4	3.7	3.5	8.6	6.5	16.1	14.4	15.6	40.9	17.1	35.2	9.9	4.0	5.1
8.7	7.7	8.0	12.3	4.9	8.0	36.9	7.9	27.8	75.5	2.9	57.9	23.6	6.1	9.5
0.2	4.1	2.9	0.0	4.9	2.9	0.0	3.5	1.1	0.0	11.4	2.8	0.3	4.0	3.2
0.2	3.4	2.4	0.0	3.7	2.2	0.0	1.7	0.5	0.0	8.6	2.1	0.2	4.2	3.4
0.0	1.0	0.7	0.0	1.2	0.7	0.0	0.9	0.3	0.0	11.4	2.8	0.1	1.1	0.9
1.4	8.5	6.3	1.8	9.9	6.5	1.0	13.5	4.9	0.9	25.7	6.9	1.5	7.3	6.1
0.2	2.8	2.0	0.0	7.4	4.3	0.4	5.7	2.1	5.5	11.4	6.9	0.8	2.0	1.7
5.6	6.3	6.1	8.8	6.2	7.2	16.5	5.2	13.0	46.4	8.6	37.2	12.5	4.8	6.3
0.2	4.2	3.0	0.0	7.4	4.3	0.4	8.3	2.9	0.0	20.0	4.8	0.3	3.3	2.7
15.7	19.6	18.5	19.3	14.8	16.7	39.4	15.3	31.9	65.5	5.7	51.0	27.9	16.3	18.6
3.2	4.5	4.1	5.3	0.0	2.2	12.9	6.1	10.8	44.5	2.9	34.5	10.0	4.4	5.5

調 査 結 果

本階層で、とりわけ資本金5,000万円以上1億円未満の階層で自己資本が充実している企業が多いことを示している。

資本金階層に対応した自己資本階層とそのもう一つ上のランクの自己資本階層を加えたものの占める構成比は、資本金10億円以上の階層で99.1%、1億円以上10億円未満の階層で96.9%、

5,000万円以上1億円未満の階層で83.9%、1,000万円以上5,000万円未満の階層で81.7%、500万円以上1,000万円未満の階層で86.1%と、資本金階層が低くなるに従ってその割合が低くなる傾向があるとはいえ、かなり強い相関を示している。しかしこのような相関関係も、これよりも低い資本金階層をみるとかなり様相が異なって

表 1-3-1 1社当たり平均許可取得工事種類数（その1）

（単位：数）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	3.6	2.8	4.6	3.8	4.9	4.6	8.6	14.4	7.2
土木工事業	2.7	2.3	2.8	3.4	3.9	4.1	5.7	10.9	3.6
建築工事業	1.8	2.9	1.6	2.3	2.4	2.3	5.3	13.2	3.2
木造建築工事業	1.5	1.3	1.6	2.0	2.1	2.7	3.0	4.5	1.7
設備工事業	1.5	1.4	1.7	1.7	2.0	2.1	4.2	6.3	2.0
職別工事業	1.3	1.3	1.4	1.6	1.6	2.1	3.2	6.8	1.5
合 計	1.7	1.5	1.8	2.2	2.4	2.7	5.5	10.5	2.4

表 1-3-2 1社当たり平均許可取得工事種類数（その2）

（単位：数）

營業年數		（單位：數）						
業 種	1～9年	10～19年	20～29年	30～39年	40～49年	50～59年	60年以上	
一般土木建築工事業	5.4	3.9	6.0	7.3	7.9	9.8	7.2	
土 木 工 事 業	2.9	3.2	3.8	4.2	5.4	5.2	3.6	
建 築 工 事 業	1.7	2.5	3.1	3.0	2.2	6.6	3.2	
木造建築工事業	1.6	1.7	1.9	1.9	1.6	1.9	1.8	
設 備 工 事 業	1.8	1.9	2.1	2.5	2.1	2.7	2.0	
職 別 工 事 業	1.5	1.5	1.5	1.9	1.6	1.6	1.5	
合 計	2.0	2.0	2.4	3.0	2.9	4.3	2.4	

表 1-4 資本金階層別自己資本階層別企業分布状況（構成比）

（単位：%）

自己資本	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
200万円未満	16.0	46.2	7.6	4.0	2.3	5.4	1.2	0.0	10.3
200万円以上500万円未満	27.2	21.2	48.5	3.4	0.4	0.9	0.2	0.0	15.6
500万円以上1,000万円未満	24.8	15.4	19.2	39.4	2.5	1.8	0.3	0.0	15.2
1,000万円以上5,000万円未満	28.9	15.2	21.9	46.7	63.8	2.7	0.0	0.0	35.3
5,000万円以上1億円未満	1.9	1.0	2.3	4.3	17.9	24.1	1.4	0.0	7.1
1億円以上10億円未満	1.1	1.0	0.4	2.1	12.9	59.8	68.5	0.9	11.9
10億円以上	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	5.4	28.4	99.1	4.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
構 成 比	28.1	8.5	13.3	10.6	27.7	1.6	8.5	1.7	100.0

第1章 調査対象企業の概要

くる。資本金200万円未満の階層では、資本金に対応した自己資本の階層が46.2%，その1ランク上の自己資本階層が21.2%，2ランク上が15.4%，3ランク上が15.2%となっており、資本金200万円以上500万円未満の階層では、対応した自己資本階層が48.5%，1ランク上の自己資本階層が19.2%，2ランク上が21.9%と、資本金の低い階層では分布は分散的になっている（表1-4）。

3 営業年数

ここでは、個人から法人組織に切り替える等の経営形態の変化に関わりなく、その企業が建設業を始めた時からの営業年数について回答を求めている。

表1-5のとおり、どの業種においても、資本金が多くなるほど営業年数は長くなる傾向にあり、資本金の大きな企業ほど経営が安定しており、その企業の経営が永続することを示している。

6業種分類別にみると、一般土木建築工事業の39年が最も長く、以下、建築工事業29年、職別工事業22年、土木工事業21年、木造建築工事業20年、設備工事業20年と続いている。

22業種分類別では、一般土木建築工事業39年、建築工事業29年、屋根工事業28年、板金・金物工事業28年、左官工事業27年等が営業年数が長く、逆に営業年数の短いものは、しゅんせつ工事業15年、電気通信・信号装置工事業16年、機械器具設置工事業17年等となっている。

表1-5 営業年数（1社当たり平均）

（単位：年）

業 種		資 本 金 個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業		21.9	8.5	22.7	22.8	27.5	56.4	46.0	72.4	38.9
土 木 工 事 業		17.3	16.8	17.0	19.9	23.7	24.9	29.8	38.7	21.3
建 築 工 事 業		19.6	22.8	20.8	19.4	24.6	39.3	39.7	121.8	29.3
木 造 建 築 工 事 業		19.4	19.9	19.7	22.6	21.6	13.3	18.0	20.5	20.1
設 備 工 事 業		15.0	17.9	14.9	17.9	23.2	24.1	29.2	34.8	19.6
職 別 工 事 業		19.9	23.0	20.9	19.1	25.4	30.7	28.3	37.9	22.2
合 計		18.2	20.6	18.5	19.4	24.2	28.2	34.2	56.4	22.4

第2章 営業活動

建設業の営業活動を年間完成工事高および完成工事件数、特定施主・元請への専属化率、専業・兼業の諸側面から分析する。なお、以下の集計表ではいくつかの業種、資本金階層で数値に異常と目されるものがあるが、これらは何段階かの異常値チェックをくり抜けたものであるので、そのまま表しておく。

1 完成工事件数

表2-1のとおり、集計対象業者の1社当たり平均完成工事件数は379件であり、このうち元請工事を行っている業者の平均元請完成工事件数は236件、下請工事を行っている業者の平均下請完成工事件数は235件である。これらはいずれも資本金階層が高いほど多くなっているが、業種間での差異が顕著で、設備工事業、職別工事業で多く、木造建築工事業で少ない。次により詳

しくみでみる。

なお、完成工事件数については当該実績を有する企業のみを対象に集計を行った。

(1) 元請完成工事件数 (表2-2)

資本金階層別にみると、個人および資本金1,000万円未満の各階層で年間元請完成工事件数が40～65件となっており、月平均3～5件程度の仕事をしていることになる。資本金1,000万円以上1億円未満の各階層で同平均10～30件、1億円以上10億円未満の階層で70件、10億円以上の階層で200件となっている。これらの数値は前回調査から大きな変化はない。

6業種分類別にみると、設備工事業の元請完成工事件数がいずれの資本金階層でも多く、次いで一般土木建築工事業が多く、逆に少ない業種は木造建築工事業および職別工事業である。ただし、職別工事業には資本金階層の低い業者

表2-1 完成工事件数 (1社当たり平均)

(単位：件)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	53	39	52	66	78	125	500	1,208	374
土 木 工 事 業	38	69	71	51	74	201	1,147	2,889	210
建 築 工 事 業	19	21	68	66	73	117	634	2,400	259
木 造 建 築 工 事 業	15	39	24	35	108	172	478	3,531	102
設 備 工 事 業	103	101	135	188	352	690	2,224	9,131	526
職 別 工 事 業	105	114	165	189	312	813	1,938	32,460	441
合 計	79	97	123	129	234	620	1,282	7,096	379

(注) 完成工事の実績のあるもののみを集計対象とした。

第2章 営業活動

が多く、集計対象サンプルもその影響を受けており、業種間比較を資本金階層を無視して平均値で行う場合注意を要する(以下の分析において同じ)。たとえば資本金5,000万円以上1億円未満の階層では職別工事業の元請完成工事件数も多い。また設備工事業の元請完成工事件数が多いことの原因は、一つには公共工事を中心として分離発注が一般化していること、二つには修繕、改良等での小規模工事を直接受注する場合が増加していることがあげられる。

(2) 下請完成工事件数(表2-3)

資本金階層別にみると、元請完成工事件数と同様に資本金階層が高いほど1社当たり平均下請完成工事件数も多く、個人のそれと資本金10億円以上の階層のそれとでは約90倍の開きがある。

る。

6業種分類別にみると、元請完成工事件数とは逆に職別工事業の下請完成工事件数が資本金階層に関わらず多くなっており、それ以外の業種では総じて少なくなっている。とりわけ一般土木建築工事業と木造建築工事業の少なさが目立っている。また下請工事のみを専ら行っている業者も職別工事業に多く、たとえば鉄筋工事業では208業者中、元請工事をやっているとは回答した業者はわずか7業者である。

以上のように、元請、下請完成工事件数のいずれが多いかは資本金階層による差異よりもむしろ業種によるといえ、端的には職別工事業で下請件数が多く、総合工事業および設備工事業で元請件数が多くなる。この点を次により詳しくみる。

表2-2 元請完成工事件数(1社当たり平均)

(単位:件)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	45	41	41	54	64	111	451	1,166	344
土木工事業	20	63	47	35	43	120	889	1,159	144
建築工事業	16	17	22	34	54	98	608	1,130	206
木造建築工事業	13	31	20	29	58	2,172	465	3,530	90
設備工事業	76	99	94	128	239	379	1,630	6,836	441
職別工事業	44	55	49	51	113	201	267	2,419	106
合 計	41	64	56	65	125	371	862	2,659	236

(注) 元請完成工事の実績のあるもののみを集計対象とした。

表2-3 下請完成工事件数(1社当たり平均)

(単位:件)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	13	11	14	14	19	13	52	62	37
土木工事業	27	36	37	24	40	119	304	1,730	100
建築工事業	8	12	17	47	33	35	59	2,795	99
木造建築工事業	8	22	13	16	103	4	48	0	35
設備工事業	63	47	73	89	154	370	631	3,060	184
職別工事業	92	95	144	168	267	717	1,784	30,041	404
合 計	66	71	95	91	155	366	517	5,701	235

(注) 下請完成工事の実績のあるもののみを集計対象とした。

調 査 結 果

(3) 元請完成工事件数比率 (表2-4)

全体平均では元請完成工事件数比率は52%である。

資本金階層別にみると、37%~67%の間を上下しており、資本金階層が高いほど元請完成工事件数比率が高いとは一概にはいえない。

6業種分類別にみると、一般土木建築工事業および木造建築工事業で元請完成工事件数比率が90%程度と高く、総合工事業全体で75%である。一方職別工事業では15%と他業種に比べて著しく低い。業種ごとに資本金階層別にみると、一般土木建築工事業および木造建築工事業では概して資本金階層が高いほど元請比率が高く、同じ総合工事業のうちでも土木工事業は資本金階層によらず全体に低い。これは土木工事業に含まれるほ装工事業等が企業規模によらず下請

となるケースの多いことを物語っている。職別工事業では資本金階層が高いほど元請比率が低くなる傾向が読みとれ、22業種分類別にみると、なかでも左官工事業、屋根工事業、内装仕上工事業、ガラス工事業等で顕著である。これは小規模企業が対応している市場の性格によるもので、つまりは増改築、修繕工事とか新築の場合でも規模の小さい工事で施主直轄もしくは分離発生のやりやすい場合に職別工事業が元請として参加するケースの反映と目される。

2 完成工事高

表2-5のとおり、1社当たり平均完成工事高は29億円で、資本金階層が高いほど多いことはいうまでもないが、個人の全業種平均完成工

表2-4 元請完成工事件数比率

(単位：%)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	83.7	87.2	78.1	82.1	82.4	89.4	90.3	96.4	91.8
土木工事業	68.6	78.7	68.3	62.6	56.9	52.7	75.3	40.1	62.7
建築工事業	83.3	82.2	71.0	63.7	72.9	83.2	94.9	47.1	78.0
木造建築工事業	83.3	81.7	82.7	82.2	52.5	100.0	97.2	100.0	86.7
設備工事業	61.0	68.7	55.3	60.7	63.7	62.4	73.1	74.9	69.8
職別工事業	38.5	35.1	23.2	18.3	33.3	19.1	13.0	7.5	15.1
合 計	53.2	53.5	42.3	47.1	54.6	58.6	67.4	37.2	51.7

表2-5 完成工事高 (1社当たり平均)

(単位：百万円)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	854	113	137	279	719	3,161	10,958	182,882	25,428
土木工事業	82	89	125	210	561	1,668	7,644	58,567	1,995
建築工事業	183	142	247	259	671	1,828	7,483	152,941	6,298
木造建築工事業	63	94	113	183	474	20,989	7,141	50,856	906
設備工事業	246	83	92	158	558	2,007	10,687	71,055	2,340
職別工事業	49	101	143	232	546	2,342	6,367	27,965	577
合 計	114	95	127	208	566	3,130	9,032	108,390	2,903

(注) 完成工事の実績のあるもののみを集計対象とした。

事高が1億1,400万円、資本金10億円以上の階層のそれが1,084億円で約950倍の開きがある。

6業種分類別にみると、一般土木建築工事業で254億円ととび抜けて多いほか、建築工事業63億円、設備工事業23億円の順である。

前回調査と比較すると資本金階層別で個人、6業種分類別で一般土木建築工事業、建築工事業の完成工事高の増加が顕著である。

1社当たり平均完成工事高の最も少ないものは、設備工事業のうちのさく井工事業の個人で2,900万円である。1社当たり平均完成工事高の最も多いものは、一般土木建築工事業の資本金10億円以上の階層で1,829億円をこなしている。その差は約6,300倍である(表2-5)。

以下元請、下請完成工事高にわけてみる。

なお、完成工事高については、当該実績を有

する企業のみを対象に集計を行った。

(1) 元請完成工事高(表2-6)

1社当たり平均元請完成工事高は33億円で、全体的な傾向は前述の完成工事高と同様である。ここでの特徴は資本金階層、業種による差が完成工事高に比べ拡大することにある。たとえば、個人と資本金10億円以上の階層の完成工事高の差は、件数の場合の950倍から元請完成工事高では1,100倍になり、1社当たり平均元請完成工事高の最も少ない職別工事業のうちの左官工事業の個人と最も多い一般土木建築工事業の資本金10億円以上の階層とでは、件数の場合の6,300倍から3万5,000倍にもなっている。これらは、完成工事件数を元請、下請別でみたように、元請工事の多い一般土木建築工事業と下請工事の

表2-6 元請完成工事高(1社当たり平均)

(単位:百万円)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	125	73	101	224	600	2,821	9,749	178,617	24,891
土 木 工 事 業	57	54	70	140	377	1,113	5,163	42,910	1,576
建 築 工 事 業	181	129	142	208	581	1,582	7,112	142,869	6,378
木 造 建 築 工 事 業	54	82	92	162	407	20,687	7,034	50,856	900
設 備 工 事 業	197	53	43	83	324	1,358	7,460	49,895	2,007
職 別 工 事 業	13	30	47	42	152	320	3,144	11,781	343
合 計	86	52	61	116	347	2,526	7,061	96,546	3,278

(注) 元請完成工事の実績のあるもののみを集計対象とした。

表2-7 元請完成工事高(1件当たり平均)

(単位:百万円)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	3.0	1.8	2.5	4.1	9.7	25.3	21.6	158.9	72.7
土 木 工 事 業	2.8	0.8	1.5	4.1	8.6	9.4	5.7	37.0	11.0
建 築 工 事 業	11.0	7.9	5.8	6.1	10.9	16.2	11.9	132.7	32.1
木 造 建 築 工 事 業	4.3	2.6	4.4	5.8	7.1	9.5	15.1	14.4	10.5
設 備 工 事 業	2.7	0.6	0.4	0.6	1.1	3.0	4.5	7.2	4.3
職 別 工 事 業	0.3	0.5	0.7	0.8	1.4	1.6	12.2	4.9	3.5
合 計	2.2	0.8	1.0	1.8	2.6	6.9	8.2	37.1	14.2

(注) 元請完成工事の実績のあるもののみを集計対象とした。

調 査 結 果

多い職別工事等の性格に起因した当然の結果ともとれる。

次に、元請工事の実績のある企業を対象として1件当たり元請完成工事高をみると、表2-7のとおり、全体として1件1,400万円の工事規模である。資本金10億円未満の各階層では1件1,000万円にも満たず、資本金1,000万円未満の各階層では200万円にも達しない。一方資本金10億円以上の階層では3,700万円の平均工事規模である。

6業種分類別にみると、一般土木建築工事業で7,300万円、建築工事業で3,200万円と多いが、他の業種は1,000万円程度以下である。22業種分類別にみると、職別工事業のうち左官工事業、板金工事業等に至っては平均工事規模が100万円以下である。これらは元請工事とはいえ小規模工事の多さを物語っている。ちなみに、業種

の平均では建設業の許可を必要としない1件当たり完成工事高しかやっていない業種が、設備工事業で1、職別工事業で6存在している。

一方、元請完成工事高のうち下請業者に発注した工事高の割合は、表2-9のとおり全体で37%である。

6業種分類別にみると、木造建築工事業および建築工事業で50%以上、一般土木建築、土木、設備の各工事業で30%程度である。高い資本金階層あるいは建築工事業で下請依存度が高いことがうかがえる。また、22業種分類別にみると、職別工事業のうちでも大工、鉄筋、左官等の各工事業では数%しか下請に出しておらず、自社施工が多い。

さらに、元請完成工事高に占める官公庁工事高の割合は、表2-11のとおり、土木工事業で81%と高く、逆に建築工事業で25%、木造建築

表2-8 元請完成工事高のうち下請業者に発注した工事高（1社当たり平均）

（単位：百万円）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	10	14	28	27	149	1,365	3,513	57,093	8,107
土 木 工 事 業	6	7	9	18	94	214	1,489	18,319	562
建 築 工 事 業	75	24	21	52	137	275	1,890	98,342	3,412
木 造 建 築 工 事 業	6	7	12	21	117	20,601	2,282	41,691	566
設 備 工 事 業	4	9	4	17	149	364	3,052	12,657	645
職 別 工 事 業	1	3	7	9	49	88	676	3,422	87
合 計	7	7	8	19	112	1,704	2,413	36,369	1,203

表2-9 元請完成工事高のうち下請業者に発注した工事高の割合

（単位：%）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	8.5	18.9	27.7	12.1	24.9	48.4	36.0	32.0	32.6
土 木 工 事 業	11.3	12.8	13.7	13.0	25.1	19.2	28.8	42.7	35.7
建 築 工 事 業	41.7	18.9	14.8	24.8	23.6	17.4	26.6	65.6	53.5
木 造 建 築 工 事 業	11.0	7.9	12.8	12.9	28.7	99.6	32.4	82.0	62.8
設 備 工 事 業	1.9	16.6	10.5	20.4	46.0	26.8	40.9	25.4	32.1
職 別 工 事 業	8.3	11.5	21.2	20.6	32.2	27.3	21.5	29.1	25.4
合 計	7.7	13.6	14.7	16.7	32.3	67.5	34.2	37.7	36.7

第2章 営業活動

工事業で4%と低い。木造建築工事業で官公庁工事の割合が極端に低いことは、官公庁発注の木造工事量そのものの低さによる。これらは職別工事業を除き、前回調査と一致している。

また公共工事のみを施工している業者の割合も、表2-12のとおり土木工事業で高いのが目立っている。

(2) 下請完成工事高 (表2-13)

1社当たり平均下請完成工事高は6億3,600万円である。元請完成工事高に比べ、下請完成工事高が一般土木建築工事業および建築工事業で極端に減っており、逆に職別工事業で増加している。この傾向は完成工事件数で見たものと同様である。

資本金階層間および業種間の格差は元請完成

表2-10 元請完成工事高に占める官公庁工事高 (1社当たり平均)

(単位:百万円)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	55	7	40	112	379	2,221	5,982	88,822	12,865
土木工事業	48	33	54	113	331	861	4,431	33,127	1,275
建築工事業	81	14	8	46	169	610	2,300	32,001	1,569
木造建築工事業	5	6	2	12	48	226	474	31	35
設備工事業	21	17	10	34	116	495	3,522	13,628	713
職別工事業	1	3	6	14	55	90	1,852	7,648	192
合 計	21	12	17	56	171	592	3,799	42,897	1,521

表2-11 元請完成工事高に占める官公庁工事高の割合

(単位:%)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	43.8	10.3	39.4	50.0	63.2	78.7	61.4	49.7	51.7
土木工事業	85.4	60.9	77.0	80.6	87.7	77.4	85.8	77.2	80.9
建築工事業	44.9	11.3	5.5	22.4	29.1	38.6	32.3	21.4	24.6
木造建築工事業	9.9	6.9	2.5	7.6	11.9	1.1	6.7	0.1	3.9
設備工事業	10.7	31.7	24.4	40.9	35.7	36.5	47.2	27.3	35.5
職別工事業	11.0	11.8	17.8	33.3	36.4	28.2	58.9	64.9	56.2
合 計	24.2	24.1	30.0	48.3	49.3	23.4	53.8	44.4	46.4

表2-12 公共工事のみを施工している業者の割合

(単位:%)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	8.6	0.0	0.0	4.0	4.3	0.0	0.0	0.0	2.3
土木工事業	33.9	26.8	22.0	28.7	29.9	20.0	24.2	0.0	28.3
建築工事業	0.0	0.0	0.0	2.3	1.4	0.0	0.0	0.0	0.8
木造建築工事業	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	0.6
設備工事業	7.8	3.6	5.4	5.4	11.1	12.5	9.4	0.0	8.3
職別工事業	4.1	10.0	6.5	8.0	14.4	0.0	18.5	0.0	8.6
合 計	10.3	8.7	8.0	11.9	14.4	9.0	9.2	0.0	11.0

調 査 結 果

工事高でみた場合よりも小さくなっており、たとえば下請完成工事高が最も少ないさく井工事の個人と最も多いその他職別工事業の資本金10億円以上の階層で約2,700倍に縮小している。また、元請完成工事高と下請完成工事高とのいづれが高いかを6業種分類別、資本金階層別にみると、職別工事業では、すべての資本金階層で下請完成工事高が上回っており、設備工事業では資本金5,000万円未満の各階層で下請完成工事高が上回っている。逆に一般土木建築工事業、建築工事業等の総合工事業では元請完成工事高がおおむねどの資本金階層でも下請完成工事高を上回っている。これらは職別工事業は下請、総合工事業は元請という通説と一致する。設備工事業で元請完成工事高が高いのは資本金階層が上位のものであり、下位の階層は小規模

な元請工事で数をこなしている(表2-7)、下請工事で工事高をかせいでいるといえる(表2-13)。

1件当たり下請完成工事高は、表2-14のとおり平均270万円で、資本金階層別では階層が高いほどやや多くなっている程度である。これは一般土木建築、土木、設備の各工事業では資本金階層が高いほど1件当たり下請完成工事高が多くなっているのに対して、その他の建築、木造建築、職別の各工事業でそうはなっていないことによる。

6業種分類別にみると一般土木建築工事業が3,200万円と多い反面、その他の業種は100万円～700万円で、全体に元請工事に比べて1件当たり完成工事高は低い。

次に下請完成工事高のうち再下請に出した工事高の割合は全体で26%であり、一般土木建築

表2-13 下請完成工事高(1社当たり平均)

(単位:百万円)

業 種 \ 資 本 金	個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	57	77	49	75	155	339	1,276	5,686	1,188
土木工事業	49	71	83	106	251	982	2,908	15,642	766
建築工事業	35	47	200	91	194	443	839	6,758	447
木造建築工事業	27	35	65	71	149	1,814	384	0	85
設備工事業	126	57	68	98	288	1,251	3,685	25,185	814
職別工事業	47	93	126	220	497	1,956	4,151	16,184	441
合 計	70	78	101	142	340	1,330	2,690	14,530	636

(注) 下請完成工事の実績のあるもののみを集計対象とした。

表2-14 下請完成工事高(1件当たり平均)

(単位:百万円)

業 種 \ 資 本 金	個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	4.7	6.8	3.6	5.1	8.7	26.1	24.5	87.9	32.0
土木工事業	1.9	1.9	2.3	4.3	6.2	8.3	9.4	9.0	7.7
建築工事業	4.8	3.9	11.4	1.9	5.2	12.5	14.3	2.4	4.5
木造建築工事業	3.7	1.7	5.4	4.3	1.5	453.6	8.1	0.0	2.5
設備工事業	2.1	1.2	0.9	1.1	1.8	3.4	5.7	7.8	4.1
職別工事業	0.5	1.0	0.9	1.2	1.9	3.0	2.4	0.5	1.2
合 計	1.1	1.1	1.1	1.5	2.1	3.7	5.1	2.4	2.7

第2章 営業活動

工事業、設備工事業で30%を超える。これを元請完成工事高のうち下請に出した工事高の割合と比較すると、建築工事業、木造建築工事業で極端に再下請に出す割合が低下し、建築工事業で54%から27%へ、木造建築工事業で63%から12%に低下している。一方、一般土木建築工事業、設備工事業、職別工事業では両者の割合は大差なく、業種ごとに下請重層性に相違がある

ことを示している（表2-15、16）。

(3) 元請完成工事高比率

全体では84%であり、概して資本金階層が高いほどその比率は高く、6業種分類別にみると一般土木建築、建築、木造建築の各工事業で96%と高い。職別工事業では40%弱である。これは前回調査と同様である。また元請完成工事件

表2-15 下請完成工事高のうち再下請に出した工事高（1社当たり平均）

（単位：百万円）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	3	17	1	1	46	132	513	1,319	371
土木工事業	1	3	6	14	65	310	705	3,110	167
建築工事業	11	24	23	18	46	10	242	1,961	119
木造建築工事業	1	2	3	2	19	0	163	0	10
設備工事業	3	13	9	21	97	367	1,276	7,416	248
職別工事業	7	16	26	46	107	492	942	2,867	92
合 計	5	13	17	27	87	357	813	3,544	165

表2-16 下請完成工事高のうち再下請に出した工事高の割合

（単位：%）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	5.4	21.5	3.0	1.8	29.8	39.1	40.2	23.2	31.3
土木工事業	3.8	4.4	7.6	13.4	25.9	31.6	24.3	19.9	21.8
建築工事業	31.8	51.7	11.5	20.2	23.8	2.3	28.9	29.0	26.6
木造建築工事業	4.2	6.1	4.5	3.2	12.7	0.0	42.5	0.0	11.8
設備工事業	2.3	22.5	14.0	21.6	33.6	29.3	34.6	29.4	30.5
職別工事業	15.3	16.9	21.1	21.1	21.5	25.1	22.7	17.7	20.9
合 計	6.8	17.1	16.9	19.1	25.6	26.9	30.2	24.4	25.9

表2-17 元請完成工事高比率

（単位：%）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	76.9	85.2	74.1	78.8	83.5	89.3	89.0	97.7	96.0
土木工事業	70.1	64.0	56.0	70.1	66.2	61.2	67.1	73.3	70.2
建築工事業	91.7	91.2	64.1	80.8	85.2	86.5	94.5	98.0	96.3
木造建築工事業	84.9	90.9	80.6	88.2	86.4	98.6	98.5	100.0	96.7
設備工事業	54.7	57.9	45.7	52.3	57.7	59.6	69.0	70.2	68.1
職別工事業	29.7	35.3	29.1	23.4	33.1	21.6	40.8	42.1	38.9
合 計	58.7	57.2	49.4	60.7	62.3	76.5	76.0	89.1	83.6

調 査 結 果

数比率と比べ、全体に元請完成工事高比率が業種、資本金階層によらず高くなっている（表2-17）。

(4) 共同企業体施工（表2-18-1～19-3）

近年共同企業体施工が多くなったこともあり、今回新たに直近営業年度における共同企業体施工経験の有無と、有の場合の共同企業体によ

る完成工事高について調査した。

まず施工経験の有無については、官公庁工事の元請（以下「元請官公庁」と略す）として共同企業体を経験した業者は9.2%，民間工事の元請（以下「元請民間」と略す）では4.5%，下請工事（以下「下請」と略す）での共同企業体経験業者は3.3%である。これを資本金階層別にみると、元請官公庁で、資本金1億円以上の各階層では半数

表2-18-1 共同企業体での施工経験のある業者の割合（元請官公庁）

（単位：％）

業 種	資 本 金	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業		7.9	0.0	0.0	15.4	22.5	60.0	83.2	83.3	50.6
土 木 工 事 業		4.0	0.0	3.5	2.3	15.3	20.8	57.3	81.0	13.5
建 築 工 事 業		6.5	0.0	0.0	2.2	12.7	11.1	56.8	81.8	21.0
木 造 建 築 工 事 業		1.0	0.0	0.0	0.0	3.2	16.7	16.7	0.0	1.9
設 備 工 事 業		2.1	2.0	3.3	3.3	9.0	5.9	31.0	35.7	7.6
職 別 工 事 業		0.8	0.0	1.4	2.3	2.4	3.3	16.9	50.0	2.1
合 計		2.0	0.6	2.1	2.9	8.7	12.0	49.2	65.5	9.2

表2-18-2 共同企業体での施工経験のある業者の割合（元請民間）

（単位：％）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	7.9	0.0	0.0	7.7	2.8	0.0	48.8	83.3	31.0
土 木 工 事 業	1.8	0.0	2.8	0.0	2.4	0.0	9.7	52.4	3.3
建 築 工 事 業	6.5	0.0	0.0	0.0	4.7	11.1	25.0	72.7	10.4
木 造 建 築 工 事 業	2.9	0.0	2.8	0.0	2.1	16.7	11.1	0.0	2.7
設 備 工 事 業	2.3	2.7	2.1	1.6	1.8	0.0	10.1	17.9	3.0
職 別 工 事 業	2.3	0.7	1.9	4.5	1.2	0.0	1.4	16.7	2.0
合 計	2.5	1.1	2.1	2.1	2.0	1.9	19.9	50.9	4.5

表2-18-3 共同企業体での施工経験のある業者の割合（下請）

（単位：％）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0	18.4	19.4	10.4
土 木 工 事 業	0.4	1.6	0.0	0.0	5.0	4.2	14.6	9.5	3.3
建 築 工 事 業	2.2	0.0	3.3	2.2	2.0	11.1	10.2	18.2	4.6
木 造 建 築 工 事 業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
設 備 工 事 業	1.1	0.7	0.8	1.6	1.8	5.9	7.0	28.6	2.3
職 別 工 事 業	1.7	1.1	2.2	6.3	5.1	10.0	12.7	16.7	3.5
合 計	1.1	0.9	1.3	2.6	3.6	6.5	11.9	19.1	3.3

第2章 営業活動

が共同企業体施工を経験し、元請民間では資本金10億円以上の階層で半数が経験している。下請では全体に経験業者は少ない。このように元請官公庁での共同企業体経験者の割合が高いのは、発注政策の影響である。

一方6業種分類別にみると、一般土木建築工事業が元請官公庁で51%、元請民間で31%、下請で10%と、他業種に比べて高い。木造建築工

事業では下請での共同企業体経験者が存在しない。

共同企業体による完成工事高は本調査集計対象サンプル業者の総完成工事高18兆8,900億円の11.8%を占める。

共同企業体施工経験業者の共同企業体による平均完成工事高は、元請官公庁で25億円、元請民間で22億円、下請で3億5,000万円となっている。

表2-19-1 共同企業体で施工した完成工事高（元請官公庁）（1社当たり平均）

（単位：百万円）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	29	0	0	61	180	103	1,712	29,909	6,743
土 木 工 事 業	45	0	17	43	157	268	1,091	7,112	1,236
建 築 工 事 業	292	0	0	37	125	778	941	12,476	1,969
木造建築工事業	15	0	0	0	26	629	97	0	114
設 備 工 事 業	13	136	16	95	72	190	521	1,885	362
職 別 工 事 業	7	0	17	35	30	1,251	682	1,366	375
合 計	48	136	17	60	116	361	1,168	16,076	2,525

表2-19-2 共同企業体で施工した完成工事高（元請民間）（1社当たり平均）

（単位：百万円）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	78	0	0	66	87	0	689	11,422	3,931
土 木 工 事 業	40	0	25	0	86	0	360	2,953	953
建 築 工 事 業	50	0	0	0	173	385	543	24,008	5,018
木造建築工事業	46	0	105	0	228	165	314	0	134
設 備 工 事 業	31	33	12	127	146	0	244	1,293	236
職 別 工 事 業	25	21	54	24	45	0	495	477	62
合 計	36	29	41	50	119	275	559	10,261	2,218

表2-19-3 共同企業体で施工した完成工事高（下請）（1社当たり平均）

（単位：百万円）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	0	0	0	0	37	0	421	2,646	858
土 木 工 事 業	6	39	0	0	82	280	341	1,032	232
建 築 工 事 業	162	0	82	5	126	505	528	1,340	476
木造建築工事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設 備 工 事 業	16	7	55	102	58	2,023	358	951	397
職 別 工 事 業	20	29	88	109	121	543	531	238	160
合 計	26	27	81	102	96	923	422	1,493	354

3 特定施主・元請への専属化率

特定施主専属化率および特定元請専属化率を次のように定義する。

- 特定施主専属化率……民間元請工事のうちで受注工事高の多い施主上位3者から請け負った工事高が民間元請完成工事高に占める割合
- 特定元請専属化率……下請工事のうち最も受注工事高の多い元請1社から請け負った工事高が下請完成工事高に占める割合

(1) 民間元請工事における特定施主専属化率

(表2-20)

全体として専属化率10%未満の企業の割合が29%、専属化率10%以上30%未満の企業の割合は25%、専属化率30%以上50%未満の企業の割合が17%、専属化率50%以上70%未満の企業の割合が13%、専属化率70%以上の企業の割合が17%である。

これを資本金階層別にみると、いずれの階層でも半数の企業は専属化率30%未満である。ほとんどの資本金階層で、専属化率50~70%未満の企業の割合が最も低くなっている。ただし資本金10億円以上の階層では、専属化率70%以上の企業の割合が3%と極端に低くなっている。

6業種分類別にみると、木造建築工事業で43%の企業が専属化率50%以上であることが目立っている。また一般土木建築、土木、設備、職別の各工事業では専属化率30%未満の企業の割合が50%を超えている。

(2) 下請完成工事高における特定元請専属化率

(表2-21)

特定元請1社への専属化率30%未満の企業の割合は、資本金階層が高くなるに従って高くなる傾向にあり、資本金10億円以上の階層では87%に達している。逆に専属化率50%以上の企業の割合は資本金階層が低いほど高く、資本金10億円以上の階層では7%であるのに対し、個人では36%である。資本金10億円以上の業者といえど5%が専属化率70%以上であることも注目される。

6業種分類別にみると、一般土木建築工事業を除き専属化率50%以上の企業が30%程度存在する。

22業種分類別にみると、職別工事業のうち、とび・大工・コンクリート、鉄筋、大工の各工事業では専属化率50%以上の企業の割合が40%を超えている。

4 兼業関係

属する業種に係る工事のみを施工している業者の割合 (表2-22)

ここにいう「属する業種」とは、集計方法の項でふれたように、建設業許可のいずれかを問わず、主として行っている工事の種類により分類された22業種のことを指している。

属する業種に係る工事のみを施工している業者の割合は、全体で53%である。個人および資本金500万円未満の各階層では60%を超え、資本金500万円以上1億円未満の各階層では45~50%程度、資本金10億円以上の階層では2.7%である。

6業種分類別にみると、職別工事業で71%、以下木造建築工事業、設備工事業で50%を超え

第2章 営業活動

表2-20 民間元請工事における特定施主専属化率（構成比）

（単位：％）

業種	区分	資本金 個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円 以上 5,000 万円未満	5,000万円 以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	10 % 未 満	24.1	0.0	0.0	17.4	27.0	0.0	24.0	58.3	27.0
	10%以上30%未満	6.9	0.0	50.0	30.4	22.2	0.0	36.0	25.0	28.0
	30%以上50%未満	24.1	50.0	20.0	4.3	22.2	40.0	19.2	8.3	18.4
	50%以上70%未満	13.8	0.0	10.0	17.4	4.8	60.0	10.4	8.3	10.6
	70 % 以 上	31.0	50.0	20.0	30.4	23.8	0.0	10.4	0.0	16.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	10 % 未 満	31.1	22.6	43.2	39.5	42.3	72.2	36.6	47.6	39.3
	10%以上30%未満	21.6	19.4	21.6	21.9	17.6	5.6	18.3	23.8	19.5
	30%以上50%未満	18.2	12.9	10.2	9.6	9.6	5.6	13.4	14.3	11.9
	50%以上70%未満	8.1	16.1	9.1	7.9	8.1	5.6	7.3	14.3	8.5
	70 % 以 上	20.9	29.0	15.9	21.1	22.4	11.1	24.4	0.0	20.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	10 % 未 満	14.3	16.7	4.8	13.2	9.0	22.2	14.1	27.3	12.2
	10%以上30%未満	17.1	25.0	19.0	28.9	24.8	44.4	47.1	63.6	31.4
	30%以上50%未満	20.0	33.3	28.6	15.8	27.8	0.0	22.4	0.0	23.0
	50%以上70%未満	20.0	0.0	38.1	31.6	22.6	11.1	9.4	9.1	19.5
	70 % 以 上	28.6	25.0	9.5	10.5	15.8	22.2	7.1	0.0	14.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	10 % 未 満	8.5	14.8	4.9	15.9	19.3	33.3	52.9	100.0	14.2
	10%以上30%未満	13.4	18.5	16.4	20.5	25.3	33.3	11.8	0.0	17.7
	30%以上50%未満	16.9	40.7	32.8	31.8	27.7	0.0	11.8	0.0	24.8
	50%以上70%未満	18.3	3.7	23.0	11.4	14.5	0.0	11.8	0.0	15.8
	70 % 以 上	43.0	22.2	23.0	20.5	13.3	33.3	11.8	0.0	27.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	10 % 未 満	24.2	21.1	30.7	26.7	28.8	13.3	26.6	25.0	26.7
	10%以上30%未満	32.3	23.9	31.3	26.7	25.3	23.3	23.1	32.1	27.5
	30%以上50%未満	20.1	26.8	11.3	18.5	15.1	13.3	11.2	25.0	16.5
	50%以上70%未満	12.6	15.5	16.7	14.8	13.7	16.7	11.2	10.7	13.8
	70 % 以 上	10.8	12.7	10.0	13.3	17.1	33.3	28.0	7.1	15.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	10 % 未 満	30.4	30.3	41.8	48.8	36.8	50.0	34.9	16.7	36.0
	10%以上30%未満	30.0	28.1	26.2	20.7	24.0	25.0	9.3	16.7	25.5
	30%以上50%未満	18.6	14.6	9.9	13.4	12.4	18.8	16.3	33.3	14.8
	50%以上70%未満	9.9	10.1	12.1	11.0	11.2	0.0	9.3	25.0	10.7
	70 % 以 上	11.0	16.9	9.9	6.1	15.7	6.3	30.2	8.3	13.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	10 % 未 満	24.3	23.7	31.2	31.4	30.5	34.6	27.1	40.9	28.8
	10%以上30%未満	25.4	24.1	25.9	24.1	23.2	21.0	28.1	29.1	24.9
	30%以上50%未満	19.0	22.4	14.4	15.6	15.9	12.3	16.0	15.5	16.7
	50%以上70%未満	12.3	11.2	15.5	13.5	12.5	12.3	9.9	11.8	12.5
	70 % 以 上	19.1	18.5	13.0	15.4	18.0	19.8	19.0	2.7	17.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

表 2-21 下請完成工事高における特定元請専属化率（構成比）

（単位：％）

業 種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上	500万円以上	1,000万円	5,000万円	1億円以上	10億円以上	
				500万円未満	1,000万円未満	以上 5,000万円未満	以上 1億円未満	10億円未満		
一般土木建築工事業	10 % 未 満	41.7	0.0	25.0	28.6	38.2	20.0	45.7	60.0	42.2
	10%以上30%未 満	25.0	50.0	12.5	19.0	21.8	40.0	28.4	32.0	26.2
	30%以上50%未 満	16.7	0.0	12.5	14.3	16.4	20.0	14.7	4.0	14.1
	50%以上70%未 満	8.3	0.0	50.0	4.8	10.9	0.0	4.3	0.0	7.0
	70 % 以 上	8.3	50.0	0.0	33.3	12.7	20.0	6.9	4.0	10.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	10 % 未 満	16.1	26.3	20.2	23.8	27.4	50.0	35.9	47.6	25.4
	10%以上30%未 満	18.8	15.8	22.9	22.1	25.6	22.2	38.0	38.1	24.5
	30%以上50%未 満	21.0	15.8	16.5	18.0	18.9	22.2	9.8	9.5	17.6
	50%以上70%未 満	18.3	13.2	18.3	18.9	13.2	0.0	5.4	0.0	14.3
	70 % 以 上	25.8	28.9	22.0	17.2	14.9	5.6	10.9	4.8	18.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	10 % 未 満	21.1	25.0	0.0	33.3	29.9	40.0	41.3	50.0	30.2
	10%以上30%未 満	26.3	0.0	23.5	23.3	20.7	0.0	13.0	25.0	19.3
	30%以上50%未 満	26.3	25.0	11.8	6.7	14.9	20.0	19.6	0.0	15.6
	50%以上70%未 満	15.8	0.0	5.9	6.7	10.3	20.0	8.7	0.0	9.4
	70 % 以 上	10.5	50.0	58.8	30.0	24.1	20.0	17.4	25.0	25.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	10 % 未 満	24.6	42.9	16.7	22.2	23.3	0.0	0.0	0.0	24.0
	10%以上30%未 満	22.8	14.3	33.3	27.8	11.6	0.0	0.0	0.0	20.1
	30%以上50%未 満	21.1	7.1	5.6	5.6	20.9	0.0	50.0	0.0	16.9
	50%以上70%未 満	15.8	0.0	5.6	22.2	18.6	0.0	0.0	0.0	14.3
	70 % 以 上	15.8	35.7	38.9	22.2	25.6	0.0	50.0	0.0	24.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	10 % 未 満	14.8	9.2	11.5	18.8	22.2	41.4	40.7	63.6	20.1
	10%以上30%未 満	27.0	25.2	33.0	33.1	37.1	20.7	29.3	22.7	31.5
	30%以上50%未 満	17.5	14.3	19.6	21.3	15.3	10.3	13.6	4.5	16.6
	50%以上70%未 満	13.8	11.8	12.0	8.8	9.1	3.4	5.7	4.5	10.3
	70 % 以 上	27.0	39.5	23.9	18.1	16.3	24.1	10.7	4.5	21.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	10 % 未 満	10.6	9.0	12.6	11.7	17.4	46.4	31.3	41.7	14.0
	10%以上30%未 満	33.2	30.9	35.7	31.1	38.6	25.0	39.1	41.7	34.7
	30%以上50%未 満	23.5	23.6	22.8	24.0	19.5	14.3	14.1	8.3	21.9
	50%以上70%未 満	13.9	14.6	11.7	14.3	11.7	0.0	4.7	8.3	12.5
	70 % 以 上	18.8	21.9	17.2	18.9	12.8	14.3	10.9	0.0	16.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	10 % 未 満	14.0	12.0	13.4	18.6	22.6	43.5	39.4	54.8	20.3
	10%以上30%未 満	28.5	27.1	32.2	28.7	33.2	22.4	30.3	32.1	30.4
	30%以上50%未 満	21.1	19.5	20.0	19.9	17.6	15.3	14.1	6.0	18.7
	50%以上70%未 満	14.5	12.9	13.0	13.2	11.2	2.4	5.4	2.4	11.8
	70 % 以 上	21.9	28.5	21.4	19.6	15.4	16.5	10.8	4.8	18.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第2章 営業活動

ており、一般土木建築工事業では1%に満たない。端的には職別工事業、設備工事業、木造建築工事業の資本金規模の小さい企業は特定の業種の工事を専ら施工しており、資本金規模の大

きい企業、とりわけ一般土木建築工事業の企業ではいくつかの業種の仕事を手広く行っていることになる。

表2-22 属する業種に係る工事のみを施工している業者の割合

(単位：%)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1 億円未満	1 億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	0.0	25.0	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
土 木 工 事 業	40.1	46.9	29.0	23.6	16.0	17.4	4.9	0.0	24.8
建 築 工 事 業	60.0	56.3	75.8	58.7	53.3	33.3	10.3	9.1	45.8
木 造 建 築 工 事 業	66.7	77.8	66.7	57.4	55.3	83.3	57.9	0.0	64.0
設 備 工 事 業	67.1	76.5	62.0	57.5	48.8	54.3	25.2	6.9	56.0
職 別 工 事 業	79.9	76.8	76.0	64.8	63.8	56.7	33.3	0.0	71.3
合 計	66.7	72.4	62.7	49.6	45.7	44.4	15.8	2.7	53.2

第3章 請負契約，元請・下請関係

1 下請の区分

建設業者は、それぞれの「区分名称」によって呼ばれることが多い。なかでも最もポピュラーなのは元請・下請という呼ばれかたである。これは本来一建設工事ごとに定まるもので、該当工事において発注者から直接工事を請け負う業者が元請で、元請から工事の一部分を請け負う業者が下請である。建設業の下請は、一次、二次、三次と重層化の傾向にあるのが特徴的である。

元請・下請の区分は1建設工事ごとであって、別の工事になれば昨日の下請が元請になることも、建設業における元請・下請の一つの特徴であろう。

元請・下請という呼称は、前述のように、一建設工事ごとに定まるものなのだが、歴史的発展のなかで、ある業者は元請部分の工事を主として請け負うようになり、ある業者は下請部分の工事を主として担当するようになり、業者個々を指して元請業者、下請業者と呼ぶようになった。もっとも下請については「協力業者」と呼ばれることも一般化している。

ここでは、今回の調査対象の建設業者のうち下請完成工事高のある業者に対して、完成工事高の大小により一次下請、二次以下の下請のいずれに区分されるかを調べたものである。

全体的にみると、一次下請として位置づけられる業者は88.3%、二次以下の下請として位置づけられる業者は11.7%で、一次下請が圧倒的に多いことがわかる。

資本金階層別にみると、資本金階層別に際立った特色はみられず、どの階層も80%以上が一次下請であり、二次以下の下請の比率は小さい規模ほど多くなる傾向にある（個人では一次下請が84.9%、二次下請が15.1%であるが、資本金10億円以上の階層では、一次下請95.2%、二次以下の下請4.8%となっている）。

6業種分類別に一次下請をみると、一般土木建築工事業が98.8%と最も高く、次に木造建築工事業98.1%、建築工事業95.7%と、ほとんどが一次下請として位置づけられている。二次以下の下請が多いのは設備工事業14.4%、職別工事業14.3%である（表3-1）。22業種分類別にみると、一次下請が多いのは前記のほかでは左官工事業の93.6%等で、二次以下の下請が特に多いのはその他の設備工事業の49.2%である。

2 随契件数の割合

多種多様な建設工事の施工方式を、請負契約という法的枠組のなかで捉えた場合、工事の発注者（たとえば官公庁工事が民間工事業か）、工事の種類あるいは工事の条件等によって請負契約の方式も複雑多岐にわたり、請負人を選択する方

第3章 請負契約、元請・下請関係

法、発注の方法、施工方法等のいろいろな基準によって多様な請負契約が存在している。主な分類を一つあげれば、①競争契約、②随意契約の別である。

このうち①「競争契約」は、一般競争契約（制限付一般競争契約を含む）、指名競争契約に大別される。わが国は前者を会計法上の原則として定めているが、建設工事の施工については一般競争に付することが不利と認められる場合などにおいて指名競争契約が認められている（会計法第29条の3）。これらの競争契約方式に対して②「随意契約」とは、発注者が競争の方法によらないで、任意に相手方を選んでこれと契約を締結する方法で、発注者と受注者が継続的かつ特定の信頼関係を保持している民間工事において採用さ

れることが多い契約方式である。公共工事においては、契約の性質または目的が競争を許さない場合等において認められている（同法同条）。また、会計法では、予定価格が250万円を超えない工事については随意契約によることができるものとされている。

本調査では随意契約の実態について明らかにするもので、官公庁工事における元請の随契件数の割合、民間工事における元請の随契件数の割合、下請の随契件数の割合および専属度別随契率についてそれぞれ調査したものである。

なお、ここに示されているのは、各企業の随契割合の単純平均である点に留意されたい。

全体的傾向としては、民間工事における随契件数は総契約件数のうち約6割、官公庁工事は

表3-1 下請の区分（業者数構成比）

（単位：％）

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木事業	1. 一次下請	95.5	100.0	100.0	100.0	98.2	100.0	100.0	96.0	98.8
	2. 二次以下の下請	4.5	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	4.0	1.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事事業	1. 一次下請	89.2	80.0	90.8	91.4	95.4	93.8	95.7	100.0	92.3
	2. 二次以下の下請	10.8	20.0	9.2	8.6	4.6	6.3	4.3	0.0	7.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事事業	1. 一次下請	84.2	100.0	100.0	96.6	96.6	100.0	95.7	100.0	95.7
	2. 二次以下の下請	15.8	0.0	0.0	3.4	3.4	0.0	4.3	0.0	4.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木工造建築事業	1. 一次下請	100.0	92.3	100.0	88.9	100.0	0.0	100.0	0.0	98.1
	2. 二次以下の下請	0.0	7.7	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
設備工事事業	1. 一次下請	80.2	72.9	77.3	90.6	92.2	90.0	92.1	95.5	85.6
	2. 二次以下の下請	19.8	27.1	22.7	9.4	7.8	10.0	7.9	4.5	14.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事事業合	1. 一次下請	84.8	82.0	80.7	82.1	92.4	88.5	89.4	83.3	85.7
	2. 二次以下の下請	15.2	18.0	19.3	17.9	7.6	11.5	10.6	16.7	14.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計	1. 一次下請	84.9	79.8	82.5	88.3	93.6	91.5	94.8	95.2	88.3
	2. 二次以下の下請	15.1	20.2	17.5	11.7	6.4	8.5	5.2	4.8	11.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）下請完成工事高を有する業者のみが集計対象

調 査 結 果

約3割、官民工事を併せた下請の場合は約7割が随契で行われている。

(1) 元請官公庁

官公庁工事における元請の随契件数の割合をみる。

資本金階層別にみると、個人が37.4%と最も高く、次いで資本金200万円未満の階層の36.1%、500万円以上1,000万円未満の階層の35.1%となっており、これは規模の小さい工事あるいは補修工事等に随契の機会が多いということであろう。逆に随契の割合が最も低い階層は、特殊工事・大規模工事を担当し得る能力のある資本金10億円以上の階層の18.9%、次いで1億円以上10億円未満の階層の22.7%となっており、大企業ほど競争契約方式の機会が多いことを示している。

6業種分類別にみると、官公庁工事において随契件数の割合が最も高い業種は土木工事業の38.3%で、それ以外の業種は合計の30.9%を下回っている。次に割合の高い業種は職別工事業の29.4%であり、最も低い業種は一般土木建築工事業の22.5%、次いで建築工事業の25.8%である(表3-2-1)。

22業種分類別にみると、しゅんせつ工事業の56.8%と大工工事業の51.3%が特に割合が高く、

とりわけ、しゅんせつ工事業の個人の随契割合は100%、大工工事業のそれは65%である。反対に随契の割合が低いのは左官工事業の7.2%である。

(2) 元請民間

次に随契の機会が多いといわれる民間工事における実態をみてみよう。

資本金階層別に民間工事における元請の随契件数の割合をみると、どの階層も5割～6割が随契であり、官公庁工事と同様に、規模の小さい階層ほど随契の割合が高くなっている。最も割合が高いのは、資本金200万円未満の階層の67.0%である。逆に随契件数の割合が低いのは、官公庁工事と同様、資本金10億円以上の階層で54.0%、次いで1億円以上10億円未満の階層の59.3%である。

6業種分類別にみると、随契件数の割合の最も高いのは木造建築工事業の82.8%、次いで建築工事業の71.0%で、他の業種は合計の61.5%を下回っている。反対に随契件数の割合が最も低い業種は土木工事業の55.9%で、官公庁工事と逆の傾向も示している(表3-2-2)。

22業種分類別にみてもこの傾向は大体同じである。

表3-2-1 随契件数の割合(元請官公庁)

(単位：%)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	44.5	50.0	16.3	36.4	31.5	8.7	13.2	21.4	22.5
土 木 工 事 業	49.5	44.6	37.2	37.1	38.0	30.3	25.3	11.7	38.3
建 築 工 事 業	28.3	16.3	13.3	20.5	28.5	28.1	26.4	18.3	25.8
木 造 建 築 工 事 業	23.8	33.4	28.7	42.3	22.7	18.5	9.0	0.0	26.4
設 備 工 事 業	34.0	36.3	28.8	32.0	29.8	10.7	27.4	18.7	30.1
職 別 工 事 業	31.0	32.0	27.2	43.4	23.8	66.3	25.9	20.6	29.4
合 計	37.4	36.1	30.3	35.1	30.5	26.6	22.7	18.9	30.9

(3) 下 請

下請の随契件数の割合をみてみよう。全体としては69.1%が随契でなされている。

資本金階層別にみると、随契件数の割合が最も高いのは資本金200万円未満の階層の75.3%で、次いで500万円以上1,000万円未満の階層の71.4%である。逆に低いのは、10億円以上の階層の61.9%で、次いで個人の64.8%となっている。法人では大体資本金の規模が大きくなるにつれ、随契件数の割合が小さくなっている。

6業種分類別にみると、随契件数の割合が最も高い業種は職別工事業の72.7%で、次いで土木工事業の69.0%となっている。最も低い業種は木造建築工事業の54.2%である(表3-2-3)。

22業種分類別にみると、比率が高い業種はしゅんせつ工事業の82.4%、電気通信・信号装置工事業の81.9%、大工工事業の82.6%で、特に

低い業種は見当たらない。

(4) 専属度別随契率

また、主に元請として機能する業者のうち、直前の営業年度における民間工事の元請完成工事高のうち、発注高の多い施主(上位3社)の工事高の占める割合が50%以上の業者(全体の29.6%)と50%に達しない業者(70.4%)とを比較すると、随契率は前者が74.4%、後者が18.6%と相当な差異がみられる。前回の調査では前者が55%、後者が44%であり、随契率の差は相当拡大している。

主に下請として機能している業者のうち、最も発注高の多い建設業者(1社)から請け負った工事高の占める割合が50%以上の業者(全体の30.6%)と50%に達しない業者(69.4%)を比較すると、前者の随契率は75.4%(前回は74%)、

表3-2-2 随契件数の割合(元請民間)

(単位: %)

業 種 \ 資 本 金		個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1 億円未満	1 億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業		59.2	83.3	76.1	81.3	52.9	62.0	50.2	54.8	56.1
土 木 工 事 業		52.3	66.7	52.6	45.4	59.5	53.3	62.9	54.8	55.9
建 築 工 事 業		74.4	71.5	67.6	80.6	73.6	69.4	62.5	68.5	71.0
木造建築工事業		79.7	89.2	85.5	85.4	81.7	93.0	91.2	42.0	82.8
設 備 工 事 業		57.5	66.3	57.9	58.1	58.5	52.4	58.9	49.2	58.4
職 別 工 事 業		58.9	59.6	53.5	47.4	63.0	57.4	62.3	47.0	58.2
合 計		61.9	67.0	60.2	59.8	62.9	59.0	59.3	54.0	61.5

表3-2-3 随契件数の割合(下請)

(単位: %)

業 種	資 本 金	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1 億円未満	1 億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業		56.9	100.0	73.9	74.8	49.7	96.0	71.6	63.4	65.8
土 木 工 事 業		65.3	69.1	66.9	65.6	71.3	75.1	76.0	59.1	69.0
建 築 工 事 業		44.0	50.8	74.2	60.6	69.2	49.0	60.6	80.7	62.9
木造建築工事業		46.1	56.8	70.5	64.8	53.5	0.0	64.0	0.0	54.2
設 備 工 事 業		66.4	72.9	70.9	70.6	66.0	59.6	63.7	59.2	67.4
職 別 工 事 業		66.5	79.1	72.7	77.1	74.7	81.6	72.5	62.2	72.7
合 計		64.8	75.3	71.3	71.4	69.3	70.8	69.2	61.9	69.1

調査結果

後者の随契率は21.0%（前回は50%）で、元請と同様に随契率の差は拡大している（表3-3）。

3 契約締結の方法

ここでは、請負契約締結の方法について五つの選択肢の中から回答を求め、そのうち、「工事ごとの契約書」、「基本契約書および注文書・請書」を主として用いていると答えたものに対して、標準請負契約約款等またはそれに準ずるものを使用しているか、あるいはその他を使用しているかを、元請（民間工事のみ）として施工、下請として施工の二つのケースに分けて調査を行った。

なお、公共工事については中央建設業審議会から勧告された公共工事標準請負契約約款によることがほとんどであり、調査対象から除外した。

(1) 契約締結の方法

(a) 元請として施工の場合

全体としては工事ごとの契約書により契約締結を行っている企業は40.7%であり、基本契約書および注文書・請書によるものと併せると54.4%が契約書を用いている。

資本金階層別にみると、規模が大きくなるに従って両者計の比率が高くなる。工事ごとの契約書の締結の割合は、個人にあっては29.0%、

資本金1,000万円未満の各階層では3分の1強、1,000万円以上1億円未満の各階層は40%台である。1億円以上10億円未満の階層では62.2%、10億円以上の階層では77.1%を占めている。

次いで多い契約締結方法は、「注文書と請書の交換」、「メモまたは口頭」となっている。個人においては、メモまたは口頭による締結方法が最も多く、次いで工事ごとの契約書、注文書または請書の一方の交付が多い。資本金1億円未満の各階層では、注文書と請書の交換が2割から4分の1以上の割合を占めている。

6業種分類別にみると業種間にはかなり差があることがわかる。いずれの業種も工事ごとの契約書による方法が最も多いが、その占める割合は異なっている。工事ごとの契約書による方法が最も多い業種は建築工事業の75.1%で、次いで一般土木建築工事業の74.0%、木造建築工事業の67.1%である。何らかの契約書の使用によって締結する方法（選択肢1、2）が多い業種は、一般土木建築工事業の86.5%、建築工事業の85.6%、木造建築工事業の78.3%である。逆に設備工事業、職別工事業は契約書の使用が少なく、工事ごとの契約書による締結方法は、それぞれ26.0%、25.9%の構成比となっている。

設備工事業、職別工事業では、契約書を使用しないという割合が他の業種に比べ比較的高くメモまたは口頭による割合が高くなっている（表3-4-1）。

表3-3 専属度別随契率（構成比）

（単位：％）

	元 請			下 請		
	大	小	合 計	大	小	合 計
随 契 率	74.4	18.6	35.1	75.4	21.0	37.6

（注）1 元請の場合、直前の営業年度の民間工事の元請完成工事高に占める発注高の多い施工主（上位3社）の工事高の割合が50%以上の場合を大とし、それに満たない場合は小とした。

2 下請の場合、直前の営業年度の下請完成工事高に占める最も発注高の多い建設業者（上位1社）の工事高の割合が50%以上の場合を大とし、それに満たない場合は小とした。

第3章 請負契約、元請・下請関係

表3-4-1 元請としての施工（民間工事）の場合の契約締結方法（構成比）

（単位：％）

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1. 工事ごとの契約書	62.1	100.0	18.2	72.7	62.7	100.0	78.9	100.0	74.0
	2. 基本契約書および注文書・請書	3.4	0.0	45.5	13.6	19.4	0.0	12.2	0.0	12.5
	3. 注文書と請書の交換	6.9	0.0	27.3	13.6	9.0	0.0	8.9	0.0	8.4
	4. 注文書または請書の一方の交付	13.8	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	2.4
	5. メモまたは口頭	13.8	0.0	9.1	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	2.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1. 工事ごとの契約書	29.0	32.3	32.2	30.0	39.6	35.3	54.2	81.0	37.7
	2. 基本契約書および注文書・請書	4.8	16.1	11.5	12.7	17.9	17.6	21.7	14.3	14.2
	3. 注文書と請書の交換	21.4	19.4	28.7	33.6	29.3	41.2	22.9	4.8	26.9
	4. 注文書または請書の一方の交付	20.0	29.0	13.8	13.6	8.8	0.0	1.2	0.0	11.7
	5. メモまたは口頭	24.8	3.2	13.8	10.0	4.4	5.9	0.0	0.0	9.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1. 工事ごとの契約書	56.4	61.5	66.7	69.8	79.3	100.0	81.2	80.0	75.1
	2. 基本契約書および注文書・請書	10.3	7.7	12.5	7.0	10.4	0.0	11.8	10.0	10.1
	3. 注文書と請書の交換	12.8	15.4	0.0	11.6	5.9	0.0	5.9	10.0	7.3
	4. 注文書または請書の一方の交付	12.8	7.7	20.8	7.0	3.7	0.0	0.0	0.0	5.3
	5. メモまたは口頭	7.7	7.7	0.0	4.7	0.7	0.0	1.2	0.0	2.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1. 工事ごとの契約書	52.6	83.9	74.2	66.0	80.5	66.7	94.1	50.0	67.1
	2. 基本契約書および注文書・請書	9.2	6.5	12.1	21.3	9.2	33.3	5.9	50.0	11.2
	3. 注文書と請書の交換	8.7	3.2	3.0	6.4	3.4	0.0	0.0	0.0	5.6
	4. 注文書または請書の一方の交付	12.7	0.0	6.1	4.3	4.6	0.0	0.0	0.0	7.5
	5. メモまたは口頭	16.8	6.5	4.5	2.1	2.3	0.0	0.0	0.0	8.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	1. 工事ごとの契約書	17.3	19.2	16.3	20.5	30.9	34.6	40.1	50.0	26.0
	2. 基本契約書および注文書・請書	9.8	11.0	8.8	12.6	19.9	26.9	37.2	39.3	17.6
	3. 注文書と請書の交換	16.9	28.8	19.7	26.8	34.0	30.8	21.2	10.7	25.5
	4. 注文書または請書の一方の交付	21.4	13.7	19.0	19.7	6.8	7.7	1.5	0.0	12.4
	5. メモまたは口頭	34.6	27.4	36.1	20.5	8.4	0.0	0.0	0.0	18.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1. 工事ごとの契約書	18.5	23.8	29.5	19.7	30.1	25.0	48.7	66.7	25.9
	2. 基本契約書および注文書・請書	6.6	9.5	12.2	9.2	15.9	12.5	17.9	8.3	11.0
	3. 注文書と請書の交換	9.4	20.2	23.0	28.9	32.7	25.0	30.8	25.0	21.7
	4. 注文書または請書の一方の交付	20.6	22.6	10.8	17.1	11.9	31.3	2.6	0.0	15.8
	5. メモまたは口頭	44.9	23.8	24.5	25.0	9.3	6.3	0.0	0.0	25.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 工事ごとの契約書	29.0	34.5	33.8	35.5	43.4	46.8	62.2	77.1	40.7
	2. 基本契約書および注文書・請書	7.8	10.2	11.8	12.5	16.9	17.7	21.1	15.6	13.7
	3. 注文書と請書の交換	13.3	20.0	19.2	24.5	26.0	24.1	15.7	7.3	19.8
	4. 注文書または請書の一方の交付	18.7	16.6	13.5	13.6	7.6	8.9	0.8	0.0	11.1
	5. メモまたは口頭	31.2	18.7	21.7	13.9	6.2	2.5	0.2	0.0	14.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(b) 下請として施工の場合

全体では、注文書と請書の交換による方法が最も多く38.3%，次いで基本契約書および注文書・請書の21.3%である。残りの3方法はいずれも10%台で大きな差はない。元請として施工の場合に比べると工事ごとの契約書による締結方法が少なく、11.6%という低い比率になっている点が特徴的である。

資本金階層別にみると、工事ごとの契約書の使用は、一般に規模が大きくなるほどその割合が大きくなっているが、先にみたとおり構成比は低い。個人および資本金5,000万円未満の各階層で1割台、10億円以上の階層でも3割未満である。

法人のうち資本金10億円未満の各階層は、注文書と請書の交換による方法が最も多く、4割弱から4割5分の割合を占めている。次いで多い方法は資本金500万円未満の各階層では注文書または請書の一方の交付で、500万円以上1億円未満の各階層では基本契約書および注文書・請書である。資本金10億円以上の階層では、基本契約書および注文書・請書による方法が最も多く、次に注文書と請書の交換、工事ごとの契約書の三つの方法で占められる。

6業種分類別にみると、元請として施工する場合に比べて業種間に大きな相違はみられない。いずれの業種においても注文書と請書の交換による方法が最も多くとられている。

工事ごとの契約書による方法は、建築工事業の19.7%，一般土木建築工事業の19.3%で2割に近い割合になっているが、他の業種では1割内外である。何らかの契約書を用いる（選択肢1,2）方法が多い業種は建築工事業（45.9%）、一般土木建築工事業（45.0%）で、逆に低い業種は職別工事業の26.9%となっている（表3-4-2）。

(2) 契約書・基本契約の内容

契約締結の方法に対する調査（前項）で、工事ごとの契約書または基本契約および注文書・請書により契約を行うと回答したものに対して行った調査であり、標準請負契約約款またはこれに準ずる約款を使用しているか否かを調査したものである。

民間建設工事標準請負契約約款および建設工事標準下請契約約款は、中央建設業審議会において、民間請負契約および下請契約の適正化を図るため制定・勧告されたものであり、これを受けて各建設業者団体においても、各業種に対応した契約約款の作成を行っている。これが、いわゆる実施約款といわれるもので、本調査では、標準約款および実施約款がどの程度普及しているかを調べたものである。

(a) 元請として施工（民間工事）の場合

全体では、民間建設工事標準請負契約約款またはこれに準ずる約款を使用するというものが83.6%である。

資本金階層別にみると、これを使用しているというものがどの階層も圧倒的に多く、資本金の規模が大きくなるほど標準約款等を使用する傾向にあるものの、階層によってあまり大きな差はない。

個人でも8割近くが使用し、資本金500万円以上の各階層で8割を超え、資本金1億円以上の各階層では9割以上になっている。

したがって、契約書を使用している場合はほとんど標準的な約款を用いていることが明らかである。

6業種分類別にみると、標準請負契約約款またはこれに準ずるものを使用している割合の最も多い業種は、一般土木建築工事業の92.3%で、次いで建築工事業90.7%，木造建築工事業85.8

第3章 請負契約、元請・下請関係

表3-4-2 下請としての施工の場合の契約締結方法（構成比）

（単位：％）

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1.工事ごとの契約書	10.5	0.0	22.2	0.0	13.0	20.0	21.6	42.9	19.3
	2.基本契約書および注文書・請書	5.3	100.0	0.0	13.3	23.9	60.0	33.3	19.0	25.7
	3.注文書と請書の交換	57.9	0.0	66.7	66.7	50.0	20.0	41.2	38.1	46.3
	4.注文書または請書の一方の交付	5.3	0.0	0.0	13.3	6.5	0.0	3.9	0.0	4.6
	5.メモまたは口頭	21.1	0.0	11.1	6.7	6.5	0.0	0.0	0.0	4.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.工事ごとの契約書	11.5	16.7	15.2	15.2	13.4	6.3	16.7	15.8	13.9
	2.基本契約書および注文書・請書	14.7	16.7	16.3	18.1	24.7	31.3	35.7	31.6	21.9
	3.注文書と請書の交換	34.0	22.2	35.9	50.5	47.0	37.5	42.9	52.6	41.7
	4.注文書または請書の一方の交付	19.2	25.0	26.1	11.4	10.1	18.8	4.8	0.0	14.2
	5.メモまたは口頭	20.5	19.4	6.5	4.8	4.9	6.3	0.0	0.0	8.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.工事ごとの契約書	15.0	0.0	16.7	11.5	21.6	40.0	20.0	50.0	19.7
	2.基本契約書および注文書・請書	15.0	100.0	16.7	19.2	25.7	0.0	37.5	50.0	26.2
	3.注文書と請書の交換	35.0	0.0	33.3	34.6	35.1	40.0	35.0	0.0	33.9
	4.注文書または請書の一方の交付	20.0	0.0	25.0	23.1	16.2	20.0	7.5	0.0	15.8
	5.メモまたは口頭	15.0	0.0	8.3	11.5	1.4	0.0	0.0	0.0	4.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1.工事ごとの契約書	9.8	16.7	15.0	11.1	14.3	0.0	0.0	0.0	12.2
	2.基本契約書および注文書・請書	13.7	16.7	30.0	16.7	31.4	0.0	66.7	0.0	22.3
	3.注文書と請書の交換	19.6	33.3	35.0	55.6	22.9	0.0	33.3	0.0	28.8
	4.注文書または請書の一方の交付	11.8	33.3	15.0	5.6	25.7	0.0	0.0	0.0	16.5
	5.メモまたは口頭	45.1	0.0	5.0	11.1	5.7	0.0	0.0	0.0	20.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	1.工事ごとの契約書	9.3	11.4	8.7	5.7	12.0	3.8	16.5	21.7	10.6
	2.基本契約書および注文書・請書	14.6	16.2	15.8	25.0	30.4	30.8	41.7	56.5	24.5
	3.注文書と請書の交換	28.7	36.2	35.9	37.1	44.0	46.2	36.2	17.4	36.8
	4.注文書または請書の一方の交付	23.9	21.0	22.8	22.1	10.7	19.2	5.5	4.3	17.0
	5.メモまたは口頭	23.6	15.2	16.8	10.0	2.9	0.0	0.0	0.0	11.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.工事ごとの契約書	9.0	8.4	8.2	8.6	10.4	12.5	14.3	27.3	9.5
	2.基本契約書および注文書・請書	7.5	14.3	15.0	15.4	28.3	41.7	37.5	27.3	17.4
	3.注文書と請書の交換	27.1	44.3	41.6	46.9	46.3	37.5	44.6	36.4	39.4
	4.注文書または請書の一方の交付	21.9	15.3	20.5	17.7	10.4	4.2	1.8	9.1	26.5
	5.メモまたは口頭	34.4	17.7	14.7	11.4	4.6	4.2	1.8	0.0	17.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.工事ごとの契約書	9.6	10.3	10.0	9.2	12.4	10.5	17.7	28.2	11.6
	2.基本契約書および注文書・請書	11.1	15.9	15.7	19.0	28.1	34.2	37.6	35.9	21.3
	3.注文書と請書の交換	28.9	39.0	39.0	45.1	44.5	39.5	39.8	33.3	38.8
	4.注文書または請書の一方の交付	21.3	18.4	21.6	17.3	11.1	13.2	4.6	2.6	15.6
	5.メモまたは口頭	29.1	16.4	13.6	9.4	4.0	2.6	0.2	0.0	12.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

%となっており、設備工事業77.5%，職別工事業74.3%は比較的低くなっている(表3-5-1)。

22業種分類別にみてもほぼ同じ傾向であるが、特に低いのは屋根工事業の47.1%である。

(b) 下請として施工の場合

建設工事標準下請契約約款またはこれに準ずるものを使用する割合は、元請として施工する場合の標準請負契約約款に比べてその率は若干低くなっている。しかし大きな相違はなく、ほぼ標準約款等の使用によっている。

資本金階層別にみると、建設工事標準下請契約約款またはこれに準ずるものを使用する割合

は、個人で約70%，資本金5,000万円未満の各階層で70%台、5,000万円以上の各階層で80%台となっている。

6業種分類別にみると、一般土木建築工事業が81.3%と80%を超えるが、他の業種は80%に満たない。なかでも木造建築工事業は68.9%と低くなっている(表3-5-2)。

22業種分類別にみると、ほ装工事業87.5%，電気通信・信号装置工事業88.8%，鋼構造物工事業87.7%で高い。反対に低いのは屋根工事業の55%である。

表3-5-1 元請としての施工(民間工事)の場合の契約書・基本契約の内容(構成比)

(単位：%)

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1. 標準請負契約約款またはこれに準ずるもの	77.8	66.7	83.3	100.0	83.0	80.0	98.2	97.1	92.3
	2. そ の 他	22.2	33.3	16.7	0.0	17.0	20.0	1.8	2.9	7.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1. 標準請負契約約款またはこれに準ずるもの	86.7	83.3	78.8	93.3	83.7	88.9	87.1	90.0	85.8
	2. そ の 他	13.3	16.7	21.2	6.7	16.3	11.1	12.9	10.0	14.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1. 標準請負契約約款またはこれに準ずるもの	79.2	75.0	94.7	90.9	90.8	77.8	94.9	100.0	90.7
	2. そ の 他	20.8	25.0	5.3	9.1	9.2	22.2	5.1	0.0	9.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木工造建築工事業	1. 標準請負契約約款またはこれに準ずるもの	85.4	80.0	80.0	95.0	89.5	100.0	76.5	50.0	85.8
	2. そ の 他	14.6	20.0	20.0	5.0	10.5	0.0	23.5	50.0	14.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	1. 標準請負契約約款またはこれに準ずるもの	73.4	71.4	65.7	73.2	76.0	68.8	87.7	92.0	77.5
	2. そ の 他	26.6	28.6	34.3	26.8	24.0	31.3	12.3	8.0	22.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1. 標準請負契約約款またはこれに準ずるもの	67.2	80.0	62.3	68.2	82.8	60.0	80.8	88.9	74.3
	2. そ の 他	32.8	20.0	37.7	31.8	17.2	40.0	19.2	11.1	25.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 標準請負契約約款またはこれに準ずるもの	78.6	77.7	74.1	87.0	83.1	78.0	91.0	93.0	83.6
	2. そ の 他	21.4	22.3	25.9	13.0	16.9	22.0	9.0	7.0	16.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

4 労務下請

建設業の下請制度における問題点の一つは、「労務下請」と呼ばれる労働力提供のみの下請が存在し、いわゆる重層下請制度を形成していることである。そのような場合、しばしば不明確な雇用管理、労働福祉の立ち遅れ、安全衛生管理における諸問題を招来しがちである。

ここに示すものは、下請完成工事高のある企業に対して、総下請完成工事件数のうち労務下請の完成工事件数の割合を、①0%、②30%未満、③30%以上70%未満、④70%以上100%未

満、⑤100%、の五つに分けて調査した結果である。

全体の傾向としては、①0%が40.5%、②30%未満が27.2%で全体のほぼ7割を占め、残りの3割は、④70%以上100%未満が10.5%、③30%以上70%未満が12.5%、⑤100%は9.4%である。

資本金階層別にみると、小さい規模ほど30%未満（0%を含む）の割合が低くなり、反対に30%以上の割合が多くなる。個人でみれば30%未満（0%を含む）は58.1%で、それ以上は41.8%となっている。反対に資本金の大きい規模の業者ほど30%未満（0%を含む）の割合が高くなり、

表3-5-2 下請としての施工の場合の契約書・基本契約の内容（構成比）

（単位：%）

業 種	資 本 金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一 般 建 設 業	1. 建設工事標準下請契約 約款またはこれに準ず るもの	66.7	0.0	0.0	50.0	76.5	100.0	85.5	84.6	81.3
	2. そ の 他	33.3	100.0	100.0	50.0	23.5	0.0	14.5	15.4	18.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土 木 工 事 業	1. 建設工事標準下請契約 約款またはこれに準ず るもの	66.7	54.5	62.1	81.3	86.0	83.3	81.8	88.9	77.9
	2. そ の 他	33.3	45.5	37.9	18.8	14.0	16.7	18.2	11.1	22.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建 築 工 事 業	1. 建設工事標準下請契約 約款またはこれに準ず るもの	83.3	100.0	50.0	83.3	74.3	100.0	69.6	75.0	74.4
	2. そ の 他	16.7	0.0	50.0	16.7	25.7	0.0	30.4	25.0	25.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 工 造 事 業	1. 建設工事標準下請契約 約款またはこれに準ず るもの	54.5	50.0	88.9	33.3	75.0	0.0	100.0	0.0	68.9
	2. そ の 他	45.5	50.0	11.1	66.7	25.0	0.0	0.0	0.0	31.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
設 備 工 事 業	1. 建設工事標準下請契約 約款またはこれに準ず るもの	71.6	74.1	69.8	77.5	76.2	77.8	86.3	83.3	76.8
	2. そ の 他	28.4	25.9	30.2	22.5	23.8	22.2	13.7	16.7	23.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別 工 事 業	1. 建設工事標準下請契約 約款またはこれに準ず るもの	71.1	81.0	75.4	82.5	81.8	76.9	89.3	83.3	79.3
	2. そ の 他	28.9	19.0	24.6	17.5	18.2	23.1	10.7	16.7	20.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 建設工事標準下請契約 約款またはこれに準ず るもの	69.9	73.6	70.9	78.9	79.6	82.4	84.0	84.0	77.7
	2. そ の 他	30.1	26.4	29.1	21.1	20.4	17.6	16.0	16.0	22.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

資本金10億円以上の階層ではこれが90.1%で、それ以上はわずか9.9%となっている。

6業種分類別にみると、労務下請0%の割合は建築工事業、一般土木建築工事業、土木工事業で40%~60%台であり、最も高いのは建築工事業の60.2%である。反対に労務下請の完成工事件数に対する割合100%が高いのは、職別工事業で14.0%、同じく設備工事業で8.2%となっている(表3-6)。

22業種分類別にみると、鉄筋工事業で100%が33.3%で、この業種では小さい規模の業者に多い。

5 工事代金の受取・支払条件

ここに示されているのは、建設工事における工事代金の受取・支払条件について、①民間工事における施主と元請、②下請として元請その他から受け取る場合、③元請として下請に支払う場合の一般的傾向を明らかにしようとしたものである。前回調査と同様の調査項目であり、前回の調査結果と比較しつつみてみたい。特に元請の下請業者に対する工事代金の支払条件は、第二次以後の下請業者への支払い、さらには末端作業員の賃金支払いにまで影響をおよぼすので、建設業法、元請・下請関係合理化指導要綱、公正取引委員会の建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準等に規定されており、さまざまな条件が定められている。また建設省では、計画局長通達において下請代金の支払条件の適正化について数回の通達を出し、元請の自覚を促している。

調査項目は、各取引関係ごとに四つに分かれている。

(a)は受取(支払)方法についてである。建設

工事の代金支払形態で最も一般的に行われていると考えられる四つの方法(①前払・中間払・完成払、②前払・完成払、③毎月出来高払、④完成払のみ)から、調査対象の建設業者の最近の取引において最も多いと思われるもの一つを選択させた。

(b)は前払金の割合で、前問の受取(支払)方法で「①前払・中間払・完成払」または「②前払・完成払」と回答した企業から、その前払金の受取(支払)額の割合について調査したものである。

(c)は工事代金のうち現金の占める割合についてであり、これを五つに分け、最も件数の多いと思うもの一つを選択させたものである。

(d)は手形期間であり、手形期間別に五つに分け、工事代金を手形で受け取(支払)った場合に最も多いと思うもの一つを選択させたものである。

このように、いずれの場合も数個の選択肢のうちで、調査対象となった建設業者が最も多いと思うもの一つを選択したものであり、集計表に現れた数字は、その項を選択した業者の割合である。したがって、この調査をみるうえで下記の点に注意を要する。

- ① 調査対象となった建設業者の工事全体において、ある選択肢の占める割合を示すものではない。
- ② ある選択肢を選択した建設業者においても、すべてのものがこれに該当するわけではなく、単に比較上これが最も多いということにすぎない。

(1) 民間施主からの受取条件

元請が民間施主から工事代金を受け取る場合に、受取方法、受取工事代金のうち現金の占め

第3章 請負契約、元請・下請関係

表3-6 労務下請の完成工事件数の割合（構成比）

（単位：％）

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	① 0%	33.3	0.0	66.7	56.3	50.9	40.0	62.0	82.6	57.8
	② 30%未満	33.3	50.0	22.2	25.0	28.3	60.0	28.7	8.7	27.4
	③ 30%以上70%未満	14.3	50.0	11.1	12.5	13.2	0.0	6.5	4.3	9.3
	④ 70%以上100%未満	19.0	0.0	0.0	0.0	7.5	0.0	0.9	4.3	4.2
	⑤ 100%	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	1.9	0.0	1.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	① 0%	30.3	26.5	38.1	46.9	56.9	62.5	56.3	71.4	46.5
	② 30%未満	27.4	38.2	31.4	28.3	26.3	18.8	32.2	28.6	28.5
	③ 30%以上70%未満	21.7	14.7	9.5	11.5	10.3	0.0	9.2	0.0	12.4
	④ 70%以上100%未満	9.7	11.8	12.4	7.1	3.8	6.3	2.3	0.0	6.8
	⑤ 100%	10.9	8.8	8.6	6.2	2.7	12.5	0.0	0.0	5.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	① 0%	29.4	100.0	30.8	50.0	62.5	40.0	83.3	66.7	60.2
	② 30%未満	17.6	0.0	38.5	20.8	23.8	40.0	9.5	33.3	21.0
	③ 30%以上70%未満	23.5	0.0	15.4	25.0	7.5	20.0	4.8	0.0	11.3
	④ 70%以上100%未満	11.8	0.0	0.0	4.2	2.5	0.0	2.4	0.0	3.2
	⑤ 100%	17.6	0.0	15.4	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	4.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	① 0%	20.0	62.5	73.7	50.0	60.0	100.0	80.0	0.0	47.5
	② 30%未満	36.0	37.5	10.5	31.3	30.0	0.0	20.0	0.0	29.5
	③ 30%以上70%未満	22.0	0.0	5.3	6.3	7.5	0.0	0.0	0.0	11.5
	④ 70%以上100%未満	14.0	0.0	10.5	6.3	2.5	0.0	0.0	0.0	7.9
	⑤ 100%	8.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	① 0%	29.3	21.4	37.4	42.7	46.8	33.3	41.4	68.2	38.6
	② 30%未満	28.0	26.8	24.6	28.7	30.8	33.3	35.3	13.6	29.0
	③ 30%以上70%未満	15.2	14.3	16.6	18.0	9.5	20.0	12.8	4.5	13.5
	④ 70%以上100%未満	15.5	18.8	6.4	8.7	8.2	13.3	8.3	9.1	10.7
	⑤ 100%	11.9	18.8	15.0	2.0	4.7	0.0	2.3	4.5	8.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	① 0%	30.1	33.2	32.0	36.6	36.4	40.7	60.0	41.7	34.3
	② 30%未満	28.9	23.6	22.8	22.9	25.7	25.9	20.0	41.7	25.5
	③ 30%以上70%未満	13.1	12.7	11.9	14.9	12.2	3.7	5.5	0.0	12.3
	④ 70%以上100%未満	13.1	14.5	15.0	13.7	13.9	18.5	7.3	16.7	13.8
	⑤ 100%	14.7	15.9	18.4	12.0	11.8	11.1	7.3	0.0	14.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	① 0%	29.5	29.9	36.4	42.5	46.6	42.9	56.5	69.1	40.5
	② 30%未満	28.6	26.2	24.7	26.1	27.6	29.8	28.4	21.0	27.2
	③ 30%以上70%未満	15.7	13.2	12.8	15.2	10.6	9.5	8.6	2.5	12.5
	④ 70%以上100%未満	13.4	15.1	11.3	9.5	8.8	11.9	4.4	6.2	10.5
	⑤ 100%	12.7	15.6	14.8	6.7	6.4	6.0	2.1	1.2	9.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調査結果

る割合、手形期間がどうであるか、を調査した結果である。

(a) 受取方法

全体としては、民間工事の施主と元請業者間において最も多い受取方法は、完成払のみの41.1%で、次の毎月出来高払31.3%と併せて約7割を占めている。第3番目は前払・中間払・完成払の20.3%である。前回調査では、前払・中間払・完成払が34.5%と3分の1強を占め、次いで、毎月出来高払が29.3%、完成払のみが27.2%であった。今回は、前払・完成払は5.3%と少なく、前払・中間払・完成払を併せて25.6%である。これは、民間施主の支払条件が前回調査の時点より厳しくなっていることを示すものである。

資本金階層別にみると、毎月出来高払および完成払のみのケースが多いのは個人または資本金の少ない法人で、これらにおいては、毎月出来高払および完成払のみを併せて7割から8割を占めるのに対して、資本金1億円以上の各階層は4割5分から5割と少なくなり、前払・中間払・完成払のケースの比率が多くなっている。

完成払のみの比率についてみると、個人および資本金1,000万円未満の各階層は40%台であるが、資本金1,000万円以上5,000万円未満の階層は30%台で、5,000万円以上10億円未満の各階層となると20%台、10億円以上の階層は15.5%と減少し、反対に前払・中間払・完成払の方法が多くなっている。つまり、規模の小さい業者ほど完成払のみが多く、規模が大きくなるにつれて前払・中間払・完成払の方法が他の2方法に比して多くなっている。

次の設問と関連するが、前払・中間払・完成払および前払・完成払とを併せた比率が高いのは資本金10億円以上の階層の49.1%、1億円以

上10億円未満の階層の46.3%である。

6業種分類別にみると、業種間の相違がかなり顕著である。木造建築工事業および建築工事業は前払・中間払・完成払の方法が非常に多く、それぞれ78.2%、68.3%となっている。これは前回調査とほぼ同じ傾向である。

逆に、土木工事業、設備工事業および職別工事業は、前払・中間払・完成払の方法による代金の受取りはそれぞれ9.3%、6.6%および5.7%にすぎず前回調査よりもさらに減少している。これらの業種において最も多い受取方法は、毎月出来高払または完成払のみという場合であり、土木工事業においては毎月出来高払30.8%、完成払のみ51.8%、設備工事業においては毎月出来高払36.4%、完成払のみ50.3%、さらに職別工事業においては毎月出来高払40.3%、完成払のみ48.4%となっている。この中間的なものが、一般土木建築工事業で、前払・中間払・完成払が55.5%と最も多い。この傾向は前回調査とほぼ同じである。このように業種間において代金の受取条件はかなり異なっている(表3-7-1)。

さらに22業種分類別にみると、鉄筋工事業において毎月出来高払が最も多く、90.5%と約9割を占め、次いでしゅんせつ工事業の68.8%となっている。

前払・中間払・完成払と前払・完成払を併せた比率が高い業種は、6業種分類別で、木造建築工事業が84.6%、建築工事業が74.6%、一般土木建築工事業が66.5%となっている。

(b) 前払金の割合

前の設問で民間施主からの受取条件が前払・中間払・完成払または前払・完成払と回答したもの(全体の25.6%)に対して、前払の割合を調査したもので、①1割未満、②1割以上3割未満、③3割以上の3つの選択肢の中から最も多

第3章 請負契約、元請・下請関係

表3-7-1 工事代金の民間施主からの受取条件 (a)受取方法 (構成比)

(単位: %)

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計							
			200万円未満								200万円以上						
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上								
一般土木建築工事業	1.前払,中間払,完成払	41.7	75.0	54.5	36.0	39.7	80.0	64.0	77.8	55.5							
	2.前 払, 完 成 払	13.9	0.0	0.0	24.0	13.2	0.0	10.4	2.8	11.0							
	3.毎 月 出 来 高 払	13.9	25.0	0.0	12.0	20.6	0.0	15.2	8.3	14.5							
	4.完 成 払 の み	27.8	0.0	45.5	28.0	25.0	20.0	8.8	2.8	16.8							
	5.そ の 他	2.8	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	1.6	8.3	2.3							
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0							
土木工事業	1.前払,中間払,完成払	9.7	3.8	8.7	6.5	8.9	31.8	11.8	14.3	9.3							
	2.前 払, 完 成 払	3.7	5.7	4.0	7.9	8.2	9.1	5.9	4.8	6.2							
	3.毎 月 出 来 高 払	25.0	32.1	31.7	32.4	30.1	31.8	38.8	47.6	30.8							
	4.完 成 払 の み	59.3	58.5	54.8	52.5	50.6	27.3	40.0	28.6	51.8							
	5.そ の 他	2.3	0.0	0.8	0.7	2.2	0.0	3.5	4.8	1.8							
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0							
建築工事業	1.前払,中間払,完成払	61.4	66.7	63.0	70.5	66.9	66.7	73.6	81.8	68.3							
	2.前 払, 完 成 払	11.4	6.7	0.0	4.5	5.5	0.0	9.2	0.0	6.3							
	3.毎 月 出 来 高 払	20.5	6.7	29.6	13.6	15.9	0.0	9.2	18.2	14.9							
	4.完 成 払 の み	2.3	20.0	7.4	11.4	9.0	11.1	5.7	0.0	7.9							
	5.そ の 他	4.5	0.0	0.0	0.0	2.8	22.2	2.3	0.0	2.6							
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0							
木造建築工事業	1.前払,中間払,完成払	79.4	79.4	75.0	76.1	73.6	100.0	94.1	100.0	78.2							
	2.前 払, 完 成 払	5.4	5.9	4.4	4.3	12.1	0.0	5.9	0.0	6.4							
	3.毎 月 出 来 高 払	6.4	11.8	13.2	15.2	4.4	0.0	0.0	0.0	7.9							
	4.完 成 払 の み	6.9	2.9	4.4	2.2	5.5	0.0	0.0	0.0	5.1							
	5.そ の 他	2.0	0.0	2.9	2.2	4.4	0.0	0.0	0.0	2.4							
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0							
設備工事業	1.前払,中間払,完成払	2.9	3.3	5.3	3.8	7.9	12.9	17.2	17.9	6.6							
	2.前 払, 完 成 払	2.9	4.9	2.9	4.4	5.0	3.2	6.9	17.9	4.5							
	3.毎 月 出 来 高 払	30.4	45.1	37.3	23.8	41.2	45.2	41.4	35.7	36.4							
	4.完 成 払 の み	61.4	46.7	53.6	67.5	42.2	35.5	33.1	25.0	50.3							
	5.そ の 他	2.4	0.0	1.0	0.6	3.7	3.2	1.4	3.6	2.2							
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0							
職別工事業	1.前払,中間払,完成払	6.8	2.7	5.2	4.5	6.2	10.0	7.5	0.0	5.7							
	2.前 払, 完 成 払	4.5	4.4	4.1	3.9	3.8	5.0	1.9	0.0	4.1							
	3.毎 月 出 来 高 払	31.0	48.6	44.9	45.8	44.6	50.0	30.2	75.0	40.3							
	4.完 成 払 の み	55.6	42.6	44.6	45.8	44.1	35.0	58.5	25.0	48.4							
	5.そ の 他	2.1	1.6	1.1	0.0	1.4	0.0	1.9	0.0	1.5							
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0							
合 計	1.前払,中間払,完成払	18.5	12.4	15.5	17.0	19.0	31.2	38.9	42.7	20.3							
	2.前 払, 完 成 払	4.5	4.9	3.5	6.0	6.3	4.3	7.4	6.4	5.3							
	3.毎 月 出 来 高 払	25.9	40.6	36.0	29.9	33.9	33.3	26.6	30.9	31.3							
	4.完 成 払 の み	48.9	41.4	43.8	46.6	38.1	28.0	25.2	15.5	41.1							
	5.そ の 他	2.3	0.7	1.1	0.5	2.7	3.2	2.0	4.5	2.0							
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0							

調 査 結 果

いものの回答を求めた。

全体としては、1割以上3割未満が70.9%と最も多く、1割未満17.4%、3割以上11.7%となっている。

資本金階層別にみると、資本金5,000万円以上1億円未満の階層で1割以上3割未満の割合が約5割と低いほかは、個人から資本金10億円以上の階層まで6割から7割となるなど、1割以上3割未満の占める比率は平均化している。

前問で、前払・中間払・完成払および前払・完成払の比率が高かった資本金10億円以上、資本金1億円以上10億円未満の2階層についてみ

ると、前者は1割以上3割未満が64.8%と最も多く、後者は72.6%でここでも1割以上3割未満の支払条件が多いことがわかる。

業種別にみると、6業種分類別では1割以上3割未満が一般土木建築工事業で81.2%、建築工事業で74.7%、22業種分類別ではしゅんせつ工事業で3割以上が100%、その他の設備工事業、鉄筋工事業、左官工事業で、1割以上3割未満が100となっているのが目立っている（表3-7-2）。

(c) 現金比率

全体としては、請負代金額の7割以上を現金

表3-7-2 工事代金の民間施主からの受取条件 (b)前払金の割合（構成比）

（単位：％）

業種	資 本 金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	① 1割未満	5.3	66.7	0.0	13.3	11.4	0.0	9.8	24.1	11.9
	② 1割以上3割未満	78.9	33.3	100.0	80.0	77.1	100.0	83.7	75.9	81.2
	③ 3割以上	15.8	0.0	0.0	6.7	11.4	0.0	6.5	0.0	6.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	① 1割未満	29.6	20.0	13.3	10.5	20.4	22.2	28.6	25.0	21.0
	② 1割以上3割未満	55.6	60.0	73.3	68.4	55.6	44.4	50.0	50.0	57.3
	③ 3割以上	14.8	20.0	13.3	21.1	24.1	33.3	21.4	25.0	21.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	① 1割未満	21.9	18.2	17.6	27.3	13.5	16.7	9.7	11.1	15.5
	② 1割以上3割未満	62.5	81.8	76.5	66.7	78.8	50.0	76.4	77.8	74.7
	③ 3割以上	15.6	0.0	5.9	6.1	7.7	33.3	13.9	11.1	9.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木工造建築業	① 1割未満	14.2	21.4	18.5	21.6	16.9	50.0	23.5	50.0	17.2
	② 1割以上3割未満	73.4	53.6	75.9	78.4	75.3	50.0	52.9	50.0	72.3
	③ 3割以上	12.4	25.0	5.6	0.0	7.8	0.0	23.5	0.0	10.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	① 1割未満	11.8	20.0	21.4	0.0	19.7	40.0	38.2	70.0	24.0
	② 1割以上3割未満	41.2	60.0	64.3	84.6	72.1	40.0	55.9	30.0	62.3
	③ 3割以上	47.1	20.0	14.3	15.4	8.2	20.0	5.9	0.0	13.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	① 1割未満	23.0	15.4	0.0	7.7	21.6	33.3	20.0	0.0	18.4
	② 1割以上3割未満	65.6	69.2	75.0	69.2	64.9	33.3	60.0	0.0	67.6
	③ 3割以上	11.5	15.4	25.0	23.1	13.5	33.3	20.0	0.0	14.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合 計	① 1割未満	17.2	21.4	14.3	16.9	16.8	27.3	16.2	31.5	17.4
	② 1割以上3割未満	68.0	61.4	75.4	73.8	72.0	51.5	72.6	64.8	70.9
	③ 3割以上	14.8	17.1	10.3	9.2	11.1	21.2	11.1	3.7	11.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

で受け取ったとするものが52.6%と全体の半数以上を占めている。次いで、3割以上5割未満が17.6%，5割以上7割未満が15.6%，1割以上3割未満が10.7%，1割未満が3.6%となっている。これは前回調査とほぼ同様の傾向である。

これを資本金階層別にみると、現金比率7割以上が資本金10億円以上の階層を除く各階層とも最も多く、個人においては65.7%を占めているのに対して、資本金10億円以上の階層では21.8%と最も少なくなっており、一般的に資本金が大きな階層になるほど現金比率7割以上のものの占める割合が少なくなっている。また、同一資本金階層においては、一般的傾向として現金比率が低くなるに従って全体に占める比率が小さくなる傾向を示し、これも前回調査と同様である。

業種別にみると、各業種とも請負代金額の7割以上を現金で受け取るというものが多いが、なかでもその比率が最も高いのは、6業種分類別にみると木造建築工事業の84.5%，建築工事業の62.9%が多く、22業種分類別では鉄筋工事業の76.7%，電気通信・信号装置工事業の71.4%が高い。個人についてみると、木造建築工事業で7割以上が86.7%，石工・れんが・タイル・ブロック工事業が同じく82.6%，電気通信・信号装置工事業が83.9%となっている。特徴的なのはしゅんせつ工事業で、個人で5割以上7割未満が100%，資本金1,000万円以上5,000万円未満の階層で7割以上が100%，5,000万円以上1億円未満の階層で3割以上5割未満が100%と片寄りをみせている（表3-7-3）。

(d) 手形期間

手形による取引における手形期間について調査したものである。

全体では、最も多いのは90日以上120日未満、

次いで120日以上150日未満で両方で全体の8割近くを占め、前者がわずかに多い。次には90日未満が14.2%，150日以上180日未満5.9%，180日以上1.2%で、この傾向は前回調査とほぼ同じである。

これを資本金階層別にみると、全体的傾向としては資本金の大小にかかわらず90日以上120日未満または120日以上150日未満が多いが、90日以上120日未満が多いのは個人または資本金階層1,000万円未満の各階層であり、資本金が1,000万円以上の各階層になると、120日以上150日未満が最も多くなっている。

次に業種別にみると、6業種分類別ではほぼ各業種とも90日以上120日未満が最も多く、次いで、120日以上150日未満となっているが、一般土木建築工事業、設備工事業では後者のほうがやや多くなっている。やや異なった傾向を示しているのは木造建築工事業で、90日以上120日未満が多いのは他と変わらないが、次いで90日未満が31.7%を占め、120日以上150日未満は17.8%と、他業種と比較して手形期間が短くなっており、これは前回調査も同様な傾向であった（表3-7-4）。

22業種分類別では特に特徴的なものはみられなかった。

(2) 元請その他の建設業者からの受取条件

本項では、調査対象の建設業者が他の建設業者の下請として工事を施工した場合に、その下請代金の受取条件（受取方法、前払金の割合、現金比率および手形期間）がどのようなものであったかを調査したものである。

(a) 受取方法

他の建設業者の下請として工事を施工した場合の受取方法は、全体としては毎月出来高払が

調 査 結 果

表 3 - 7 - 3 工事代金の民間施主からの受取条件 (c)現金比率 (構成比)

(単位: %)

業 種	資 本 金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	① 1割未満	0.0	0.0	9.1	0.0	6.0	0.0	0.8	2.8	2.3
	② 1割以上3割未満	8.6	0.0	9.1	4.0	10.4	0.0	12.8	16.7	11.1
	③ 3割以上5割未満	11.4	50.0	0.0	16.0	13.4	0.0	23.2	25.0	18.4
	④ 5割以上7割未満	8.6	25.0	27.3	20.0	17.9	40.0	20.0	30.6	20.0
	⑤ 7割以上	71.4	25.0	54.5	60.0	52.2	60.0	43.2	25.0	48.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	① 1割未満	2.0	6.0	0.8	2.2	1.9	0.0	10.3	0.0	2.8
	② 1割以上3割未満	2.9	0.0	4.9	5.9	8.4	4.8	8.0	28.6	6.4
	③ 3割以上5割未満	12.7	6.0	23.6	14.8	20.3	33.3	31.0	23.8	19.0
	④ 5割以上7割未満	11.2	14.0	17.1	13.3	12.3	14.3	11.5	23.8	12.8
	⑤ 7割以上	71.2	74.0	53.7	63.7	57.1	47.6	39.1	23.8	59.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	① 1割未満	4.5	0.0	0.0	2.3	0.7	0.0	0.0	10.0	1.4
	② 1割以上3割未満	4.5	0.0	7.4	2.3	11.3	0.0	6.9	30.0	8.0
	③ 3割以上5割未満	4.5	13.3	3.7	13.6	7.0	0.0	26.4	10.0	11.9
	④ 5割以上7割未満	9.1	6.7	14.8	15.9	16.9	33.3	16.1	20.0	15.8
	⑤ 7割以上	77.3	80.0	74.1	65.9	64.1	66.7	50.6	30.0	62.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	① 1割未満	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
	② 1割以上3割未満	1.0	0.0	4.4	4.3	0.0	0.0	12.5	0.0	2.0
	③ 3割以上5割未満	4.1	6.1	2.9	8.5	5.4	0.0	6.3	0.0	4.9
	④ 5割以上7割未満	8.2	3.0	10.3	6.4	9.8	0.0	12.5	0.0	8.3
	⑤ 7割以上	86.7	87.9	82.4	80.9	84.8	100.0	68.8	100.0	84.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	① 1割未満	5.3	1.7	4.9	5.9	5.9	6.7	13.7	17.2	6.3
	② 1割以上3割未満	6.5	13.2	9.2	15.0	22.0	30.0	26.0	10.3	16.1
	③ 3割以上5割未満	15.1	14.9	21.8	22.2	23.7	23.3	24.0	44.8	22.1
	④ 5割以上7割未満	19.8	22.3	20.4	14.4	15.5	13.3	11.0	13.8	17.6
	⑤ 7割以上	53.3	47.9	43.7	42.5	32.8	26.7	25.3	13.8	37.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	① 1割未満	1.6	1.1	1.9	1.9	4.3	4.8	17.0	0.0	3.3
	② 1割以上3割未満	5.4	10.0	14.9	16.9	17.8	28.6	22.6	66.7	12.0
	③ 3割以上5割未満	11.4	17.8	20.9	23.4	23.2	33.3	30.2	8.3	18.1
	④ 5割以上7割未満	17.7	17.2	12.7	20.1	19.2	14.3	3.8	16.7	17.1
	⑤ 7割以上	63.9	53.9	49.6	37.7	35.4	19.0	26.4	8.3	49.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	① 1割未満	2.5	2.0	2.4	2.9	3.8	3.3	7.6	6.4	3.6
	② 1割以上3割未満	4.8	8.4	10.1	10.9	15.1	17.4	15.8	23.6	10.7
	③ 3割以上5割未満	11.4	14.6	18.9	18.6	19.6	22.8	25.5	26.4	17.6
	④ 5割以上7割未満	15.6	16.9	15.8	15.4	15.6	16.3	13.4	21.8	15.6
	⑤ 7割以上	65.7	58.1	52.8	52.2	45.9	40.2	37.7	21.8	52.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第3章 請負契約、元請・下請関係

表3-7-4 工事代金の民間施主からの受取条件 (d)手形期間 (構成比)

(単位: %)

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	①90日未満	36.4	0.0	16.7	44.4	0.0	0.0	21.8	0.0	10.9
	②90日以上120日未満	45.5	100.0	33.3	33.3	39.3	27.8	45.5	40.0	39.6
	③120日以上150日未満	18.2	0.0	33.3	16.7	54.1	55.6	29.1	60.0	42.6
	④150日以上180日未満	0.0	0.0	16.7	5.6	4.9	16.7	1.8	0.0	5.7
	⑤180日以上	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	1.8	0.0	1.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	①90日未満	28.8	15.2	20.9	23.9	1.3	0.0	12.7	17.6	17.2
	②90日以上120日未満	37.8	33.3	43.0	39.8	28.9	38.1	44.8	23.5	40.7
	③120日以上150日未満	28.8	36.4	29.1	26.1	57.9	47.6	35.7	47.1	35.1
	④150日以上180日未満	3.6	9.1	7.0	10.2	10.5	14.3	6.3	11.8	6.5
	⑤180日以上	0.9	6.1	0.0	0.0	1.3	0.0	0.5	0.0	0.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	①90日未満	31.6	0.0	14.3	6.5	1.2	9.1	16.2	11.1	9.9
	②90日以上120日未満	47.4	50.0	57.1	48.4	46.3	18.2	48.6	44.4	47.3
	③120日以上150日未満	10.5	25.0	28.6	32.3	42.7	63.6	30.5	33.3	34.7
	④150日以上180日未満	5.3	25.0	0.0	12.9	8.5	9.1	3.8	11.1	6.9
	⑤180日以上	5.3	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	1.0	0.0	1.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	①90日未満	55.4	25.0	20.0	11.5	37.5	0.0	23.6	0.0	31.8
	②90日以上120日未満	26.8	37.5	52.0	57.7	37.5	0.0	49.1	100.0	42.6
	③120日以上150日未満	12.5	25.0	24.0	23.1	12.5	0.0	18.2	0.0	18.2
	④150日以上180日未満	0.0	12.5	4.0	3.8	12.5	0.0	3.6	0.0	3.4
	⑤180日以上	5.4	0.0	0.0	3.8	0.0	0.0	5.5	0.0	4.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	①90日未満	25.0	17.8	14.8	9.4	3.8	3.6	5.8	3.7	12.2
	②90日以上120日未満	34.5	34.4	46.9	42.4	28.0	46.4	37.0	25.9	37.9
	③120日以上150日未満	29.6	37.8	32.1	39.6	62.1	42.9	49.9	59.3	41.8
	④150日以上180日未満	9.9	8.9	5.6	8.6	6.1	3.6	6.8	7.4	7.4
	⑤180日以上	1.0	1.1	0.6	0.0	0.0	3.6	0.5	3.7	0.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	①90日未満	24.2	9.4	10.6	11.3	6.6	5.0	4.0	0.0	13.6
	②90日以上120日未満	40.1	45.3	42.3	30.1	40.7	65.0	34.0	58.3	42.8
	③120日以上150日未満	30.0	38.1	39.9	48.9	45.5	25.0	60.0	41.7	38.4
	④150日以上180日未満	3.7	6.5	5.3	9.8	5.1	5.0	2.0	0.0	3.6
	⑤180日以上	2.0	0.7	1.9	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	1.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	①90日未満	27.6	13.0	14.4	14.3	9.8	7.5	2.6	1.9	14.2
	②90日以上120日未満	37.3	40.8	44.7	39.1	41.5	40.0	35.1	37.0	40.8
	③120日以上150日未満	27.8	36.8	34.3	37.2	41.8	43.8	54.9	50.0	37.9
	④150日以上180日未満	5.6	7.9	5.6	9.2	5.6	7.5	6.6	10.2	5.9
	⑤180日以上	1.7	1.4	1.0	0.2	1.3	1.3	0.9	0.9	1.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調査結果

最も多く、過半数の54.6%（前回調査では41.9%）を占め、次いで完成払のみが30.4%で併せて8割5分となっている。少ないところでは前払・中間払・完成払が8.1%，前払・完成払が5.1%であった。つまり、毎月出来高払および完成払のみで全体の8割5分を占め、前払・中間払・完成払および前払・完成払は13.2%であった。

資本金階層別にみると、個人および資本金1億円未満の階層で毎月出来高払および完成払のみの両者を併せて8割から9割を占めているが、10億円以上の階層では5割程度と少なくなっており、反対に、前払・中間払・完成払および前払・完成払を併せて42.5%となっており、これは民間施主からの受取条件とほぼ同じ傾向となっている。

これを6業種分類別にみると、職別工事業、設備工事業、建築工事業では、毎月出来高払の割合が5割から6割と比較的多い（職別62.3%，設備55.8%，建築55.8%）。前回調査と比較すると、建築工事業は前回毎月出来高払が32.0%で前払・中間払・完成払が50.6%であったので、建築工事業だけは前払・中間払・完成払に代って毎月出来高払の比率が大きくなった。また建築工事業とならんで、前回は前払・中間払・完成払の比率が大きかった木造建築工事業（前回50.4%）も、今回23.4%と減少傾向を示している。

概して、従来毎月出来高払または完成払のみの比率が高かった職別、設備型に他の業種もなっており、やや中間的なのは一般土木建築工事業で、毎月出来高払42.0%，前払・中間払・完成払27.7%，完成払のみ16.8%となっている（表3-8-1）。

22業種分類別にみると、鉄筋工事業で、毎月出来高払97.5%が特に高く、次いで大工工事業で86.6%となっており、完成払のみが多いのは

さく井工事業の56.6%，屋根工事業の53.4%，塗装工事業52.0%である。また前払・中間払・完成払が比較的多い業種はしゅんせつ工事業の33.3%で、前払・完成払と併せた比率も45.8%と他業種と比べて高い。

(b) 前払金の割合

前の設問の受取方法で、前払・中間払・完成払または前払・完成払と回答したもの（全体の13.2%）に対して前払金の割合を調査した結果である。

全体的傾向としては、1割以上3割未満が49.5%と最も多く、次いで3割以上36.1%，1割未満14.4%となっている。

資本金階層別にみると、どの階層でも、1割以上3割未満が40%～70%弱と多く、最も比率が高いのは資本金10億円以上の階層の67.6%，反対に最も低いのは1,000万円以上5,000万円未満の階層の40.6%である。

業種別にみると、6業種分類別では土木工事業を除いては、1割以上3割未満が最も多い。なかでも最も比率が高いのは建築工事業の78.3%，次いで木造建築工事業の65.8%，一般土木建築工事業の60.6%である。1割以上3割未満が38.5%と低い土木工事業では、3割以上というものが54.3%で最も高く際立った特色をみせている。前払金の割合が1割未満の比率が高いのは設備工事業25.2%，職別工事業22.4%である（表3-8-2）。

22業種分類別では、鉄筋工事業、左官工事業で、1割以上3割未満が100%というのが顕著な特色を示している。また、他業種において多くみられる1割以上3割未満が板金工事業、金物工事業においては0というのも一つの特色である。

第3章 請負契約、元請・下請関係

表3-8-1 工事代金の元請その他の建設業者からの受取条件 (a)受取方法 (構成比)

(単位：%)

業種	資本金 区分	個人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1.前払,中間払,完成払	13.8	0.0	11.1	13.0	18.0	20.0	33.1	65.4	27.7
	2.前 払, 完 成 払	13.8	0.0	0.0	17.4	18.0	0.0	7.6	0.0	10.2
	3.毎月出来高払	51.7	66.7	22.2	47.8	36.1	80.0	44.1	26.9	42.0
	4.完 成 払 の み	20.7	33.3	66.7	21.7	26.2	0.0	10.2	0.0	16.8
	5.そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	5.1	7.7	3.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.前払,中間払,完成払	9.9	1.9	8.6	9.3	13.9	23.8	22.7	38.1	12.6
	2.前 払, 完 成 払	7.2	1.9	7.8	14.7	17.9	14.3	13.4	4.8	12.2
	3.毎月出来高払	40.1	59.6	44.5	38.0	38.0	47.6	44.3	28.6	41.0
	4.完 成 払 の み	40.5	36.5	36.7	37.3	28.1	14.3	16.5	23.8	32.2
	5.そ の 他	2.3	0.0	2.3	0.7	2.2	0.0	3.1	4.8	2.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.前払,中間払,完成払	14.8	25.0	22.7	26.5	15.7	28.6	30.2	60.0	22.1
	2.前 払, 完 成 払	7.4	12.5	0.0	0.0	4.9	0.0	5.7	0.0	4.3
	3.毎月出来高払	55.6	25.0	68.2	47.1	59.8	42.9	56.6	40.0	55.8
	4.完 成 払 の み	18.5	37.5	9.1	23.5	13.7	14.3	7.5	0.0	14.3
	5.そ の 他	3.7	0.0	0.0	2.9	5.9	14.3	0.0	0.0	3.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1.前払,中間払,完成払	23.2	23.5	17.9	4.8	31.4	0.0	60.0	0.0	23.4
	2.前 払, 完 成 払	4.0	0.0	3.6	14.3	3.9	100.0	0.0	0.0	5.0
	3.毎月出来高払	45.5	41.2	57.1	66.7	41.2	0.0	20.0	0.0	46.8
	4.完 成 払 の み	25.3	29.4	17.9	9.5	17.6	0.0	20.0	0.0	21.2
	5.そ の 他	2.0	5.9	3.6	4.8	5.9	0.0	0.0	0.0	3.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	1.前払,中間払,完成払	4.0	3.1	2.6	3.4	4.6	6.5	16.0	13.0	5.1
	2.前 払, 完 成 払	3.1	3.8	3.1	6.3	6.7	0.0	4.2	4.3	4.6
	3.毎月出来高払	44.8	63.8	58.1	48.3	64.3	67.7	56.3	47.8	55.8
	4.完 成 払 の み	47.5	29.2	34.4	40.2	21.5	25.8	20.8	30.4	32.7
	5.そ の 他	0.7	0.0	1.8	1.7	2.9	0.0	2.8	4.3	1.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.前払,中間払,完成払	2.2	1.9	2.9	1.4	2.7	7.1	7.5	16.7	2.6
	2.前 払, 完 成 払	1.7	1.1	0.3	1.4	1.8	0.0	3.0	16.7	1.5
	3.毎月出来高払	46.5	68.4	67.4	73.5	72.3	67.9	58.2	41.7	62.3
	4.完 成 払 の み	47.0	27.4	27.7	23.3	23.2	25.0	28.4	25.0	32.2
	5.そ の 他	2.6	1.1	1.7	0.5	0.0	0.0	3.0	0.0	1.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.前払,中間払,完成払	5.7	3.4	5.0	5.8	7.9	12.9	22.3	37.9	8.1
	2.前 払, 完 成 払	3.4	2.1	2.5	7.0	7.5	4.3	6.8	4.6	5.1
	3.毎月出来高払	45.2	64.5	59.9	55.1	59.7	61.3	50.8	35.6	54.6
	4.完 成 払 の み	43.8	29.2	30.8	31.0	23.0	20.4	16.9	17.2	30.4
	5.そ の 他	1.9	0.8	1.8	1.1	2.0	1.1	3.1	4.6	1.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

(c) 現金比率

受け取った下請代金に占める現金の割合（現金比率）別にみると、全体では請負金額の7割以上を現金で受け取ったとするものが43.4%と最も多く、次いで3割以上5割未満の22.3%、5割以上7割未満の17.1%となっている。1割未満は最も少なく3.9%である。これは前回調査とほぼ同様の傾向を示すものである。

さらに、資本金階層別にみると、全体では前述したように7割以上が43.4%と最も多いが、これを上回るものは個人の57.8%、資本金200万円未満の階層の53.4%で、反対に少ないのは

5,000万円以上1億円未満の階層の28.1%、1億円以上10億円未満の階層の31.4%となっている。

1割未満のものは各階層とも3%～5%で、1億円以上10億円未満の階層のみ7.6%となっている。

これを6業種分類別にみると、いずれの業種も7割以上を現金で受け取るという場合が最も多く、なかでも木造建築工事業は67.7%で最も高く、逆に設備工事業、職別工事業がそれぞれ35.4%、40.3%と少なく、それよりやや高いのが一般土木建築工事業48.7%、建築工事業44.8%である。1割未満とするものは1.7%から6.8

表3-8-2 工事代金の元請その他の建設業者からの受取条件 (b)前払金の割合（構成比） (単位：%)

業 種	資 本 金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一 般 土 木 建 築 工 事 業	① 1 割 未 満	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	6.3	5.9	6.4
	② 1割以上3割未満	100.0	0.0	100.0	57.1	45.5	100.0	52.1	82.4	60.6
	③ 3 割 以 上	0.0	0.0	0.0	42.9	45.5	0.0	41.7	11.8	33.0
	計	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土 木 工 事 業	① 1 割 未 満	11.1	0.0	25.0	3.1	3.9	25.0	8.8	0.0	7.2
	② 1割以上3割未満	41.7	0.0	35.0	40.6	28.4	25.0	52.9	44.4	38.5
	③ 3 割 以 上	47.2	100.0	40.0	56.3	67.6	50.0	38.2	55.6	54.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建 築 工 事 業	① 1 割 未 満	16.7	0.0	20.0	11.1	14.3	0.0	21.1	0.0	13.0
	② 1割以上3割未満	83.3	100.0	60.0	77.8	61.9	100.0	63.2	100.0	78.3
	③ 3 割 以 上	0.0	0.0	20.0	11.1	23.8	0.0	15.8	0.0	8.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 工 造 事 業	① 1 割 未 満	19.2	25.0	16.7	50.0	0.0	0.0	33.3	0.0	21.1
	② 1割以上3割未満	53.8	50.0	83.3	50.0	94.6	100.0	33.3	0.0	65.8
	③ 3 割 以 上	26.9	25.0	0.0	0.0	5.6	0.0	33.3	0.0	13.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設 備 工 事 業	① 1 割 未 満	22.7	0.0	7.7	18.8	25.5	0.0	37.9	75.0	25.2
	② 1割以上3割未満	50.0	77.8	61.5	50.0	38.2	50.0	34.5	25.0	43.2
	③ 3 割 以 上	27.3	22.2	30.8	31.3	36.4	50.0	27.6	0.0	31.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別 工 事 業	① 1 割 未 満	13.0	28.6	25.0	16.7	33.3	50.0	14.3	0.0	22.4
	② 1割以上3割未満	73.9	57.1	37.5	66.7	33.3	0.0	42.9	75.0	52.2
	③ 3 割 以 上	13.0	14.3	37.5	16.7	33.3	50.0	42.9	25.0	25.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	① 1 割 未 満	15.0	12.0	18.9	10.8	12.6	18.8	16.4	10.8	14.4
	② 1割以上3割未満	57.5	64.0	50.9	51.4	40.6	43.8	49.3	67.6	49.5
	③ 3 割 以 上	27.5	24.0	30.2	37.8	46.9	37.5	34.3	21.6	36.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第3章 請負契約、元請・下請関係

表3-8-3 工事代金の元請その他の建設業者からの受取条件 (c)現金比率 (構成比)

(単位: %)

業 種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	① 1割未満	3.3	0.0	10.0	4.5	1.6	0.0	3.4	4.0	3.3
	② 1割以上3割未満	0.0	33.3	10.0	18.2	4.8	0.0	9.4	8.0	8.0
	③ 3割以上5割未満	16.7	0.0	0.0	18.2	28.6	40.0	28.2	16.0	24.0
	④ 5割以上7割未満	20.0	33.3	40.0	13.6	9.5	60.0	15.4	12.0	16.0
	⑤ 7割以上	60.0	33.3	40.0	45.5	55.6	0.0	43.6	60.0	48.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	① 1割未満	2.3	6.8	0.9	1.4	0.6	0.0	3.1	0.0	1.7
	② 1割以上3割未満	2.3	0.0	3.5	4.9	6.1	16.7	13.5	9.5	5.5
	③ 3割以上5割未満	13.1	9.1	23.9	12.7	20.8	27.8	33.3	23.8	19.2
	④ 5割以上7割未満	14.6	22.7	18.6	19.7	16.0	16.7	16.7	19.0	17.0
	⑤ 7割以上	67.6	61.4	53.1	61.3	56.5	38.9	33.3	47.6	56.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	① 1割未満	8.3	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0	3.8	40.0	4.0
	② 1割以上3割未満	4.2	0.0	28.6	0.0	15.5	16.7	11.3	40.0	12.5
	③ 3割以上5割未満	4.2	11.1	19.0	36.4	12.4	33.3	35.8	20.0	21.0
	④ 5割以上7割未満	16.7	33.3	19.0	12.1	21.6	16.7	13.2	0.0	17.7
	⑤ 7割以上	66.7	55.6	33.3	51.5	46.4	33.3	35.8	0.0	44.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	① 1割未満	1.1	0.0	0.0	0.0	5.7	0.0	16.7	0.0	2.2
	② 1割以上3割未満	1.1	0.0	6.9	18.2	3.8	0.0	0.0	0.0	4.0
	③ 3割以上5割未満	4.3	0.0	24.1	22.7	13.2	0.0	16.7	0.0	10.8
	④ 5割以上7割未満	15.1	5.3	17.2	9.1	18.9	100.0	16.7	0.0	15.2
	⑤ 7割以上	78.5	94.7	51.7	50.0	58.5	0.0	50.0	0.0	67.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	① 1割未満	5.4	2.4	5.9	4.8	7.8	6.5	15.1	4.2	6.8
	② 1割以上3割未満	7.0	13.7	16.2	18.5	25.0	32.3	31.5	45.8	18.7
	③ 3割以上5割未満	17.7	18.5	27.9	27.4	28.7	29.0	19.2	37.5	24.2
	④ 5割以上7割未満	20.3	15.3	15.3	18.5	10.7	16.1	10.3	8.3	14.9
	⑤ 7割以上	49.7	50.0	34.7	31.0	27.8	16.1	24.0	4.2	35.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	① 1割未満	2.0	2.4	3.4	3.3	3.5	3.6	7.6	0.0	3.0
	② 1割以上3割未満	5.9	9.1	14.7	16.0	22.5	25.0	28.8	58.3	14.2
	③ 3割以上5割未満	15.7	18.1	23.3	30.2	31.9	14.3	31.8	8.3	23.3
	④ 5割以上7割未満	19.8	19.7	18.4	21.7	18.5	17.9	13.6	16.7	19.2
	⑤ 7割以上	56.6	50.8	40.2	28.8	23.6	39.3	18.2	16.7	40.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	① 1割未満	3.1	2.6	3.6	3.0	4.3	3.4	7.6	4.6	3.9
	② 1割以上3割未満	5.2	9.1	13.5	13.4	18.3	23.6	19.6	27.6	13.3
	③ 3割以上5割未満	15.0	16.3	24.4	24.9	26.7	24.7	27.7	23.0	22.3
	④ 5割以上7割未満	18.8	18.5	17.8	19.0	15.3	20.2	13.6	12.6	17.1
	⑤ 7割以上	57.8	53.4	40.8	39.7	35.3	28.1	31.4	32.2	43.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

%まであり、1.7%は7割以上が56.7%の土木工事業で、6.8%は設備工事業である(表3-8-3)。

22業種分類別にみると、電気通信・信号装置工事業は7割以上78.7%と顕著な特色がある。

(d) 手形期間

全体としてみれば、120日以上150日未満が最も多く44.1%で、次に多いのは90日以上120日未満の36.2%でこの二つで8割を占めている。逆に少ないのは90日未満が11.3%、150日以上180日未満が7.5%、180日以上が0.9%である。

資本金階層別にみると、法人は120日以上150日未満の比率が多く、この傾向は資本金が大きな階層になるに従って多くなる(資本金10億円以上の階層においては120日以上150日未満は56.8%である)。個人では90日以上120日未満が37.3%、120日以上150日未満が31.4%、90日未満が22.7%である。

業種別にみると、6業種分類別では木造建築工事業と建築工事業がほぼ同じパターンで90日以上120日未満、120日以上150日未満、90日未満の順で、他業種は120日以上150日未満、90日以上120日未満、90日未満の順となっている。前回調査と比較すると、木造建築工事業において前回は90日未満が41.4%であったのが、今回はそれが27.6%と減少していることがわかる。22業種分類別では特に際立った特色はみられない(表3-8-4)。

(3) 下請建設業者への支払条件

本項は、調査対象の建設業者が元請として自己の請負った工事の一部を下請に施工させた場合に、下請建設業者に支払う請負代金の支払条件(支払方法、前払金の割合、現金比率および手形期間)を調査したものである。

前々項の民間施主からの受取条件および前項

の元請その他の建設業者からの受取条件と同じ調査項目であり、この三つの結果を比較すればそれぞれの項目がある局面でどのような対応をみせているか判断できて興味深いであろう。

(a) 支払方法

全体では支払方法として最も多いのは毎月出来高払であり、69.8%を占めている。次いで完成払のみの20.7%で、両者で全体の9割を占めている。

これを民間施主からの受取条件と比較すると、この場合は両者併せて約7割であり、また他の業者の下請として施工した場合の下請代金の支払条件と比較するとこの場合は併せて8割5分であるから、両者を若干上回っていることがわかる。

資本金階層別にみると、どの階層も毎月出来高払が多く52%から87%を占めているが、個人の51.4%に比べて資本金が大きな階層になるほどその比率が高くなる傾向にある。80%台は資本金5,000万円以上の業者でそれ以下にはみられない。毎月出来高払と逆の傾向を示しているのは完成払のみで、個人の38.3%に比べ、資本金1,000万円未満の各階層で20%台、1,000万円以上5,000万円未満の階層で10%台、5,000万円以上の各階層で10%以下と資本金が大きな階層になるほど完成払のみは少なくなっている。また前払・中間払・完成払という支払方法は、前前項の民間施主からの受取条件および前項の元請その他の建設業者からの受取条件よりも低い。この傾向は前回調査と同じ傾向である。

業種別にみても同様な傾向を示し、いずれの業種においても下請への支払方法は毎月出来高払が6割以上を占め、最も多い業種は6業種分類別では一般土木建築工事業の81.1%、建築工事業の80.6%である。60%台は土木工事業の64.7%

第3章 請負契約、元請・下請関係

表3-8-4 工事代金の元請その他の建設業者からの受取条件 (d)手形期間 (構成比) (単位: %)

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円以上	10億円以上	
一般土木建築工事業	①90日未満	36.4	0.0	12.5	31.6	19.6	0.0	0.9	0.0	10.4
	②90日以上120日未満	50.0	100.0	37.5	36.8	45.1	80.0	37.1	26.9	40.2
	③120日以上150日未満	13.6	0.0	37.5	21.1	31.4	20.0	55.2	65.4	43.4
	④150日以上180日未満	0.0	0.0	12.5	5.3	3.9	0.0	5.2	7.7	4.8
	⑤180日以上	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	1.7	0.0	1.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	①90日未満	24.8	15.2	22.6	22.0	13.6	11.8	4.5	4.8	16.4
	②90日以上120日未満	37.6	33.3	44.0	40.7	40.4	11.8	28.1	23.8	37.2
	③120日以上150日未満	33.6	39.4	23.8	25.3	39.5	52.9	55.1	57.1	37.5
	④150日以上180日未満	4.0	9.1	9.5	9.9	6.1	23.5	10.1	14.3	8.0
	⑤180日以上	0.0	3.0	0.0	2.2	0.4	0.0	2.2	0.0	0.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	①90日未満	20.0	20.0	17.6	14.3	10.5	16.7	2.1	0.0	10.5
	②90日以上120日未満	53.3	40.0	35.3	39.3	50.0	50.0	39.6	20.0	44.3
	③120日以上150日未満	20.0	20.0	41.2	35.7	36.0	16.7	47.9	80.0	38.1
	④150日以上180日未満	6.7	0.0	5.9	10.7	3.5	16.7	10.4	0.0	6.7
	⑤180日以上	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	①90日未満	43.6	16.7	33.3	10.5	22.2	0.0	0.0	0.0	27.6
	②90日以上120日未満	25.6	16.7	22.2	73.7	36.1	0.0	25.0	0.0	35.0
	③120日以上150日未満	25.6	66.7	38.9	15.8	27.8	100.0	50.0	0.0	30.1
	④150日以上180日未満	2.6	0.0	5.6	0.0	11.1	0.0	25.0	0.0	5.7
	⑤180日以上	2.6	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	1.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	①90日未満	22.6	9.3	9.9	5.9	4.2	3.6	2.3	4.2	9.5
	②90日以上120日未満	34.2	32.6	40.3	36.8	30.1	21.4	25.0	45.8	32.9
	③120日以上150日未満	32.6	43.0	40.9	45.4	56.5	71.4	60.6	45.8	47.4
	④150日以上180日未満	9.0	11.6	8.3	10.5	9.2	3.6	12.1	0.0	9.3
	⑤180日以上	1.6	3.5	0.6	1.3	0.0	0.0	0.0	4.2	0.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	①90日未満	19.8	8.1	9.3	5.8	4.3	14.3	4.6	0.0	9.8
	②90日以上120日未満	39.2	44.7	38.1	33.9	33.8	35.7	26.2	50.0	37.0
	③120日以上150日未満	31.8	42.6	45.7	52.4	54.0	46.4	67.7	50.0	45.8
	④150日以上180日未満	7.9	4.1	6.2	7.4	7.0	3.6	1.5	0.0	6.5
	⑤180日以上	1.4	0.5	0.7	0.5	1.0	0.0	0.0	0.0	0.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	①90日未満	22.7	9.4	12.4	10.4	7.3	9.4	2.6	2.3	11.3
	②90日以上120日未満	37.3	40.1	39.1	38.0	35.2	29.4	30.4	34.1	36.2
	③120日以上150日未満	31.4	42.2	40.7	41.8	49.7	52.9	57.7	56.8	44.1
	④150日以上180日未満	7.3	6.4	7.3	8.6	7.3	8.2	8.4	5.7	7.5
	⑤180日以上	1.3	1.8	0.5	1.2	0.5	0.0	0.9	1.1	0.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調査結果

と木造建築工事業の61.0%である。毎月出来高払と比べると次の完成払のみは比率が下がり、6業種分類別で最も割合が高いのは職別工事業の24.6%となっている。前払・中間払・完成払および前払・完成払を併せると、比率が高いのは土木工事業の14.4%、木造建築工事業の11.9%、一般土木建築工事業の11.5%の順となっている。22業種分類別にみてもほぼ同じような傾向で、毎月出来高払が6割から8割を占め、なかでも鉄筋工事業においては95.2%を占めている。完成払のみが多いのはさく井工事業だけで、59.3%となっている。また前払・中間払・完成払および前払・完成払の比率の低いのは鉄筋工事業で、両者併せて8%、同じく屋根工事業で1.1%、その他の設備工事業1.7%となっている（表3-9-1）。

(b) 前払金の割合

前問で、前払・中間払・完成払または前払・完成払と回答したもの（全体の7.9%）に対して前払の割合はどうかを調査したものである。

全体としては、1割以上3割未満が48.3%で最も多く、次いで3割以上が33.5%、1割未満が18.2%となっている。民間施主から受け取る場合と比べると、1割以上3割未満の比率は低い、3割以上の比率は高く、1割未満はほぼ同じで、元請その他の建設業者の下請として受け取る場合と比べると、ほぼ同様の傾向を示している。

資本金階層別にみると、いずれの階層も1割以上3割未満が多い傾向にある（ただし資本金200万円未満は3割以上と同比率）。特徴的なのは資本金5,000万円以上1億円未満の階層で1割未満が60%、1割以上3割未満が40%で、3割以上は0%である。次いで3割以上が少ないのは資本金10億円以上の階層の7.7%で、他の階層は

大体3割以上が30%～40%となっている。

業種別にみても同様に1割以上3割未満が多くなっているが、6業種分類別については業種間に著しい差異はみられない。資本金5,000万円以上1億円未満の階層で1割未満が60%と多かった理由を22業種分類別に求めてみると、管工事業、大工工事業、その他の設備工事業、その他の職別工事業でそれぞれ1割未満が100%となっている（表3-9-2）。

(c) 現金比率

全体で最も多いのは7割以上の62.8%で、これは、民間施主からの現金受取比率、元請その他の建設業者からの現金受取比率と比べてみても高い比率を示しており、下請に対する支払工事代金のうち現金の占める割合が高いことを表している。次いで3割以上5割未満および5割以上7割未満が約15%とほぼ同比率である。最も少ないのは1割未満である。

資本金階層別にみると、合計で7割以上を現金で支払った割合が多いのは個人の80.1%で、次いで資本金200万円未満の階層の76.6%、200万円以上500万円未満の階層の70.3%となっており、逆に割合が少ないのは10億円以上の階層の28.7%、次いで1億円以上10億円未満の階層の31.0%となっている。したがって、資本金が大きくなるほど7割以上を現金で支払う場合の割合は低くなっており、個人および資本金階層の小さい階層よりも資本金の大きい階層ほど現金以外つまり手形等で支払うことが多い傾向を示し、これは前回調査においても同様である。

業種別にみると、6業種分類別ではどの業種も同じような傾向を示し、ほぼ現金比率の大きい順に全体に占める割合が高くなっており、業種間による差異はみられない。比較的現金で支払う率が高いのは木造建築工事業であり（7割以

第3章 請負契約、元請・下請関係

表3-9-1 工事代金の下請企業への支払条件 (a)支払方法 (構成比)

(単位：%)

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1.前払,中間払,完成払	9.4	100.0	0.0	5.0	4.5	0.0	7.3	5.6	6.8
	2.前 払, 完 成 払	12.5	0.0	9.1	15.0	7.6	0.0	0.8	0.0	4.7
	3.毎月出来高払	46.9	0.0	54.5	65.0	83.3	100.0	90.3	94.4	81.8
	4.完 成 払 の み	31.3	0.0	27.3	15.0	4.5	0.0	1.6	0.0	7.1
	5.そ の 他	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.前払,中間払,完成払	7.4	5.3	10.8	6.0	7.9	11.1	8.2	0.0	7.6
	2.前 払, 完 成 払	5.4	5.3	10.8	6.0	7.9	0.0	6.1	0.0	6.8
	3.毎月出来高払	49.3	47.4	50.5	57.8	71.0	88.9	82.7	100.0	64.7
	4.完 成 払 の み	35.8	42.1	25.8	26.7	10.9	0.0	2.0	0.0	18.8
	5.そ の 他	2.0	0.0	2.2	3.4	2.4	0.0	1.0	0.0	2.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.前払,中間払,完成払	15.6	15.4	7.1	4.7	4.2	0.0	2.4	9.1	5.5
	2.前 払, 完 成 払	0.0	0.0	3.6	2.3	1.4	0.0	1.2	0.0	1.4
	3.毎月出来高払	59.4	53.8	75.0	69.8	88.1	100.0	84.3	90.9	80.6
	4.完 成 払 の み	15.6	30.8	14.3	20.9	4.9	0.0	7.2	0.0	9.7
	5.そ の 他	9.4	0.0	0.0	2.3	1.4	0.0	4.8	0.0	2.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1.前払,中間払,完成払	6.3	7.7	8.1	4.7	4.8	16.7	11.1	100.0	7.0
	2.前 払, 完 成 払	6.3	7.7	8.1	0.0	2.4	0.0	5.6	0.0	4.9
	3.毎月出来高払	50.7	42.3	61.3	62.8	79.8	83.3	77.8	0.0	61.0
	4.完 成 払 の み	32.6	42.3	21.0	25.6	11.9	0.0	0.0	0.0	23.9
	5.そ の 他	4.2	0.0	1.6	7.0	1.2	0.0	5.6	0.0	3.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	1.前払,中間払,完成払	4.1	0.0	4.1	1.3	2.4	3.1	13.0	22.2	4.1
	2.前 払, 完 成 払	1.7	3.5	1.8	3.9	2.0	0.0	2.6	3.7	2.3
	3.毎月出来高払	50.7	71.9	67.1	66.2	81.3	84.4	71.4	55.6	69.7
	4.完 成 払 の み	41.8	24.6	25.3	27.9	12.4	6.3	10.4	14.8	22.1
	5.そ の 他	1.7	0.0	1.8	0.6	2.0	6.3	2.6	3.7	1.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.前払,中間払,完成払	1.9	1.0	2.2	1.8	2.7	4.5	2.7	0.0	2.1
	2.前 払, 完 成 払	2.4	2.0	2.9	2.9	1.2	0.0	1.4	8.3	2.1
	3.毎月出来高払	52.7	70.2	68.7	76.5	80.8	81.8	82.2	91.7	70.3
	4.完 成 払 の み	40.9	25.3	26.2	18.2	14.9	9.1	13.7	0.0	24.6
	5.そ の 他	2.1	1.5	0.0	0.6	0.4	4.5	0.0	0.0	1.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.前払,中間払,完成払	4.5	2.6	4.7	3.1	4.0	5.5	7.8	10.1	4.5
	2.前 払, 完 成 払	3.4	3.1	4.4	4.0	3.1	0.0	2.5	1.8	3.3
	3.毎月出来高払	51.4	65.7	64.9	67.6	79.7	86.8	81.3	83.5	69.8
	4.完 成 払 の み	38.3	27.9	24.9	23.4	11.9	4.4	6.5	3.7	20.7
	5.そ の 他	2.4	0.8	1.1	1.8	1.4	3.3	1.8	0.9	1.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

上が74.9%，5割以上7割未満12.5%），次いで職別工事業（7割以上が70.2%），土木工事業（7割以上が63.3%）で，逆に少ないのは一般土木建築工事業（7割以上38.1%），建築工事業（7割以上43.6%）となっている（表3-9-3）。

22業種分類別にみると，現金で支払う率が高いのは鉄筋工事業，電気通信・信号装置工事業，左官工事業で，反対に低いのは機械器具設置工事業，一般土木建築工事業，しゅんせつ工事業である。

(d) 手形期間

下請に対して支払った手形について，その期間

を調査したものである。

全体としては，90日以上120日未満が43.3%と最も多く，次いで120日以上150日未満31.5%，90日未満21.8%の順で，逆に最も少ないのは180日以上0.2%である。この傾向は民間施主からの受取条件のうちの手形期間および元請その他の建設業者からの受取条件のうちの手形期間の傾向と大体一致しており，120日未満というのが業界にかなり定着しつつあるものと思われる。

資本金階層別にみると，個人では90日未満と90日以上120日未満が多く，全体の75.4%を占めており，資本金の少ない階層ほどこの両者の

表3-9-2 工事代金の下請企業への支払条件 (b)前払金の割合（構成比）

(単位：%)

業 種	資 本 金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一 般 土 木 建 築 工 事 業	① 1 割 未 満	14.3	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	10.0	0.0	8.8
	② 1 割 以 上 3 割 未 満	57.1	50.0	100.0	75.0	62.5	0.0	50.0	100.0	61.8
	③ 3 割 以 上	28.6	50.0	0.0	0.0	37.5	0.0	40.0	0.0	29.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
土 木 工 事 業	① 1 割 未 満	5.9	0.0	5.3	7.1	12.5	50.0	28.6	0.0	11.9
	② 1 割 以 上 3 割 未 満	52.9	50.0	68.4	42.9	45.8	50.0	35.7	0.0	49.2
	③ 3 割 以 上	41.2	50.0	26.3	50.0	41.7	0.0	35.7	0.0	39.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
建 築 工 事 業	① 1 割 未 満	20.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	8.3
	② 1 割 以 上 3 割 未 満	60.0	100.0	66.7	100.0	42.9	0.0	33.3	100.0	62.5
	③ 3 割 以 上	20.0	0.0	33.3	0.0	42.9	0.0	66.7	0.0	29.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
木 工 造 事 業	① 1 割 未 満	11.1	0.0	30.0	0.0	0.0	0.0	33.3	50.0	15.2
	② 1 割 以 上 3 割 未 満	44.4	25.0	30.0	100.0	66.7	100.0	33.3	50.0	45.7
	③ 3 割 以 上	44.4	75.0	40.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	39.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設 備 工 事 業	① 1 割 未 満	30.8	25.0	0.0	28.6	38.1	100.0	50.0	57.1	36.8
	② 1 割 以 上 3 割 未 満	46.2	50.0	50.0	57.1	38.1	0.0	33.3	28.6	40.2
	③ 3 割 以 上	23.1	25.0	50.0	14.3	23.8	0.0	16.7	14.3	23.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別 工 事 業	① 1 割 未 満	18.8	25.0	0.0	0.0	20.0	100.0	33.3	0.0	15.6
	② 1 割 以 上 3 割 未 満	62.5	25.0	45.5	50.0	40.0	0.0	33.3	100.0	46.9
	③ 3 割 以 上	18.8	50.0	54.5	50.0	40.0	0.0	33.3	0.0	37.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	① 1 割 未 満	15.8	10.0	7.4	10.5	17.3	60.0	33.3	38.5	18.2
	② 1 割 以 上 3 割 未 満	52.6	45.0	53.7	57.9	45.5	40.0	36.8	53.8	48.3
	③ 3 割 以 上	31.6	45.0	38.9	31.6	37.3	0.0	29.8	7.7	33.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第3章 請負契約、元請・下請関係

表3-9-3 工事代金の下請企業への支払条件 (c)現金比率 (構成比)

(単位: %)

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	① 1割未満	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.3
	② 1割以上3割未満	0.0	0.0	0.0	5.0	1.5	0.0	4.0	5.7	3.1
	③ 3割以上5割未満	9.7	50.0	9.1	15.0	15.4	0.0	32.0	28.6	23.1
	④ 5割以上7割未満	12.9	0.0	0.0	15.0	38.5	60.0	45.6	34.3	35.4
	⑤ 7割以上	77.4	50.0	90.9	65.0	43.1	40.0	18.4	31.4	38.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	① 1割未満	1.4	5.9	2.3	1.8	0.3	0.0	0.0	0.0	1.1
	② 1割以上3割未満	1.4	2.9	3.4	3.6	2.5	5.6	9.2	0.0	3.3
	③ 3割以上5割未満	9.5	5.9	10.2	12.7	12.1	27.8	31.6	42.9	14.7
	④ 5割以上7割未満	11.6	2.9	18.2	6.4	22.4	22.2	22.4	38.1	17.6
	⑤ 7割以上	76.2	82.4	65.9	75.5	62.6	44.4	36.7	19.0	63.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	① 1割未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.3
	② 1割以上3割未満	6.1	8.3	6.9	0.0	4.2	12.5	4.8	9.1	4.7
	③ 3割以上5割未満	6.1	8.3	6.9	9.8	28.2	25.0	40.5	36.4	24.7
	④ 5割以上7割未満	18.2	16.7	34.5	24.4	26.1	25.0	29.8	36.4	26.7
	⑤ 7割以上	69.7	66.7	51.7	65.9	41.5	37.5	25.0	9.1	43.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	① 1割未満	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	5.6	0.0	0.8
	② 1割以上3割未満	1.5	3.8	1.8	4.7	6.2	16.7	11.1	0.0	3.8
	③ 3割以上5割未満	7.4	3.8	1.8	11.6	11.1	16.7	11.1	0.0	7.9
	④ 5割以上7割未満	4.4	11.5	10.9	16.3	24.7	33.3	11.1	0.0	12.5
	⑤ 7割以上	86.8	80.8	85.5	67.4	55.6	33.3	61.1	100.0	74.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	① 1割未満	0.7	2.7	1.8	3.2	2.8	3.1	6.4	11.1	2.8
	② 1割以上3割未満	3.9	0.9	4.1	7.7	6.7	25.0	15.4	11.1	6.9
	③ 3割以上5割未満	9.5	8.1	13.5	10.9	19.6	31.3	26.3	22.2	16.1
	④ 5割以上7割未満	8.1	12.6	13.5	16.0	15.5	9.4	14.1	18.5	13.4
	⑤ 7割以上	77.7	75.7	67.1	62.2	55.4	31.3	37.8	37.0	60.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	① 1割未満	1.5	0.5	0.7	1.8	1.8	0.0	1.4	0.0	1.3
	② 1割以上3割未満	1.7	3.6	5.1	3.0	6.3	8.7	10.0	16.7	4.6
	③ 3割以上5割未満	6.1	10.3	13.1	14.8	16.8	21.7	35.7	33.3	13.6
	④ 5割以上7割未満	8.8	9.2	9.1	11.8	10.5	4.3	22.9	25.0	10.4
	⑤ 7割以上	81.9	76.4	71.9	68.6	64.7	65.2	30.0	25.0	70.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	① 1割未満	1.0	1.6	1.1	1.9	1.7	1.1	2.2	3.7	1.6
	② 1割以上3割未満	2.3	2.9	4.3	4.5	5.3	14.1	9.3	7.4	4.9
	③ 3割以上5割未満	7.8	8.9	11.5	12.6	17.4	25.0	31.4	30.6	15.5
	④ 5割以上7割未満	8.9	10.0	12.8	13.4	17.6	16.3	26.1	29.6	15.3
	⑤ 7割以上	80.1	76.6	70.3	67.7	58.0	43.5	31.0	28.7	62.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調査結果

占める割合は高く、資本金が大きい階層になるにしたがって少なくなる（資本金10億円以上の階層においては45.6%）という傾向にある。ちなみに資本金5,000万円以上の各階層においては120日以上150日未満が最も多い。これは前回調査とほぼ同様の傾向である。6業種分類別にみると、90日以上120日未満の手形が最も多い業種は木造建築工事業の50%で、90日未満も36.7%と最も比率が高い。その理由の一つを資本金階層別でみると、個人の90日未満が56.8%と他の業種と比べてきわめて高い比率であることがわかる。

6業種分類別にみると、木造建築工事業以外の他業種は全体の傾向とほとんど変わりがなく、これも前回調査と同様の結果である（表3-9-4）。

22業種分類別にみると、90日以上120日未満が他の手形期間よりも多いのはすべての業種にみられる傾向だが、鉄筋工事業において90日未満が43.3%、しゅんせつ工事業において120日以上150日未満が53.3%というのが、他業種と異なる特色である。

6 下請に対する指導

元請に対して下請業者に対する指導の有無を調査し、有りと答えたものに対して、どのような下請業者を指導対象としているか、その内容はどうかについて調査した。このデータは、元請・下請関係合理化指導要綱の普及状態をみるうえでも参考となるであろう。

(1) 下請に対する指導の実施の有無

下請に対する指導の実施の有無については、全体をみると指導を行っているものは74.1%、

行っていないと答えたものは25.9%である。

資本金階層別にみると、当然のことながら資本金の規模が大きい階層ほど下請に対する指導を行っているものが多くなり、資本金5,000万円以上1億円未満の階層では約9割が、10億円以上の階層ではほとんどすべてが下請に対して指導を行っている。これに対して、個人においては56.8%が下請に対して指導を行っており、行っていないのが43.2%と、法人に比べて下請指導の実態は低率である。

6業種分類別にみると、下請への指導を行っている割合が高い業種は、一般土木建築工事業、建築工事業で、指導を行っている割合が低い業種は木造建築工事業、職別工事業である（表3-10）。

(2) 指導対象下請業者

先の設問で、下請に対して指導を行っていると答えた業者がどのような下請業者を指導対象としているかをまとめた。

全体としては、常時取引のある下請業者すべてを指導対象としているのが39.4%、次いで常時取引のある下請業者のうち主要な業者が32.2%、すべての下請業者28.5%となっている。

資本金階層別の差異はあまりみられないが、資本金が大きくなるにつれて、常時取引のある下請業者すべてを下請に対する指導の対象にする割合が高くなっている。

業種別にみると、業種間による差異はほとんどみられない。どの業種も「常時取引のある下請業者すべて」を対象としている企業が多い（表3-11）。

(3) 下請に対する指導の内容

下請に対して指導を行っていると答えた業者

第3章 請負契約、元請・下請関係

表3-9-4 工事代金の下請企業への支払条件 (d)手形期間 (構成比)

(単位：%)

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	① 90 日 未 満	40.0	50.0	33.3	46.2	32.0	0.0	6.9	2.9	16.5
	② 90日以上120日未満	40.0	50.0	33.3	46.2	40.0	60.0	52.6	34.3	45.9
	③ 120日以上150日未満	20.0	0.0	33.3	7.7	28.0	40.0	40.5	54.3	36.4
	④ 150日以上180日未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.6	1.2
	⑤ 180 日 以 上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	① 90 日 未 満	39.0	21.4	43.6	47.2	27.1	20.0	16.5	4.8	29.2
	② 90日以上120日未満	37.3	35.7	40.0	26.4	46.7	26.7	25.3	47.6	38.1
	③ 120日以上150日未満	23.7	28.6	12.7	26.4	25.1	46.7	49.5	38.1	29.4
	④ 150日以上180日未満	0.0	14.3	3.6	0.0	1.0	6.7	8.8	9.5	3.4
	⑤ 180 日 以 上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	① 90 日 未 満	20.0	0.0	5.0	26.7	22.1	14.3	6.7	9.1	16.0
	② 90日以上120日未満	60.0	25.0	70.0	56.7	54.9	28.6	38.7	18.2	49.5
	③ 120日以上150日未満	13.3	75.0	20.0	16.7	21.2	57.1	52.0	63.6	32.0
	④ 150日以上180日未満	6.7	0.0	5.0	0.0	1.8	0.0	2.7	9.1	2.5
	⑤ 180 日 以 上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	① 90 日 未 満	56.8	25.0	43.5	38.5	29.9	20.0	0.0	0.0	36.7
	② 90日以上120日未満	34.1	41.7	52.2	50.0	59.7	40.0	63.6	0.0	50.0
	③ 120日以上150日未満	6.8	25.0	4.3	7.7	10.4	40.0	36.4	0.0	11.7
	④ 150日以上180日未満	2.3	8.3	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
	⑤ 180 日 以 上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	① 90 日 未 満	33.9	33.3	20.7	16.3	15.5	0.0	6.2	16.0	18.0
	② 90日以上120日未満	40.2	33.3	50.0	51.0	46.7	32.0	39.5	40.0	44.2
	③ 120日以上150日未満	19.7	25.9	23.9	28.8	34.8	56.0	48.1	40.0	33.0
	④ 150日以上180日未満	5.5	5.6	5.4	2.9	3.0	12.0	5.4	4.0	4.4
	⑤ 180 日 以 上	0.8	1.9	0.0	1.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	① 90 日 未 満	36.4	22.0	25.5	20.4	17.3	18.8	3.4	9.1	21.6
	② 90日以上120日未満	34.4	44.0	40.3	50.5	44.0	31.3	28.8	45.5	41.3
	③ 120日以上150日未満	26.6	29.7	31.5	28.2	35.2	50.0	59.3	45.5	33.8
	④ 150日以上180日未満	1.9	4.4	2.0	1.0	3.5	0.0	8.5	0.0	3.0
	⑤ 180 日 以 上	0.6	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	① 90 日 未 満	37.7	25.4	27.2	26.4	20.3	11.0	7.9	7.8	21.8
	② 90日以上120日未満	37.7	39.5	45.2	47.1	47.2	32.9	39.1	37.9	43.3
	③ 120日以上150日未満	21.3	28.8	24.1	24.6	30.1	50.7	48.2	47.6	31.5
	④ 150日以上180日未満	2.9	5.6	3.2	1.5	2.4	5.5	4.6	6.8	3.2
	⑤ 180 日 以 上	0.5	0.6	0.3	0.3	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

が、どのような指導を行っているかをまとめた。

全体を通じて、下請に対する指導項目として多数の業者が力を入れているものは、まず技術・施工管理についてであり、94.2%を占めている（この質問は複数の回答を可としている）。次いで健康・安全管理79.6%、契約・代金支払等46.9%の順である。雇用管理は約3分の1が行っているが、原価管理等経営に関する事項となると2割弱と低くなる。

資本金階層別にみると技術・施工管理に関する指導はすべての階層で最も多く、ほとんどの企業が行っている。次いで健康・安全管理の指導では個人では7割近くが、資本金1,000万円未満の各階層で約75%、1,000万円以上1億円

未満の各階層で80%以上、1億円以上の各階層では90%を超える。契約・代金支払等に関する指導は、個人で40%弱、資本金5,000万円未満の各階層で40%台、5,000万円以上1億円未満の階層が50%台、10億円以上の階層が60%である。

規模が大きい階層ほど下請に対する指導も多く、その範囲も広がっている。

6業種分類別にみると全体で最も多かった技術・施工管理に関する指導は、どの業種においても90%以上が行っており、土木工事業が96.8%で最も高い。業種別の差異はあまりみられないが、健康・安全管理の指導は木造建築工事業では他の業種に比べ低くなっているのが特徴的である（表3-12）。

表3-10 下請に対する指導の実施の有無

（単位：％）

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一 般 土 木 工 事 業	1.指導を行っている	70.8	100.0	55.6	85.7	80.0	80.0	98.3	100.0	89.6
	2.指導を行っていない	29.2	0.0	44.4	14.3	20.0	20.0	1.7	0.0	10.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土 木 工 事 業	1.指導を行っている	66.0	48.4	55.7	63.4	79.9	88.9	97.8	95.2	74.7
	2.指導を行っていない	34.0	51.6	44.3	36.6	20.1	11.1	2.2	4.8	15.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建 築 工 事 業	1.指導を行っている	77.3	45.5	71.4	78.4	84.7	100.0	94.5	100.0	84.2
	2.指導を行っていない	22.7	54.5	28.6	21.6	15.3	0.0	5.5	0.0	15.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 工 事 業	1.指導を行っている	50.0	60.9	63.8	82.5	76.8	66.7	100.0	100.0	66.2
	2.指導を行っていない	50.0	39.1	36.2	17.5	23.2	33.3	0.0	0.0	33.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設 備 工 事 業	1.指導を行っている	56.4	62.8	69.2	70.0	80.7	100.0	98.0	96.2	75.7
	2.指導を行っていない	43.6	37.2	30.8	30.0	19.3	0.0	2.0	3.8	24.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別 工 事 業	1.指導を行っている	53.9	60.3	63.2	74.1	77.4	81.0	92.5	100.0	68.7
	2.指導を行っていない	46.1	39.7	36.8	25.9	22.6	19.0	7.5	0.0	31.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.指導を行っている	56.8	59.5	64.0	72.0	79.6	89.4	96.9	98.1	74.1
	2.指導を行っていない	43.2	40.5	36.0	28.0	20.4	10.6	3.1	1.9	25.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第3章 請負契約、元請・下請関係

表3-11 指導対象下請業者

(単位：%)

業種	資本金 区 分	個 人	法 人						合 計	
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満		10億円以上
一般土木建築工事 事業	1. 常時取引のある下請業者 のうちの主要な業者	35.3	100.0	0.0	58.3	25.0	50.0	31.4	29.4	31.7
	2. 常時取引のある下請業者 すべて	35.3	0.0	40.0	33.3	54.2	50.0	43.2	29.4	42.1
	3. すべての下請業者	29.4	0.0	60.0	8.3	20.8	0.0	25.4	41.2	26.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工 事業	1. 常時取引のある下請業者 のうちの主要な業者	29.7	40.0	35.7	36.1	34.8	25.0	29.2	25.0	33.0
	2. 常時取引のある下請業者 すべて	31.3	26.7	28.6	31.1	33.0	43.8	38.2	40.0	33.5
	3. すべての下請業者	39.1	33.3	35.7	32.8	32.1	31.3	32.6	35.0	33.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工 事業	1. 常時取引のある下請業者 のうちの主要な業者	11.8	40.0	33.3	41.4	37.9	100.0	30.9	45.5	26.0
	2. 常時取引のある下請業者 すべて	47.1	20.0	20.0	31.0	41.7	0.0	42.6	27.3	27.9
	3. すべての下請業者	41.2	40.0	46.7	27.6	20.4	0.0	26.5	27.3	26.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工 事業	1. 常時取引のある下請業者 のうちの主要な業者	27.8	15.4	26.7	27.3	28.8	0.0	6.3	0.0	24.5
	2. 常時取引のある下請業者 すべて	29.6	46.2	50.0	27.3	48.1	75.0	68.8	50.0	42.2
	3. すべての下請業者	42.6	38.5	23.3	45.5	23.1	25.0	25.0	50.0	33.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設 備 工 事業	1. 常時取引のある下請業者 のうちの主要な業者	31.3	29.4	32.7	31.3	33.4	30.0	25.2	28.0	31.1
	2. 常時取引のある下請業者 すべて	32.1	41.2	39.8	34.4	41.9	56.7	54.4	44.0	42.2
	3. すべての下請業者	36.6	29.4	27.6	34.4	24.7	13.3	20.4	28.0	26.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別 工 事業	1. 常時取引のある下請業者 のうちの主要な業者	31.7	37.8	40.0	24.5	33.0	52.9	32.3	25.0	33.7
	2. 常時取引のある下請業者 すべて	33.8	33.3	33.1	35.3	43.2	29.4	50.0	75.0	38.9
	3. すべての下請業者	34.5	28.9	26.9	40.2	23.7	17.6	17.7	0.0	27.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 常時取引のある下請業者 のうちの主要な業者	30.0	34.7	35.2	31.5	33.4	38.2	28.4	28.8	32.2
	2. 常時取引のある下請業者 すべて	33.0	35.2	35.5	33.0	41.3	44.7	47.2	40.4	39.4
	3. すべての下請業者	36.9	30.1	29.3	35.4	25.2	17.1	24.4	30.8	28.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

表 3-12 下請に対する指導の内容（複数回答）

（単位：％）

業 種	資 本 金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1. 健康・安全管理	70.6	100.0	50.0	63.6	75.0	100.0	99.2	100.0	90.2
	2. 雇 用 管 理	5.9	50.0	0.0	18.2	43.2	0.0	61.9	82.4	53.0
	3. 技 術・施工管理	94.1	100.0	100.0	100.0	93.2	75.0	94.1	94.1	94.0
	4. 原価管理等経営に関する事項	23.5	0.0	0.0	36.4	18.2	0.0	28.0	47.1	27.8
	5. 契約、代金支払等	47.1	100.0	50.0	54.5	65.9	50.0	53.4	67.6	57.7
	6. そ の 他	23.5	0.0	0.0	18.2	25.0	25.0	21.2	35.3	23.5
土木工事業	1. 健康・安全管理	61.3	46.7	76.7	78.1	74.8	86.7	96.6	100.0	77.9
	2. 雇 用 管 理	17.7	40.0	23.3	39.1	39.4	53.3	56.2	65.0	39.7
	3. 技 術・施工管理	98.4	93.3	95.3	100.0	96.0	93.3	97.8	95.0	96.8
	4. 原価管理等経営に関する事項	12.9	13.3	11.6	18.8	21.2	26.7	28.1	40.0	21.0
	5. 契約、代金支払等	46.8	53.3	51.2	50.0	56.2	60.0	58.4	50.0	54.1
	6. そ の 他	17.7	13.3	20.9	17.2	25.7	40.0	27.0	20.0	23.4
建築工事業	1. 健康・安全管理	81.3	80.0	85.7	55.2	80.0	60.0	89.7	81.8	79.8
	2. 雇 用 管 理	31.3	60.0	28.6	13.8	19.0	40.0	36.8	45.5	27.0
	3. 技 術・施工管理	100.0	100.0	92.9	93.1	93.0	60.0	92.6	100.0	93.1
	4. 原価管理等経営に関する事項	25.0	20.0	14.3	10.3	18.0	20.0	13.2	36.4	16.9
	5. 契約、代金支払等	62.5	80.0	35.7	41.4	56.0	40.0	54.4	72.7	54.0
	6. そ の 他	43.8	20.0	21.4	10.3	13.0	0.0	20.6	9.1	16.9
木造建築工事業	1. 健康・安全管理	62.7	54.5	51.9	61.3	64.2	25.0	94.1	50.0	62.8
	2. 雇 用 管 理	19.6	18.2	14.8	12.9	18.9	25.0	41.2	50.0	19.9
	3. 技 術・施工管理	88.2	100.0	96.3	100.0	96.2	100.0	94.1	100.0	94.9
	4. 原価管理等経営に関する事項	15.7	9.1	14.8	19.4	13.2	25.0	11.8	50.0	15.3
	5. 契約、代金支払等	33.3	54.5	25.9	41.9	56.6	25.0	52.9	50.0	42.9
	6. そ の 他	15.7	36.4	18.5	9.7	17.0	25.0	23.5	50.0	17.9
設備工事業	1. 健康・安全管理	63.1	71.2	76.3	78.4	83.4	96.7	93.1	88.0	81.1
	2. 雇 用 管 理	21.6	19.2	26.8	18.6	30.0	30.0	44.8	56.0	29.9
	3. 技 術・施工管理	90.1	88.5	95.9	100.0	94.1	86.7	93.8	96.0	93.9
	4. 原価管理等経営に関する事項	13.5	15.4	11.3	15.5	12.6	6.7	29.7	32.0	16.0
	5. 契約、代金支払等	36.9	36.5	48.5	51.5	46.9	56.7	57.2	48.0	47.7
	6. そ の 他	15.3	5.8	14.4	19.6	20.9	26.7	29.0	24.0	20.1
職別工事業	1. 健康・安全管理	69.1	74.2	80.1	78.6	85.0	100.0	85.2	75.0	80.0
	2. 雇 用 管 理	34.2	36.0	31.9	37.8	38.5	70.6	29.5	41.7	36.5
	3. 技 術・施工管理	89.5	87.6	97.2	92.9	93.5	88.2	100.0	100.0	93.2
	4. 原価管理等経営に関する事項	11.2	14.6	12.8	12.2	14.7	5.9	16.4	16.7	13.5
	5. 契約、代金支払等	34.9	40.4	39.7	34.7	36.2	41.2	44.3	75.0	37.9
	6. そ の 他	12.5	13.5	17.7	18.4	13.2	11.8	13.1	8.3	14.3
合 計	1. 健康・安全管理	66.0	70.1	76.1	74.2	80.6	89.3	93.8	91.3	79.6
	2. 雇 用 管 理	25.2	31.0	27.3	27.3	33.5	42.7	47.8	63.5	34.5
	3. 技 術・施工管理	91.4	89.7	96.3	97.3	94.3	86.7	95.2	96.2	94.2
	4. 原価管理等経営に関する事項	13.7	14.4	12.3	15.8	15.7	12.0	24.5	37.5	17.1
	5. 契約、代金支払等	38.6	43.1	42.6	44.5	47.5	50.7	54.4	60.6	46.9
	6. そ の 他	16.1	12.6	17.2	17.0	18.8	24.0	23.5	24.0	18.8

第4章 金 融

借入金の借入先別割合

ここに示されているのは、個別企業の借入金の多少にかかわらず、各企業の金融機関別の借入割合を単純平均した割合であり、各金融機関

からの借入金額の全体の割合を表したものであることを注意されたい。

借入先を合計欄でみると、政府系中小企業3金融機関の割合が20.8%と最も高く、ついで地方銀行の18.3%がこれに続き、都市銀行と信用金庫が16%強でほぼ同程度に利用されている。

表4-1 借入金の借入先別割合（構成比）

（単位：％）

金融機関	資本金 個人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
中小企業金融公庫 国民金融公庫 商工組合中央公庫	29.4	25.2	24.6	22.8	16.9	13.5	5.1	0.2	20.8
都市銀行	5.7	8.1	8.4	10.6	19.8	36.4	44.4	53.5	16.2
地方銀行	13.1	13.5	17.1	18.8	23.0	18.2	23.3	12.6	18.3
信託銀行	0.2	0.0	0.2	0.1	0.2	0.2	2.7	10.2	0.6
相互銀行	7.5	7.6	9.0	8.7	10.0	10.1	8.8	3.9	8.7
信用金庫	17.9	21.5	17.5	18.4	16.9	9.9	4.1	0.3	16.1
信用（協同）組合	7.2	4.3	3.7	5.8	3.8	2.0	0.9	0.6	4.5
地方公共団体	1.7	1.2	1.8	1.2	1.1	0.5	0.5	0.1	1.2
その他	16.7	18.0	17.3	13.5	8.4	9.3	9.9	18.6	13.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表4-2-1 借入金の借入先別割合（一般土木建築工事業）（構成比）

（単位：％）

金融機関	資本金 個人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央公庫	16.8	20.0	9.6	21.2	18.6	10.4	5.5	0.3	10.6
都市銀行	1.6	0.0	2.0	5.8	9.0	26.4	25.0	45.2	18.8
地方銀行	22.9	40.0	42.0	23.1	29.1	28.4	42.3	17.6	32.5
信託銀行	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	11.8	2.4
相互銀行	6.8	25.0	2.5	9.7	11.1	6.6	8.6	6.4	8.7
信用金庫	24.2	7.5	13.3	20.0	20.8	13.0	6.6	0.2	12.2
信用（協同）組合	9.5	7.5	18.4	12.0	4.1	6.0	1.8	1.0	4.6
地方公共団体	3.9	0.0	0.0	0.0	0.3	1.6	0.4	0.1	0.7
その他	14.4	0.0	12.2	8.2	7.0	7.6	7.4	17.5	9.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

結局、政府系中小企業3金融機関、地方銀行、都市銀行、信用金庫が建設金融を支える四つの柱となつて、他はこれを補完しているものとみなすことができよう。

資本金階層別にみると、政府系中小企業3金融機関の割合の高い順に個人の29.4%をはじめ、資本金1,000万円未満の各階層で20%を超え、1,000万円以上1億円未満の各階層で10%を超えているが、1億円以上の各階層では急減している。これらの金融機関の趣旨からいっても当然であろう。

都市銀行は、資本金10億円以上の階層で53.5%、1億円以上10億円未満の階層で44.4%と上

位階層で高い利用度がみられるが、階層が下降するにつれて急減しており、都市銀行と上位階層との対応がみられる。

地方銀行は、各階層にわたっておおむね片寄りなく利用されていて、その利用度も2割前後と高くなっている。

小規模金融機関である信用金庫は、個人および資本金5,000万円未満の各階層でおよそ20%弱程度とよく利用されており、信用金庫の下位階層との対応がみられる。

その他、相互銀行は、個人および資本金10億円未満の各階層でそれぞれ10%内外といった利用度である。また、信用（協同）組合は、個人

表4-2-2 借入金の借入先別割合(土木工事業) (構成比)

(単位: %)

金融機関	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
中小企業金融公庫, 国民金融公庫, 商工組合中央公庫	23.3	24.2	19.2	20.8	14.8	16.9	6.5	0.3	17.4
都 市 銀 行	4.8	7.3	4.1	5.8	12.7	18.3	47.7	56.9	13.1
地 方 銀 行	16.1	17.9	21.9	23.3	28.3	18.7	18.8	10.0	22.3
信 託 銀 行	0.0	0.0	0.8	0.0	0.1	0.5	2.1	14.0	0.6
相 互 銀 行	4.7	3.8	11.8	11.2	11.7	11.6	7.1	3.4	9.2
信 用 金 庫	16.1	19.1	16.8	15.8	18.8	18.0	4.9	0.9	15.9
信 用 (協同) 組 合	14.2	6.4	6.0	8.2	6.1	0.6	0.5	0.2	7.3
地 方 公 共 団 体	2.0	0.0	1.6	1.1	1.0	0.3	1.0	0.0	1.2
そ の 他	18.2	20.0	17.7	13.7	6.5	15.3	11.5	14.3	12.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表4-2-3 借入金の借入先別割合(建築工事業) (構成比)

(単位: %)

金融機関	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
中小企業金融公庫, 国民金融公庫, 商工組合中央公庫	33.0	6.8	22.2	18.9	13.8	2.7	3.0	0.0	13.3
都 市 銀 行	6.7	17.3	4.6	10.0	16.2	38.4	46.4	50.5	22.7
地 方 銀 行	13.0	18.5	26.2	17.6	25.4	25.7	19.6	10.6	21.3
信 託 銀 行	3.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	2.7	14.5	1.5
相 互 銀 行	9.1	8.5	9.3	9.6	13.1	12.0	12.5	5.5	11.5
信 用 金 庫	16.4	34.2	21.4	24.0	20.9	6.3	6.4	0.0	16.9
信 用 (協同) 組 合	3.0	1.1	1.9	6.1	3.2	8.0	1.6	0.1	3.0
地 方 公 共 団 体	0.6	0.0	0.0	0.0	0.3	1.3	0.0	0.4	0.2
そ の 他	15.2	6.8	14.3	13.8	6.3	5.4	6.7	18.4	9.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第4章 金 融

で7.2%，資本金5,000万円未満の各階層で4～6％台の利用がみられ，地方公共団体は，個人および資本金5,000万円未満の各階層で1％台の利用，信託銀行は資本金10億円以上の階層の10.2％のほかはみるべきものがない。その他が，個人で16.7%，資本金1,000万円未満の各階層で10％を超えている（表4－1）。

6業種分類別にみると，都市銀行と地方銀行を併せた利用度では，一般土木建築業の51.3％が最も高く，建築工事業，設備工事業，土木工事業が40％前後でこれに続き，木造建築工事業の25.5％と職別工事業の28.9％が際立って低くなっている。また，政府系中小企業3金融機

関と信用金庫を併せての利用度をみると，職別工事業の43.0％が最も高く，木造建築工事業の38.1％がこれに続き，設備工事業，土木工事業，建築工事業は30％台で推移するが，一般土木建築工事業に至ると22.8％という低さである。一般土木建築工事業の銀行利用の高さと，木造建築工事業，職別工事業の中小企業向け金融機関の利用の高さとが目立っている。その他の項目の借入れが，木造建築工事業16.8％，職別工事業14.1％と高い割合をみせている。

22業種分類別にみると，政府系中小企業3金融機関の利用割合の高い順に，屋根工事業32.6％，板金工事業32.3％，鉄骨工事業28.1％，石

表4－2－4 借入金の借入先別割合（木造建築工事業）（構成比）

（単位：％）

金融機関	資本金 個人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
中小企業金融公庫，国民金融公庫，商工組合中央公庫	27.7	14.2	26.9	20.1	14.9	2.3	2.2	0.0	21.2
都 市 銀 行	4.3	6.7	13.1	14.6	15.6	19.3	40.2	41.0	11.5
地 方 銀 行	12.0	17.6	12.5	13.2	15.7	36.5	18.1	2.5	14.0
信 託 銀 行	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	7.9	20.5	0.5
相 互 銀 行	10.0	14.0	8.0	9.5	14.4	23.7	10.4	2.0	11.1
信 用 金 庫	16.3	17.3	13.9	24.0	20.9	2.5	2.1	0.5	16.9
信 用（協同）組 合	7.3	15.9	3.6	2.4	5.9	1.2	1.4	14.5	6.1
地 方 公 共 団 体	1.9	0.0	1.8	1.5	1.0	0.0	0.0	0.0	1.4
そ の 他	20.6	14.3	17.6	14.6	11.5	14.5	17.8	19.0	16.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表4－2－5 借入金の借入先別割合（設備工事業）（構成比）

（単位：％）

金融機関	資本金 個人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
中小企業金融公庫，国民金融公庫，商工組合中央公庫	29.7	25.6	25.6	23.2	16.1	12.8	4.0	0.0	20.7
都 市 銀 行	6.9	5.7	8.2	14.7	25.0	48.7	54.4	60.5	19.6
地 方 銀 行	14.7	11.0	15.6	18.7	24.3	18.8	16.8	9.1	18.1
信 託 銀 行	0.2	0.0	0.1	0.1	0.3	0.0	2.8	4.6	0.5
相 互 銀 行	7.4	6.8	7.8	7.1	8.4	3.8	8.5	0.9	7.6
信 用 金 庫	16.8	22.5	19.6	16.1	13.6	4.8	2.1	0.2	14.7
信 用（協同）組 合	4.2	4.0	3.4	3.9	3.3	1.2	0.1	0.0	3.2
地 方 公 共 団 体	2.0	1.5	2.4	1.6	1.2	0.0	0.4	0.0	1.5
そ の 他	16.7	23.0	16.3	14.6	7.7	9.8	10.4	24.6	13.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調査結果

工・れんが・タイル・ブロック工事業27.1%，その他の職別工事業26.7%となっており，職別工事業の分野で高くなっていることがわかる。

同じく，都市銀行では高い順に，機械器具設置工事業27.6%，ほ装工事業24.1%，建築工事業22.7%，電気通信・信号装置工事業21.1%，電気工事業19.7%となっており，設備工事業の分野が，上位に多くみうけられる。

また，地方銀行では，高い順に，一般土木建築工事業32.5%，しゅんせつ工事業29.8%，土木工事業22.9%，電気通信・信号装置工事業21.7%，建築工事業21.3%となっており，一般土木建築工事業，土木工事業の分野で高くなっ

ている。

さらに，信用金庫では，高い順に，大工工事業20.5%，石工・れんが・タイル・ブロック工事業20.4%，左官工事業20.1%，塗装工事業19.8%，その他の設備工事業19.7%となっており，圧倒的に職別工事業の分野で高くなっている。

最後に，資本金1,000万円未満の各階層におけるその他の割合の高い順にみると，電気通信・信号装置工事業，大工工事業，鉄筋工事業，しゅんせつ工事業，ほ装工事業などがある（表4-2-1～6）。

表4-2-6 借入金の借入先別割合（職別工事業）（構成比）

（単位：％）

資本金 金融機関		個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
中小企業金融公庫, 国民金融公庫, 商工組合中央公庫		32.6	27.5	26.1	25.8	19.8	18.2	8.5	0.0	25.4
都 市 銀 行		5.8	9.4	9.8	10.6	22.5	39.6	51.9	60.7	14.4
地 方 銀 行		10.5	12.7	15.5	16.4	18.2	9.3	15.2	14.1	14.5
信 託 銀 行		0.1	0.0	0.0	0.3	0.2	0.2	2.7	6.3	0.2
相 互 銀 行		7.8	7.8	9.0	7.7	8.6	13.4	6.8	3.3	8.2
信 用 金 庫		19.5	21.5	16.8	19.7	16.4	12.2	0.5	0.0	17.6
信 用 (協同) 組 合		6.5	2.8	2.7	5.3	2.6	1.4	0.4	0.0	3.9
地 方 公 共 団 体		1.2	1.5	1.6	1.4	1.2	0.7	0.8	0.0	1.3
そ の 他		15.4	16.3	18.2	12.7	10.4	5.0	13.2	15.8	14.1
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第5章 経 理

公共工事の抑制、住宅不況、民間設備投資の停滞等々がみられる低経済成長のもとで、企業経営の実態を時々刻々、正確に把握するためには、経理組織の整備が不可欠となろう。それによって、変動する経営諸指標が各時点において明らかにされ、それに対応する的確な経営政策が打ち出されることにもなろう。それが、経営の合理化、企業の発展にも寄与することになる。

ここでは、建設業における経理の状況について調査した。

1 青色確定申告

青色確定申告を行っている企業の割合は、全体で89.7%と9割ちかくに達している。

資本金階層別にみると、法人においてはすべての階層で9割を超し、階層が上にゆくほどその割合が高まる傾向にある。しかし、個人のみは、7割台と最低の割合を示している。

6業種分類別にみると、建築工事業、一般土木建築工事業、設備工事業が9割台を示しているのに対し、木造建築工事業が最低の86.0%に止まっている。また、土木工事業、建築工事業、木造建築工事業の個人では、7割前後という低い水準にある(表5-1)。

22業種分類別にみると、申告割合の低い順に大工工事業81.1%、さく井工事業81.4%、石工・れんが・タイル・ブロック工事業84.6%がある。

また、個人においては、しゅんせつ工事業の33.3%が極端に低くなっている。青色確定申告には税法上の特典もあり、融資をうける際にも有利に扱われるのであるが、それを最も必要としている個人階層で普及が最も遅れている。

2 試算表

試算表は、経理処理をチェックする機能をも

表5-1 青色確定申告の割合

(単位：%)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	75.7	100.0	80.0	88.5	93.9	100.0	98.4	97.2	93.2
土 木 工 事 業	68.3	92.1	92.1	90.4	96.2	86.4	98.0	100.0	88.0
建 築 工 事 業	68.8	100.0	93.3	95.6	97.3	87.5	97.7	100.0	93.3
木 造 建 築 工 事 業	71.8	96.9	97.1	95.6	97.8	100.0	100.0	50.0	86.0
設 備 工 事 業	82.2	88.7	96.0	93.2	96.7	91.2	98.1	93.1	91.6
職 別 工 事 業	77.5	92.3	93.8	92.8	96.2	96.7	97.2	100.0	88.9
合 計	76.5	91.8	94.2	92.5	96.4	92.4	98.0	96.4	89.7

つとともに、必要な時点で作成することによって、企業経営の状況が判断できるという重要な資料である。

その作成割合は、全体でみると84.1%に達している。

資本金階層別にみると、個人で57.6%と最も低く、資本金10億円以上の階層で100%と最も高い。その間、法人においては9割前後を示しつつ、規模が大きくなるにつれて作成割合は逐次高まっていき、資本金1億円以上10億円未満の階層では、ほぼ100%に近い割合で作成している。

6業種分類別にみると、一般土木建築工事業、建築工事業が90%台と高く、土木工事業、設備工事業、職別工事業が80%台を示し、木造建築工事業のみが70%台と最も低い。また、個人においては、木造建築工事業52.6%、職別工事業54.3%と際立って低い。法人階層における規模間格差は、それほど大きくはない(表5-2)。

22業種分類別にみると、作成割合の高い順にしゅんせつ工事業96.0%、一般土木建築工事業94.5%、建築工事業93.2%がある。逆に、低い順にみると、さく井工事業71.6%、木造建築工事業74.8%、その他の設備工事業76.0%となっている。際立って低いものには、個人における石工・れんが・タイル・ブロック工事業43.9%、

さく井工事業47.1%、その他の設備工事業48.4%となっており、帳簿組織の未整備な事情を示している。

3 資金繰表

入金、支払いなどに関する資金操作の計画は、企業経営にとって基本的なきわめて重要な事項である。作成していない企業においては、事前に資金ショート期を察知できない。

資金繰表の作成割合は、全体としてみると63.8%に止まっている。

資本金階層別にみると、規模が大きくなるに従って、作成割合は高まっている。資本金5,000万円以上の各階層では、ほぼ100%の割合をみせている。しかし、1,000万円未満の各階層で6割弱、個人で3割程度と下位階層において極端に低くなっている。

6業種分類別にみると、一般土木建築工事業の88.3%が最も高く、建築工事業80.8%と続き、土木工事業と設備工事業がともに60%台、職別工事業が56.7%であり、木造建築工事業では46.7%と最も低い。また、個人においては、木造建築工事業24.7%、職別工事業25.1%が極端に低くなっている(表5-3)。

22業種分類別にみると、一般土木建築工事業、

表5-2 試算表の作成割合

(単位：%)

業 種	資 本 金	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業		72.7	75.0	100.0	92.3	92.8	100.0	100.0	100.0	94.5
土木工事業		61.6	83.1	86.5	90.2	94.7	90.9	100.0	100.0	85.4
建築工事業		65.2	100.0	86.2	93.5	98.0	100.0	98.9	100.0	93.2
木造建築工事業		52.6	79.4	85.7	87.5	96.8	100.0	100.0	100.0	74.8
設備工事業		60.6	86.2	88.2	90.7	95.8	100.0	99.4	100.0	84.9
職別工事業		54.3	91.8	92.3	91.8	96.5	93.3	98.6	100.0	81.7
合 計		57.6	88.6	89.5	90.9	95.9	96.3	99.5	100.0	84.1

しゅんせつ工事業、建築工事業が80%台と高く、逆に板金工事業、木造建築工事業、さく井工事業が40%台と低くなっており、個人では、10%台という低い割合の業種がいくつかみうけられる。

4 実行予算書

実行予算書を作成することは、そこで工事ごとに予算を配分し、予算執行の目安をつけるということである。これに基づいて予算管理ができるようになる。

実行予算書の作成割合は、全体としてみると58.1%に止まっている。

資本金階層別にみると、規模の大きくなるに従って作成割合は高くなっており、資本金1億

円以上の各階層では、ほぼ100%に達している。しかし、個人で30.7%、資本金200万円未満の階層で36.6%と下位階層においては極端に低くなっている。

6業種分類別にみると、一般土木建築工事業の89.3%が最も高く、建築工事業84.4%、土木工事業、木造建築工事業、設備工事業が6割前後を示し、職別工事業が45.1%と最も低い。また、職別工事業、設備工事業の個人で、それぞれ22.6%、29.6%と極端に低くなっている（表5-4）。

22業種分類別について作成割合の低い順にみると、板金工事業31.7%、さく井工事業31.8%、屋根工事業35.0%、鉄筋工事業38.0%となっており、やはり、ここでも、職別工事業の分野で低くなっている。

表5-3 資金繰表の作成割合

(単位：%)

業 種 \ 資 本 金	個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	53.1	50.0	72.7	84.6	83.8	100.0	99.2	100.0	88.3
土木工事業	35.7	50.0	58.0	68.4	83.1	100.0	100.0	100.0	67.6
建築工事業	54.3	57.1	69.0	65.9	84.7	100.0	98.9	100.0	80.8
木造建築工事業	24.7	42.4	42.0	55.3	77.2	100.0	94.7	100.0	46.7
設備工事業	36.6	54.0	58.1	66.1	86.1	97.1	98.7	100.0	66.7
職別工事業	25.1	48.2	58.6	66.4	84.8	96.7	100.0	100.0	56.7
合 計	31.2	49.8	57.5	66.7	84.4	98.1	99.1	100.0	63.8

表5-4 実行予算書の作成割合

(単位：%)

業 種 \ 資 本 金	個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	61.8	75.0	72.7	72.0	86.8	100.0	100.0	100.0	89.3
土木工事業	36.5	36.7	52.6	55.1	80.9	95.5	98.0	100.0	63.3
建築工事業	63.6	46.7	69.0	77.3	88.7	100.0	98.9	100.0	84.4
木造建築工事業	41.7	51.5	58.0	74.5	82.8	83.3	89.5	100.0	59.4
設備工事業	29.6	40.7	48.9	57.6	78.6	82.9	97.5	100.0	59.1
職別工事業	22.6	31.5	43.0	48.8	69.5	76.7	94.5	100.0	45.1
合 計	30.7	36.6	48.8	57.2	77.5	86.0	97.7	100.0	58.1

5 損 益 予 想 書

損益予想書は、利益の目標をきめ、それに基づいて諸経費を配分するという利益管理を行うものである。

損益予想書の作成割合は、全体としてみると、51.5%とおおよそ半ばに止まる。

資本金階層別にみると、規模が大きくなるに従って、作成割合は高くなる。個人で2割台、資本金1,000万円未満の各階層で4割前後と低く、1,000万円以上の階層に至りようやく過半数に達する。1億円以上で9割を超え、10億円以上でほぼ100%に達している。

6業種分類別にみると、一般土木建築工事業が76.9%で最も高く、以下、建築工事業が72.4%と続き、土木工事業と設備工事業がともに5割台を示し、木造建築工事業と職別工事業はともに4割強と低い。これは、木造建築工事業および職別工事業の個人における2割台、木造建築工事業の資本金1,000万円未満の各階層の3～4割台が大きく足を引っ張っているためで、それ以上の階層では他業種とそれほど差はみられない(表5-5)。

22業種分類別について割合の低いものをみると、屋根工事業が34.1%と最低を示し、板金工

事業、大工工事業、さく井工事業が37%台に止まっており、職別工事業の分野で作成割合の低いことがわかる。

6 経 理 帳 簿 の 作 成 方 法

作成方法を全体としてみると、社内作成の割合が60.3%、一部社外委託が33.0%、全部社外委託が6.7%である。

資本金階層別にみると、社内作成の割合が、資本金1,000万円未満の各階層で38.0～48.9%と、個人の61.3%より低くなっている。つまり、1,000万円未満の各階層では、6割近くの企業が何らかの形で経理帳簿の作成を外注している。

また、全部社外委託の割合は、個人および資本金500万円未満の各階層において1割強にも達している。階層が上位にいくほど社内作成の割合が高まり、1億円以上の各階層でほぼ100%に近づいてくる(表5-6-1)。

6業種分類別にみると、社内作成の割合は、一般土木建築工事業の79.8%が最も高く、建築工事業69.2%、設備工事業62.5%がこれに続いている。これらの3業種では社内作成と一部社外委託とを合わせると95%以上に達し、ほとんどの企業が全部または一部の経理帳簿を自社内で作成していることになる。他の3業種の社内

表 5 - 5 損益予想書の作成割合

(単位：%)

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	55.9	25.0	36.4	36.0	64.7	60.0	96.8	100.0	76.9
土 木 工 事 業	32.9	35.0	45.6	47.3	65.8	90.9	95.0	95.2	55.2
建 築 工 事 業	47.7	64.3	40.7	61.4	71.4	77.8	98.9	100.0	72.4
木 造 建 築 工 事 業	27.7	28.1	30.9	38.3	65.2	83.3	89.5	100.0	40.7
設 備 工 事 業	28.7	33.6	46.1	49.4	63.5	88.6	98.7	100.0	52.9
職 別 工 事 業	24.0	36.5	43.5	42.0	61.7	76.7	91.8	100.0	43.5
合 計	28.4	35.7	43.3	46.1	64.2	83.2	96.5	99.1	51.5

作成割合は、すべて5割台を示している。なお、全部社外委託の割合が高い業種は、木造建築工事業と職別工事業で、ともに9%前後を示している(表5-6-2)。

22業種分類別にみると、全部社外委託の多い順に、さく井工事業11.2%、とび・土工・コンクリート工事業10.9%、左官工事業10.5%、屋根工事業10.1%などとなっており、職別の分野で目立っている。同じく個人では、電気通信・信号装置工事業17.7%、屋根工事業17.2%、大工工事業15.1%などが高い割合をみせている。

7 決算書の作成方法

何らかの形で社外委託を行った場合、決算書が短期間でスムーズに入手しうるかどうかが危惧されるところである。決算書の完成が長びけばそれだけ決算諸表のデータが陳腐化し、以後の経営に寄与しえなくなってくるのである。さらに、決算書を作成する途中においても、そこから貴重なデータがいくつも発見できて、経営に

役立つはずである。

これらの事情を踏まえて決算書の作成方法をみると、全体として、社内作成33.7%、一部社外委託33.4%、全部社外委託32.9%と、それぞれがほぼ3分の1ずつの割合を示している。つまり、全部自前で決算書を作成している企業は、3分の1程度にすぎないということである。

資本金階層別にみると、社内作成の割合については、個人が46.5%と相当高い割合を示すのに対し、資本金1,000万円未満の各階層では10%台の前半であり、1,000万円以上5,000万円未満の中規模階層においてさえ23.8%を示すにすぎない。法人企業は、階層が高くなるにつれて、社内作成の割合が高まり、全部社外委託の割合が減少してくる。1億円以上の階層に至ると、社内作成の割合が9割弱から100%にまで高まってくる。なお、全部社外委託の割合についてみると、資本金1,000万円未満の各階層で5割前後、1,000万円以上5,000万円未満の階層でさえ3割に近い有様である。これに対して、個人は25.7%と低い割合を示している。

表5-6-1 経理帳簿の作成方法(資本金別)

(単位:%)

資本金 作成方法	個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
社 内 作 成	61.3	41.4	38.0	48.9	65.0	88.0	96.1	99.1	60.3
一 部 社 外 委 託	27.8	47.4	51.8	45.5	32.1	10.2	3.5	0.9	33.0
全 部 社 外 委 託	10.9	11.1	10.2	5.7	2.8	1.9	0.4	0.0	6.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表5-6-2 経理帳簿の作成方法(業種別)

(単位:%)

作成方法 \ 業 種	一般土木 建築工事業	土木工事業	建築工事業	木 造 建 築 工 事 業	設備工事業	職別工事業	合 計
社 内 作 成	79.8	56.5	69.2	55.5	62.5	57.3	60.3
一 部 社 外 委 託	16.7	37.3	27.5	35.3	32.6	33.8	33.0
全 部 社 外 委 託	3.5	6.2	3.3	9.2	4.9	8.9	6.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

6業種分類別にみると、社内作成の割合については、一般土木建築工事業59.2%、建築工事業43.1%が平均を上回って高く現れ、また全部社外委託の割合もこれらの業種では、それぞれ14.8%、24.2%と低く現れている。なお、その他の業種では、社内作成、全部社外委託とも、それぞれ全体の平均前後に落着いている（表5-7-1、2）。

22業種分類別にみると、全部社外委託の割合の高い順に、左官工事業44.6%、大工工事業41.8%、鉄筋工事業41.6%、屋根工事業40.3%となっている。これを、資本金1,000万円未満の法人階層について高い順にみると、左官工事業64.0%、その他の職別工事業62.1%、鉄筋工事業61.4%、ほ装工事業61.2%となっている。

表 5 - 7 - 1 決算書の作成方法（資本金別）

（単位：％）

資本金 作成方法	個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
社 内 作 成	46.5	11.8	11.3	14.8	23.8	61.1	88.5	100.0	33.7
一 部 社 外 委 託	27.8	29.9	33.1	40.5	46.4	28.7	10.8	0.0	33.4
全 部 社 外 委 託	25.7	58.3	55.6	44.7	29.8	10.2	0.7	0.0	32.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表 5 - 7 - 2 決算書の作成方法（業種別）

（単位：％）

業 種 作成方法	一 般 土 木 建築工事業	土 木 工 事 業	建 築 工 事 業	木 造 建 築 工 事 業	設 備 工 事 業	職 別 工 事 業	合 計
社 内 作 成	59.2	30.6	43.1	32.5	34.6	29.9	33.7
一 部 社 外 委 託	26.0	36.6	32.7	34.2	33.9	32.3	33.4
全 部 社 外 委 託	14.8	32.8	24.2	33.3	31.5	37.8	32.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第6章 従 業 者

本調査では、昭和56年10月末日時点における従業者について質問している。なお、建設業以外の兼業部門がある場合には、兼業部門の従業者を除いて調査してある。

1 従 業 者 数

表6-1-1のとおり、建設業全体では、1社当たり平均の直接雇用従業者数は110人であり、そのうち、役員が3人（3.0%）、事務・営業・

販売その他従事者が30人（30.3%）、技術者が41人（41.4%）、現場労働者が36人（36.4%）である。

現場労働者の内訳をさらに詳細にみると、職長・世話役が5人（13.9%）、作業職が26人（71.9%）となっている。現場労働者のうち、常雇の者は25人（69.9%）である。職長・世話役と作業職の常雇率を比べてみると、前者の86%に対し、後者が70.5%と作業職がやや劣っている。

従業者の年齢別の構成比をみると、現場労働者を除く直接雇用従業者では、20歳未満が2.0

表6-1-1 昭和56年10月末日の1社当たりの従業者数（合計）

（単位：人、%）

資本金 区 分			個 人	法 人							合 計	
				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上		
役員（事業主を含む）（A）			1.0	2.0	2.1	2.4	3.1	5.0	8.5	21.7	3.2	
役員以外（B） 事務・営業・販売その他 従事者			1.3	1.5	1.9	2.8	6.4	58.7	90.2	983.7	29.6	
技術者			1.5	1.9	2.2	3.6	9.0	37.6	151.6	1,264.8	40.8	
小 計（A+B）			3.8	5.4	6.2	8.8	18.5	101.2	250.3	2,270.2	73.6	
現 場 労 働 者	総 数	職 長、世 話 役	1.1	1.8	2.0	2.6	5.0	11.6	20.6	89.0	5.0	
		作 業 職	6.2	8.3	9.3	13.3	25.7	52.4	121.7	393.9	25.8	
		そ の 他	0.8	0.8	1.0	2.0	3.1	8.9	16.4	208.2	5.1	
		小 計（C）	8.2	10.9	12.3	17.9	33.8	72.9	158.7	691.1	35.9	
	うち 常 雇	職 長、世 話 役	0.9	1.5	1.7	2.2	4.1	10.8	17.6	83.9	4.3	
		作 業 職	3.9	6.2	6.4	9.1	16.7	38.7	83.7	338.1	18.2	
		そ の 他	0.4	0.5	0.5	1.0	1.8	4.0	8.2	99.4	2.6	
		小 計（C'）	5.2	8.3	8.6	12.4	22.6	53.6	109.5	521.5	25.1	
	常 雇 率 $\left(\frac{C'}{C} \times 100\right)$		64.0	75.9	70.1	69.0	67.0	73.5	69.0	75.5	69.9	
	従業者総数（A+B+C）			12.0	16.3	18.5	26.7	52.3	174.1	409.0	2,961.3	109.5
	現場労働者率 $\left(\frac{C}{A+B+C} \times 100\right)$			68.3	66.9	66.5	67.0	64.6	41.8	38.8	23.3	32.8

調 査 結 果

表 6 - 1 - 2 昭和56年10月末日の1社当たりの従業者数(一般土木建築工事業)

(単位:人, %)

資本金 区 分			個 人	法 人							合 計	
				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上		
役員（事業主を含む）（A）			1.2	2.3	2.5	3.2	3.3	4.4	0.5	28.4	8.9	
役員以外（B）	事務・営業・販売その他 従事者 技術者		2.2	0.5	2.4	2.2	5.8	26.6	83.0	1,192.2	175.6	
			2.8	0.5	2.8	5.2	10.1	52.4	157.9	1,960.1	297.6	
小 計（A+B）			6.2	3.3	7.6	10.6	19.2	83.4	251.4	3,180.8	482.0	
現場 労働者	総 数	職 長、世 話 役	1.9	1.8	2.4	3.3	4.7	7.8	15.5	71.7	14.1	
		作 業 職	7.8	10.5	11.8	18.6	24.1	47.6	125.8	132.1	67.4	
		そ の 他	2.2	4.8	0.8	4.0	5.3	13.3	20.5	412.9	48.7	
		小 計（C）	11.9	17.0	15.0	25.9	39.6	79.8	161.7	616.7	130.1	
	うち 常 雇	職 長、世 話 役	1.7	1.3	1.7	2.7	3.9	4.8	13.3	71.7	12.9	
		作 業 職	6.5	10.5	7.0	10.5	15.2	13.6	77.4	120.7	45.0	
		そ の 他	1.6	1.0	0.4	1.9	3.7	0.8	12.9	196.0	23.7	
		小 計（C'）	9.8	12.8	9.1	15.1	22.8	19.2	103.6	388.3	81.7	
	常 雇 率（ $\frac{C'}{C} \times 100$ ）		82.2	75.0	60.6	58.4	57.7	24.1	64.1	63.0	62.8	
	従業者総数（A+B+C）			18.1	20.3	22.6	36.5	58.8	163.2	413.1	3,797.5	612.1
	現場労働者率（ $\frac{C}{A+B+C} \times 100$ ）			65.7	83.7	66.4	71.0	67.3	48.9	39.1	16.2	21.3

表 6 - 1 - 3 昭和56年10月末日の1社当たりの従業者数(土木工事業)

(単位:人, %)

資 本 金 区 分			個 人	法 人							合 計
				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
役員(事業主を含む)(A)			1.0	2.1	2.2	2.5	3.0	4.2	7.4	17.9	3.0
役員以外(B)	事務・営業・販売その他 従事者	技術者	1.4	1.5	2.1	2.7	6.2	28.1	78.6	519.1	19.3
			1.7	2.0	2.2	3.9	10.0	28.1	125.2	856.4	30.7
小 計 (A + B)			4.0	5.6	6.5	9.1	19.3	60.3	211.2	1,393.5	53.0
現 場	総 数	職 長, 世 話 役	1.7	1.7	2.3	2.8	4.8	6.5	15.8	35.8	4.4
		作 業 職	7.8	10.5	11.3	16.2	25.9	57.7	132.6	390.2	29.1
		そ の 他	1.8	0.9	2.3	4.1	5.3	13.3	21.2	175.7	6.8
		小 計 (C)	11.3	13.0	15.9	23.2	36.1	77.5	169.6	601.6	40.2
労 働 者	うち 常 雇	職 長, 世 話 役	1.3	1.5	1.7	2.3	3.7	5.3	11.7	30.6	3.4
		作 業 職	4.8	7.4	6.8	9.5	12.8	39.2	64.6	215.2	15.5
		そ の 他	1.1	0.4	1.3	2.2	2.8	6.0	11.9	76.7	3.5
		小 計 (C')	7.3	9.3	9.9	13.9	19.3	50.5	88.3	322.4	22.4
常 雇 率 $\left(\frac{C'}{C} \times 100\right)$			64.6	71.2	61.9	60.2	53.6	65.2	52.1	53.6	55.7
従業者総数 (A + B + C)			15.3	18.6	22.4	32.3	55.4	137.8	380.8	1,995.1	93.2
現場労働者率 $\left(\frac{C}{A+B+C} \times 100\right)$			73.9	69.9	71.0	71.8	65.2	56.2	44.5	30.2	43.1

第6章 従 業 者

表 6 - 1 - 4 昭和56年10月末日の1社当たりの従業者数（建築工事業）

（単位：人、％）

資本金 区 分			個 人	法 人							合 計
				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
役員（事業主を含む）（A）			1.1	1.8	1.9	2.1	3.1	3.9	8.0	26.9	4.5
役員以外（B）	事務・営業・販売その他 従事者		2.0	1.4	1.9	2.0	5.1	17.6	55.4	1,594.1	61.1
	技 術 者		3.4	1.9	2.1	2.6	8.4	20.2	96.8	1,683.9	74.6
小 計（A+B）			6.5	5.1	5.9	6.7	16.6	41.7	160.1	3,304.9	140.1
現場労働者	総数	職 長、世 話 役	0.8	0.6	0.7	1.1	2.4	3.1	7.7	3.2	2.8
		作 業 職	7.2	4.1	4.3	8.4	25.9	12.7	44.9	32.6	21.6
		そ の 他	0.6	0.8	0.9	2.5	1.2	0.7	7.9	12.4	2.7
		小 計（C）	8.6	5.5	5.9	11.9	29.5	16.6	60.5	48.2	27.0
うち常雇	職 長、世 話 役	0.7	0.4	0.6	0.9	1.9	3.1	7.1	3.2	2.4	
		作 業 職	3.8	3.5	2.9	5.8	9.7	12.7	27.6	27.4	11.2
		そ の 他	0.3	0.1	0.5	0.8	0.7	0.7	3.0	11.8	1.3
		小 計（C'）	4.8	4.0	4.0	7.5	12.3	16.6	37.7	42.4	14.9
常 雇 率 $\left(\frac{C'}{C} \times 100\right)$			55.5	73.2	68.0	63.1	41.8	100.0	62.3	88.0	55.2
従業者総数（A+B+C）			15.1	10.6	11.8	18.6	46.1	58.3	220.6	3,353.1	167.1
現場労働者率 $\left(\frac{C}{A+B+C} \times 100\right)$			57.0	51.9	50.0	64.0	64.0	28.5	27.4	1.4	16.2

表 6 - 1 - 5 昭和56年10月末日の1社当たりの従業者数（木造建築工事業）

（単位：人、％）

資本金 区 分			個 人	法 人						合 計		
				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満		10億円以上	
役員（事業主を含む）（A）			0.9	1.8	2.1	2.2	2.8	8.7	5.3	8.5	2.1	
役員以外（B）	事務・営業・販売その他 従事者 技術者		1.0	1.0	1.6	1.3	4.4	508.7	104.0	959.0	19.0	
			1.2	1.2	1.4	1.6	4.2	99.5	55.9	166.5	6.8	
小 計（A+B）			3.1	4.0	5.1	5.1	11.4	616.8	165.3	1,134.0	27.9	
現場労働者	総数	職 長、世 話 役	0.6	0.7	0.8	0.8	1.7	0.0	4.0	0.0	0.9	
		作 業 職	4.3	4.3	5.5	7.3	8.6	0.0	6.5	0.0	5.7	
		そ の 他	0.3	0.5	0.4	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.4	
		小 計（C）	5.2	5.5	6.7	8.0	10.8	0.0	10.5	0.0	7.0	
	うち常雇	職 長、世 話 役	0.5	0.5	0.7	0.6	1.2	0.0	4.0	0.0	0.7	
		作 業 職	2.8	3.4	4.2	3.6	6.7	0.0	6.5	0.0	3.9	
		そ の 他	0.1	0.5	0.2	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.2	
		小 計（C'）	3.4	4.4	5.1	4.6	8.1	0.0	10.5	0.0	4.8	
	常 雇 率 $\left(\frac{C'}{C} \times 100\right)$		65.9	80.4	75.3	53.3	75.0	0.0	100.0	0.0	69.4	
	従業者総数（A+B+C）			8.3	9.5	11.8	13.7	22.2	616.8	175.8	1,134.0	34.9
	現場労働者率 $\left(\frac{C}{A+B+C} \times 100\right)$			62.7	57.9	56.8	16.1	48.6	0.0	6.0	0.0	20.1

調 査 結 果

表 6 - 1 - 6 昭和56年10月末日の1社当たりの従業者数（設備工事業）

（単位：人、％）

資本金 区 分			個 人	法 人						合 計		
				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満		10億円以上	
役員（事業主を含む）（A）			1.0	1.9	2.0	2.3	3.2	4.9	8.8	18.5	3.1	
役員以外（B）	事務・営業・販売その他 従事者		1.3	1.5	1.8	2.8	7.0	36.4	119.3	988.7	30.4	
	技 術 者		1.6	2.3	2.8	3.9	13.1	53.3	228.5	972.5	42.5	
小 計（A+B）			3.9	5.7	6.6	9.0	23.3	94.7	356.6	1,979.6	76.0	
現 場 労 働 者	総 数	職 長、世 話 役	0.8	1.3	1.3	1.9	4.5	20.0	37.4	244.2	6.7	
		作 業 職	4.9	5.5	5.6	7.7	15.7	47.7	143.8	1,186.2	27.5	
		そ の 他	0.7	0.5	0.5	0.5	1.1	2.7	16.0	33.8	2.0	
		小 計（C）	6.4	7.3	7.3	10.1	21.3	70.4	197.2	1,464.2	36.2	
	うち 常 雇	職 長、世 話 役	0.6	1.1	1.1	1.5	4.1	19.9	32.2	223.0	5.9	
		作 業 職	2.9	4.3	4.3	5.8	13.0	46.3	122.7	1,109.5	23.7	
		そ の 他	0.2	0.5	0.2	0.4	0.8	2.7	4.5	24.0	0.9	
		小 計（C'）	3.8	5.8	5.7	7.7	17.9	69.0	159.4	1,356.5	30.6	
	常 雇 率 $\left(\frac{C'}{C} \times 100\right)$		58.7	79.7	77.7	75.8	84.1	98.0	80.8	92.6	84.5	
	従業者総数（A+B+C）			10.3	13.0	13.9	19.1	44.6	165.1	553.8	3,443.8	112.2
	現場労働者率 $\left(\frac{C}{A+B+C} \times 100\right)$			62.1	56.2	52.5	52.9	47.8	42.6	35.6	42.5	32.3

表 6 - 1 - 7 昭和56年10月末日の1社当たりの従業者数（職別工事業）

（単位：人、％）

資本金 区 分			個 人	法 人							合 計
				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
役員（事業主を含む）（A）			1.0	2.0	2.2	2.5	3.1	5.4	7.7	12.4	2.4
役員以外（B）	事務・営業・販売その他 従事者		1.3	1.6	1.9	3.4	6.7	36.7	95.3	526.4	9.7
	技術者		1.2	1.8	2.0	3.5	5.5	17.1	102.6	306.4	8.1
小 計（A+B）			3.5	5.5	6.1	9.4	15.3	59.2	205.6	845.3	20.3
現 場 労 働 者	総 数	職 長、世 話 役	1.0	2.3	2.6	3.7	6.4	13.5	23.2	55.0	3.9
		作 業 職	6.8	9.7	11.6	17.2	36.1	64.7	150.2	273.1	21.3
		そ の 他	0.6	0.9	0.8	1.1	2.7	8.6	10.7	5.4	1.6
		小 計（C）	8.4	12.8	15.0	22.1	45.3	86.8	184.1	333.6	26.8
	うち 常 雇	職 長、世 話 役	0.9	1.9	2.2	3.4	5.4	12.8	21.4	55.0	3.4
		作 業 職	4.4	7.2	8.1	13.4	25.3	45.9	127.1	273.1	15.7
		そ の 他	0.3	0.6	0.5	0.6	2.1	5.0	5.1	2.1	1.0
		小 計（C'）	5.5	9.7	10.7	17.3	32.7	63.6	153.6	330.3	20.1
	常 雇 率 $\left(\frac{C'}{C} \times 100\right)$		65.0	75.9	71.6	78.4	72.3	73.3	83.5	99.0	75.0
	従業者総数（A+B+C）			11.9	18.3	21.1	31.5	60.6	146.0	389.7	1,178.9
現場労働者率 $\left(\frac{C}{A+B+C} \times 100\right)$			70.6	69.9	71.1	70.2	74.8	68.5	47.2	28.3	56.9

第6章 従 業 者

%, 20歳～29歳が27.7%, 30歳～49歳が53.9%, 50歳以上が16.4%となっている。これに対し、常雇の現場労働者では、20歳未満が3.7%, 50歳以上が23.8%と、現場労働者を除く直接雇用従業者に比べてやや高い比率を示す一方で、20歳～29歳が22.8%, 30歳～49歳が49.7%と低くなっており、常雇の現場労働者が現場労働者以外の直接雇用従業者に対し、未成年者および中高年者に偏った構成を示していることがわかる。

資本金階層別に従業者数をみると、表6-1-1のとおり、資本金5,000万円を境に直接雇用従業者数が増えているが、常雇率には大きな違いはみられない。しかし、現場労働者率は

資本金に反比例して、資本金が大きくなるほど低くなっている。これは、資本金の大きな業者の多くが、総合工事業であることの反映であろう。

6業種分類別にみると、表6-1-2のとおり、一般土木建築工事業では、直接雇用従業者は612人、うち現場労働者は130人(21.3%)であり、常雇はこれの中で82人と62.8%を占めている。年齢別の構成比は、表6-2-2のとおり、常雇の現場労働者で、30歳～49歳が43.6%, 50歳以上が38.8%と中高年層の比率が高い点が注目される。

土木工事業では、表6-1-3のとおり、直接雇用従業者は93人、うち現場労働者が40人(43.1

表6-2-1 現場労働者を除く直接雇用従業者、常雇の現場労働者の年齢別構成 (合計) (単位: %)

資 本 金 区 分		個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
直接雇用 従業者	20歳未満	1.1	1.7	1.7	1.5	2.1	2.3	3.1	1.5	2.0
	20歳～29歳	18.9	16.1	18.7	20.0	23.8	26.7	30.5	27.5	27.7
	30歳～49歳	55.9	56.6	55.6	54.1	52.8	52.0	48.6	57.0	53.9
	50歳以上	24.2	25.6	24.0	24.4	21.4	19.0	17.8	14.0	16.4
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
常雇の 現場労働者	20歳未満	2.2	2.6	2.9	2.1	3.1	3.7	5.3	3.5	3.7
	20歳～29歳	18.5	21.2	22.3	19.5	22.9	18.7	21.8	27.4	22.8
	30歳～49歳	55.3	58.1	54.3	54.8	50.9	44.8	44.7	50.1	49.7
	50歳以上	24.0	18.1	20.6	23.6	23.2	32.8	28.1	19.0	23.8
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表6-2-2 現場労働者を除く直接雇用従業者、常雇の現場労働者の年齢別構成 (一般土木建築工事業) (単位: %)

資 本 金 区 分		個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
直接雇用 従業者	20歳未満	0.0	0.0	0.0	0.4	1.8	2.6	3.2	1.5	1.9
	20歳～29歳	21.8	0.0	17.9	17.1	24.3	19.2	30.7	27.9	28.4
	30歳～49歳	48.7	76.9	47.6	55.8	50.3	47.2	46.4	57.6	55.2
	50歳以上	29.4	23.1	34.5	26.8	23.5	30.9	19.7	13.0	14.6
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
常雇の 現場労働者	20歳未満	0.3	0.0	0.6	0.4	0.7	1.4	1.3	3.3	1.9
	20歳～29歳	10.5	8.8	11.9	9.9	13.1	10.8	12.4	21.6	15.7
	30歳～49歳	44.6	30.9	47.8	53.8	43.8	46.8	41.4	45.8	43.6
	50歳以上	44.6	60.3	39.6	35.9	42.5	41.0	44.9	29.3	38.8
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調査結果

%)であり、そのうち常雇は、22人(55.7%)である。年齢別の構成比は、表6-2-3のとおり、常雇の現場労働者で30歳～49歳が48.1%、50歳以上が36.3%とやはり中高年化の傾向が強い。

建築工事業の直接雇用従業者は167人、うち現場労働者は27人(16.2%)であり、そのうち常雇は15人(55.2%)である(表6-1-4)。

木造建築工事業では、表6-1-5のとおり、直接雇用従業者は35人と、他業種に比べ最も人数が少ない。現場労働者はこのうち7人(20.1%)

であり、そのうち常雇は5人(69.4%)と高い比率を示している。

設備工事業の直接雇用従業者は、表6-1-6のとおり112人、うち現場労働者は36人(32.3%)であり、そのうち常雇は31人(84.5%)と6業種中最も高い常雇率をみせている。

職別工事業では、直接雇用従業者数は、表6-1-7のとおり47人、うち現場労働者は27人(56.9%)であり、そのうち常雇は20人(75.0%)である。

表6-2-3 現場労働者を除く直接雇用従業者、常雇の現場労働者の年齢別構成(土木工事業) (単位:%)

資本金 区 分		個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
直接雇用従業者	20歳未満	0.7	1.4	0.6	0.8	2.1	1.8	2.9	1.7	2.1
	20歳～29歳	15.6	15.3	17.0	16.7	22.9	25.3	32.6	27.6	28.0
	30歳～49歳	51.4	54.6	53.4	53.1	50.3	48.4	49.8	59.5	54.2
	50歳以上	32.3	28.7	29.0	29.5	24.6	24.5	14.7	11.2	15.7
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
常雇の現場労働者	20歳未満	1.1	2.0	0.5	0.6	1.1	2.1	1.8	2.3	1.4
	20歳～29歳	11.3	14.5	10.2	11.2	16.0	9.7	14.5	17.0	14.2
	30歳～49歳	49.8	53.7	54.7	54.2	47.6	39.4	43.3	51.3	48.1
	50歳以上	37.8	29.8	34.5	34.0	35.3	48.8	40.4	29.4	36.3
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表6-2-4 現場労働者を除く直接雇用従業者、常雇の現場労働者の年齢別構成(建築工事業) (単位:%)

資本金 区 分		個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
直接雇用従業員者	20歳未満	2.6	0.0	0.5	0.7	1.6	2.9	3.8	1.2	2.0
	20歳～29歳	26.0	19.3	17.6	19.2	28.2	39.5	33.3	23.5	26.8
	30歳～49歳	48.5	53.4	61.7	54.5	50.2	40.3	47.0	60.7	55.7
	50歳以上	22.9	27.3	20.2	25.6	20.0	17.3	15.9	14.6	15.5
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
常雇の現場労働者	20歳未満	1.2	0.0	1.1	1.8	0.8	0.9	3.1	0.4	1.8
	20歳～29歳	17.6	30.2	18.5	17.0	30.4	15.5	22.9	8.0	24.8
	30歳～49歳	65.6	47.6	53.3	52.1	39.3	51.7	47.0	51.9	45.2
	50歳以上	15.6	22.2	27.2	29.1	29.5	31.9	27.0	39.7	28.2
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第6章 従 業 者

表 6 - 2 - 5 現場労働者を除く直接雇用従業者、常雇の現場労働者の年齢別構成（木造建築工事業）

（単位：％）

区 分		資 本 金 個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
直接雇用従業者	20歳未満	0.7	1.6	1.2	0.4	1.2	1.2	4.6	0.3	1.9
	20歳～29歳	12.7	8.7	15.5	23.1	23.5	17.0	49.4	17.5	26.6
	30歳～49歳	62.3	57.5	58.2	52.5	51.1	62.8	39.8	65.8	55.5
	50歳以上	24.3	32.3	25.1	23.9	24.2	18.9	6.2	16.4	16.0
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
常雇の現場労働者	20歳未満	2.7	0.0	1.8	3.9	3.0	0.0	2.4	0.0	2.7
	20歳～29歳	15.9	20.6	30.2	29.8	16.8	0.0	40.5	0.0	21.3
	30歳～49歳	55.1	53.9	48.5	49.9	54.0	0.0	38.1	0.0	52.6
	50歳以上	26.2	25.5	19.5	16.5	26.1	0.0	19.0	0.0	23.5
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0

表 6 - 2 - 6 現場労働者を除く直接雇用従業者、常雇の現場労働者の年齢別構成（設備工事業）

（単位：％）

区 分		資 本 金 個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
直接雇用従業者	20歳未満	0.9	1.8	1.9	2.2	2.2	2.2	2.7	1.4	2.0
	20歳～29歳	20.1	19.9	23.6	22.5	26.4	36.1	28.6	29.2	28.5
	30歳～49歳	58.9	55.7	56.1	52.8	52.5	45.0	49.1	52.1	50.9
	50歳以上	20.2	22.6	18.4	22.5	18.8	16.8	19.6	17.3	18.5
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
常雇の現場労働者	20歳未満	2.0	2.6	3.9	3.1	3.9	5.2	7.0	4.4	4.9
	20歳～29歳	23.9	25.6	31.9	28.9	29.9	28.6	29.6	35.5	31.4
	30歳～49歳	59.8	57.3	51.7	52.8	49.5	47.0	47.8	49.8	49.8
	50歳以上	14.3	14.6	12.5	15.3	16.7	19.1	15.5	10.3	13.8
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表 6 - 2 - 7 現場労働者を除く直接雇用従業者、常雇の現場労働者の年齢別構成（職別工事業）

（単位：％）

区 分		資 本 金 個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
直接雇用従業者	20歳未満	1.4	1.8	2.3	2.0	2.0	5.3	3.6	1.4	2.5
	20歳～29歳	19.7	14.8	16.6	20.5	19.5	31.8	27.6	26.6	24.0
	30歳～49歳	56.2	57.5	55.6	55.7	56.3	47.5	53.5	58.7	55.6
	50歳以上	22.7	25.8	25.5	21.7	22.2	15.4	15.3	13.2	17.9
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
常雇の現場労働者	20歳未満	3.0	3.0	3.9	3.0	4.4	4.9	14.3	0.9	5.3
	20歳～29歳	21.4	21.8	24.9	23.6	23.8	21.8	30.1	12.1	23.7
	30歳～49歳	56.6	60.5	55.6	57.2	55.6	47.6	44.5	65.5	54.8
	50歳以上	18.9	14.8	15.6	16.1	16.2	25.6	11.1	21.5	16.1
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

2 有 資 格 者

建設工事を行うには、一定の資格を必要とする場合や、資格を有することが望ましいとされる場合が多い。本調査では、1社当たりの有資格者数を質問している。

有資格者について、まず第1に指摘すべきこ

とは、有資格者数と資本金との間には、はっきりした正比例の関係があり、資本金の大きな階層ほど有資格者数が多い点である。

① 建築士については、全体では1級建築士は4.4人、2級は3.3人である。資本金階層別にみると、個人および資本金5,000万円未満の各階層では、1級建築士・2級建築士とも、1社当たり1人にも満たないが、10億円以上

表6-3-1 有資格者数（1級建築士）（1社当たり平均）

（単位：人）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	0.2	0.0	0.0	0.2	0.9	3.4	16.8	437.2	56.8
土木工事業	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	2.2	20.7	0.6
建築工事業	0.4	0.3	0.2	0.4	1.5	4.1	24.2	581.3	21.9
木造建築工事業	0.1	0.1	0.2	0.3	1.0	36.2	11.1	63.5	1.4
設備工事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.2	5.8	0.2
職別工事業	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	1.9	1.8	9.0	0.2
合 計	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	3.2	8.8	206.9	4.4

表6-3-2 有資格者数（2級建築士）（1社当たり平均）

（単位：人）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	0.8	0.8	0.7	1.5	1.2	2.3	2.6	230.3	36.9
土木工事業	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.6	0.7	16.3	0.9
建築工事業	1.4	1.1	1.0	1.5	1.3	3.2	3.6	320.7	16.8
木造建築工事業	0.7	0.9	0.9	1.3	1.0	2.1	5.5	93.0	2.8
設備工事業	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	3.2	0.3
職別工事業	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	0.5	11.3	0.4
合 計	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.8	1.0	113.3	3.3

表6-3-3 有資格者数（1級施工管理技士）（1社当たり平均）

（単位：人）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	0.1	0.0	0.2	0.5	1.4	8.2	34.5	534.0	75.0
土木工事業	0.2	0.1	0.3	0.5	1.7	4.6	37.1	297.1	9.2
建築工事業	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	3.7	188.6	6.0
木造建築工事業	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	1.7	0.5	0.1
設備工事業	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	2.9	15.2	76.0	2.7
職別工事業	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3	10.6	34.2	0.5
合 計	0.1	0.0	0.1	0.2	0.6	2.4	20.6	271.6	6.5

第6章 従業者

の階層では、1級が207人、2級が113人と際立って多くなる。6業種分類別、22業種分類別とも、当然のことながら、1級、2級建築士は、一般土木建築工事業、建築工事業が多くなっており、特に資本金10億円以上の階層では、建築工事業で1級581人、2級321人、一般土木建築工事業で、1級437人、2級230人となっている（表6-3-1、2）。

- ② 建設機械施工技士について、6業種分類別にみると、表6-3-5、6のとおり、一般土木建築工事業で1級が2.3人、2級が5.0人と多く、22業種分類別にみると、一般土木建築工事業で1級2.3人、2級5.0人、は装工事業で1級1.6人、2級5.6人と多い。
- ③ 技能士の資格を有する者は、表6-3-7、8のとおり、全体で1級0.9人、2級1.1人で

表6-3-4 有資格者数（2級施工管理技士）（1社当たり平均）

（単位：人）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1.4	0.5	1.8	2.6	4.4	10.4	26.9	186.1	33.5
土木工事業	1.3	1.0	1.5	2.6	4.7	11.5	28.8	149.9	7.8
建築工事業	0.4	0.4	0.2	0.5	0.5	0.8	4.2	64.9	3.0
木造建築工事業	0.3	0.3	0.3	0.2	0.5	0.5	2.0	0.5	0.4
設備工事業	0.4	0.3	0.5	0.8	1.6	5.1	22.1	80.2	3.9
職別工事業	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3	0.9	10.3	29.4	0.6
合 計	0.4	0.3	0.5	1.1	1.8	5.0	19.4	119.3	4.5

表6-3-5 有資格者数（1級建設機械施工技士）（1社当たり平均）

（単位：人）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.6	17.4	2.3
土木工事業	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	2.4	11.1	0.4
建築工事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.1
木造建築工事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
設備工事業	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5	0.0	0.1
職別工事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0
合 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.7	8.2	0.2

表6-3-6 有資格者数（2級建設機械施工技士）（1社当たり平均）

（単位：人）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	0.5	0.0	0.2	0.6	0.7	1.4	2.6	32.8	5.0
土木工事業	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	3.5	5.5	37.1	1.7
建築工事業	0.1	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	5.6	0.3
木造建築工事業	0.1	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.0	0.1
設備工事業	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1
職別工事業	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	0.2	0.3	0.1
合 計	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	1.0	1.7	18.3	0.6

調 査 結 果

あり、6業種分類別では、一般土木建築工事業で多く、22業種分類別では、左官工事業、鉄筋工事業、一般土木建築工事業、機械器具設置工事業等で多い。

- ④ 労働安全衛生法上の資格を有する者（衛生管理者、玉掛作業等）は、表6-3-9、10のとおり、全体で免許取得者8.7人、技能講習修了者21.9人である。6業種分類別にみる

と、一般土木建築工事業で免許取得者54.1人、技能講習修了者75.8人と最も多く、木造建築工事業では、免許取得者0.4人、技能講習修了者1.2人と極端に少なくなっている点が目立っている。22業種分類別にみると、一般土木建築工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業で有資格者が多い。

表 6-3-7 有資格者数（1級技能士）（1社当たり平均）

（単位：人）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	0.1	0.0	0.5	0.3	0.7	0.6	1.3	9.4	1.8
土 木 工 事 業	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	1.5	1.2	0.3
建 築 工 事 業	0.2	0.3	0.2	0.4	0.3	0.0	0.4	1.3	0.3
木 造 建 築 工 事 業	0.4	0.3	0.2	0.4	0.5	0.0	0.1	0.0	0.4
設 備 工 事 業	0.1	0.2	0.1	0.1	0.6	0.3	1.7	9.2	0.5
職 別 工 事 業	0.6	0.9	1.0	1.1	3.0	3.0	4.2	9.4	1.5
合 計	0.3	0.6	0.5	0.5	1.3	1.0	1.6	6.8	0.9

表 6-3-8 有資格者数（2級技能士）（1社当たり平均）

（単位：人）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	0.5	0.5	0.3	1.2	0.5	1.4	2.1	27.8	4.3
土 木 工 事 業	0.3	0.2	0.4	0.3	0.5	1.6	1.4	2.0	0.5
建 築 工 事 業	0.5	0.6	0.1	0.7	0.4	0.0	0.3	5.6	0.5
木 造 建 築 工 事 業	0.5	0.4	0.2	0.6	0.5	0.0	0.1	0.0	0.4
設 備 工 事 業	0.2	0.3	0.3	0.4	1.0	0.6	3.7	17.3	1.1
職 別 工 事 業	0.4	0.8	0.8	1.2	2.4	2.0	8.1	11.6	1.4
合 計	0.3	0.6	0.5	0.7	1.2	1.1	2.8	15.7	1.1

表 6-3-9 有資格者数（労働安全衛生法に基づく免許取得者）（1社当たり平均）

（単位：人）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	0.3	3.8	0.4	3.1	1.9	5.4	41.5	323.4	54.1
土 木 工 事 業	0.8	0.7	1.3	1.7	3.6	19.8	30.9	212.8	8.6
建 築 工 事 業	0.6	0.6	0.7	0.4	1.6	2.9	13.7	212.2	9.6
木 造 建 築 工 事 業	0.2	0.3	0.3	0.3	0.5	0.2	1.9	7.5	0.4
設 備 工 事 業	0.7	1.3	1.1	1.5	3.5	6.5	68.3	140.0	9.7
職 別 工 事 業	0.6	1.4	1.8	2.8	4.3	7.6	33.3	90.2	3.5
合 計	0.6	1.2	1.3	1.9	3.4	9.0	40.4	212.6	8.7

第6章 従業者

表 6－3－10 有資格者数（労働安全衛生法に基づく技能講習修了者）（1社当たり平均）

（単位：人）

業 種	資本金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1.9	3.8	2.8	5.7	7.5	45.8	113.4	242.8	75.8
土木工事業	1.6	1.8	3.4	4.5	9.6	39.1	102.7	507.2	23.1
建築工事業	1.4	1.1	0.4	1.5	3.8	4.6	36.8	34.9	10.9
木造建築工事業	0.8	0.6	0.9	0.7	2.1	2.3	4.9	0.0	1.2
設備工事業	1.3	1.8	1.9	3.4	9.0	35.9	188.1	853.8	33.8
職別工事業	1.3	2.8	3.7	7.1	14.3	48.1	129.3	223.9	11.2
合 計	1.3	2.2	2.8	4.6	10.0	36.0	118.9	425.4	21.9

第7章 現場労働者

ここでは、建設企業に直接雇用されている現場労働者について調査した。現場労働者が建設業へ入職してから退職してゆくまで、順を追って、そこでの労働条件、技能訓練状況、福利厚生事情等を調査し分析した。

なお、本章における数字は、すべて企業数についてのデータであって、労働者数についてのデータではない点に留意されたい。つまり、ここでの構成比「〇〇%」とは、調査対象企業数のうちの「〇〇%」という意味であって、労働

者数のうちの「〇〇%」という意味をもっていない。そのような事情から、ここに、1社当たり平均現場労働者数（常雇、臨時・日雇別）を示しておいたので参考にされたい。

現場労働者数のデータを6業種分類別にみると、表7-1-1、2のとおり、木造建築工事業において、常雇、臨時・日雇ともに、1社当たり平均現場労働者数が他業種に比較してきわめて少ない。

表7-1-1 現場労働者数（常雇）（1社当たり平均）

（単位：人）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	9.8	12.8	9.1	15.1	22.8	19.2	103.6	388.3	81.7
土木工事業	7.3	9.3	9.9	13.9	19.3	50.5	88.3	322.4	22.4
建築工事業	4.8	4.0	4.0	7.5	12.3	16.6	37.7	42.4	14.9
木造建築工事業	3.4	4.4	5.1	4.6	8.1	0.0	10.5	0.0	4.8
設備工事業	3.8	5.8	5.7	7.7	17.9	69.0	159.4	1,356.5	30.6
職別工事業	5.5	9.7	10.7	17.3	32.7	63.6	153.6	330.3	20.1
合 計	5.2	8.3	8.6	12.4	22.6	53.6	109.5	521.5	25.1

表7-1-2 現場労働者数（臨時・日雇）（1社当たり平均）

（単位：人）

業 種	資 本 金 個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	2.1	4.3	5.9	10.8	16.7	60.6	58.1	228.3	48.5
土木工事業	4.0	3.7	6.1	9.2	16.7	27.0	81.3	279.2	17.8
建築工事業	3.8	1.5	1.9	4.4	17.2	0.0	22.8	5.8	12.1
木造建築工事業	1.8	1.1	1.7	4.0	2.7	0.0	0.0	0.0	2.1
設備工事業	2.7	1.5	1.6	2.5	3.4	1.4	37.8	107.6	5.6
職別工事業	2.9	3.1	4.3	4.8	12.5	23.2	30.4	3.3	6.7
合 計	2.9	2.6	3.7	5.6	11.1	19.3	49.2	169.6	10.8

1 入 職

(1) 募集源

ここでは、現場労働者の供給源について調べた。

常雇においては、表7-2-1のとおり、まず「転職者」が57.2%と6割近くを占めており、ついで「新卒者」の30.5%がこれに続いている。これに対し、臨時・日雇においては、表7-2-2のとおり、「出稼者」22.5%、「転職者」30.3%、「失業者」28.2%と、この3者がほぼ均等を保ち、常雇に比べて出稼者、失業者の割合が高まっている。

資本金階層別にみると、常雇においては、転職者および失業者の割合に階層間でそれほど大きな変化はみられない。しかし、資本金1,000万円以上の各階層の新卒者、1億円以上の各階層の出稼者になると、おのおのその割合が高まってくる。また、臨時・日雇においては、失業者の割合は階層間でそれほど変動していないが、出稼者および転職者は階層が高まるにつれて、おのおのその割合が高まる傾向にある。

6業種分類別に、常雇について新卒者の割合の高い順にみると、設備工事業44.5%、木造建築工事業31.4%、職別工事業29.5%、建築工事業25.7%、一般土木建築工事業18.9%、土木工事業17.7%となっている。設備工事業への新卒者の入職割合が際立って高い点が注目される。これと逆なのが、土木工事業、一般土木建築工事業である。

22業種分類別に、常雇についてみると、新卒者の割合の高いものに電気工事業58.8%、左官工事業51.0%、低いものとび・土工・コンクリート工事業11.9%、ほ装工事業12.0%、比較的

低いものに鉄筋工事業17.3%、大工工事業18.2%、土木工事業18.7%、一般土木建築工事業18.9%がある。また、出稼のみられないものは、さく井工事業、屋根工事業などである。木造建築工事業で新卒が31.4%と平均を上回っているのに対し、大工工事業では18.2%と低位に止まっていることが注目される。

(2) 入職経路

建設業は縁故入職がきわめて多いといわれているが、近代的な職種も増加しつつある現在、どのような事情になっているのか調査した。

入職経路は、表7-3-1、2のとおり、やはり常雇、臨時・日雇とも、圧倒的に縁故・知人を通じる割合が高く、それぞれ80.1%、74.9%にも達している。

資本金階層別にみると、常雇、臨時・日雇とも企業規模が大きくなるにつれて、職安を通じるものの割合が増加してくることがよくわかる。

6業種分類別に、常雇について、職安および公募による割合の高いものを順にみていくと、設備工事業が最も高く、これと同程度で一般土木建築工事業が続く、次に職別工事業、さらに土木工事業と建築工事業が同程度でこれに続く。木造建築工事業は最も低い。

22業種分類別に、常雇における職安および公募によるものについてみると、その割合の高いものに鉄骨工事業、機械器具設置工事業、電気工事業、管工事業などがあり、またその割合の低いものに木造建築工事業、土木工事業、建築工事業などがある。いずれにしても、職安および公募を通じて入職する割合は、設備工事業の分野で高く現れ、木造建築工事業、土木工事業、建築工事業などの分野で低く現れている。

調 査 結 果

表 7 - 2 - 1 募集源 (常雇) (複数回答)

(単位：％)

業種	資本金				個 人	法 人							合 計
	区 分					200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1. 新卒者	22.2	0.0	0.0	13.3	22.4	0.0	20.8	17.6	18.9			
	2. 出稼者	11.1	25.0	12.5	6.7	12.1	0.0	23.6	23.5	16.5			
	3. 転職者	48.1	50.0	62.5	80.0	55.2	80.0	56.9	52.9	57.3			
	4. 失業者	18.5	25.0	25.0	40.0	15.5	20.0	16.7	17.6	18.9			
	5. その他	48.1	50.0	87.5	40.0	56.9	80.0	66.7	52.9	59.2			
土木工事業	1. 新卒者	9.0	13.0	11.5	14.1	22.2	29.4	33.3	60.0	17.7			
	2. 出稼者	11.3	13.0	11.5	11.9	14.0	11.8	33.3	20.0	14.1			
	3. 転職者	57.1	54.3	59.6	56.3	63.1	58.8	55.0	50.0	59.0			
	4. 失業者	24.9	13.0	19.2	21.5	16.4	5.9	13.3	20.0	18.8			
	5. その他	63.3	52.2	56.7	51.9	55.6	52.9	48.3	30.0	55.7			
建築工事業	1. 新卒者	19.2	11.1	23.1	23.3	29.9	25.0	25.0	40.0	25.7			
	2. 出稼者	3.8	22.2	7.7	3.3	5.7	25.0	10.0	40.0	8.3			
	3. 転職者	26.9	33.3	53.8	23.3	52.9	50.0	57.5	20.0	45.0			
	4. 失業者	19.2	0.0	7.7	20.0	14.9	0.0	15.0	40.0	15.1			
	5. その他	65.4	66.7	53.8	56.7	56.3	62.5	57.5	40.0	57.8			
木造建築工事業	1. 新卒者	32.0	33.3	38.7	28.6	25.0	100.0	50.0	0.0	31.4			
	2. 出稼者	12.4	5.6	0.0	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	6.1			
	3. 転職者	32.0	22.2	32.3	53.6	38.5	100.0	50.0	0.0	35.8			
	4. 失業者	6.2	11.1	3.2	14.3	7.7	0.0	0.0	0.0	7.4			
	5. その他	58.8	61.1	61.3	57.1	63.5	0.0	50.0	0.0	59.8			
設備工事業	1. 新卒者	26.8	28.1	33.3	44.0	54.9	78.9	84.4	66.7	44.5			
	2. 出稼者	4.2	1.0	5.0	1.4	2.5	0.0	1.3	8.3	2.9			
	3. 転職者	62.3	66.7	65.4	68.1	62.7	78.9	61.0	75.0	64.4			
	4. 失業者	10.5	14.6	16.4	10.6	12.0	10.5	2.6	16.7	11.7			
	5. その他	46.0	37.5	35.8	38.3	37.5	26.3	28.6	8.3	38.1			
職別工事業	1. 新卒者	23.3	28.8	22.9	22.2	37.3	55.6	69.0	75.0	29.5			
	2. 出稼者	6.3	6.8	6.5	4.2	9.8	11.1	6.9	0.0	7.2			
	3. 転職者	49.5	48.6	62.4	61.8	56.9	77.8	69.0	75.0	55.9			
	4. 失業者	10.8	14.1	16.7	14.6	14.5	5.6	24.1	12.5	13.9			
	5. その他	52.1	54.2	45.3	56.3	45.8	27.8	17.2	12.5	48.5			
合 計	1. 新卒者	22.2	26.0	24.3	26.4	37.1	48.5	46.8	48.1	30.5			
	2. 出稼者	7.4	6.6	6.8	5.3	8.2	8.8	15.7	17.3	8.0			
	3. 転職者	51.7	52.6	60.9	59.8	58.9	70.6	58.9	57.7	57.2			
	4. 失業者	13.3	13.7	16.3	16.4	14.0	7.4	12.5	19.2	14.3			
	5. その他	53.6	50.0	46.4	49.5	47.7	41.2	45.7	30.8	48.9			

第7章 現場労働者

表7-2-2 募集源（臨時・日雇）（複数回答）

（単位：％）

業種	区 分	資 本 金			法 人							合 計
		個	人		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1. 新卒者	0.0			0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	1.7	8.3	2.0
	2. 出稼者	14.3			50.0	0.0	20.0	25.0	80.0	33.9	50.0	30.3
	3. 転職者	21.4			0.0	16.7	60.0	29.5	20.0	37.3	58.3	34.9
	4. 失業者	35.7			50.0	33.3	40.0	29.5	0.0	28.8	8.3	28.3
	5. その他	64.3			50.0	100.0	40.0	65.9	80.0	69.5	50.0	65.8
土木工事業	1. 新卒者	1.8			0.0	1.3	2.2	0.5	0.0	0.0	11.1	1.2
	2. 出稼者	21.2			20.0	31.6	18.9	32.1	33.3	50.9	44.4	29.3
	3. 転職者	23.9			15.0	27.6	31.1	33.7	33.3	30.2	55.6	29.9
	4. 失業者	43.4			30.0	35.5	38.9	31.6	25.0	32.1	0.0	35.0
	5. その他	63.7			55.0	56.6	57.8	59.6	83.3	60.4	66.7	60.2
建築工事業	1. 新卒者	4.8			0.0	40.0	8.3	2.5	0.0	0.0	0.0	4.9
	2. 出稼者	4.8			0.0	0.0	8.3	25.0	0.0	10.0	33.3	14.7
	3. 転職者	23.8			0.0	0.0	0.0	27.5	0.0	45.0	33.3	25.5
	4. 失業者	38.1			0.0	20.0	25.0	32.5	0.0	20.0	33.3	29.4
	5. その他	66.7			100.0	40.0	75.0	62.5	0.0	80.0	66.7	67.6
木造建築工事業	1. 新卒者	9.1			0.0	33.3	7.7	8.7	0.0	0.0	0.0	11.5
	2. 出稼者	16.4			0.0	6.7	30.8	17.4	0.0	0.0	0.0	15.9
	3. 転職者	16.4			14.3	6.7	0.0	8.7	0.0	0.0	0.0	11.5
	4. 失業者	25.5			42.9	6.7	23.1	17.4	0.0	0.0	0.0	22.1
	5. その他	72.7			71.4	60.0	69.2	73.9	0.0	0.0	0.0	70.8
設備工事業	1. 新卒者	4.3			8.1	3.7	4.1	4.4	14.3	3.6	14.3	4.9
	2. 出稼者	13.8			21.6	7.4	4.1	12.2	14.3	14.3	28.6	12.4
	3. 転職者	32.8			29.7	31.5	36.7	41.1	57.1	32.1	14.3	34.8
	4. 失業者	22.4			18.9	25.9	28.6	32.2	0.0	25.0	28.6	25.5
	5. その他	64.7			64.9	68.5	65.3	61.1	71.4	78.6	85.7	66.0
職別工事業	1. 新卒者	4.2			8.8	2.2	3.3	4.9	0.0	0.0	60.0	4.9
	2. 出稼者	15.5			23.8	26.7	23.0	28.2	36.4	26.7	0.0	23.1
	3. 転職者	26.2			33.8	30.0	26.2	30.7	54.5	66.7	60.0	30.9
	4. 失業者	25.6			22.5	16.7	23.0	28.8	27.3	26.7	20.0	24.5
	5. その他	67.3			60.0	61.1	67.2	61.3	36.4	33.3	20.0	61.9
合 計	1. 新卒者	4.1			6.8	4.9	3.4	3.1	2.9	1.1	16.7	4.0
	2. 出稼者	16.0			21.8	21.5	17.0	26.0	37.1	32.6	36.1	22.5
	3. 転職者	25.9			28.6	27.2	28.9	32.2	42.9	37.7	47.2	30.3
	4. 失業者	29.8			23.8	24.4	31.1	30.2	17.1	28.0	13.9	28.2
	5. その他	66.3			61.2	61.8	62.6	61.7	65.7	66.3	58.3	63.4

調 査 結 果

2 賃金支払形態

賃金支払形態をみると、常雇と臨時・日雇との間には大きな格差があることがわかる。表7-4-1, 2のとおり、まず、月給制は、常雇では25.7%であるのに対し、臨時・日雇ではわずかに3.0%という低さである。ついで、日給制および日給月給制についてみると、常雇で68.4%

臨時・日雇で89.7%となっており、両者間の差は月給制の場合ほど大きくはない。

資本金階層別にみると、月給制は、常雇、臨時・日雇とも、資本金10億円以上の階層で、それぞれ48.1%、16.7%と急激に増加している。日給制と日給月給制を相似するものとして併せてみると、常雇、臨時・日雇とも規模階層による差異はあまりみられない（表7-4-1, 2）。

表7-3-1 入職経路（常雇）（複数回答）

（単位：％）

業種	資本金			人 個	法人							合 計
	区 分				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1. 職 安		14.3	75.0	37.5	53.3	34.5	40.0	52.7	52.9	42.1	
	2. 縁 故・知 人		85.7	100.0	100.0	80.0	91.4	80.0	81.1	88.2	86.1	
	3. 公 募		3.6	0.0	0.0	0.0	13.8	0.0	10.8	17.6	9.6	
	4. そ の 他		46.4	25.0	50.0	40.0	27.6	60.0	35.1	29.4	35.4	
土木工事業	1. 職 安		13.8	26.5	20.0	23.9	38.6	35.3	54.2	70.0	29.1	
	2. 縁 故・知 人		91.3	87.8	90.0	83.3	85.6	82.4	84.7	60.0	86.8	
	3. 公 募		6.6	2.0	10.9	8.7	12.1	11.8	18.6	50.0	10.5	
	4. そ の 他		45.4	32.7	33.6	40.6	33.6	35.3	28.8	0.0	36.6	
建築工事業	1. 職 安		12.0	10.0	35.7	6.3	23.0	25.0	40.5	40.0	23.3	
	2. 縁 故・知 人		96.0	100.0	57.1	84.4	86.2	75.0	81.0	40.0	83.4	
	3. 公 募		8.0	0.0	21.4	6.3	18.4	25.0	19.0	60.0	16.1	
	4. そ の 他		24.0	10.0	21.4	25.0	29.9	37.5	21.4	40.0	26.0	
木造建築工事業	1. 職 安		18.8	11.1	14.7	22.2	29.1	100.0	0.0	0.0	20.6	
	2. 縁 故・知 人		85.1	83.3	91.2	88.9	83.6	0.0	50.0	0.0	85.3	
	3. 公 募		5.9	11.1	8.8	11.1	9.1	0.0	50.0	0.0	8.4	
	4. そ の 他		26.7	33.3	20.6	25.9	18.2	100.0	50.0	0.0	24.8	
設備工事業	1. 職 安		22.2	26.7	40.4	47.9	61.5	57.9	51.3	58.3	43.8	
	2. 縁 故・知 人		84.3	77.2	71.7	71.8	73.3	63.2	72.4	50.0	75.3	
	3. 公 募		9.6	18.8	24.1	22.5	20.5	36.8	38.2	50.0	20.4	
	4. そ の 他		26.4	23.8	15.7	16.2	16.9	26.3	18.4	25.0	19.8	
職別工事業	1. 職 安		15.4	33.0	31.4	44.2	44.9	55.6	79.3	75.0	33.9	
	2. 縁 故・知 人		83.6	80.1	78.8	74.0	74.4	72.2	51.7	37.5	77.7	
	3. 公 募		6.7	16.2	18.8	21.4	21.3	27.8	44.8	87.5	17.1	
	4. そ の 他		33.1	24.6	25.1	24.0	24.2	33.3	3.4	0.0	26.4	
合 計	1. 職 安		17.1	29.2	31.0	36.4	45.4	47.1	53.2	59.6	34.6	
	2. 縁 故・知 人		85.8	81.2	79.4	77.6	78.7	72.1	76.2	61.5	80.1	
	3. 公 募		7.3	14.2	18.1	16.1	17.8	23.5	24.8	46.2	15.7	
	4. そ の 他		33.3	25.5	24.0	27.0	24.6	35.3	24.1	19.2	27.1	

第7章 現場労働者

6業種分類別に、常雇についてみると、各業種とも日給月給制が50%前後と最も高い割合となっており、月給制は設備工事業で38.4%と最も高く、他業種では20%前後に止まっている。日給制と日給月給制の割合を併せてみると、設備工事業の6割弱を除いて、他業種ではすべて7割を超えている(表7-4-1)。

22業種分類別に、常雇について、月給制の高い割合の順からみると、電気通信・信号装置工

事業50.0%、電気工事業40.7%、管工事業36.1%などとなっている。逆に低い順からみると、左官工事業6.3%、鉄筋工事業13.8%、鉄骨工事業14.9%、大工工事業15.7%などとなっている。おしなべて、各業種とも、日給月給制の割合が過半を超え、きわめて高い割合を示している。ここでも、設備工事業の分野で月給制の割合が高く現れ、職別工事業の分野でそれが最も低い状況である。

表7-3-2 入職経路(臨時・日雇)(複数回答)

(単位: %)

業種	資本金			個 人	法 人								合 計
					人								
	区 分	200万円未満	200万円以上 500万円未満		500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上				
一般土木建築工事業	1. 職 安	0.0	50.0	0.0	30.0	26.8	100.0	49.2	66.7	38.3			
	2. 縁 故・知 人	78.6	50.0	83.3	100.0	80.5	60.0	74.6	83.3	78.5			
	3. 公 募	0.0	0.0	0.0	0.0	7.3	0.0	5.1	0.0	4.0			
	4. そ の 他	57.1	50.0	66.7	30.0	39.0	20.0	44.1	33.3	42.3			
土木工事業	1. 職 安	7.8	27.3	15.8	20.0	27.6	16.7	37.3	66.7	22.0			
	2. 縁 故・知 人	87.1	68.2	76.3	70.6	70.3	91.7	76.5	44.4	75.1			
	3. 公 募	6.0	4.5	11.8	4.7	13.0	0.0	13.7	33.3	9.9			
	4. そ の 他	52.6	40.9	46.1	54.1	49.0	41.7	43.1	44.4	49.0			
建築工事業	1. 職 安	5.3	0.0	20.0	16.7	25.0	0.0	30.4	33.3	21.4			
	2. 縁 故・知 人	73.7	100.0	80.0	66.7	80.0	0.0	78.3	100.0	77.7			
	3. 公 募	26.3	0.0	0.0	8.3	10.0	0.0	13.0	0.0	12.6			
	4. そ の 他	36.8	0.0	0.0	41.7	40.0	0.0	39.1	66.7	37.9			
木造建築工事業	1. 職 安	7.0	14.3	0.0	22.2	18.2	0.0	0.0	0.0	10.0			
	2. 縁 故・知 人	89.5	71.4	93.3	77.8	72.7	0.0	0.0	0.0	84.5			
	3. 公 募	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.9			
	4. そ の 他	42.1	57.1	20.0	66.7	40.9	0.0	0.0	0.0	41.8			
設備工事業	1. 職 安	10.2	5.4	12.0	9.8	33.3	42.9	44.4	57.1	19.1			
	2. 縁 故・知 人	77.3	64.9	70.0	82.4	69.8	57.1	81.5	28.6	73.2			
	3. 公 募	3.9	8.1	20.0	15.7	12.5	14.3	11.1	42.9	11.2			
	4. そ の 他	43.0	62.2	42.0	37.3	39.6	42.9	40.7	42.9	42.9			
職別工事業	1. 職 安	8.2	15.9	12.5	23.3	23.8	54.5	60.0	100.0	18.5			
	2. 縁 故・知 人	77.2	85.4	70.8	58.3	68.8	90.9	66.7	20.0	72.7			
	3. 公 募	7.0	8.5	12.5	13.3	18.8	9.1	20.0	80.0	12.8			
	4. そ の 他	48.0	36.6	43.8	45.0	49.4	27.3	13.3	0.0	44.2			
合 計	1. 職 安	8.1	15.2	12.5	18.9	26.9	45.7	43.4	66.7	20.9			
	2. 縁 故・知 人	80.8	76.8	74.2	71.4	71.3	80.0	76.0	55.6	74.9			
	3. 公 募	5.7	7.3	12.5	9.3	13.6	5.7	10.9	27.8	10.3			
	4. そ の 他	46.9	44.4	42.3	46.7	45.7	34.3	40.0	36.1	44.7			

調 査 結 果

表 7 - 4 - 1 賃金支払形態（常雇）（構成比）

（単位：％）

業 種	資 本 金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1.月 給	7.4	25.0	14.3	13.3	33.3	0.0	18.9	47.1	22.8
	2.日 給 ・ 月 給	59.3	50.0	42.9	73.3	52.6	40.0	50.0	47.1	52.9
	3.日 給	29.6	25.0	42.9	13.3	14.0	60.0	28.4	5.9	22.8
	4.出 来 高 給	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	5.基本給・出来高給併用	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	1.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.月 給	16.3	20.4	23.2	27.6	26.9	29.4	27.1	50.0	24.1
	2.日 給 ・ 月 給	59.3	53.1	56.3	55.9	52.8	52.9	59.3	40.0	55.5
	3.日 給	23.9	18.4	17.9	13.8	17.6	11.8	8.5	10.0	17.7
	4.出 来 高 給	0.0	2.0	0.9	1.4	0.7	0.0	1.7	0.0	0.8
	5.基本給・出来高給併用	0.5	6.1	1.8	1.4	2.0	5.9	3.4	0.0	1.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.月 給	13.3	10.0	25.0	30.3	27.0	0.0	24.4	40.0	23.7
	2.日 給 ・ 月 給	53.3	80.0	43.8	51.5	55.1	50.0	48.8	40.0	53.0
	3.日 給	33.3	0.0	18.8	15.2	16.9	50.0	26.8	20.0	21.1
	4.出 来 高 給	0.0	0.0	12.5	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3
	5.基本給・出来高給併用	0.0	10.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1.月 給	9.9	18.2	41.0	32.4	22.8	0.0	50.0	0.0	21.1
	2.日 給 ・ 月 給	57.7	72.7	38.5	38.2	38.6	100.0	50.0	0.0	49.6
	3.日 給	30.6	9.1	17.9	23.5	22.8	0.0	0.0	0.0	24.1
	4.出 来 高 給	1.8	0.0	2.6	2.9	14.0	0.0	0.0	0.0	4.5
	5.基本給・出来高給併用	0.0	0.0	0.0	2.9	1.8	0.0	0.0	0.0	0.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	1.月 給	29.1	41.7	43.4	37.5	37.3	42.1	59.0	58.3	38.4
	2.日 給 ・ 月 給	54.7	48.1	46.3	56.9	51.3	36.8	34.6	33.3	50.3
	3.日 給	12.6	7.4	5.7	3.5	8.4	5.3	1.3	0.0	7.7
	4.出 来 高 給	1.8	0.9	1.1	0.7	1.7	5.3	0.0	0.0	1.4
	5.基本給・出来高給併用	1.8	1.9	3.4	1.4	1.4	10.5	5.1	8.3	2.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.月 給	13.7	20.4	17.4	19.3	21.9	26.3	26.7	37.5	18.6
	2.日 給 ・ 月 給	57.7	52.7	58.7	50.3	49.5	63.2	60.0	62.5	54.4
	3.日 給	23.2	15.9	12.9	13.7	14.4	5.3	3.3	0.0	16.4
	4.出 来 高 給	3.4	8.0	4.5	8.1	9.2	0.0	10.0	0.0	6.3
	5.基本給・出来高給併用	2.0	3.0	6.4	8.7	5.0	5.3	0.0	0.0	4.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.月 給	17.6	25.9	27.6	27.8	28.2	26.1	33.5	48.1	25.7
	2.日 給 ・ 月 給	57.1	53.3	52.9	53.6	50.8	50.7	48.6	44.2	53.1
	3.日 給	21.8	13.2	12.6	11.7	14.0	15.9	13.7	5.8	15.3
	4.出 来 高 給	2.0	4.6	2.9	3.4	4.3	1.4	1.4	0.0	3.1
	5.基本給・出来高給併用	1.4	3.0	4.1	3.6	2.6	5.8	2.8	1.9	2.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第7章 現場労働者

表7-4-2 賃金支払形態（臨時・日雇）（構成比）

（単位：％）

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1.月 給	給	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	2.1
	2.日 給 ・ 月 給	給	41.7	50.0	50.0	45.5	40.0	40.0	48.1	46.5
	3.日 給	給	58.3	50.0	50.0	54.5	57.5	60.0	50.0	50.0
	4.出 来 高 給	給	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	1.9	1.4
	5.基本給・出来高給併用計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
土木工事業	1.月 給	給	0.9	0.0	4.3	3.3	2.1	0.0	5.9	2.9
	2.日 給 ・ 月 給	給	41.4	36.4	44.9	54.4	47.1	33.3	39.2	45.9
	3.日 給	給	57.8	63.6	47.8	42.2	50.3	58.3	52.9	50.4
	4.出 来 高 給	給	0.0	0.0	2.9	0.0	0.5	8.3	2.0	0.9
	5.基本給・出来高給併用計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建築工事業	1.月 給	給	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	7.7	2.7
	2.日 給 ・ 月 給	給	44.4	100.0	50.5	57.1	59.5	0.0	34.6	51.4
	3.日 給	給	44.4	0.0	50.0	42.9	38.1	0.0	57.7	44.1
	4.出 来 高 給	給	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8
	5.基本給・出来高給併用計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
木造建築工事業	1.月 給	給	5.1	0.0	5.9	0.0	4.5	0.0	0.0	4.3
	2.日 給 ・ 月 給	給	47.5	83.3	41.2	25.0	40.9	0.0	0.0	44.8
	3.日 給	給	40.7	16.7	29.4	50.0	40.9	0.0	0.0	38.8
	4.出 来 高 給	給	6.8	0.0	23.5	25.0	13.6	0.0	0.0	12.1
	5.基本給・出来高給併用計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
設備工事業	1.月 給	給	5.0	0.0	7.3	0.0	2.2	16.7	3.7	3.9
	2.日 給 ・ 月 給	給	39.5	42.9	43.6	38.3	42.7	0.0	44.4	41.3
	3.日 給	給	51.3	48.6	41.8	51.1	47.2	50.0	51.9	48.1
	4.出 来 高 給	給	4.2	8.6	7.3	10.6	7.9	33.3	0.0	6.8
	5.基本給・出来高給併用計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
職別工事業	1.月 給	給	1.6	2.6	3.1	1.9	3.8	0.0	0.0	2.5
	2.日 給 ・ 月 給	給	40.8	48.7	35.4	35.2	33.3	60.0	33.3	38.6
	3.日 給	給	48.9	35.9	42.7	38.9	44.0	30.0	46.7	43.8
	4.出 来 高 給	給	8.7	12.8	18.8	24.1	18.9	10.0	20.0	15.1
	5.基本給・出来高給併用計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1.月 給	給	2.6	1.4	4.4	1.8	2.6	3.0	16.7	3.0
	2.日 給 ・ 月 給	給	41.5	47.6	41.0	44.7	42.5	36.4	41.6	43.0
	3.日 給	給	50.6	42.1	43.4	44.3	47.1	48.5	52.0	46.7
	4.出 来 高 給	給	5.3	9.0	11.2	9.2	7.8	12.1	2.9	7.3
	5.基本給・出来高給併用計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

調 査 結 果

3 休 暇

(1) 法定外有給休暇 (表7-5-1, 2)

ここでは、法令によって義務付けられている有給休暇以外に、さらに有給休暇を現場労働者に与えているかどうかを調べている。現場労働者にとっては、それだけ実質的な賃金増加となる。

法定外有給休暇を与えている企業の割合は、常雇で39.3%、臨時・日雇で17.7%にすぎず、その普及の割合は低い。

資本金階層別にみると、法定外有給休暇を与えている企業の割合は、資本金規模が大きくなるにつれて高くなっている。上位階層の企業にゆくに従って、それだけ余裕がみられるためであらう。特に、臨時・日雇における資本金10億円以上の階層で45.7%と、それ以下の階層がほとんど10%台であるのに対し、急激に高まって

いるのが目をひく。常雇においても、この階層で65.4%という高さを示している(表7-5-1, 2)。

6業種分類別に、常雇について、法定外有給休暇を実施している企業の割合の高い順にみると、設備工事業50.9%、職別工事業36.6%、土木工事業35.7%、建築工事業35.3%、一般土木建築工事業30.1%、木造建築工事業26.5%となっており、設備工事業が5割強を示し、際立って高い割合をみせている(表7-5-1)。

22業種分類別に、常雇について、法定外有給休暇を与えている企業の割合の高い順にみると、しゅんせつ工事業61.1%、電気通信・信号装置工事業60.3%、機械器具設置工事業60.6%、電気工事業53.8%等となっている。逆にその割合の低い順からみると、左官工事業22.0%、木造建築工事業26.5%、鉄筋工事業29.4%等となっている。総じて、どの業種でも、規模が大きくなるほど、法定外有給休暇を与える割合が高ま

表7-5-1 法定外有給休暇(常雇)(構成比)

(単位: %)

業種	区 分	資 本 金	個 人	法 人							合 計
				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木 建築工事業	1. 与えている	19.2	25.0	25.0	6.7	31.6	40.0	37.8	29.4	30.1	
	2. 与えていない	80.8	75.0	75.0	93.3	68.4	60.0	62.2	70.6	69.9	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
土木 事業	1. 与えている	27.8	34.0	31.8	34.1	37.4	52.9	51.7	80.0	35.7	
	2. 与えていない	72.2	66.0	68.2	65.9	62.6	47.1	48.3	20.0	64.3	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
建築 工事業	1. 与えている	26.9	30.0	28.6	25.0	39.3	62.5	37.5	40.0	35.3	
	2. 与えていない	73.1	70.0	71.4	75.0	60.7	37.5	62.5	60.0	64.7	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
木造建築 工事業	1. 与えている	26.2	15.0	31.4	39.4	18.2	0.0	100.0	0.0	26.5	
	2. 与えていない	73.8	85.0	68.6	60.6	81.8	100.0	0.0	0.0	73.5	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
設備 工事業	1. 与えている	35.5	51.5	48.5	50.7	55.7	57.9	76.9	91.7	50.9	
	2. 与えていない	64.5	48.5	51.5	49.3	44.3	42.1	23.1	8.3	49.1	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
職別 工事業	1. 与えている	26.7	29.3	39.0	38.9	42.6	66.7	63.3	100.0	36.6	
	2. 与えていない	73.3	70.7	61.0	61.1	57.4	33.3	36.7	0.0	63.4	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
合 計	1. 与えている	29.0	35.1	39.5	39.1	43.2	57.4	54.6	65.4	39.3	
	2. 与えていない	71.0	64.9	60.5	60.9	56.8	42.6	45.4	34.6	60.7	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

っている。ここでも、設備工事業の分野が高い割合を示し、職別工事業、木造建築工事業の分野が低い割合をみせている。

(2) 日曜休暇(表7-6-1, 2)

ここでは、1カ月のうち日曜休暇をどの程度与えているかを調べた。つまり、1カ月の全日曜日(4日)のうち、何日休めるのかという調査である。

まず気付くのは、常雇と臨時・日雇との間で、ほとんど差がみられないということである。4日(全日曜日)の日曜休暇を与えている企業の割合をみると、常雇で70.5%、臨時・日雇で62.2%と、ともに過半数を超えている。また、常雇、臨時・日雇とも、2日、3日の割合はそれぞれ10%前後、1日の割合もそれぞれ7%台ほどみられる。昭和51年からはじまった建設業界における「日曜全休」運動も、まだ完全に浸透するまでには至っていないようである。

資本金階層別にみると、常雇、臨時・日雇とも、資本金10億円以上の階層が、日曜全休の割合で最も高い。それ以下の階層では、平均の割合と大同小異である(表7-6-1, 2)。

6業種分類別に、常雇について、4日の日曜全休を与えている企業の割合の高いものからみていくと、設備工事業77.5%、職別工事業73.1%、木造建築工事業72.5%、建築工事業72.1%、一般土木建築工事業62.5%、土木工事業57.9%となっている。一般土木建築工事業、土木工事業の低さが目立っている。

22業種分類別に、常雇について、4日の日曜全休を80%以上与えている企業の割合の高いものからみていくと、電気通信・信号装置工事業84.7%、板金工事業81.7%、その他の職別工事業80.5%、機械器具設置工事業80.2%などとなっている。また、逆に、日曜全体の企業の割合の低いものを順にみていくと、しゅんせつ工事業55.6%、ほ装工事業56.2%、土木工事業58.4

表7-5-2 法定外有給休暇(臨時・日雇)(構成比)

(単位: %)

業種	区分	資本金 個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1. 与えている	8.3	50.0	50.0	11.1	15.4	40.0	8.9	16.7	14.4
	2. 与えていない	91.7	50.0	50.0	88.9	84.6	60.0	91.1	83.3	85.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1. 与えている	18.7	11.1	23.4	11.8	14.8	0.0	20.4	66.7	17.3
	2. 与えていない	81.3	88.9	76.6	88.2	85.2	100.0	79.6	33.3	82.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1. 与えている	23.5	0.0	25.0	18.2	25.0	0.0	18.2	0.0	21.4
	2. 与えていない	76.5	100.0	75.0	81.8	75.0	0.0	81.8	100.0	78.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1. 与えている	20.4	14.3	8.3	30.0	10.0	0.0	0.0	0.0	17.5
	2. 与えていない	79.6	85.7	91.7	70.0	90.0	0.0	0.0	0.0	82.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
設備工事業	1. 与えている	14.4	26.7	8.7	15.9	13.3	16.7	27.6	42.9	16.5
	2. 与えていない	85.6	73.3	91.3	84.1	86.7	83.3	72.4	57.1	83.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1. 与えている	23.2	14.1	14.6	12.2	17.1	40.0	26.7	100.0	19.0
	2. 与えていない	76.8	85.9	85.4	87.8	82.9	60.0	73.3	0.0	81.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	1. 与えている	19.3	16.9	16.5	14.1	15.9	21.9	18.2	45.7	17.7
	2. 与えていない	80.7	83.1	83.5	85.9	84.1	78.1	81.8	54.3	82.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.2

調 査 結 果

%などがある。資本金10億円以上の階層で4日
の日曜休暇を与えていないものがあるのは、ほ
装工事業、土木工事業、一般土木建築工事業の

3業種のみである。いずれも工事が気象条件に
左右されやすい業種であるからなのであろうか。
これらの結果から、一般には週休2日制が普

表7-6-1 日曜休暇（常雇）（構成比）

（単位：%）

業 種	資 本 金		個 人	法 人							合 計
	区 分			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1. 4	日	63.0	100.0	62.5	53.3	50.0	80.0	67.6	76.5	62.5
	2. 3	日	11.1	0.0	25.0	13.3	15.5	20.0	17.6	17.6	15.9
	3. 2	日	18.5	0.0	12.5	26.7	15.5	0.0	13.5	5.9	14.4
	4. 1	日	3.7	0.0	0.0	6.7	13.8	0.0	1.4	0.0	5.3
	5. な	し	3.7	0.0	0.0	0.0	5.2	0.0	0.0	0.0	1.9
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1. 4	日	61.5	46.9	61.3	53.5	58.1	58.8	57.6	60.0	57.9
	2. 3	日	14.1	16.3	11.7	14.8	12.0	17.6	15.3	20.0	13.5
	3. 2	日	14.1	22.4	17.1	23.9	17.6	11.8	18.6	20.0	18.0
	4. 1	日	5.4	12.2	8.1	5.6	8.6	11.8	8.5	0.0	7.5
	5. な	し	4.9	2.0	1.8	2.1	3.7	0.0	0.0	0.0	3.0
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1. 4	日	63.3	50.0	75.0	63.6	73.3	75.0	82.9	100.0	72.1
	2. 3	日	3.3	20.0	0.0	6.1	6.7	0.0	7.3	0.0	6.0
	3. 2	日	10.0	10.0	25.0	15.2	7.8	12.5	4.9	0.0	9.9
	4. 1	日	23.3	20.0	0.0	15.2	11.1	12.5	2.4	0.0	11.2
	5. な	し	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	2.4	0.0	0.9
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1. 4	日	67.6	72.7	76.3	73.5	78.9	100.0	50.0	0.0	72.5
	2. 3	日	10.8	9.1	5.3	20.6	1.8	0.0	0.0	0.0	9.1
	3. 2	日	11.7	13.6	10.5	5.9	8.8	0.0	50.0	0.0	10.6
	4. 1	日	8.1	4.5	7.9	0.0	8.8	0.0	0.0	0.0	6.8
	5. な	し	1.8	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	1.1
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	1. 4	日	75.8	72.9	78.2	72.2	79.0	68.4	89.6	100.0	77.5
	2. 3	日	10.1	6.5	8.6	10.4	7.8	5.3	3.9	0.0	8.3
	3. 2	日	5.1	6.5	5.7	6.9	4.8	10.5	0.0	0.0	5.1
	4. 1	日	8.3	14.0	7.5	10.4	7.3	10.5	6.5	0.0	8.5
	5. な	し	0.7	0.0	0.0	0.0	1.1	5.3	0.0	0.0	0.6
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1. 4	日	70.2	71.8	75.3	72.5	74.4	77.8	83.3	100.0	73.1
	2. 3	日	13.4	9.2	8.5	10.6	10.8	11.1	0.0	0.0	10.7
	3. 2	日	10.5	6.2	7.7	6.3	7.5	5.6	10.0	0.0	8.1
	4. 1	日	4.1	10.8	7.3	10.0	6.8	5.6	6.7	0.0	7.9
	5. な	し	1.8	2.1	1.2	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	1.2
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 4	日	69.3	68.7	73.4	66.3	70.9	70.6	75.3	84.6	70.5
	2. 3	日	12.1	9.6	8.9	12.1	9.8	10.3	9.9	9.6	10.5
	3. 2	日	10.1	8.8	9.6	12.3	9.5	8.8	9.5	5.8	9.9
	4. 1	日	6.3	11.6	7.3	8.5	8.1	8.8	4.9	0.0	7.6
	5. な	し	2.1	1.3	0.8	0.8	1.7	1.5	0.4	0.0	1.4
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第7章 現場労働者

及しつつあるという中で、日曜休暇の確保を提 がい知ることができよう。
唱せざるをえない建設業界の困難な事情をうか

表7-6-2 日曜休暇（臨時・日雇）（構成比）

（単位：％）

業 種	資本金 区 分		個 人	法 人							合 計
				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1. 4	日	53.8	100.0	60.0	55.6	33.3	80.0	64.9	75.0	56.3
	2. 3	日	15.4	0.0	40.0	11.1	20.5	20.0	14.0	16.7	16.9
	3. 2	日	7.7	0.0	0.0	22.2	23.1	0.0	15.8	8.3	15.5
	4. 1	日	23.1	0.0	0.0	11.1	10.3	0.0	5.3	0.0	7.7
	5. な	し	0.0	0.0	0.0	0.0	12.8	0.0	0.0	0.0	3.5
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1. 4	日	56.6	36.4	61.4	38.8	54.8	54.5	51.9	50.0	52.5
	2. 3	日	15.9	13.6	7.1	16.5	12.2	36.4	15.4	37.5	14.2
	3. 2	日	15.0	18.2	22.9	31.8	19.7	9.1	23.1	12.5	20.9
	4. 1	日	6.2	22.7	4.3	4.7	4.8	0.0	5.8	0.0	5.6
	5. な	し	6.2	9.1	4.3	8.2	8.5	0.0	3.8	0.0	6.7
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1. 4	日	50.0	100.0	80.0	66.7	71.1	0.0	65.2	66.7	66.0
	2. 3	日	5.0	0.0	0.0	8.3	10.5	0.0	13.0	33.3	9.7
	3. 2	日	15.0	0.0	20.0	8.3	10.5	0.0	8.7	0.0	10.7
	4. 1	日	20.0	0.0	0.0	16.7	7.9	0.0	4.3	0.0	9.7
	5. な	し	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.7	0.0	3.9
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1. 4	日	53.4	87.5	86.7	70.0	65.0	0.0	0.0	0.0	64.0
	2. 3	日	15.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1
	3. 2	日	13.8	12.5	0.0	10.0	15.0	0.0	0.0	0.0	11.7
	4. 1	日	8.6	0.0	6.7	10.0	15.0	0.0	0.0	0.0	9.0
	5. な	し	8.6	0.0	6.7	10.0	5.0	0.0	0.0	0.0	7.2
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
設備工事業	1. 4	日	65.0	80.0	75.0	68.0	69.0	42.9	92.9	85.7	71.2
	2. 3	日	7.8	3.3	7.7	6.0	6.0	0.0	0.0	0.0	5.8
	3. 2	日	10.7	0.0	0.0	8.0	10.7	14.3	3.6	0.0	7.2
	4. 1	日	10.7	6.7	7.7	12.0	8.3	14.3	3.6	0.0	8.9
	5. な	し	5.8	10.0	9.6	6.0	6.0	28.6	0.0	14.3	6.9
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1. 4	日	64.7	64.0	69.3	64.2	67.9	45.5	73.3	100.0	66.4
	2. 3	日	11.5	10.7	6.8	11.3	8.0	18.2	0.0	0.0	9.4
	3. 2	日	10.9	8.0	6.8	7.5	10.5	18.2	20.0	0.0	9.7
	4. 1	日	2.6	12.0	8.0	5.7	8.6	9.1	0.0	0.0	6.7
	5. な	し	10.3	5.3	9.1	11.3	4.9	9.1	6.7	0.0	7.8
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 4	日	60.5	65.5	69.4	55.3	61.0	52.9	66.3	74.3	62.2
	2. 3	日	12.1	8.6	7.2	11.4	10.0	20.6	10.9	17.1	10.6
	3. 2	日	12.3	7.9	9.8	17.8	14.9	11.8	15.4	5.7	13.2
	4. 1	日	7.3	11.5	6.4	7.8	7.5	5.9	4.6	0.0	7.2
	5. な	し	7.8	6.5	7.2	7.8	6.6	8.8	2.9	2.9	6.7
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

4 安全衛生

(1) 法定外労災(表7-7-1, 2)

法により加入が義務づけられている労働災害補償保険以外に、事業主がどれほどこれに上乗せして他の労災保険に加入しているかを調査した。ここでは、保険の種類を問わず、加入状況をみている。

常雇においては、全員が利用している企業の割合が53.1%ある反面、まったく利用していない企業の割合が29.6%みうけられる。臨時・日

雇においては、全員利用の企業の割合が39.9%、一部利用している企業の割合が18.8%、まったく利用していない企業の割合が41.3%と利用状況は常雇より低くなっている。

資本金階層別にみると、常雇、臨時・日雇とも、規模別格差がはっきりと現れ、規模が大きくなるほど利用度は高まっていく。常雇、臨時・日雇ともに、全員利用の企業割合が、資本金1億円以上の各階層で急激に高まり、それぞれ70%を上回っている状況である(表7-7-1, 2)。

6業種分類別に、常雇について、全員利用の企業の割合をみると、一般土木建築工事業の62.2

表7-7-1 法定外労災(常雇)(構成比)

(単位: %)

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木事業	1.全員が利用している	58.3	0.0	25.0	42.9	47.3	80.0	82.4	70.6	62.2
	2.一部が利用している	25.0	0.0	25.0	28.6	14.5	0.0	9.5	17.6	14.9
	3.まったく利用していない	16.7	100.0	50.0	28.6	38.2	20.0	8.1	11.8	22.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.全員が利用している	35.2	47.7	50.5	48.1	64.1	47.1	74.1	81.8	53.3
	2.一部が利用している	18.4	22.7	19.2	19.1	15.8	23.5	12.1	9.1	17.5
	3.まったく利用していない	46.4	29.5	30.3	32.8	20.1	29.4	13.8	9.1	29.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.全員が利用している	48.0	22.2	21.4	65.4	54.8	25.0	62.5	100.0	53.1
	2.一部が利用している	20.0	33.3	28.6	3.8	21.4	37.5	15.0	0.0	19.0
	3.まったく利用していない	32.0	44.4	50.0	30.8	23.8	37.5	22.5	0.0	28.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木工造建築業	1.全員が利用している	40.2	33.3	29.4	39.3	43.1	100.0	50.0	0.0	38.9
	2.一部が利用している	12.0	16.7	23.5	17.9	17.6	0.0	0.0	0.0	15.9
	3.まったく利用していない	47.8	50.0	47.1	42.9	39.2	0.0	50.0	0.0	45.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	1.全員が利用している	39.8	49.4	45.4	54.0	64.8	61.1	68.8	66.7	53.9
	2.一部が利用している	16.2	16.9	21.7	16.1	15.1	5.6	14.3	16.7	16.4
	3.まったく利用していない	44.0	33.7	32.9	29.8	20.1	33.3	16.9	16.7	29.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.全員が利用している	42.3	43.4	49.6	62.8	63.4	61.1	83.3	75.0	53.4
	2.一部が利用している	17.1	19.1	22.6	11.5	19.4	16.7	6.7	12.5	18.1
	3.まったく利用していない	40.6	37.6	27.9	25.7	17.2	22.2	10.0	12.5	28.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.全員が利用している	40.6	43.9	46.2	54.6	61.8	55.2	74.0	75.5	53.1
	2.一部が利用している	16.9	19.0	22.0	15.3	17.2	16.4	11.7	13.2	17.2
	3.まったく利用していない	42.5	37.1	31.9	30.1	21.0	28.4	14.2	11.3	29.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

%を最高に、木造建築工事業の38.9%を最低にして、他業種はすべて平均の50%台に落ち着いている（表7-7-1）。

22業種分類別に、常雇について、全員利用の企業の割合の高い順からみていくと、しゅんせつ工事業72.2%、機械器具設置工事業71.6%、屋根工事業67.8%、一般土木建築工事業62.2%、電気通信・信号装置工事業60.7%等となっている。逆に、低い順からみていくと、木造建築工事業38.9%、さく井工事業40.0%、石工・れんが・タイル・ブロック工事業41.3%、その他の職別工事業43.7%等となっている。

表7-7-2 法定外労災（臨時・日雇）（構成比）

（単位：%）

業種	資本金 区分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木 事業	1.全員が利用している	45.5	0.0	16.7	25.0	39.5	80.0	86.0	66.7	60.4
	2.一部が利用している	27.3	0.0	33.3	25.0	10.5	0.0	8.8	16.7	12.9
	3.まったく利用していない	27.3	100.0	50.0	50.0	50.0	20.0	5.3	16.7	26.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工 事業	1.全員が利用している	24.8	40.0	40.3	36.6	52.5	50.0	66.0	88.9	44.8
	2.一部が利用している	19.8	15.0	19.4	9.9	17.5	16.7	17.0	0.0	16.7
	3.まったく利用していない	55.4	45.0	40.3	53.5	30.1	33.3	17.0	11.1	38.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工 事業	1.全員が利用している	35.3	0.0	25.0	54.5	48.8	0.0	65.2	66.7	49.0
	2.一部が利用している	11.8	66.7	0.0	9.1	17.1	0.0	17.4	0.0	15.7
	3.まったく利用していない	52.9	33.3	75.0	36.4	34.1	0.0	17.4	33.3	35.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
木工 造事 業	1.全員が利用している	30.2	20.0	36.4	37.5	22.2	0.0	0.0	0.0	29.4
	2.一部が利用している	18.6	0.0	27.3	12.5	22.2	0.0	0.0	0.0	18.8
	3.まったく利用していない	51.2	80.0	36.4	50.0	55.6	0.0	0.0	0.0	51.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
設備工 事業	1.全員が利用している	19.6	33.3	11.9	30.8	37.2	50.0	70.0	33.3	30.6
	2.一部が利用している	16.8	16.7	19.0	17.9	33.7	0.0	6.7	33.3	20.5
	3.まったく利用していない	63.6	50.0	69.0	51.3	29.1	50.0	23.3	33.3	48.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工 事業	1.全員が利用している	26.0	29.2	27.2	37.5	46.5	55.6	71.4	100.0	35.9
	2.一部が利用している	22.7	20.8	27.2	19.6	21.3	11.1	14.3	0.0	21.8
	3.まったく利用していない	51.3	50.0	45.7	42.9	32.3	33.3	14.3	0.0	42.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.全員が利用している	25.4	30.3	28.4	36.3	45.9	56.3	73.4	71.4	39.9
	2.一部が利用している	19.9	18.9	22.7	15.0	20.9	9.4	12.4	11.4	18.8
	3.まったく利用していない	54.7	50.8	48.8	48.7	33.2	34.4	14.1	17.1	41.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 安全教育（表7-8-1、2）

一般に、労働者に対して新たに雇用した場合や新しい内容の作業をさせる場合には、作業手順などについて安全衛生教育を行わなければならない、また労働者の指導、監督にあたる職長、世話役などに対しては、特別の安全衛生教育を行わなければならないとされている。ここでは、このような安全教育の実施状況を調べた。

常雇においては、雇入れ時のみ教育している企業が9.2%、定期的に行っている企業が33.8%、不定期に行っている企業が43.1%となっている。臨時・日雇においては、雇入れ時のみ

調 査 結 果

教育している企業が17.6%と常雇より高くなっており、定期に行っている企業は26.2%、不定期に行っている企業は39.0%とそれぞれ常雇より低くなっている。その他が常雇で13.9%、臨時・日雇で17.1%みうけられる。

資本金階層別にみると、定期に教育する企業の割合は、常雇、臨時・日雇ともに、規模が大

きくなるに従って大きくなり、10億円以上の階層では6割を超えている（表7-8-1、2）。

6業種分類別に、常雇について、定期に教育する企業の割合をみると、一般土木建築工事業の42.8%を最高、木造建築工事業の17.4%を最低にして、他の業種はすべて30%台となっている（表7-8-1）。

表7-8-1 安全教育（常雇）（構成比）

（単位：％）

業 種	資 本 金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1. 雇入れ時期のみ	25.9	25.0	0.0	6.7	5.2	0.0	5.4	5.9	8.2
	2. 定 期	11.1	0.0	12.5	33.3	48.3	0.0	55.4	64.7	42.8
	3. 不 定 期	37.0	50.0	75.0	46.7	36.2	100.0	31.1	23.5	37.5
	4. そ の 他	25.9	25.0	12.5	13.3	10.3	0.0	8.1	5.9	11.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1. 雇入れ時期のみ	6.4	8.5	8.3	9.4	9.7	11.8	5.1	20.0	8.5
	2. 定 期	22.5	38.3	32.4	31.7	38.3	52.9	55.9	50.0	34.5
	3. 不 定 期	48.5	36.2	40.7	41.0	45.3	29.4	33.9	20.0	43.0
	4. そ の 他	22.5	17.0	18.5	18.0	6.7	5.9	5.1	10.0	14.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1. 雇入れ時期のみ	3.7	11.1	6.7	6.1	9.0	25.0	7.3	20.0	8.4
	2. 定 期	48.1	22.2	40.0	24.2	27.0	12.5	34.1	60.0	31.3
	3. 不 定 期	29.6	55.6	53.3	48.5	53.9	62.5	48.8	0.0	48.5
	4. そ の 他	18.5	11.1	0.0	21.2	10.1	0.0	9.8	20.0	11.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1. 雇入れ時期のみ	10.0	5.3	3.1	10.0	10.3	0.0	0.0	0.0	8.7
	2. 定 期	11.0	5.3	21.9	26.7	25.9	0.0	0.0	0.0	17.4
	3. 不 定 期	51.0	57.9	53.1	46.7	43.1	100.0	100.0	0.0	50.0
	4. そ の 他	28.0	31.6	21.9	16.7	20.7	0.0	0.0	0.0	24.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	1. 雇入れ時期のみ	8.2	6.9	8.3	8.6	5.3	10.5	11.5	0.0	7.4
	2. 定 期	32.6	36.3	33.1	28.1	41.3	63.2	55.1	83.3	37.7
	3. 不 定 期	35.2	45.1	48.5	49.6	44.4	26.3	25.6	16.7	41.7
	4. そ の 他	24.0	11.8	10.1	13.7	9.0	0.0	7.7	0.0	13.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1. 雇入れ時期のみ	10.5	13.3	12.0	10.2	11.3	10.5	16.7	12.5	11.4
	2. 定 期	25.5	29.2	28.7	34.4	38.9	52.6	50.0	62.5	32.3
	3. 不 定 期	43.3	42.1	45.8	45.2	41.8	36.8	33.3	25.0	43.0
	4. そ の 他	20.7	15.4	13.5	10.2	7.9	0.0	0.0	0.0	13.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 雇入れ時期のみ	9.3	10.6	9.4	9.2	8.8	11.6	8.5	9.6	9.2
	2. 定 期	25.6	30.6	30.4	30.8	38.4	46.4	51.4	65.4	33.8
	3. 不 定 期	42.5	43.4	46.7	45.6	44.0	40.6	33.5	19.2	43.1
	4. そ の 他	22.7	15.4	13.6	14.4	8.8	1.4	6.7	5.8	13.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第7章 現場労働者

22業種分類別に、常雇について、定期に教育する企業の割合の高い順からみていくと、電気通信・信号装置工事業59.5%、機械器具設置工事業55.7%、しゅんせつ工事業44.4%、とび・土工・コンクリート工事業43.3%、一般土木建築工事業42.8%、電気工事業40.0%などとなっ

ている。逆に低い割合の順からみていくと、さく井工事業13.7%、木造建築工事業17.4%、板金工事業23.6%、その他の職別工事業24.4%などとなっている。設備工事業の分野と作業に危険を伴うものの分野に、定期教育の割合が高くみられるようである。

表7-8-2 安全教育(臨時・日雇)(構成比)

(単位: %)

業種	区分	資本金 個 人	法						合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	
一般土木建築工事業	1. 雇入れ時期のみ	8.3	0.0	0.0	11.1	10.3	0.0	13.8	10.5
	2. 定 期	0.0	0.0	16.7	33.3	33.3	0.0	46.6	35.7
	3. 不 定 期	33.3	100.0	50.0	44.4	35.9	100.0	32.8	38.5
	4. そ の 他	58.3	0.0	33.3	11.1	20.5	0.0	6.9	15.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1. 雇入れ時期のみ	13.9	14.3	7.0	18.1	16.0	33.3	11.1	14.6
	2. 定 期	18.3	38.1	19.7	24.1	24.5	33.3	44.4	25.7
	3. 不 定 期	47.0	28.6	49.3	36.1	48.9	25.0	37.0	43.6
	4. そ の 他	20.9	19.0	23.9	21.7	10.6	8.3	7.4	16.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1. 雇入れ時期のみ	10.0	0.0	16.7	0.0	15.4	0.0	16.7	12.3
	2. 定 期	50.0	0.0	33.3	30.8	17.9	0.0	25.0	28.3
	3. 不 定 期	35.0	100.0	50.0	53.8	53.8	0.0	45.8	48.1
	4. そ の 他	5.0	0.0	0.0	15.4	12.8	0.0	12.5	11.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1. 雇入れ時期のみ	15.1	0.0	35.7	18.2	15.0	0.0	0.0	17.1
	2. 定 期	9.4	0.0	14.3	18.2	15.0	0.0	0.0	11.4
	3. 不 定 期	45.3	71.4	21.4	36.4	55.0	0.0	0.0	44.8
	4. そ の 他	30.2	28.6	28.6	27.3	15.0	0.0	0.0	26.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
設備工事業	1. 雇入れ時期のみ	15.5	14.7	17.0	14.6	18.6	50.0	26.7	17.4
	2. 定 期	26.2	23.5	20.8	12.5	31.4	50.0	40.0	27.2
	3. 不 定 期	30.1	47.1	45.3	50.0	36.0	0.0	20.0	36.2
	4. そ の 他	28.2	14.7	17.0	22.9	14.0	0.0	13.3	19.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1. 雇入れ時期のみ	20.7	26.9	30.8	23.1	20.1	30.0	18.8	23.3
	2. 定 期	20.1	21.8	16.5	26.9	35.8	30.0	50.0	26.1
	3. 不 定 期	32.3	37.2	33.0	42.3	33.3	30.0	25.0	33.9
	4. そ の 他	26.8	14.1	19.8	7.7	10.7	10.0	6.3	16.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 雇入れ時期のみ	16.5	20.3	19.9	17.1	17.1	30.3	15.9	17.6
	2. 定 期	20.6	23.1	18.7	22.7	28.8	30.3	42.3	26.2
	3. 不 定 期	37.0	41.3	40.7	42.1	41.8	33.3	33.0	39.0
	4. そ の 他	25.9	15.4	20.7	18.1	12.2	6.1	8.8	17.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

(3) 健康診断 (表7-9)

常雇の労働者に対しては、雇入れ時および毎年1回の定期健康診断実施が事業主に義務付けられているため、ここでは、法によって義務付けられていない臨時・日雇労働者についての健康診断がどうなっているのかを調べた。

全体としてみれば、雇入れ時のみ健康診断

を行っている企業が9.0%、定期に行っている企業39.9%、雇入れ時および定期に行っている企業12.2%となっている。

資本金階層別に、定期に行っている企業の割合をみると、資本金1,000万円以上1億円未満の階層で50%台と高くなっている。

6業種分類別に、定期に行っている企業の割

表7-9 健康診断 (臨時・日雇) (構成比)

(単位: %)

業 種	資 本 金 区 分	個 人	法							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1.雇入れの時のみ	13.0	0.0	0.0	9.1	12.5	0.0	15.3	5.9	11.8
	2.定期	30.4	0.0	33.3	36.4	35.4	40.0	45.8	29.4	37.6
	3.雇入れの時および定期	4.3	0.0	0.0	0.0	6.3	20.0	23.6	58.8	17.2
	4.その他	52.2	100.0	66.7	54.5	45.8	40.0	15.3	5.9	33.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.雇入れの時のみ	9.7	7.5	9.5	12.3	12.9	6.7	15.9	0.0	11.4
	2.定期	18.2	30.0	20.0	34.2	41.7	40.0	38.1	50.0	32.2
	3.雇入れの時および定期	6.5	10.0	8.4	10.5	15.5	33.3	31.7	50.0	13.9
	4.その他	65.6	52.5	62.1	43.0	29.9	20.0	14.3	0.0	42.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.雇入れの時のみ	8.0	0.0	9.1	12.0	4.5	0.0	14.7	0.0	8.0
	2.定期	28.0	33.3	45.5	24.0	49.3	66.7	58.8	25.0	43.4
	3.雇入れの時および定期	4.0	0.0	9.1	12.0	10.4	33.3	5.9	0.0	8.6
	4.その他	60.0	66.7	36.4	52.0	35.8	0.0	20.6	75.0	40.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1.雇入れの時のみ	11.0	6.7	18.5	7.7	24.4	0.0	50.0	0.0	14.4
	2.定期	11.0	6.7	25.9	15.4	43.9	100.0	0.0	0.0	20.6
	3.雇入れの時および定期	1.2	6.7	3.7	11.5	4.9	0.0	0.0	0.0	4.1
	4.その他	76.8	80.0	51.9	65.4	26.8	0.0	50.0	0.0	60.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	1.雇入れの時のみ	5.7	5.6	5.9	9.0	3.8	0.0	11.1	14.3	5.8
	2.定期	35.8	47.2	43.7	47.2	67.6	66.7	57.4	28.6	51.0
	3.雇入れの時および定期	7.8	12.5	10.1	5.6	11.3	20.0	25.9	57.1	11.3
	4.その他	50.8	34.7	40.3	38.2	17.2	13.3	5.6	0.0	31.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.雇入れの時のみ	8.5	8.1	14.2	4.8	6.1	5.9	12.5	0.0	8.3
	2.定期	24.3	33.8	38.3	54.0	51.8	70.6	50.0	85.7	40.6
	3.雇入れの時および定期	9.5	11.5	8.7	9.7	17.8	17.6	33.3	14.3	12.7
	4.その他	57.7	46.6	38.8	31.5	24.2	5.9	4.2	0.0	38.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.雇入れの時のみ	8.4	7.0	10.9	8.7	8.3	3.6	14.5	4.4	9.0
	2.定期	24.8	34.7	35.1	41.6	51.6	58.9	48.2	42.2	39.9
	3.雇入れの時および定期	7.3	10.9	8.6	9.0	14.0	23.2	24.5	44.4	12.2
	4.その他	59.5	47.4	45.4	40.6	26.0	14.3	12.9	8.9	38.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

合を高い順にみていくと、設備工事業51.0%、建築工事業43.4%、職別工事業40.6%、一般土木建築工事業37.6%、土木工事業32.2%、木造建築工事業20.6%となっている。設備工事業と木造建築工事業との間の格差が目立っている。

22業種分類別に、定期に行っている企業の割合の高い順にみていくと、その他の設備工事業64.9%、電気通信・信号装置工事業61.4%、しゅんせつ工事業60.0%、機械器具設置工事業57.4%となっている。また、逆に低い順にみていくと、木造建築工事業20.6%、さく井工事業25.0%、左官工事業29.5%などとなっている。ここでも、設備工事業の分野で高く、木造建築工事業で低く現れている。

5 技能訓練

他産業においては、入職の際に一定の研修期間を設けて、労働者に技能修得訓練を課しているところが多い。ここでは、建設業における技能修得訓練の実施状況について調査した。

技能訓練の状況は、全体としてみれば、作業中に技能を習得させる企業の割合が圧倒的に多く、常雇で56.5%、臨時・日雇で70.5%にも達している。このほか、常雇においては事業内認定訓練12.7%、公共訓練21.8%であるのに対し、臨時・日雇においては、事業内認定訓練7.0%、公共訓練8.6%となっている（表7-10-1、2）。

資本金階層別に、常雇について、事業内認定訓練および公共訓練を併せてみると、資本金階層が高くなるにつれてその割合が高まっていく。逆に、作業中の習得は、資本金階層が高まるにつれて、その割合が減少していく。

6業種分類別に、常雇について、作業中に習得させる企業の割合の高いものからみていくと、

木造建築工事業71.2%、建築工事業61.3%、職別工事業59.6%、設備工事業53.8%、土木工事業51.8%、一般土木建築工事業45.8%となっている。木造建築工事業の割合が際立って高い（表7-10-1）。

22業種分類別に、常雇について、作業中に習得させる企業の割合の高い順にみていくと、木造建築工事業71.2%、石工・れんが・タイル・ブロック工事業69.6%、その他の設備工事業67.4%、さく井工事業66.0%などとなっている。また、事業内認定訓練および公共訓練の割合が高い順からみていくと、電気通信・信号装置工事業63.4%、機械器具設置工事業44.3%、一般土木建築工事業40.4%、電気工事業38.9%などとなっている。

6 住宅対策

表7-11-1、2のとおり、常雇においては、住宅手当を支給する企業21.7%、社宅・寮などを提供する企業25.5%に対し、対策なき企業64.2%と、対策なしが高い割合をみせている。臨時・日雇においては、住宅手当を支給する企業3.3%、社宅・寮などを提供する企業17.7%に対し、対策なしの割合が83.8%となっている。

資本金階層別にみると、常雇、臨時・日雇ともに、規模が大きくなるにしたがって、対策を講じるものの割合が高くなっていく。特に、常雇の資本金1億円以上の各階層では、急激にその割合が高まり、住宅手当を支給する企業が4割前後に、社宅・寮を用意する企業が6割弱にも達する。なお、これらの対策は、個人においてはそれぞれ10%程度と極端に低くなっている。

6業種分類別に、常雇について、なんらかの対策を講じている企業の割合の高い順にみると、

調 査 結 果

表 7-10-1 技能訓練（常雇）（構成比）

（単位：％）

業 種	資 本 金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満							
			200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上		
一般土木建築工事業	1.事業内認定訓練	11.1	25.0	0.0	0.0	8.8	0.0	13.7	18.8	10.8
	2.公共訓練	25.9	25.0	28.6	57.1	40.4	20.0	20.5	18.8	29.6
	3.認定外訓練	3.7	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	8.2	0.0	3.9
	4.作業中に習得	51.9	25.0	42.9	35.7	42.1	60.0	49.3	43.8	45.8
	5.その他 計	7.4	25.0	28.6	7.1	7.0	20.0	8.2	18.8	9.9
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.事業内認定訓練	3.7	11.1	8.7	5.0	9.0	29.4	15.5	50.0	8.6
	2.公共訓練	20.1	26.7	27.2	30.9	33.3	23.5	29.3	10.0	28.2
	3.認定外訓練	2.1	2.2	2.9	2.9	2.4	0.0	6.9	0.0	2.7
	4.作業中に習得	66.7	48.9	51.5	49.6	47.2	35.3	43.1	30.0	51.8
	5.その他 計	7.4	11.1	9.7	11.5	8.0	11.8	5.2	10.0	8.7
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.事業内認定訓練	8.0	12.5	0.0	10.3	6.0	12.5	14.6	0.0	8.5
	2.公共訓練	8.0	12.5	0.0	13.8	20.5	0.0	17.1	20.0	15.1
	3.認定外訓練	4.0	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	4.9	0.0	3.3
	4.作業中に習得	56.0	62.5	84.6	69.0	57.8	75.0	56.1	60.0	61.3
	5.その他 計	24.0	12.5	15.4	6.9	10.8	12.5	7.3	20.0	11.8
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1.事業内認定訓練	7.8	15.0	9.4	12.9	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4
	2.公共訓練	12.6	10.0	6.3	16.1	13.0	100.0	50.0	0.0	12.8
	3.認定外訓練	1.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
	4.作業中に習得	74.8	65.0	78.1	54.8	74.1	0.0	50.0	0.0	71.2
	5.その他 計	3.9	50.0	6.3	16.1	13.0	0.0	0.0	0.0	7.8
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	1.事業内認定訓練	14.2	13.9	16.4	12.3	16.2	26.3	29.9	66.7	16.7
	2.公共訓練	21.0	16.8	17.0	18.1	27.0	15.8	20.8	0.0	21.2
	3.認定外訓練	1.1	5.0	1.8	3.6	3.4	0.0	10.4	8.3	3.3
	4.作業中に習得	58.1	59.4	59.6	59.4	49.1	47.4	36.4	25.0	53.8
	5.その他 計	5.6	5.0	5.3	6.5	4.3	10.5	2.6	0.0	5.0
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.事業内認定訓練	8.2	14.5	13.8	12.6	17.9	22.2	23.3	25.0	13.7
	2.公共訓練	17.1	17.7	18.5	18.5	25.2	11.1	33.3	12.5	20.1
	3.認定外訓練	1.0	1.1	3.9	2.0	3.9	5.6	6.7	0.0	2.6
	4.作業中に習得	69.5	60.2	61.4	62.9	48.8	61.1	36.7	62.5	59.6
	5.その他 計	4.2	6.5	2.4	4.0	4.2	0.0	0.0	0.0	4.0
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.事業内認定訓練	9.0	14.0	12.9	10.0	13.4	22.1	19.6	35.3	12.7
	2.公共訓練	18.2	18.1	18.6	22.5	27.5	16.2	23.5	11.8	21.8
	3.認定外訓練	1.4	2.5	2.8	2.4	3.2	1.5	7.8	2.0	2.8
	4.作業中に習得	65.7	58.5	60.3	57.4	49.9	51.5	44.1	41.2	56.5
	5.その他 計	5.7	6.9	5.3	7.8	6.0	8.8	5.0	9.8	6.2
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第7章 現場労働者

表7-10-2 技能訓練（臨時・日雇）（構成比）

（単位：％）

業種	区 分	資 本 金 個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1.事業内認定訓練	0.0	50.0	0.0	0.0	5.6	0.0	16.4	0.0	9.0
	2.公共訓練	9.1	50.0	0.0	22.2	8.3	20.0	14.5	10.0	12.7
	3.認定外訓練	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.7
	4.作業中に習得	63.6	0.0	50.0	77.8	69.4	60.0	58.2	70.0	62.7
	5.その他の他	27.3	0.0	50.0	0.0	16.7	20.0	9.1	20.0	14.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.事業内認定訓練	1.0	12.5	4.7	1.3	4.6	0.0	1.9	37.5	3.8
	2.公共訓練	8.0	12.5	4.7	10.7	14.4	8.3	11.5	0.0	10.6
	3.認定外訓練	1.0	0.0	1.6	1.3	0.0	0.0	1.9	0.0	0.8
	4.作業中に習得	78.0	75.0	73.4	76.0	67.8	75.0	76.9	37.5	72.7
	5.その他の他	12.0	0.0	15.6	10.7	13.2	16.7	7.7	25.0	12.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.事業内認定訓練	7.1	0.0	0.0	0.0	7.5	0.0	8.7	0.0	6.3
	2.公共訓練	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	2.1
	3.認定外訓練	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	1.0
	4.作業中に習得	78.6	100.0	100.0	80.0	70.0	0.0	65.2	50.0	72.9
	5.その他の他	14.3	0.0	0.0	20.0	17.5	0.0	21.7	50.0	17.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1.事業内認定訓練	3.9	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2
	2.公共訓練	7.8	0.0	0.0	14.3	10.0	0.0	0.0	0.0	7.4
	3.認定外訓練	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1
	4.作業中に習得	74.5	85.7	60.0	57.1	65.0	0.0	0.0	0.0	70.5
	5.その他の他	11.8	14.3	30.0	28.6	25.0	0.0	0.0	0.0	17.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
設備工事業	1.事業内認定訓練	5.0	6.3	2.0	8.5	10.8	40.0	11.1	42.9	8.2
	2.公共訓練	7.9	0.0	2.0	8.5	9.6	0.0	3.7	0.0	6.3
	3.認定外訓練	4.0	9.4	4.0	2.1	1.2	0.0	0.0	0.0	3.1
	4.作業中に習得	74.3	75.0	78.0	72.3	67.5	40.0	81.5	57.1	72.7
	5.その他の他	8.9	9.4	14.0	8.5	10.8	20.0	3.7	0.0	9.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.事業内認定訓練	6.6	10.3	10.8	10.2	9.5	11.1	13.3	40.0	9.5
	2.公共訓練	4.6	8.8	4.8	14.3	12.2	0.0	13.3	20.0	8.5
	3.認定外訓練	0.7	1.5	2.4	2.0	4.1	0.0	0.0	0.0	2.1
	4.作業中に習得	78.1	64.7	72.3	61.2	60.8	88.9	66.7	40.0	68.6
	5.その他の他	9.9	14.7	9.6	12.2	13.5	0.0	6.7	0.0	11.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.事業内認定訓練	4.4	9.5	6.4	5.1	7.2	9.7	9.9	25.0	7.0
	2.公共訓練	6.5	7.1	3.7	11.2	11.6	6.5	9.9	6.3	8.6
	3.認定外訓練	1.6	3.2	2.3	1.5	1.4	0.0	1.7	0.0	1.7
	4.作業中に習得	76.4	69.0	73.5	71.1	65.9	71.0	69.2	53.1	70.5
	5.その他の他	11.0	11.1	14.2	11.2	14.0	12.9	9.3	15.6	12.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

設備工事業、職別工事業、土木工事業、一般土木建築工事業、建築工事業、木造建築工事業となっている。

22業種分類別に、常雇について、なんらかの対策を講じている企業の割合の高い順にみると、機械器具設置工事業、しゅんせつ工事業、電気工事業、その他の設備工事業などとなっている。

また、逆に対策のないものの割合が高い順からみると、木造建築工事業84.6%、建築工事業73.3%、屋根工事業73.1%、土木工事業72.8%などとなっている。住宅対策は、設備工事業の分野で進んでいて、総合工事業の分野で遅れているようである。

表7-11-1 住宅対策（常雇）（複数回答）

（単位：％）

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1. 住宅手当を支給	0.0	25.0	0.0	7.1	21.8	0.0	17.6	11.8	14.4
	2. 社宅(借上げ社宅、自社保有社宅、寮、寄宿舎など)	0.0	25.0	0.0	21.4	21.8	20.0	48.6	41.2	29.9
	3. な し	104.2	100.0	100.0	71.4	69.1	80.0	54.1	76.5	70.6
土木工事業	1. 住宅手当を支給	5.0	20.0	8.1	14.2	18.3	18.8	30.5	50.0	14.9
	2. 社宅(借上げ社宅、自社保有社宅、寮、寄宿舎など)	7.8	24.4	24.2	17.2	29.1	37.5	67.8	80.0	25.3
	3. な し	88.8	64.4	69.7	74.6	65.4	62.5	35.6	20.0	69.7
建築工事業	1. 住宅手当を支給	7.4	30.0	0.0	15.6	13.6	12.5	14.6	40.0	13.8
	2. 社宅(借上げ社宅、自社保有社宅、寮、寄宿舎など)	3.7	20.0	7.1	9.4	23.9	12.5	34.1	60.0	20.4
	3. な し	88.9	70.0	92.9	78.1	70.5	87.5	61.0	40.0	73.3
木造建築工事業	1. 住宅手当を支給	1.0	10.5	5.9	12.5	3.7	0.0	50.0	0.0	5.0
	2. 社宅(借上げ社宅、自社保有社宅、寮、寄宿舎など)	7.1	15.8	26.5	15.6	11.1	100.0	50.0	0.0	13.3
	3. な し	93.9	73.7	70.6	75.0	87.0	100.0	50.0	0.0	84.6
設備工事業	1. 住宅手当を支給	19.8	26.7	30.7	28.9	38.4	31.6	69.7	58.3	33.1
	2. 社宅(借上げ社宅、自社保有社宅、寮、寄宿舎など)	9.1	14.9	13.3	20.4	31.5	68.4	72.4	58.3	24.6
	3. な し	75.9	63.4	64.5	62.0	47.4	36.8	14.5	25.0	56.9
職別工事業	1. 住宅手当を支給	10.5	12.7	27.5	24.7	25.4	61.1	66.7	75.0	21.7
	2. 社宅(借上げ社宅、自社保有社宅、寮、寄宿舎など)	15.2	28.0	27.1	22.7	39.7	44.4	66.7	62.5	28.4
	3. な し	79.1	67.2	56.2	60.4	50.1	33.3	13.3	0.0	60.9
合 計	1. 住宅手当を支給	10.6	17.9	22.7	21.3	25.6	31.3	39.4	42.3	21.7
	2. 社宅(借上げ社宅、自社保有社宅、寮、寄宿舎など)	10.7	23.1	21.7	19.3	31.8	44.8	58.9	57.7	25.5
	3. な し	82.5	66.6	63.3	66.9	56.7	52.2	36.2	38.5	64.2

第7章 現場労働者

表7-11-2 住宅対策（臨時・日雇）（複数回答）

（単位：％）

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1. 住宅手当を支給	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4	0.0	1.8	0.0	2.2
	2. 社宅(借上げ社宅, 自社保有社宅, 寮, 寄宿舍など)	0.0	50.0	0.0	11.1	13.5	20.0	40.0	25.0	23.9
	3. な し	108.3	100.0	100.0	88.9	86.5	80.0	69.1	83.3	81.9
土木工事業	1. 住宅手当を支給	1.0	5.3	3.1	1.3	2.2	0.0	3.7	11.1	2.3
	2. 社宅(借上げ社宅, 自社保有社宅, 寮, 寄宿舍など)	6.8	26.3	24.6	13.8	21.9	18.2	40.7	66.7	20.8
	3. な し	93.2	78.9	75.4	85.0	82.0	90.9	70.4	33.3	81.9
建築工事業	1. 住宅手当を支給	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	2.1
	2. 社宅(借上げ社宅, 自社保有社宅, 寮, 寄宿舍など)	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	8.7	33.3	4.2
	3. な し	100.0	100.0	80.0	100.0	100.0	0.0	95.7	66.7	96.9
木造建築工事業	1. 住宅手当を支給	0.0	14.3	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
	2. 社宅(借上げ社宅, 自社保有社宅, 寮, 寄宿舍など)	0.0	14.3	8.3	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	3.1
	3. な し	104.0	71.4	91.7	90.0	100.0	0.0	0.0	0.0	98.0
設備工事業	1. 住宅手当を支給	4.4	0.0	2.2	0.0	2.6	0.0	17.2	14.3	4.0
	2. 社宅(借上げ社宅, 自社保有社宅, 寮, 寄宿舍など)	11.1	6.7	2.2	7.1	9.1	16.7	17.2	0.0	8.9
	3. な し	88.9	93.3	97.8	97.6	90.9	83.3	82.8	85.7	91.4
職別工事業	1. 住宅手当を支給	5.0	1.4	4.5	2.1	3.9	22.2	13.3	40.0	4.7
	2. 社宅(借上げ社宅, 自社保有社宅, 寮, 寄宿舍など)	13.5	20.8	23.6	14.6	32.9	33.3	53.3	60.0	23.7
	3. な し	86.5	79.2	75.3	83.3	70.4	66.7	46.7	0.0	76.5
合 計	1. 住宅手当を支給	2.9	2.3	3.6	1.5	2.8	6.5	6.3	11.1	3.3
	2. 社宅(借上げ社宅, 自社保有社宅, 寮, 寄宿舍など)	8.7	18.2	17.5	11.1	20.6	22.6	33.5	36.1	17.7
	3. な し	92.0	82.6	81.6	88.4	82.2	80.6	73.3	58.3	83.8

7 退 職 金

(1) 退職金制度

退職金制度は、賃金と並んで重要な労働条件の一つになっている。建設業においては、他産業、特に製造業における場合と非常に異なる面がある中で、退職金制度がどのような事情にあるのか調査した。

退職金制度は、自社で積立て、引当てているもの、業界の共済制度を利用するもの、中小企業退職金共済事業団（中退金）または建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合（建退共）に加入するもの、保険会社と契約するものなどさまざまなものがある。

表7-12-1、2のとおり、全体としてみると加入割合の最も高い制度は当然ながら中退金・建退共であり、常雇において42.1%、臨時・日雇において23.5%を占めている。ただし、退職金制度のない企業の割合も高く、常雇で29.5%、臨時・日雇では68.3%に達している。

資本金階層別にみると、常雇、臨時・日雇とも、上位階層にいくほど対策を講じる企業の割合が高まっている。常雇において、資本金1億円以上の各階層になると9割以上がなんらかの対策を講じている。なお、常雇において、個人では過半数が対策なしであるのに対し、法人では200万円未満階層でも6割程度がなんらかの対策を講じている。一方、臨時・日雇においては、対策を講じるものの割合が過半数を越すのは資本金1億円以上の各階層である（表7-12-1、2）。

6業種分類別に、常雇について、なんらかの退職金制度を講じている企業の割合の高い順にみると、一般土木建築工事業86.9%、土木工事

業81.2%、設備工事業78.7%、建築工事業75.0%、職別工事業58.4%、木造建築工事業49.3%となっている。ここでは、木造建築工事業と職別工事業の低さが目立っている（表7-12-1）。

22業種分類別に、常雇について、なんらかの退職金制度を講じている企業の割合の高い順にみると、一般土木建築工事業86.9%、土木工事業83.7%、電気工事業81.7%、管工事業81.2%等となっている。逆に、退職金制度のない企業の割合の高い順にみると、大工工事業55.4%、左官工事業55.1%、石工・れんが・タイル・ブロック工事業51.9%、鉄筋工事業51.0%、木造建築工事業50.8%等となっている。退職金制度がとられている割合は、総合工事業、設備工事業の分野で高く、木造建築工事業や職別工事業の分野で低くなっている。

(2) 退職金制度の適用率

退職金制度がみられても、それが適用される労働者の割合がどのくらいかが問題になる。また、支給される退職金の額は、世話役などの役付労働者か作業職などの基幹労働者か、また常雇か臨時・日雇か、さらにはその雇用期間の長短等々によって、さまざまであるが、とにかく退職金制度をもつ企業について、その適用状況を調査した。

表7-13-1、2のとおり、常雇においては、80%以上の労働者に退職金制度を適用している企業の割合が64.1%に達している。反面、20%未満の労働者のみが退職金制度の適用をうけている企業の割合も12.9%と、なお相当に高くなっている。臨時・日雇においては、80%以上適用の企業が30.6%にすぎず、20%未満適用の企業が45.9%となっている。

資本金階層別にみると、常雇で80%以上の労

第7章 現場労働者

表7-12-1 退職金制度（常雇）（構成比）

（単位：％）

業種	資本金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1.自 社 引 当	7.4	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	16.4	23.5	10.7
	2.業界独自の共済制度	14.8	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	5.5	17.6	8.8
	3.建 退 共 等	55.6	25.0	50.0	73.3	69.6	40.0	63.0	47.1	61.5
	4.保険会社その他の制度	0.0	0.0	12.5	20.0	5.4	20.0	5.5	0.0	5.9
	5.退職金制度はない	22.2	75.0	37.5	6.7	5.4	40.0	9.6	11.8	13.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.自 社 引 当	1.0	6.1	10.0	4.8	13.3	17.6	20.3	40.0	9.3
	2.業界独自の共済制度	5.1	8.2	10.0	9.0	10.0	0.0	6.8	10.0	8.2
	3.建 退 共 等	57.4	40.8	48.2	69.0	64.1	41.2	57.6	50.0	59.1
	4.保険会社その他の制度	1.0	4.1	4.5	2.1	6.3	11.8	13.6	0.0	4.6
	5.退職金制度はない	35.4	40.8	27.3	15.2	6.3	29.4	1.7	0.0	18.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.自 社 引 当	7.4	20.0	6.3	6.1	19.1	14.3	22.0	20.0	15.4
	2.業界独自の共済制度	3.7	0.0	12.5	6.1	10.1	0.0	12.2	0.0	8.3
	3.建 退 共 等	40.7	40.0	25.0	51.5	46.1	71.4	53.7	40.0	46.5
	4.保険会社その他の制度	0.0	0.0	0.0	6.1	7.9	14.3	0.0	20.0	4.8
	5.退職金制度はない	48.1	40.0	56.3	30.3	16.9	0.0	12.2	20.0	25.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1.自 社 引 当	5.8	18.2	16.7	9.1	10.9	0.0	50.0	0.0	10.3
	2.業界独自の共済制度	2.9	9.1	8.3	6.1	5.5	0.0	0.0	0.0	5.2
	3.建 退 共 等	21.4	13.6	25.0	36.4	47.3	100.0	50.0	0.0	29.4
	4.保険会社その他の制度	1.0	4.5	2.8	6.1	10.9	0.0	0.0	0.0	4.4
	5.退職金制度はない	68.9	54.5	47.2	42.4	25.5	0.0	0.0	0.0	50.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	1.自 社 引 当	12.2	17.6	13.3	17.4	22.2	31.6	68.8	83.3	21.5
	2.業界独自の共済制度	4.1	4.9	3.6	1.4	4.2	5.3	0.0	0.0	3.5
	3.建 退 共 等	28.8	40.2	41.6	52.9	53.9	10.5	14.3	8.3	41.0
	4.保険会社その他の制度	11.4	10.8	10.2	10.1	14.2	42.1	16.9	0.0	12.7
	5.退職金制度はない	43.5	26.5	31.3	18.1	5.6	10.5	0.0	8.3	21.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.自 社 引 当	8.5	9.4	9.0	14.4	19.5	29.4	69.0	100.0	14.3
	2.業界独自の共済制度	2.0	3.1	3.5	2.6	4.1	5.9	0.0	0.0	3.1
	3.建 退 共 等	19.0	30.7	31.3	40.5	41.8	41.2	13.8	0.0	31.4
	4.保険会社その他の制度	5.3	11.5	10.2	8.5	13.0	17.6	6.9	0.0	9.6
	5.退職金制度はない	65.3	45.3	46.1	34.0	21.6	5.9	10.3	0.0	41.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.自 社 引 当	7.7	11.9	10.6	11.2	17.9	22.7	38.1	51.9	14.9
	2.業界独自の共済制度	3.6	4.5	5.2	4.4	6.3	3.0	4.6	7.7	5.0
	3.建 退 共 等	30.7	33.8	37.0	53.2	52.2	36.4	42.0	30.8	42.1
	4.保険会社その他の制度	5.4	9.5	8.4	7.2	11.0	22.7	9.6	1.9	8.6
	5.退職金制度はない	52.6	40.4	38.7	24.0	12.6	15.2	5.7	7.7	29.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）建退共等とは、中小企業退職金共済事業団または建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合の略称である。

調 査 結 果

表 7-12-2 退職金制度（臨時・日雇）（構成比）

（単位：％）

業 種	資 本 金 区 分	個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	1.自 社 引 当	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	9.1	1.5
	2.業界独自の共済制度	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1	0.0	7.0	9.1	5.9
	3.建 退 共 等	18.2	0.0	0.0	25.0	40.5	40.0	63.2	63.6	47.1
	4.保険会社その他の制度	0.0	0.0	20.0	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	1.5
	5.退職金制度はない	81.8	100.0	80.0	62.5	48.6	60.0	29.8	18.2	44.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.自 社 引 当	1.0	0.0	3.2	5.2	0.6	9.1	3.8	0.0	2.2
	2.業界独自の共済制度	5.9	4.5	9.7	9.1	5.6	0.0	9.6	11.1	7.0
	3.建 退 共 等	24.8	18.2	25.8	26.0	41.2	54.5	55.8	77.8	35.2
	4.保険会社その他の制度	1.0	4.5	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	1.0
	5.退職金制度はない	67.3	72.7	61.3	59.7	50.8	36.4	30.8	11.1	54.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.自 社 引 当	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4	0.0	0.0	33.3	3.1
	2.業界独自の共済制度	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	1.0
	3.建 退 共 等	29.4	0.0	25.0	18.2	16.2	0.0	41.7	0.0	24.5
	4.保険会社その他の制度	0.0	0.0	25.0	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	2.0
	5.退職金制度はない	70.6	100.0	50.0	81.8	73.0	0.0	58.3	66.7	69.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	1.自 社 引 当	2.0	16.7	14.3	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	5.1
	2.業界独自の共済制度	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	3.建 退 共 等	4.0	0.0	14.3	11.1	45.0	0.0	0.0	0.0	14.1
	4.保険会社その他の制度	2.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	3.0
	5.退職金制度はない	92.0	83.3	71.4	66.7	45.0	0.0	0.0	0.0	76.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
設備工事業	1.自 社 引 当	3.8	0.0	2.3	2.3	3.7	0.0	6.9	50.0	4.0
	2.業界独自の共済制度	0.9	0.0	2.3	0.0	4.9	0.0	0.0	0.0	1.7
	3.建 退 共 等	8.5	6.5	9.3	13.6	34.6	16.7	41.4	50.0	18.8
	4.保険会社その他の制度	0.0	0.0	2.3	0.0	6.2	0.0	0.0	0.0	1.7
	5.退職金制度はない	86.8	93.5	83.7	84.1	50.6	83.3	51.7	0.0	73.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.自 社 引 当	2.0	5.6	1.2	5.9	2.7	0.0	7.1	20.0	3.2
	2.業界独自の共済制度	0.0	1.4	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.8
	3.建 退 共 等	6.7	5.6	8.4	3.9	15.6	42.9	35.7	40.0	10.6
	4.保険会社その他の制度	1.3	4.2	3.6	5.9	3.4	0.0	0.0	0.0	3.0
	5.退職金制度はない	90.0	83.1	86.7	84.3	76.2	57.1	57.1	40.0	82.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.自 社 引 当	2.1	3.7	2.8	5.0	2.0	3.4	2.8	17.6	3.0
	2.業界独自の共済制度	1.6	1.5	3.3	4.0	4.2	0.0	5.1	5.9	3.3
	3.建 退 共 等	12.2	7.5	14.2	16.5	30.9	41.4	52.3	55.9	23.5
	4.保険会社その他の制度	0.9	3.0	2.8	1.5	3.4	0.0	0.0	0.0	2.0
	5.退職金制度はない	83.2	84.3	76.8	73.0	59.5	55.2	39.8	20.6	68.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注） 建退共等とは、中小企業退職金共済事業団または建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合の略称である。

第7章 現場労働者

働者に退職金制度を適用している企業は、いずれの階層においても5割を超えている。また、資本金1億円以上の各階層においては、それが8割弱に達している。臨時・日雇でも、1億円以上の各階層においては、80%以上適用の場合が5割弱に達し、この階層から急激にその割合が高くなっている。反画、個人においては、20

%未満適用の企業が、常雇で20.0%，臨時・日雇で63.0%みうけられ、階層が下がるほど適用率は低下していく。

6業種分類別に、常雇について、80%以上の労働者に退職金制度を適用している企業の割合が高い順にみると、設備工事業76.0%，一般土木建築工事業および職別工事業で60%台、建築

表7-13-1 退職金制度の適用率（常雇）（構成比）

（単位：%）

業種	区 分	資 本 金 個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	① 80 % 以上	31.8	0.0	20.0	66.7	56.3	66.7	82.3	62.5	62.7
	② 50 % 以上80%未満	27.3	0.0	0.0	16.7	16.7	33.3	9.7	6.3	14.2
	③ 20 % 以上50%未満	22.7	100.0	40.0	8.3	14.6	0.0	3.2	12.5	11.8
	④ 20 % 未満	18.2	0.0	40.0	8.3	12.5	0.0	4.8	18.8	11.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	① 80 % 以上	43.6	53.6	49.3	51.9	65.4	41.7	66.7	80.0	56.9
	② 50 % 以上80%未満	21.4	17.9	23.2	14.8	16.1	33.3	14.0	20.0	17.9
	③ 20 % 以上50%未満	17.1	10.7	15.9	15.7	8.7	8.3	8.8	0.0	12.1
	④ 20 % 未満	17.9	17.9	11.6	17.6	9.8	16.7	10.5	0.0	13.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	① 80 % 以上	50.0	0.0	66.7	42.9	62.5	66.7	75.0	50.0	59.3
	② 50 % 以上80%未満	8.3	20.0	0.0	9.5	14.1	16.7	15.6	0.0	12.7
	③ 20 % 以上50%未満	33.3	40.0	0.0	23.8	9.4	16.7	6.3	25.0	14.0
	④ 20 % 未満	8.3	40.0	33.3	23.8	14.1	0.0	3.1	25.0	14.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	① 80 % 以上	28.6	57.1	44.4	38.9	62.9	100.0	100.0	0.0	47.7
	② 50 % 以上80%未満	25.0	14.3	22.2	27.8	17.1	0.0	0.0	0.0	21.1
	③ 20 % 以上50%未満	7.1	0.0	0.0	5.6	8.6	0.0	0.0	0.0	5.5
	④ 20 % 未満	39.3	28.6	33.3	27.8	11.4	0.0	0.0	0.0	25.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
設備工事業	① 80 % 以上	64.7	67.6	69.2	72.2	82.0	88.2	88.2	90.9	76.0
	② 50 % 以上80%未満	16.5	13.2	10.3	12.0	8.0	0.0	6.6	9.1	10.3
	③ 20 % 以上50%未満	6.0	7.4	9.3	4.6	5.2	5.9	3.9	0.0	5.8
	④ 20 % 未満	12.8	11.8	11.2	11.1	4.9	5.9	1.3	0.0	7.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	① 80 % 以上	49.3	52.4	54.0	62.2	68.4	46.7	84.0	100.0	60.7
	② 50 % 以上80%未満	12.7	9.7	20.6	13.3	11.5	26.7	8.0	0.0	13.1
	③ 20 % 以上50%未満	11.9	12.6	7.9	11.1	8.6	6.7	8.0	0.0	9.7
	④ 20 % 未満	26.1	25.2	17.5	13.3	11.5	20.0	0.0	0.0	16.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	① 80 % 以上	50.2	56.1	57.1	59.9	70.8	63.0	79.9	77.6	64.1
	② 50 % 以上80%未満	17.5	12.3	17.2	14.0	12.1	18.5	10.2	8.2	13.7
	③ 20 % 以上50%未満	12.3	11.3	10.0	10.9	7.9	7.4	5.5	6.1	9.3
	④ 20 % 未満	20.0	20.3	15.7	15.1	9.2	11.1	4.3	8.2	12.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

工事業および土木工事業が50%台となっており、木造建築工事業の47.7%が最も低くなっている。

22業種分類別に、常雇について、80%以上適用の企業の割合が高い順にみると、機械器具設置工事業89.4%、電気工事業78.0%、管工事業77.0%、鉄骨工事業74.8%等となっている。逆に、20%未満適用の企業の割合を高い順にみる

と、石工・れんが・タイル・ブロック工事業26.0%、木造建築工事業25.7%、鉄筋工事業25.7%、左官工事業24.4%、板金工事業22.2%等となっている。退職金制度の適用は、設備工事業の分野で普及しているが、職別工事業、木造建築工事業等の分野では遅れている実情がうかがえる。

表7-13-2 退職金制度の適用率（臨時・日雇）（構成比）

（単位：％）

業 種	区 分	資 本 金 個 人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	① 80 % 以上	16.7	0.0	100.0	0.0	27.3	50.0	55.3	40.0	41.5
	② 50 % 以上80%未満	0.0	0.0	0.0	16.7	9.1	50.0	14.9	30.0	14.9
	③ 20 % 以上50%未満	0.0	0.0	0.0	16.7	18.2	0.0	6.4	0.0	8.5
	④ 20 % 未 満	82.3	0.0	0.0	66.7	45.5	0.0	23.4	30.0	35.1
	計	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	① 80 % 以上	20.5	20.0	46.9	28.9	36.5	33.3	43.2	37.5	34.9
	② 50 % 以上80%未満	12.8	20.0	9.4	15.8	18.3	33.3	16.2	37.5	16.7
	③ 20 % 以上50%未満	15.4	0.0	6.3	15.8	10.6	16.7	10.8	0.0	11.2
	④ 20 % 未 満	51.3	60.0	37.5	39.5	34.6	16.7	29.7	25.0	37.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	① 80 % 以上	50.0	0.0	33.3	33.3	23.5	0.0	45.5	50.0	34.1
	② 50 % 以上80%未満	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8	0.0	9.1	0.0	7.3
	③ 20 % 以上50%未満	25.0	0.0	0.0	0.0	11.8	0.0	18.2	0.0	12.2
	④ 20 % 未 満	25.0	100.0	66.7	66.7	52.9	0.0	27.3	50.0	46.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
木造建築工事業	① 80 % 以上	0.0	0.0	100.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	23.1
	② 50 % 以上80%未満	14.3	0.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	19.2
	③ 20 % 以上50%未満	0.0	0.0	0.0	20.0	10.0	0.0	0.0	0.0	7.7
	④ 20 % 未 満	85.7	100.0	0.0	40.0	30.0	0.0	0.0	0.0	50.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
設備工事業	① 80 % 以上	22.2	0.0	23.1	15.4	32.6	33.3	46.7	40.0	27.5
	② 50 % 以上80%未満	5.6	20.0	7.7	0.0	20.9	0.0	13.3	20.0	13.3
	③ 20 % 以上50%未満	0.0	10.0	0.0	7.7	11.6	0.0	13.3	0.0	7.5
	④ 20 % 未 満	72.2	70.0	69.2	76.9	34.9	66.7	26.7	40.0	51.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	① 80 % 以上	11.5	13.6	16.7	0.0	23.0	0.0	57.1	100.0	19.2
	② 50 % 以上80%未満	0.0	9.1	0.0	0.0	14.8	0.0	14.3	0.0	7.7
	③ 20 % 以上50%未満	19.2	0.0	16.7	14.3	8.2	20.0	14.3	0.0	10.9
	④ 20 % 未 満	69.2	77.3	66.7	85.7	54.1	80.0	14.3	0.0	62.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	① 80 % 以上	18.0	10.0	36.2	17.7	31.1	25.0	49.6	46.4	30.6
	② 50 % 以上80%未満	7.0	12.5	5.8	11.4	16.7	18.8	14.5	25.0	13.5
	③ 20 % 以上50%未満	12.0	2.5	7.2	13.9	10.9	12.5	10.3	0.0	10.1
	④ 20 % 未 満	63.0	75.0	50.7	57.0	41.2	43.8	25.6	28.6	45.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

8 現場労働者の労働条件・労働福祉

最後に、現場労働者の労働条件、福利厚生面に関するデータを総合的に判断できるよう業種別にまとめてみた。

6業種分類別に、これらの条件を総合してみると、設備工事業が最も充実しており、ついで一般土木建築工事業がこれに続き、さらに建築工事業、土木工事業、職別工事業がほぼ同程度でその下位に並び、木造建築工事業が最下位に位置することになる(表7-14)。

同様に、22業種分類別にみると、機械器具設置工事業が最も充実しており、以下順に電気通信・信号装置工事業、電気工事業、しゅんせつ工事業、管工事業と続いている。また逆に、これらが遅れているものから順にみていくと、木造建築工事業を最下位にして、左官工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、鉄筋工事業、大工工事業などとなっている。ここでも、設備工事業の分野で充実しており、木造建築工事業や職別工事業の分野で遅れている事情がみられる。

表7-14 現場労働者の労働条件(割合)

(単位：%)

業 種	賃 金 (月給制)	休 暇 (法定外有休 休暇あり)	休 暇 (日曜全休)	安全衛生 (法定外労災 全員利用)	住 宅 対 策 (あり)	退職金制度 (あり)
一般土木建築工事業	22.8	30.1	62.5	62.2	35.8	86.8
土 木 工 事 業	24.0	35.7	57.9	53.1	33.2	81.3
建 築 工 事 業	23.5	35.4	71.6	52.8	28.5	74.9
木 造 建 築 工 事 業	21.0	26.4	72.6	39.2	17.4	49.0
設 備 工 事 業	38.4	50.6	77.2	54.0	45.5	78.5
職 別 工 事 業	18.6	36.5	73.1	53.3	42.1	58.4
合 計	25.7	39.2	70.4	53.1	38.7	70.4

第8章 資材管理

資材管理は構造物や建物の品質に深く関わる問題である。また、そのための施設の保有状況は建設業者の経営状況——資産内容のバランスや有形固定資産の回転率——に依拠するところであろう。そして、その保有状況は、品質管理上の業務や責任の分担の問題に一つの示唆を与えるものである。

本調査では、骨材、鉄筋、木材の置場ないし倉庫、加工場の保有等について表8-1～3に示すいずれかの回答を求めた。

(a) 骨 材

ここでは、砂利、砂の資材管理について回答を求めたのであるが、鉄骨を「骨材」に含めたとみられる回答も含まれる。この点を留意されたい。骨材の加工としては、破碎、ふるい分け、異物除却等であるが、今日では、その作業の大部分が建設業現場外で行われている。したがって、この回答に示される加工場のかなりの部分が鉄骨加工を内容とする。

現場直送43%、使用しないもの15%、置場・倉庫・加工場のいずれかの施設を保有するもの40%となっている。現場直送とするものの比率は、資本金の大きい階層ほど高い。

6業種分類別に施設の保有率をみると、職別工事業53%、設備工事業46%、土木工事業33%、建築工事業32%、一般土木建築工事業28%、木造建築工事業27%であり、その格差は大きい（表8-1）。

(b) 鉄 筋

鉄筋は、柱や梁形に工場で組み上げるものから、現場で簡便な器具を利用するものまで、その加工程度はさまざまである。

加工場を有するものが23%、置場・倉庫を含めた施設を有するものが45%とかなり高い比率である。現場直送によっているものが32%、使用しないものが18%である。

資本金階層別にみると、加工場の保有率は、各階層とも20%～27%で、平均的である。施設保有率は、小資本階層側で高い。

6業種分類別に施設保有率をみると、職別工事業54%、一般土木建築工事業48%、土木工事業45%、建築工事業42%であり、建築工事業で加工場を持つ比率が高く、土木工事業で置場・倉庫のみの比率が高い。鉄筋工事業を特掲すると、加工場を持つものが75%、施設保有率79%であり、現場直送によっているものが5%である。資本金階層別にみた場合、加工場のみ保有するものが小資本階層に高い（表8-2）。

(c) 木 材

木材は伝統的で安価な資材として建設産業では広く使われている。したがって、資材管理施設を保有するものの比率は高く、52%に達する。このうち加工場を有するものが24%で、逆に、現場直送によっているものが26%である。木材を使用しないと答えたものは19%である。

資本金階層別にみると、現場直送によるもの

第8章 資材管理

表8-1 骨材の管理、加工方法(構成比)

(単位: %)

業 種	資 本 金 区 分	個人	法							合計
			人							
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一 般 土 木 建築工事業	1.置場または倉庫のみ	35.7	33.3	25.0	15.0	21.2	40.0	12.5	9.1	17.7
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	7.1	0.0	0.0	10.0	12.1	0.0	10.8	3.0	9.2
	3.加工場のみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.7
	4.現場直送	50.0	66.7	62.5	75.0	59.1	60.0	70.8	84.8	67.5
	5.その他の管理・加工	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1	0.0	1.7	3.0	2.5
	6.使用していない	7.1	0.0	12.5	0.0	1.5	0.0	2.5	0.0	2.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.置場または倉庫のみ	30.0	31.7	34.0	26.7	27.8	35.3	13.6	14.3	27.4
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	1.1	0.0	2.0	6.1	6.3	17.6	9.1	4.8	4.9
	3.加工場のみ	0.0	2.4	1.0	0.8	1.3	0.0	0.0	4.8	0.9
	4.現場直送	56.8	56.1	55.0	58.8	58.7	47.1	68.2	66.7	58.7
	5.その他の管理・加工	1.1	0.0	2.0	1.5	0.9	0.0	1.1	9.5	1.3
	6.使用していない	11.1	9.8	6.0	6.1	5.0	0.0	8.0	0.0	6.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.置場または倉庫のみ	29.6	27.3	31.3	36.4	19.5	11.1	6.3	0.0	18.8
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	18.5	9.1	6.3	3.0	10.2	11.1	8.8	10.0	9.6
	3.加工場のみ	3.7	9.1	25.0	0.0	3.1	0.0	0.0	0.0	3.2
	4.現場直送	37.0	45.5	31.3	45.5	51.6	77.8	77.5	80.0	56.7
	5.その他の管理・加工	7.4	0.0	0.0	0.0	9.4	0.0	3.8	10.0	5.7
	6.使用していない	3.7	9.1	6.3	15.2	6.3	0.0	3.8	0.0	6.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建築工事業	1.置場または倉庫のみ	18.0	18.8	18.2	10.0	7.6	20.0	16.7	0.0	13.8
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	13.1	6.3	12.1	16.7	13.6	0.0	8.3	0.0	12.5
	3.加工場のみ	1.6	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
	4.現場直送	42.6	56.3	63.6	60.0	65.2	40.0	33.3	100.0	55.4
	5.その他の管理・加工	4.9	0.0	0.0	6.7	3.0	20.0	16.7	0.0	4.5
	6.使用していない	19.7	18.8	3.0	6.7	10.6	20.0	25.0	0.0	12.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	1.置場または倉庫のみ	38.4	54.5	35.1	33.3	31.2	14.3	22.5	5.0	32.0
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	8.0	4.5	10.4	9.5	15.1	14.3	14.7	15.0	12.0
	3.加工場のみ	4.5	2.3	3.9	4.8	1.5	0.0	0.0	0.0	2.3
	4.現場直送	14.3	9.1	16.9	15.9	27.3	42.9	34.3	30.0	23.1
	5.その他の管理・加工	3.6	0.0	3.9	3.2	1.0	0.0	3.9	5.0	2.5
	6.使用していない	31.3	29.5	29.9	33.3	23.9	28.6	24.5	45.0	28.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.置場または倉庫のみ	32.2	27.4	28.2	28.7	22.6	23.1	4.9	0.0	26.0
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	9.9	21.4	17.6	16.1	25.1	23.1	41.5	45.5	19.5
	3.加工場のみ	8.9	7.1	13.7	9.2	4.0	0.0	4.9	0.0	7.8
	4.現場直送	32.7	17.9	18.3	20.7	19.1	7.7	24.4	36.4	22.9
	5.その他の管理・加工	1.5	2.4	1.5	1.1	1.5	7.7	2.4	9.1	1.8
	6.使用していない	14.9	23.8	20.6	24.1	27.6	38.5	22.0	9.1	21.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.置場または倉庫のみ	31.3	33.7	30.4	27.2	24.6	22.9	13.3	7.3	25.3
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	7.4	11.1	10.4	9.9	13.4	14.3	13.8	11.5	11.3
	3.加工場のみ	4.0	4.5	7.4	3.3	1.9	0.0	0.9	1.0	3.1
	4.現場直送	38.7	29.1	33.7	42.0	43.6	42.9	57.8	63.5	43.0
	5.その他の管理・加工	2.3	1.0	1.9	1.9	2.7	2.9	2.9	6.3	2.5
	6.使用していない	16.3	20.6	16.2	15.7	13.9	17.1	11.3	10.4	14.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

表 8 - 2 鉄筋の管理・加工方法(構成比)

(単位: %)

業 種 区 分		資 本 金 個人	法 人							合計
			法 人							
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木 建築工事業	1.置場または倉庫のみ	46.2	33.3	66.7	28.6	18.2	20.2	11.1	3.0	18.6
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	3.8	0.0	11.1	42.9	28.8	40.0	26.5	24.2	25.4
	3.加工場のみ	0.0	0.0	0.0	9.5	3.0	0.0	4.3	6.1	3.9
	4.現場直送	42.3	66.7	11.1	19.0	39.4	40.0	47.0	48.5	41.8
	5.その他の管理・加工	0.0	0.0	11.1	0.0	10.6	0.0	8.5	18.2	8.6
	6.使用していない	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	0.0	1.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.置場または倉庫のみ	35.2	41.7	33.3	35.2	30.4	21.1	12.6	10.0	30.4
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	6.6	2.8	7.8	14.4	17.3	5.3	10.3	20.0	12.1
	3.加工場のみ	1.1	8.3	2.2	0.0	4.9	0.0	0.0	5.0	2.7
	4.現場直送	40.1	27.8	43.3	32.8	35.0	63.2	62.1	55.0	40.1
	5.その他の管理・加工	4.9	2.8	4.4	7.2	5.2	0.0	4.6	10.0	5.2
	6.使用していない	12.1	16.7	8.9	10.4	7.2	10.5	10.3	0.0	9.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.置場または倉庫のみ	25.0	11.1	14.3	20.6	18.0	0.0	5.1	0.0	14.1
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	16.7	11.1	7.1	20.6	15.6	11.1	26.9	40.0	19.3
	3.加工場のみ	12.5	11.1	14.3	8.8	9.4	11.1	2.6	10.0	8.2
	4.現場直送	37.5	33.3	50.0	29.4	40.6	66.7	47.4	30.0	41.5
	5.その他の管理・加工	8.3	22.2	0.0	2.9	11.7	11.1	15.4	20.0	11.4
	6.使用していない	0.0	11.1	14.3	17.6	4.7	0.0	2.6	0.0	5.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建築工事業	1.置場または倉庫のみ	14.5	7.7	18.8	19.4	17.5	20.0	18.2	0.0	16.5
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	16.1	7.7	12.5	6.5	14.3	0.0	0.0	0.0	11.9
	3.加工場のみ	3.2	7.7	3.1	3.2	1.6	0.0	0.0	0.0	2.8
	4.現場直送	43.5	46.2	56.3	61.3	49.2	40.0	36.4	100.0	49.5
	5.その他の管理・加工	3.2	0.0	0.0	3.2	6.3	20.0	18.2	0.0	4.6
	6.使用していない	19.4	30.8	9.4	6.5	11.1	20.0	27.3	0.0	14.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	1.置場または倉庫のみ	29.3	48.6	21.1	22.4	22.4	5.0	18.6	10.0	23.4
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	10.9	5.4	10.5	10.2	14.9	10.0	11.3	15.0	11.9
	3.加工場のみ	2.2	0.0	3.5	0.0	1.7	5.0	0.0	0.0	1.5
	4.現場直送	10.9	5.4	14.0	10.2	25.9	35.0	37.1	15.0	21.2
	5.その他の管理・加工	1.1	2.7	1.8	6.1	1.1	0.0	4.1	5.0	2.4
	6.使用していない	45.7	37.8	49.1	51.0	33.9	45.0	28.9	55.0	39.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.置場または倉庫のみ	21.9	17.8	21.2	16.3	9.2	7.7	10.8	9.1	16.4
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	16.8	20.5	21.2	22.5	31.0	30.8	27.0	27.3	23.2
	3.加工場のみ	20.4	19.2	11.5	13.8	10.9	15.4	5.4	0.0	14.4
	4.現場直送	19.9	11.0	15.0	12.5	10.3	7.7	27.0	36.4	15.3
	5.その他の管理・加工	4.6	2.7	5.3	5.0	3.3	7.7	8.1	9.1	4.5
	6.使用していない	16.3	28.8	25.7	30.0	35.3	30.8	21.6	18.2	26.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.置場または倉庫のみ	27.7	28.7	25.4	25.6	21.2	11.3	12.2	6.3	21.8
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	12.0	11.7	13.7	17.4	20.0	14.1	19.2	23.2	16.8
	3.加工場のみ	8.4	11.1	6.3	5.0	5.8	5.6	2.1	4.2	6.0
	4.現場直送	29.0	18.1	28.6	26.2	30.4	42.3	45.9	40.0	31.6
	5.その他の管理・加工	4.0	3.5	3.8	5.3	5.4	4.2	8.2	12.6	5.4
	6.使用していない	18.9	26.9	22.2	20.6	17.3	22.5	12.4	13.7	18.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第8章 資材管理

表8-3 木材の管理・加工方法(構成比)

(単位: %)

業 種		資 本 金 区 分	個人	法							合計
				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木 建築工事業	1.置場または倉庫のみ	50.0	50.0	62.5	23.8	25.8	20.0	13.7	3.0	21.8	
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	23.3	25.0	12.5	38.1	34.8	40.0	18.8	15.2	24.3	
	3.加工場のみ	0.0	0.0	0.0	4.8	1.5	0.0	1.7	3.0	1.8	
	4.現場直送	26.7	25.0	12.5	28.6	30.3	40.0	56.4	63.6	44.0	
	5.その他の管理・加工	0.0	0.0	12.5	0.0	7.6	0.0	6.0	15.2	6.3	
	6.使用していない	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	3.4	0.0	1.8	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
土木工事業	1.置場または倉庫のみ	56.1	45.9	43.5	42.4	31.0	25.0	17.4	15.0	38.1	
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	4.4	2.7	5.4	10.4	10.0	6.3	5.8	10.0	7.6	
	3.加工場のみ	0.6	5.4	1.1	0.0	1.3	0.0	1.2	0.0	1.1	
	4.現場直送	27.8	21.6	34.8	36.0	45.0	50.0	62.8	60.0	40.2	
	5.その他の管理・加工	1.1	8.1	4.3	1.6	2.7	6.3	1.2	10.0	2.7	
	6.使用していない	10.0	16.2	10.9	9.6	10.0	12.5	11.6	5.0	10.4	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
建築工事業	1.置場または倉庫のみ	28.9	36.4	13.6	18.4	23.7	22.2	12.3	10.0	20.3	
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	55.3	27.3	54.5	50.0	38.2	11.1	21.0	10.0	36.5	
	3.加工場のみ	2.6	9.1	4.5	5.3	4.6	0.0	2.5	10.0	4.1	
	4.現場直送	10.5	27.3	18.2	10.5	22.9	55.6	55.6	50.0	29.4	
	5.その他の管理・加工	0.0	0.0	0.0	2.6	6.1	11.1	4.9	20.0	4.7	
	6.使用していない	2.6	0.0	9.1	13.2	4.6	0.0	3.7	0.0	5.0	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
木 造 建築工事業	1.置場または倉庫のみ	19.9	19.4	27.9	19.1	21.0	0.0	6.7	0.0	20.4	
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	50.3	64.5	55.7	72.3	50.6	20.0	26.7	0.0	53.5	
	3.加工場のみ	18.0	6.5	4.9	0.0	7.4	20.0	0.0	0.0	10.2	
	4.現場直送	8.1	6.5	9.8	8.5	17.3	20.0	40.0	0.0	11.4	
	5.その他の管理・加工	1.9	0.0	1.6	0.0	0.0	20.0	6.7	0.0	1.5	
	6.使用していない	1.9	3.2	0.0	0.0	3.7	20.0	20.0	100.0	3.0	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
設備工事業	1.置場または倉庫のみ	28.8	41.2	22.2	28.0	22.6	11.8	17.8	11.1	23.7	
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	6.3	2.9	7.4	4.0	5.7	0.0	3.3	0.0	4.8	
	3.加工場のみ	1.3	2.9	0.0	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	1.0	
	4.現場直送	12.5	8.8	7.4	10.0	22.0	29.4	36.7	27.8	19.9	
	5.その他の管理・加工	1.3	0.0	9.3	4.0	3.1	0.0	2.2	11.1	3.4	
	6.使用していない	50.0	44.1	53.7	54.0	44.7	58.8	40.0	50.0	47.2	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
職別工事業	1.置場または倉庫のみ	28.6	36.0	30.9	28.1	26.2	23.1	9.7	27.3	28.1	
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	20.6	21.3	14.4	23.4	22.7	23.1	12.9	0.0	19.9	
	3.加工場のみ	6.9	2.7	7.2	4.7	2.3	15.4	0.0	0.0	4.7	
	4.現場直送	16.6	10.7	11.3	6.3	9.3	0.0	25.8	36.4	12.5	
	5.その他の管理・加工	5.7	2.7	3.1	3.1	2.3	7.7	0.0	0.0	3.4	
	6.使用していない	21.7	26.7	33.0	34.4	37.2	30.8	51.6	36.4	31.3	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
合 計	1.置場または倉庫のみ	34.9	36.5	32.0	30.7	26.3	18.5	14.5	10.8	27.7	
	2.置場または倉庫の ほか加工場がある	23.8	21.9	21.0	26.4	21.1	12.3	13.1	8.6	20.6	
	3.加工場のみ	6.6	4.2	3.6	1.7	2.6	4.6	1.2	2.2	3.4	
	4.現場直送	17.2	13.0	17.4	19.7	27.5	32.3	50.5	50.5	26.3	
	5.その他の管理・加工	2.4	2.6	4.2	2.0	3.3	6.2	3.6	11.8	3.4	
	6.使用していない	15.1	21.9	21.9	19.4	19.1	26.2	17.1	16.1	18.5	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

調 査 結 果

の比率は資本金の大きい階層に多く、資本金 1 億円以上の各階層で50%を超える。

22業種分類別にみると、木造建築工事業と大工工事業とが注目される。資材管理施設を保有するものの比率は、前者で84%、後者で75%である。6業種分類別にみると、建築工事業61%、

職別工事業53%、一般土木建築工事業48%、土木工事業47%、設備工事業30%となっている。建築系の業種では、加工場を持つものの比率が高く、土木系では、置場・倉庫のみの比率が高い（表8-3）。

第9章 建設機械と設備

1 調達方法

建設事業の省力化や施工の信頼性、安全性を高めるため、施工機械の導入や仮設機材の鋼製化・基準化が進んでいる。これは同時に建設業の近代化に資するものと期待されて久しい。

調査では、クレーン類、ブルドーザー類、ショベル類、ローラ類、ダンプカー類、工事用ポンプ類、台場・足場および仮設事務所の調達方法の回答を求めた。

機材別にみると各機材の使用のされ方(期間、頻度、工事条件等)には差異がある。ブルドーザー類、ショベル類、ローラ類は土工事や道路工事に、クレーン類やダンプカー類はさまざまな資材の輸送、運搬に、工事用ポンプ類、台場・足場は仮設機材として、仮設事務所は、工事規模、敷地条件、各業者の工事への関わり方により、必要性の強弱、使用頻度がそれぞれ異なる。

まず、施工機械では、ダンプカー類>ショベル類>ブルドーザー類>クレーン類>ローラ類の順に自社保有の率が高く、その格差は、ダンプカー類の46%からローラ類の22%へと広い範囲にある。これに対して、下請に依存するものは、いずれの機械でも21%~24%のきわめて狭い範囲にある。リースやレンタルに依存する率は、クレーン類の37%からダンプカー類の11%と幅が広い。

仮設の三機材についてみると、ポンプ類、足場の自社保有率は、それぞれ56%、58%ときわめて高い。仮設事務所は、総合工事業で高く、設備工事業、職別工事業で低いため、総合すると45%である。

6業種分類別にみると、

■クレーン類 各業種とも使用するものの比率はきわめて高い(最低は職別工事業の72%)。

自社保有率は、一般土木建築工事業で32%、木造建築工事業で5%と極端に低く、他の業種では25%~27%に平均化している。したがって、50~70%は、リース、レンタルまたは下請に依存して調達されている。

■ブルドーザー類、ショベル類、ローラ類
土工事系の三種の機械は、当然のことであるが、一般土木建築工事業と土木工事業とで自社保有率が極端に高い(43%~71%)。他の業種でのこれらの機械の自社保有率は、最高でも28%(設備工事業におけるショベル)にすぎない。

■ダンプカー類 輸送機械として使われるため、各業種ともその保有率は高い。土木工事業68%、木造建築工事業43%等が注目される。

■工事用ポンプ類、足場・台場 ポンプは土木工事業、足場・台場は建築工事業で自社保有率が高い。

■仮設事務所 大規模な総合工事業者で自社保有率が高く、木造建築工事業、設備工事業、

調 査 結 果

表 9 - 1 - 1 機械設備別調達方法<クレーン類>(構成比)

(単位: %)

業 種	資 本 金 区 分	個人	法							合計
			人							
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一 般 土 木 建築工事業	1.自社保有	3.8	0.0	0.0	18.2	21.3	80.0	41.2	54.5	32.1
	2.リース・レンタル による	65.4	66.7	62.5	63.6	55.7	20.0	40.3	33.3	47.7
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	26.9	33.3	37.5	18.2	23.0	0.0	16.8	12.1	19.1
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	1.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.自社保有	14.0	7.0	19.0	27.6	29.6	23.5	38.3	40.0	25.0
	2.リース・レンタル による	55.3	51.2	57.0	47.8	47.6	52.9	35.1	40.0	49.0
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	15.6	11.6	8.0	14.2	13.4	11.8	22.3	20.0	14.3
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	15.1	30.2	16.0	10.4	9.5	11.8	4.3	0.0	11.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.自社保有	10.3	22.2	0.0	8.1	26.0	22.2	44.0	60.0	26.5
	2.リース・レンタル による	44.8	11.1	52.6	48.6	27.6	33.3	27.4	10.0	32.1
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	37.9	33.3	36.8	40.5	41.7	44.4	27.4	30.0	36.7
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	6.9	33.3	10.5	2.7	4.7	0.0	1.2	0.0	4.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建築工事業	1.自社保有	3.6	0.0	0.0	6.1	8.1	0.0	14.3	0.0	4.7
	2.リース・レンタル による	37.3	40.0	29.5	42.4	38.7	0.0	21.4	0.0	35.4
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	39.8	40.0	43.2	42.4	45.2	100.0	42.9	100.0	43.6
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	19.3	20.0	27.3	9.1	8.1	0.0	21.4	0.0	16.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	1.自社保有	25.6	19.7	22.6	21.9	27.0	26.1	36.4	34.6	26.6
	2.リース・レンタル による	28.1	34.4	32.1	40.6	28.0	21.7	18.6	23.1	28.8
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	15.6	18.0	14.2	17.7	24.6	26.1	32.2	38.5	22.0
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	30.6	27.9	31.1	19.8	20.4	26.1	12.7	3.8	22.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.自社保有	16.0	24.7	16.5	29.0	34.7	31.3	39.6	50.0	26.2
	2.リース・レンタル による	37.1	28.2	38.8	25.0	26.1	25.0	20.8	16.7	30.4
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	11.7	15.3	18.7	15.0	15.3	6.3	20.8	25.0	15.2
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	35.2	31.8	25.9	31.0	23.9	37.5	18.9	8.3	28.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.自社保有	15.5	17.6	15.9	22.7	28.1	28.4	39.0	45.6	24.9
	2.リース・レンタル による	41.2	35.2	41.6	41.2	35.2	29.7	29.0	27.2	36.7
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	18.7	18.1	18.8	19.9	22.1	23.0	24.7	25.2	21.0
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	24.6	29.2	23.8	16.1	14.5	18.9	7.3	1.9	17.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第9章 建設機械と設備

表9-1-2 機械設備別調達方法<ブルドーザー類>(構成比)

(単位: %)

業 種	資 本 金 区 分	個人	法 人							合計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一 般 土 木 建築工事業	1. 自社保有	44.8	33.3	55.6	57.1	65.1	60.0	39.5	23.5	45.9
	2. リース・レンタル による	37.9	0.0	22.2	23.8	19.0	20.0	14.3	17.6	19.1
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	13.8	66.7	22.2	19.0	14.3	20.0	46.2	58.8	34.3
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	3.4	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土 木 工 事 業	1. 自社保有	60.7	64.2	67.5	72.8	66.2	63.2	34.4	15.0	62.0
	2. リース・レンタル による	28.3	24.5	22.2	19.0	20.3	15.3	26.9	35.0	23.1
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	6.8	5.7	6.0	6.1	9.2	10.5	32.3	50.0	10.6
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	4.1	5.7	4.3	2.0	4.3	10.5	6.5	0.0	4.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建 築 工 事 業	1. 自社保有	10.7	25.0	5.9	11.8	13.2	11.1	9.5	0.0	11.3
	2. リース・レンタル による	17.9	12.5	29.4	35.3	17.4	11.1	14.3	11.1	18.7
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	46.4	25.0	41.2	44.1	60.3	66.7	72.6	88.9	59.7
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	25.0	37.5	23.5	8.8	9.1	11.1	3.6	0.0	10.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建築工事業	1. 自社保有	12.5	0.0	0.0	28.6	23.1	0.0	7.7	0.0	14.2
	2. リース・レンタル による	22.5	20.0	25.0	17.1	10.8	0.0	7.7	0.0	17.7
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	35.0	60.0	45.0	45.7	52.3	100.0	61.5	100.0	46.9
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	30.0	20.0	30.0	8.6	13.8	0.0	23.1	0.0	21.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設 備 工 事 業	1. 自社保有	12.9	8.3	13.6	26.3	14.7	5.0	4.6	0.0	12.9
	2. リース・レンタル による	14.5	27.1	16.0	13.8	19.3	0.0	8.3	8.7	15.5
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	11.3	10.4	18.5	6.3	22.7	30.0	47.2	52.2	22.4
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	61.3	54.2	51.9	53.8	43.3	65.0	39.8	39.1	49.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別 工 事 業	1. 自社保有	16.1	11.7	17.6	14.7	9.7	15.4	7.1	0.0	13.1
	2. リース・レンタル による	16.1	10.0	13.9	5.3	10.3	7.7	19.0	25.0	12.5
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	13.7	13.3	9.3	9.3	15.7	7.7	26.2	41.7	14.2
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	54.0	65.0	59.3	70.7	64.3	69.2	47.6	33.3	60.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 自社保有	31.4	25.7	30.9	42.1	34.9	27.1	20.9	11.0	31.2
	2. リース・レンタル による	21.8	19.3	19.1	16.8	17.2	8.6	15.7	19.0	18.1
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	15.0	15.5	15.9	14.3	22.6	28.6	47.1	57.0	23.6
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	31.8	39.6	34.1	26.8	25.3	35.7	16.3	13.0	27.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

表 9 - 1 - 3 機械設備別調達方法<ショベル類>(構成比)

(単位: %)

業 種	資 本 金 区 分	個人	法 人							合計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一 般 土 木 建築工事業	1.自社保有	72.4	33.3	60.0	71.4	72.6	80.0	44.9	35.3	55.7
	2.リース・レンタル による	24.1	0.0	20.0	14.3	12.9	0.0	11.9	14.7	13.8
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	3.4	66.7	20.0	14.3	14.5	20.0	43.2	50.0	30.5
	4.当該機械設備を使用する工事を施工 していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.自社保有	69.9	67.9	68.7	82.6	76.7	71.4	40.2	35.0	70.5
	2.リース・レンタル による	21.0	20.8	23.5	12.1	13.6	14.3	27.2	20.0	17.8
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	6.4	7.5	3.5	3.4	6.8	9.5	28.3	45.0	8.6
	4.当該機械設備を使用する工事を施工 していない	2.7	3.8	4.3	2.0	2.8	4.8	4.3	0.0	3.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.自社保有	14.8	12.5	0.0	24.2	15.6	11.1	10.8	0.0	13.6
	2.リース・レンタル による	25.9	25.0	35.3	27.3	16.4	11.1	13.3	11.1	18.5
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	48.1	25.0	41.2	39.4	59.0	66.7	73.5	88.9	59.1
	4.当該機械設備を使用する工事を施工 していない	11.1	37.5	23.5	9.1	9.0	11.1	2.4	0.0	8.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建築工事業	1.自社保有	16.9	14.3	5.1	24.2	16.4	0.0	7.7	0.0	14.8
	2.リース・レンタル による	16.9	21.4	25.6	21.2	16.4	0.0	7.7	0.0	18.1
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	32.5	42.9	41.0	42.4	47.5	100.0	61.5	100.0	42.8
	4.当該機械設備を使用する工事を施工 していない	33.8	21.4	28.2	12.1	19.7	0.0	23.1	0.0	24.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	1.自社保有	34.6	22.0	29.5	33.8	31.1	4.8	18.4	12.5	28.2
	2.リース・レンタル による	14.5	16.0	13.6	13.8	13.8	0.0	7.9	8.3	12.7
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	10.1	10.0	15.9	10.0	21.3	52.4	45.6	45.8	21.6
	4.当該機械設備を使用する工事を施工 していない	40.9	52.0	40.9	42.5	33.9	42.9	28.1	33.3	37.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.自社保有	23.5	27.0	15.4	13.0	15.1	15.4	7.3	0.0	17.4
	2.リース・レンタル による	12.7	4.8	10.6	11.7	6.5	7.7	14.6	16.7	9.8
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	9.6	9.5	11.5	10.4	15.7	7.7	24.4	50.0	13.3
	4.当該機械設備を使用する工事を施工 していない	54.2	58.7	62.5	64.9	62.7	69.2	53.7	33.3	59.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.自社保有	42.1	35.6	34.6	48.6	43.5	31.5	26.9	21.8	39.1
	2.リース・レンタル による	17.3	14.1	18.2	14.5	12.8	6.8	14.3	13.9	14.7
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	12.6	13.1	14.7	13.0	20.9	34.2	45.1	52.5	21.8
	4.当該機械設備を使用する工事を施工 していない	28.1	37.2	32.4	23.9	22.7	27.4	13.7	11.9	24.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第9章 建設機械と設備

表9-1-4 機械設備別調達方法<ローラ類>(構成比)

(単位：%)

業 種		資 本 金 区 分	個人	法						合計
				人						
				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	
一 般 土 木 建築工事業	1.自社保有	12.0	0.0	22.2	28.6	43.3	100.0	56.8	29.4	43.3
	2.リース・レンタル による	68.0	33.3	44.4	42.9	28.3	0.0	15.3	17.6	26.2
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	12.0	66.7	33.3	28.6	28.3	0.0	28.0	52.9	29.8
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1.自社保有	26.0	46.8	37.5	43.1	53.1	61.9	44.0	36.8	43.1
	2.リース・レンタル による	47.4	34.0	40.4	35.8	26.9	9.5	18.7	15.8	32.8
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	15.1	6.4	10.6	14.6	13.4	14.3	27.5	47.4	15.3
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	11.5	12.8	11.5	6.6	6.6	14.3	9.9	0.0	8.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1.自社保有	8.0	0.0	0.0	3.1	5.3	11.1	12.0	11.1	7.2
	2.リース・レンタル による	16.0	16.7	26.7	18.8	17.5	11.1	12.0	0.0	15.7
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	40.0	16.7	46.7	53.1	63.2	55.6	71.1	88.9	61.1
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	36.0	66.7	26.7	25.0	14.0	22.2	4.8	0.0	16.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建築工事業	1.自社保有	2.9	0.0	2.8	3.2	0.0	0.0	7.7	0.0	2.2
	2.リース・レンタル による	19.1	14.3	25.0	25.8	16.4	0.0	7.7	0.0	18.8
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	26.5	35.7	30.6	32.3	50.9	100.0	53.8	100.0	38.1
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	51.5	50.0	41.7	38.7	32.7	0.0	30.8	0.0	40.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	1.自社保有	8.6	12.2	6.8	6.8	11.7	5.3	17.4	4.3	10.6
	2.リース・レンタル による	11.2	22.4	14.9	19.2	16.1	0.0	4.6	8.7	13.4
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	8.6	2.0	14.9	9.6	22.0	31.6	39.4	47.8	20.1
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	71.6	63.3	63.5	64.4	50.2	63.2	38.5	39.1	55.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1.自社保有	9.5	7.1	4.3	5.5	3.5	7.7	7.7	9.1	6.1
	2.リース・レンタル による	11.6	10.7	11.7	11.0	11.0	7.7	12.8	9.1	11.2
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	7.5	10.7	10.6	8.2	14.5	7.7	25.6	45.5	12.2
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	71.4	71.4	73.4	75.3	70.9	76.9	53.8	36.4	70.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.自社保有	14.1	18.3	15.4	20.7	25.2	29.6	30.9	20.4	21.9
	2.リース・レンタル による	27.1	21.1	24.4	25.6	19.9	5.6	12.4	12.2	20.8
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	14.1	10.3	16.0	18.0	24.6	26.8	39.1	54.1	23.2
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	44.7	50.3	44.3	35.7	30.2	38.0	17.7	13.3	34.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

表 9 - 1 - 5 機械設備別調達方法<ダンプカー類>(構成比)

(単位：%)

業 種	資 本 金 区 分	個人	法 人							合計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一 般 土 木 建築工事業	1.自社保有	87.1	100.0	90.0	90.5	73.0	40.0	18.2	11.8	46.0
	2.リース・レンタル による	12.9	0.0	0.0	4.8	12.7	20.0	15.7	8.8	12.5
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	0.0	0.0	10.0	4.8	14.3	40.0	66.1	79.4	41.5
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土 木 工 事 業	1.自社保有	79.5	81.5	83.5	84.8	63.8	31.8	17.4	10.0	67.7
	2.リース・レンタル による	13.5	9.3	7.4	6.6	17.5	27.3	16.3	10.0	13.4
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	5.7	5.6	6.6	7.9	16.1	36.4	62.0	80.0	16.7
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	1.3	3.7	2.5	0.7	2.5	4.5	4.3	0.0	2.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建 築 工 事 業	1.自社保有	48.4	22.2	27.8	54.3	40.5	22.2	14.3	0.0	32.9
	2.リース・レンタル による	6.5	22.2	22.2	14.3	6.3	11.1	8.3	0.0	9.0
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	32.3	33.3	38.9	31.4	48.4	55.6	75.0	100.0	52.8
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	12.9	22.2	11.1	0.0	4.8	11.1	2.4	0.0	5.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建築工事業	1.自社保有	43.3	35.3	38.3	62.2	44.9	25.0	7.1	0.0	42.5
	2.リース・レンタル による	12.2	5.9	12.8	2.7	2.9	0.0	14.3	0.0	8.2
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	28.9	41.2	38.3	35.1	44.9	75.0	64.3	100.0	38.9
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	15.6	17.6	10.6	0.0	7.2	0.0	14.3	0.0	10.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設 備 工 事 業	1.自社保有	51.5	31.4	42.6	39.1	39.8	9.1	14.3	16.7	36.9
	2.リース・レンタル による	7.3	7.8	5.3	12.6	9.3	18.2	7.1	8.3	8.6
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	7.9	13.7	16.0	11.5	20.1	27.3	50.0	45.8	20.9
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	33.3	47.1	36.2	36.8	30.9	45.5	28.6	29.2	33.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別 工 事 業	1.自社保有	43.3	35.1	34.5	21.7	24.5	15.4	7.0	25.0	30.5
	2.リース・レンタル による	8.6	8.1	9.7	12.0	8.0	7.7	18.6	16.7	9.7
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	10.2	13.5	13.3	10.8	17.0	0.0	27.9	33.3	14.2
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	38.0	43.2	42.5	55.4	50.5	76.9	46.5	25.0	45.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1.自社保有	58.5	46.9	52.6	58.2	47.2	21.3	15.0	12.7	45.6
	2.リース・レンタル による	10.4	8.6	8.7	9.2	11.2	17.3	12.7	8.8	10.6
	3.自社では使用せず 下請にまかせる	11.1	14.4	15.9	13.5	22.8	32.0	59.4	68.6	24.3
	4.当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	20.1	30.1	22.8	19.1	18.9	29.3	12.9	9.8	19.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第9章 建設機械と設備

表9-1-6 機械設備別調達方法<工事用ポンプ類>(構成比)

(単位: %)

業 種	資 本 金 区 分	個人	法 人							合計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一 般 土 木 建築工事業	1. 自社保有	76.9	100.0	88.9	85.7	78.0	100.0	70.6	44.1	72.1
	2. リース・レンタル による	23.1	0.0	11.1	9.5	11.9	0.0	19.3	47.1	19.9
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	0.0	0.0	0.0	4.8	8.5	0.0	10.1	8.8	7.6
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土 木 工 事 業	1. 自社保有	72.9	62.8	68.6	75.2	71.3	50.0	54.8	55.0	69.2
	2. リース・レンタル による	15.8	16.3	21.9	18.6	21.5	33.3	29.0	40.0	21.0
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	4.4	4.7	3.8	2.8	3.6	0.0	15.1	5.0	4.8
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	6.9	16.3	5.7	3.4	3.6	16.7	1.1	0.0	5.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建 築 工 事 業	1. 自社保有	37.0	28.6	50.0	52.9	41.5	33.3	57.8	55.6	47.1
	2. リース・レンタル による	14.8	0.0	6.3	14.7	21.1	44.4	24.1	22.2	20.1
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	29.6	14.3	18.8	26.5	31.7	0.0	15.7	22.2	24.4
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	18.5	57.1	25.0	5.9	5.7	22.2	2.4	0.0	8.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建築工事業	1. 自社保有	40.8	42.9	28.9	35.3	33.8	25.0	14.3	0.0	34.4
	2. リース・レンタル による	7.9	14.3	15.8	17.6	23.1	0.0	14.3	0.0	15.0
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	22.4	0.0	26.3	35.3	30.8	75.0	57.1	100.0	29.1
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	28.9	42.9	28.9	11.8	12.3	0.0	14.3	0.0	21.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設 備 工 事 業	1. 自社保有	67.0	67.2	63.4	64.9	62.3	45.8	53.0	48.0	62.0
	2. リース・レンタル による	6.7	11.5	6.3	9.6	11.0	16.7	9.4	20.0	9.6
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	6.7	1.6	2.7	4.3	8.7	20.8	23.9	24.0	9.3
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	19.6	19.7	27.7	21.3	18.0	16.7	13.7	8.0	19.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職 別 工 事 業	1. 自社保有	36.4	39.4	25.9	32.9	31.9	15.4	40.0	41.7	33.3
	2. リース・レンタル による	12.1	12.7	12.0	8.2	14.7	15.4	15.6	16.7	12.8
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	4.8	5.6	10.2	7.1	11.3	7.7	11.1	25.0	8.7
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	46.7	42.3	51.9	51.8	42.2	61.5	33.3	16.7	45.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 自社保有	57.5	53.8	51.0	59.6	56.1	42.5	56.3	47.1	55.6
	2. リース・レンタル による	11.8	12.6	13.1	13.6	16.8	21.9	19.1	32.4	15.7
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	8.0	4.0	8.0	8.7	11.6	12.3	17.0	16.7	10.6
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	22.6	29.6	27.8	18.2	15.5	23.3	7.6	3.9	18.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調査結果

表9-1-7 機械設備別調達方法<台場・足場>(構成比)

(単位：%)

業 種	資 本 金 区 分	個人	法 人							合計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木 建築工事業	1. 自社保有	82.8	100.0	66.7	95.2	82.0	80.0	88.2	93.9	86.8
	2. リース・レンタル による	13.8	0.0	22.2	4.8	8.2	20.0	7.6	6.1	8.5
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	0.0	0.0	11.1	0.0	9.8	0.0	4.2	0.0	4.3
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1. 自社保有	59.4	66.0	65.3	70.7	65.8	56.3	45.7	50.0	62.7
	2. リース・レンタル による	15.0	12.8	10.2	15.0	16.0	12.5	27.2	30.0	16.2
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	3.9	6.4	9.2	6.0	6.5	6.3	17.4	10.0	7.4
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	21.7	14.9	15.3	8.3	11.7	25.0	9.8	10.0	13.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1. 自社保有	91.2	70.0	66.7	84.2	84.1	55.6	85.7	80.0	83.0
	2. リース・レンタル による	0.0	10.0	11.1	5.3	7.1	33.3	9.5	10.0	7.9
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	5.9	10.0	11.1	10.5	7.9	0.0	3.6	10.0	7.0
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	2.9	10.0	11.1	0.0	0.8	11.1	1.2	0.0	2.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建築工事業	1. 自社保有	82.4	60.0	76.0	80.5	73.2	20.0	26.7	0.0	73.7
	2. リース・レンタル による	1.7	0.0	2.0	0.0	8.5	20.0	13.3	0.0	3.7
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	11.8	40.0	22.0	19.5	16.9	60.0	53.3	100.0	20.4
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	4.2	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	6.7	0.0	2.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	1. 自社保有	43.9	53.2	42.7	42.2	41.2	30.4	36.1	46.2	42.0
	2. リース・レンタル による	18.9	11.3	17.7	14.4	22.7	30.4	22.1	23.1	19.9
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	15.5	4.8	14.6	16.7	19.9	21.7	33.6	30.8	19.5
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	21.6	30.6	25.0	26.7	16.2	17.4	8.2	0.0	18.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1. 自社保有	53.9	37.8	46.3	47.3	36.5	21.4	39.1	58.3	44.1
	2. リース・レンタル による	12.0	13.5	8.8	7.7	19.3	28.6	28.3	8.3	14.4
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	16.6	23.0	23.5	14.3	24.1	28.6	23.9	25.0	21.0
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	17.5	25.7	21.3	30.8	20.1	21.4	8.7	8.3	20.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 自社保有	60.8	53.0	55.0	62.8	56.4	40.3	59.6	66.0	58.1
	2. リース・レンタル による	12.0	11.1	10.8	10.4	16.6	25.0	17.6	15.5	14.2
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	11.3	14.7	17.0	11.6	14.9	18.1	17.6	15.5	14.4
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	16.0	21.2	17.2	15.2	12.2	16.7	5.2	2.9	13.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第9章 建設機械と設備

表9-1-8 機械設備別調達方法<仮設事務所>(構成比)

(単位: %)

業 種	資 本 金 区 分	個人	法 人							合計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木 建築工事業	1. 自社保有	66.7	75.0	50.0	85.0	74.6	60.0	80.0	91.2	77.9
	2. リース・レンタル による	11.1	25.0	37.5	15.0	20.6	40.0	20.0	8.8	18.5
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	1.1
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	22.2	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1. 自社保有	57.0	55.8	53.7	60.9	68.9	66.7	42.1	65.0	60.3
	2. リース・レンタル による	10.1	16.3	20.0	15.8	20.7	33.3	52.6	35.0	21.5
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	2.8	0.0	4.2	5.3	2.1	0.0	4.2	0.0	2.9
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	30.2	27.9	22.1	18.0	8.4	0.0	1.1	0.0	15.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1. 自社保有	73.3	70.0	58.8	61.1	61.5	37.5	66.7	80.0	64.0
	2. リース・レンタル による	10.0	0.0	23.5	19.4	30.3	62.5	27.4	10.0	25.2
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	0.0	10.0	0.0	5.6	2.5	0.0	4.8	10.0	3.5
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	16.7	20.0	17.6	13.9	5.7	0.0	1.2	0.0	7.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建築工事業	1. 自社保有	48.6	37.5	37.8	41.9	50.0	20.0	15.4	50.0	43.3
	2. リース・レンタル による	5.7	6.3	16.2	22.6	37.9	20.0	38.5	0.0	20.4
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	2.9	6.3	10.8	6.5	6.1	60.0	30.8	50.0	8.8
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	42.9	50.0	35.1	29.0	6.1	0.0	15.4	0.0	27.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	1. 自社保有	24.6	22.6	30.0	31.9	33.9	29.6	31.1	42.3	30.8
	2. リース・レンタル による	19.6	24.5	15.6	29.7	47.0	55.6	58.2	46.2	38.0
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	10.1	5.7	12.2	5.5	7.8	3.7	5.7	11.5	8.0
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	45.7	47.2	42.2	33.0	11.3	11.1	4.9	0.0	23.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1. 自社保有	19.0	12.1	19.0	20.0	19.0	21.4	17.4	25.0	18.6
	2. リース・レンタル による	13.5	6.9	9.5	10.0	21.0	21.4	50.0	41.7	17.3
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	5.5	17.2	15.2	6.3	13.5	7.1	13.0	16.7	11.2
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	62.0	63.8	56.2	63.8	46.5	50.0	19.6	16.7	52.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 自社保有	39.7	32.1	35.8	45.5	48.1	39.0	50.0	64.4	44.6
	2. リース・レンタル による	12.7	14.1	15.9	18.7	30.4	41.6	40.8	26.9	25.0
	3. 自社では使用せず 下請にまかせる	4.9	8.2	9.9	5.4	6.3	6.5	5.2	6.7	6.3
	4. 当該機械設備を使用 する工事を施工 していない	42.7	45.7	38.4	30.4	15.2	13.0	4.0	1.9	24.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

調 査 結 果

職別工事業ではその率は20%～43%にすぎない。

となっている。

資本金階層別にみると、近似する三つのパターンに分けられる。第1のパターンは、クレーン類と仮設事務所で、資本金が大きくなるに従い自社保有の比率が高まる。第2のパターンは、ショベル類、ブルドーザー類、ローラ類で、資本金が大きくなるに従って、下請に依存するものの率が高まる。第3は、工事用ポンプ類と台場・足場のタイプで、各階層とも、自社保有率が高く、他の方式が少ない（表9-1-1～8）。

2 機械購入額

前記のような機材を取得するための直前営業年度における1社当たりの平均金額を調査した。

総平均では23.3百万円／年・社である。資本金階層別にみると極端な格差がある。資本金1,000万円未満の階層で6.1百万円／年・社、資本金10億円以上の階層で303.6百万円／年・社であり、その格差は、約50倍にもなる。

6業種分類別にみると、土木工事業、一般土木建築工事業の2業種の投資額が各階層とも高く、他業種の2倍～10倍の額に達している。次いで、職別工事業＞設備工事業＞建築工事業＞木造建築工事業の順となっている（表9-2）。

表9-2 建設機械設備の新規取得金額（1社当たり平均）

（単位：百万円）

業 種 \ 資 本 金	個 人	法 人							合 計
		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木建築工事業	9.1	4.4	13.0	8.1	14.0	47.2	81.4	354.9	80.0
土 木 工 事 業	7.9	7.4	10.8	12.6	19.7	97.5	148.0	318.3	33.6
建 築 工 事 業	3.7	3.5	3.3	2.4	6.1	9.3	38.5	142.3	18.7
木 造 建 築 工 事 業	2.4	2.6	1.5	3.2	4.7	2.0	14.7	0.0	3.2
設 備 工 事 業	2.9	2.7	3.5	5.1	6.2	12.2	66.0	348.1	17.3
職 別 工 事 業	3.3	2.9	4.7	6.9	10.7	11.7	113.7	184.7	12.6
合 計	4.2	3.5	5.8	7.9	11.5	43.2	87.5	303.6	23.3

第10章 組織化，事業の共同化

これまで，建設業を近代化するために，事業や経営の組織化や共同化の試みが数多くなされてきた。この章では，それらの試みの一つの結果として，組織化や共同化の概括的状況を紹介する。

1 社団法人への加入状況

地方建設業協会，専門工事業者団体など，建

設産業には数多くの社団法人が組織され，情報交換，研修，産業環境の改善等の努力がなされている。

総体として，47%の業者がこのような組織に加入している。資本金階層別にみると，資本金1億円以上の各階層では80%以上加入しており，資本金1,000万円以上1億円未満の各階層でも約60%の加入率を示している。6業種分類別にみると，一般土木建築工事業で85%，土木工事

表10-1 社団法人への加入業者の割合

(単位：%)

業 種		資 本 金 区 分	個人	法 人							合計
				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木 建築工事業	1. 加入している	54.8	25.0	60.0	58.3	80.3	100.0	99.2	100.0	84.9	
	2. 加入していない	45.2	75.0	40.0	41.7	19.7	0.0	0.8	0.0	15.1	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
土木工事業	1. 加入している	37.6	37.3	40.0	56.1	76.1	90.9	87.9	100.0	60.0	
	2. 加入していない	62.4	62.7	60.0	43.9	23.9	9.1	12.1	0.0	40.0	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
建築工事業	1. 加入している	32.6	18.2	17.9	38.1	57.1	100.0	88.6	100.0	57.7	
	2. 加入していない	67.4	81.8	82.1	61.9	42.9	0.0	11.4	0.0	42.3	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
木 造 建築工事業	1. 加入している	20.4	30.0	28.3	36.4	39.1	33.3	55.6	0.0	29.6	
	2. 加入していない	79.6	70.0	71.7	63.6	60.9	66.7	44.4	100.0	70.4	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
設備工事業	1. 加入している	25.8	25.9	28.5	41.5	58.1	67.7	71.5	72.4	44.3	
	2. 加入していない	74.2	74.1	71.5	58.5	41.9	32.3	28.5	27.6	55.7	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
職別工事業	1. 加入している	22.8	36.3	35.7	37.0	49.9	48.0	69.7	81.8	37.2	
	2. 加入していない	77.2	63.7	64.3	63.0	50.1	52.0	30.3	18.2	62.8	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
合 計	1. 加入している	26.9	32.7	33.6	43.8	59.5	70.4	82.8	89.0	46.9	
	2. 加入していない	73.1	67.3	66.4	56.2	40.5	29.6	17.2	11.0	53.1	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

調 査 結 果

業および建築工事業で60％、設備工事業、職別工事業で40％であり、木造建築工事業は30％にとどまっている（表10－1）。

6業種分類別にみると、木造建築工事業の加入率33％が最も低く、設備工事業の49％、職別工事業の48％が高い（表10－2）。

2 事業協同組合等への加入状況

中小企業の経営体質を強化するため、事業協同組合、協業組合、企業組合等の組織方法が広く認められている。

全業者の45％が何らかの事業協同組合に加入している。資本金階層別にみると、資本金1,000万円以上5,000万円未満の階層で54％の加入率を示し、それ以上の階層でも、それ以下の階層でも加入率は低くなっている。特に、資本金10億円以上の階層では、19％の加入率にすぎない。

3 事業協同組合の共同事業

共同事業の目的を、①資材共同購入、②教育訓練、③機械の共同利用、④金融・あっせん・転貸、⑤情報交換、⑥福利厚生、⑦共同受注、⑧その他に分け、該当するすべてのものを選ぶよう回答を求めた。

全体では、「情報交換」71％、「教育訓練」63％をあげるものが多い。後者には、研修や技能訓練が含まれる。次いで、「福利厚生」37％、「資材の共同購入」35％が高くなっている。前者では、労務宿舍の共同経営、各種保険事務の共同

表10－2 事業協同組合への加入業者の割合

（単位：％）

業 種		資 本 金 区 分	個人	法 人						合計
				200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	
一般土木 建築工事業	1. 加入している	50.0	25.0	63.6	43.5	43.8	60.0	49.6	14.3	44.0
	2. 加入していない	50.0	75.0	36.4	56.5	56.3	40.0	50.4	85.7	56.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土木工事業	1. 加入している	35.5	33.3	30.9	51.4	51.2	63.6	28.0	22.2	41.8
	2. 加入していない	64.5	66.7	69.1	48.6	48.8	36.4	72.0	77.8	58.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建築工事業	1. 加入している	28.9	45.5	20.7	39.0	38.9	22.2	45.2	22.2	37.2
	2. 加入していない	71.1	54.5	79.3	61.0	61.1	77.8	54.8	77.8	62.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木 造 建築工事業	1. 加入している	38.1	16.7	39.3	30.4	26.8	0.0	29.4	0.0	32.6
	2. 加入していない	61.9	83.3	60.7	69.6	73.2	100.0	70.6	100.0	67.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
設備工事業	1. 加入している	46.5	36.5	43.8	50.6	59.2	46.7	36.6	27.6	48.5
	2. 加入していない	53.5	63.5	56.2	49.4	40.8	53.3	63.4	72.4	51.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職別工事業	1. 加入している	42.1	45.4	44.4	48.2	59.3	57.9	30.3	8.3	47.5
	2. 加入していない	57.9	54.6	55.6	51.8	40.7	42.1	69.7	91.7	52.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	1. 加入している	41.5	39.5	40.9	47.5	53.6	48.9	38.3	19.0	44.8
	2. 加入していない	58.5	60.5	59.1	52.5	46.4	51.1	61.7	81.0	55.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第10章 組織化、事業の共同化

表10-3 事業協同組合による共同事業の利用割合（複数回答）

（単位：％）

業 種	資 本 金 区 分	個人	法 人							合 計
			200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	
一般土木 建築工事業	1. 資材購入	29.4	100.0	40.0	55.6	33.3	100.0	50.0	40.0	44.2
	2. 教育訓練	58.8	100.0	20.0	33.3	51.9	0.0	51.9	20.0	48.3
	3. 機械利用	17.6	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	1.9	20.0	6.7
	4. 金融・あっせん・転貸	5.9	0.0	20.0	33.3	14.8	50.0	25.9	20.0	20.8
	5. 情報交換	70.6	100.0	60.0	55.6	63.0	50.0	55.6	60.0	60.0
	6. 福利厚生	35.3	0.0	20.0	22.2	29.6	50.0	33.3	40.0	31.7
	7. 共同受注	5.9	0.0	0.0	11.1	22.2	0.0	22.2	20.0	17.5
	8. その他	41.2	0.0	20.0	33.3	22.2	0.0	18.5	0.0	22.5
土木工事業	1. 資材購入	31.2	22.2	37.8	47.9	35.3	21.4	32.0	25.0	35.6
	2. 教育訓練	50.6	38.9	51.4	64.8	64.7	50.0	68.0	50.0	59.3
	3. 機械利用	7.8	0.0	8.1	14.1	12.0	7.1	8.0	0.0	10.2
	4. 金融・あっせん・転貸	16.9	5.6	24.3	32.4	26.9	14.3	20.0	25.0	24.0
	5. 情報交換	77.9	44.4	67.6	78.9	72.5	64.3	60.0	75.0	71.9
	6. 福利厚生	32.5	27.8	32.4	32.4	31.1	42.9	36.0	75.0	32.7
	7. 共同受注	20.8	27.8	18.9	16.9	15.6	21.4	28.0	25.0	18.6
	8. その他	36.5	22.2	27.0	39.4	29.9	14.3	28.0	25.0	31.5
建築工事業	1. 資材購入	11.1	66.7	40.0	25.0	28.0	50.0	24.3	0.0	26.6
	2. 教育訓練	77.8	33.3	60.0	62.5	58.0	100.0	43.2	50.0	55.6
	3. 機械利用	33.3	0.0	20.0	0.0	6.0	50.0	10.8	50.0	10.5
	4. 金融・あっせん・転貸	22.2	0.0	20.0	25.0	20.0	100.0	24.3	50.0	23.4
	5. 情報交換	77.8	33.3	100.0	68.8	74.0	100.0	54.1	50.0	67.7
	6. 福利厚生	44.4	66.7	20.0	43.8	32.0	100.0	35.1	50.0	37.1
	7. 共同受注	0.0	0.0	0.0	18.8	16.0	100.0	35.1	0.0	21.0
	8. その他	22.2	0.0	0.0	25.0	26.0	50.0	8.1	0.0	18.5
木 造 建築工事業	1. 資材購入	10.5	20.0	19.0	21.4	40.9	0.0	20.0	0.0	19.4
	2. 教育訓練	59.6	40.0	52.4	57.1	50.0	0.0	60.0	0.0	55.6
	3. 機械利用	12.3	0.0	4.8	14.3	4.5	0.0	0.0	0.0	8.9
	4. 金融・あっせん・転貸	24.6	40.0	2.8	14.3	13.6	0.0	60.0	0.0	23.4
	5. 情報交換	57.9	40.0	66.7	78.6	72.7	0.0	100.0	0.0	65.3
	6. 福利厚生	33.3	40.0	42.9	50.0	9.1	0.0	20.0	0.0	32.3
	7. 共同受注	7.0	0.0	9.5	14.3	9.1	0.0	0.0	0.0	8.1
	8. その他	21.1	20.0	38.1	21.4	31.8	0.0	20.0	0.0	25.8
設備工事業	1. 資材購入	38.3	50.0	32.9	49.4	49.8	14.3	30.0	37.5	42.9
	2. 教育訓練	67.1	70.0	67.1	68.4	77.5	57.1	78.0	50.0	71.7
	3. 機械利用	12.6	10.0	10.6	15.2	13.3	7.1	16.0	0.0	12.7
	4. 金融・あっせん・転貸	16.2	20.0	14.1	20.3	12.2	0.0	8.0	0.0	14.0
	5. 情報交換	64.7	72.5	71.8	60.8	73.1	78.6	76.0	75.0	69.9
	6. 福利厚生	43.1	50.0	41.2	46.8	49.8	28.6	52.0	12.5	46.2
	7. 共同受注	13.2	5.0	5.9	8.9	12.9	0.0	6.0	25.0	10.6
	8. その他	28.7	25.0	29.4	20.3	24.4	28.6	34.0	37.5	26.5
職別工事業	1. 資材購入	23.0	32.0	27.6	23.7	35.4	22.2	42.1	100.0	29.3
	2. 教育訓練	57.4	56.7	61.2	68.8	69.8	33.3	57.9	0.0	62.9
	3. 機械利用	9.4	4.1	5.2	5.4	7.7	11.1	10.5	0.0	7.2
	4. 金融・あっせん・転貸	13.2	14.4	17.9	15.1	19.3	11.1	0.0	0.0	15.9
	5. 情報交換	72.8	70.1	70.9	77.4	77.5	66.7	63.2	100.0	74.0
	6. 福利厚生	38.7	37.1	37.3	33.3	27.4	0.0	10.5	0.0	33.0
	7. 共同受注	12.3	11.3	13.4	18.3	13.7	22.2	10.5	100.0	13.6
	8. その他	23.0	25.8	23.1	24.7	20.7	44.4	15.8	0.0	22.8
合 計	1. 資材購入	27.0	36.0	30.3	37.9	39.8	24.4	35.8	35.0	34.6
	2. 教育訓練	60.0	57.3	60.3	65.6	69.5	48.8	60.0	40.0	63.4
	3. 機械利用	11.4	4.9	7.3	10.3	10.3	9.8	8.9	10.0	9.6
	4. 金融・あっせん・転貸	15.7	15.2	18.1	22.0	18.2	14.6	18.4	15.0	17.8
	5. 情報交換	69.6	66.5	70.7	72.0	74.2	70.7	63.2	70.0	70.9
	6. 福利厚生	38.6	39.6	37.6	37.9	35.4	31.7	36.3	35.0	37.0
	7. 共同受注	12.8	11.0	11.1	14.9	14.1	17.1	19.5	25.0	13.9
	8. その他	26.9	24.4	26.1	27.3	24.5	26.8	21.6	20.0	25.3

調 査 結 果

処理の他、会員の親睦旅行、懇親会をも含む。後者は、一つの典型的な共同化事業である。この他では、「金融・あっせん・転貸」18%、「共同受注」14%、「機械の共同利用」10%の順である。いずれも事業協同組合の運営上重要な共同事業であるが、建設産業で実施する組合は少ない。

資本金階層別にみると、資本金10億円以上の階層を除き、各項目の選択比率や選択順位はきわめて類似している。

6業種分類別にみると、共同事業の目的に微妙な差異がみられる。「資材の共同購入」は、木

造建築工事業で19%と低く、一般土木建築工事業で44%、設備工事業で43%と高くなっている。「教育訓練」は、一般土木建築工事業で低く、設備工事業、職別工事業で高くなっている。「金融あっせん・転貸」は、設備工事業、職別工事業で低く、「共同受注」は、木造建築工事業で低く、建設工事業で高くなっている。

総じて建設産業の事業協同組合は、「情報交換」と「教育訓練」との二つの共同事業を軸として、「資材の共同購入」等、他の事業目的についても活動がなされているといえる(表10-3)。

調 査 票

調 査 票

行政管理庁承認番号13569

承認期限 昭和57年 5月31日まで

秘

建 設 業 構 造 基 本 調 査 票

実施者 建設省計画局

委託先 財建設業振興基金

協 賛 財全国建設業協会、財全国中小建設業協会
専門工事業全国団体、その他建設業関係団体

企業名									
所在地		都道府県			市区町村				
代表者氏名									
記入者氏名 (所属部課名)									
電話番号 ()									
許可の種類 (いずれか1つに○印をつけて下さい。)		許可番号			(#)		(#)		
					県番号		調査番号		
1. 知事許可 2. 大臣許可		() 第 号							

1

2 3 4 5 6 7 8
(#)欄には記入しないで下さい。

〔記入上の注意事項〕

- 各設問に特別の定めがあるものを除き昭和57年2月1日現在の状態で記入して下さい。
- 各設問のうち、選択方式をとっているものについては、特別の指示がない限り該当の記号をいずれか1つ選んで右側の□の中に記入して下さい。
- 数値の記入については、例のように記入して下さい。

(例)

億 万円

		1	1	2	0	0	0		

- 該当する事項または計数のない場合には、空欄のままにして下さい。

調 査 票

I 基本的事項

問 1. (1) 貴企業の経営組織をお答え下さい。

1. 個人 2. 法人

→(2) (※(1)で「2. 法人」と答えた企業のみお答え下さい。)

貴企業の払込済資本金又は出資総額はいくらですか。

9

億
10 17
万円

問 2. 貴企業の自己資本はいくらですか。

(法人の場合 資本金＋法定準備金＋剰余金)
(個人の場合 資本合計)

(注) 直前の営業年度の決算書に基づいて下さい。

億
18 25
万円

問 3. 貴企業の営業年数は何年ですか。

(注) 1. 建設業を始めた時から計算して下さい。

(この場合、個人、法人等の経営変化は問いません。)

2. 1年未満の端数は切り捨てして下さい。

26 28
年

問 4. 貴企業の許可業種(許可を有する業種)について、許可の区分(特定・一般)別に○印を記入して下さい。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
業種	土木一式工事業	建築一式	大工	左官	とび、土工、コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設
		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
特定																												
一般																												

調 査 票

Ⅱ 営業活動

問 5. 直前の営業年度における建設業の完成工事高（請負によるものに限る。）を業種別に記入して下さい。

建設業法の許可の有無にかかわらず記入して下さい。

工事の区分については、下表を参考にして下さい。特に、建築一式工事が「木造建築一式工事を除く建築一式工事」と「木造建築一式工事」の2つに区分されているところにご注意下さい。

ジョイントベンチャーとして施工した場合は、協定書に基づき、甲型（共同施工型）については出資比率に応じ、乙型（分担施工型）については分担工事に応じ、それぞれ完成工事高を計上するものとします。

業 種		完成工事高 億 万円		業 種		完成工事高 億 万円	
1	土木一式工事			16	板金工事		85-100
2	建築一式工事（木造建築一式工事を除く）			17	ガラス工事		101-116
3	木造建築一式工事			18	塗装工事		117-132
4	大工工事			19	防水工事		133-148
5	左官工事			20	内装仕上工事		149-164
6	とび・土工・コンクリート工事			21	機械器具設置工事		165-180
7	石工事			22	熱絶縁工事		181-196
8	屋根工事			23	電気通信工事		197-212
9	電気工事			24	造園工事		213-228
10	管工事			25	さく井工事		229-244
11	タイル・れんが・ブロック工事			26	建具工事		245-260
12	鋼構造物工事			27	水道施設工事		261-276
13	鉄筋工事			28	消防施設工事		277-292
14	ほ装工事			29	清掃施設工事		293-308
15	しゅんせつ工事				合 計		309-324

建設工事の種類	建設工事の内容	は 装 工 事	道路等の地面面をアスファルト、コンクリート、砂、石利、砕石等によりは装する工事
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工物を建設する工事（開削、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	しゅんせつ工事	河川、池湾等の水送をしゅんせつする工事
建築一式工事（木造建築一式工事を除く）	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物（木造建築物を除く。）を建設する工事	板金工事	金属板等を加工して工物に取付け、又は工物に金属製の付属物を取付ける工事
木造建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに木造建築物を建設する工事	ガラス工事	工物にガラスを加工して取付ける工事
大工工事	木材の加工又は取付けにより工物を製造し、又は工物に木製設備を取付ける工事	塗装工事	塗料、塗料等を工物に吹付け、塗り付け、又は塗り付ける工事
左官工事	工物に壁土、モルタル、厚い、ラスター等を塗て塗り、吹付け、又は塗り付ける工事	防水工事	アスファルト、モルタル、日地材等によって防水を行う工事
とび・土工・コンクリート工事	イ、基礎の掘立て、基礎底盤、建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工物の解体等を行う工事 ロ、くい打ち、くい抜き及び現場打くいを行う工事 ハ、土留等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事又はコンクリートにより工物を製造する工事 ニ、その他建設工事に付随する基礎的ないしは準備的工事	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニールクロス、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上を行う工事
石工事	石材・石材に類似のコンクリートブロックを含む。加工又は搬入により工物を製造し、又は工物に石材を取付ける工事	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工物を建設し、又は工物に機械器具を取付ける工事
屋根工事	瓦、スレート、金属板等により屋根をふき、又は屋根に工物を取付ける工事	熱絶縁工事	工物又は工物の設備を熱絶縁する工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、屋内電気設備等の電気工物を建設する工事	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
管工事	冷媒管、空気配管、給排水、衛生等のための施設を設置し、又は金属製の管を使用し、水、油、ガス、水蒸気等を流送するための施設を設置する工事	造園工事	草地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の地を造成する工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工物を製造し、又は工物にれんが、コンクリートブロック、タイル、テラコッタ等を取付け、又ははり付ける工事	さく井工事	さく井機械等を用いてさく井、さく井、掘削等、成井戸等造成、湧水設備の設置等を行う工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組上げにより工物を製造する工事	建具工事	工物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事
鉄筋工事	鉄筋等の鋼材を加工し、取付け、又は組立てる工事	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を製造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
		消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な施設を設置し、又は工物に取付ける工事
		清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事

□ 内の数字を一致させて下さい。

調 査 票

問 6. 貴企業の直前の営業年度における完成工事件数、完成工事高を元請・下請別に記入して下さい。

元請と下請の別は、次の定義に従って下さい。

元 請	施主（官公庁、民間）から直接工事を受注するもの
下 請	他の建設業者から工事を受注するもの

官公庁工事と民間工事の別は、次の定義に従って下さい。

官公庁工事	国、都道府県等公的機関である発注者から直接請負った工事
民 間 工 事	1. 民間の発注者から直接請負った工事 2. 他の建設業者から請負った工事(発注者の民間と公的機関の別は問わない)

ジョイントベンチャーとして施工した場合は、協定書に基づき、甲型（共同施工型）については出資比率に応じ、乙型（分担施工型）については分担工事に応じ、それぞれ完成工事高を計上するものとします。

□ 内の数字を一致させて下さい。

元 請	下 請	合 計
元請完成工事件数① 件	下請完成工事件数② 件	① + ② 件
元請完成工事高③ 億 万円	下請完成工事高④ 億 万円	③ + ④ 億 万円
元請完成工事高のうち 官公庁工事完成工事高 億 万円		367 - 374
元請完成工事高のうち 下請に発注した工事高 億 万円	下請完成工事高のうち 再下請に出した工事高 億 万円	375 - 390
元請完成工事高のうちジョイントベ ンチャーにより施工した工事高 億 万円	下請完成工事高のうちジョイントベ ンチャーにより施工した工事高 億 万円	391 - 406
{ 官公庁 工 事 { 民 間 工 事		407 - 414

調 査 票

問7. (※元請完成工事高のある企業のみお答え下さい。)

直前の営業年度の民間工事の元請完成工事高のうち、発注高の多い順から上位 3 社の施主の工事高の合計が占める割合はどのくらいですか。

1. 10%未満 2. 10%以上30%未満 3. 30%以上50%未満
4. 50%以上70%未満 5. 70%以上

415

問8. (※下請完成工事高のある企業のみお答え下さい。)

直前の営業年度の下請完成工事高のうち、最も発注高の多い他の建設業者（１社）から請負った工事高の占める割合はどのくらいですか。

1. 10% 未満 2. 10% 以上 30% 未満 3. 30% 以上 50% 未満
4. 50% 以上 70% 未満 5. 70% 以上

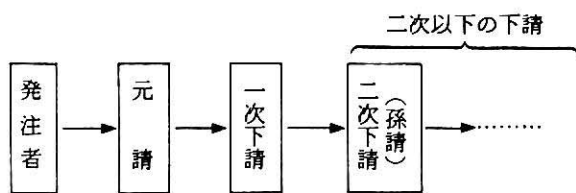
416

問 9. (※下請完成工事高のある企業のみお答え下さい。)

貴企業の直前の営業年度における下請完成工事高の内訳としては、一次下請完成工事高、二次以下の下請完成工事高のどちらが多いですか。

1. 一次下請 2. 二次以下の下請

417



問10. 建設業以外の兼業をしている場合は、直前の営業年度における建設業部門以外における売上高を記入して下さい。

建設業部門以外における売上高＝総売上高－建設業の完成工事高
(問5の合計額)

[illegible]

III 請負契約、元請・下請關係

元請と下請の別は、次の定義に従って下さい。

元 請	施主（官公庁、民間）から直接工事を受注するもの
下 請	他の建設業者から工事を受注するもの

元請・下請ともに行っている企業は、両方に記入して下さい。

官公庁工事と民間工事の別は、次の定義に従って下さい。

官公庁工事	国、都道府県等公的機関である発注者から直接請負った工事
民 間 工 事	1. 民間の発注者から直接請負った工事 2. 他の建設業者から請負った工事（発注者の民間と公的機関の別は問わない。）

調 査 票

問11. 直前の営業年度における総契約件数のうち、随契（特命、見積り合せを含む。）件数の占める割合はどのくらいですか。

元請として施工の場合は、官公庁工事・民間工事別にお答え下さい。

元請	官公庁工事			%
		427	429	
民間工事			%	
		430	432	
下請				%
		433	435	

問12. (1) 直前の営業年度における請負契約締結の方法は主としてどうなっていますか。

元請として施工の場合は、民間工事についてのみお答え下さい。

1. 工事ごとの契約書

2. 基本契約書及び注文書・請書

3. 注文書と請書の交換

4. 注文書又は請書の一方の交付

5. メモ又は口頭

元請（民間工事） 436

下請 437

→ (2) (※(1)で1又は2と答えた企業のみお答え下さい。)

工事ごとの契約書又は基本契約書の内容は主としてどうなっていますか。

1. 標準請負契約約款又はこれに準ずるもの

2. その他

元請（民間工事） 438

下請 439

(注 「これに準ずるもの」とは、標準契約約款を建設工事に対応して必要な修正を加えたもので、例えば建設業者団体で作成している実施約款等をいいます。)

問13. (※下請完成工事高のある企業のみお答え下さい。)

直前の営業年度における総下請完成工事件数のうち、労務の提供を主とする下請（労務下請）の完成工事件数の割合はどの位ですか。

- | | | |
|----------------|----------|---------------|
| 1. 0% | 2. 30%未満 | 3. 30%以上70%未満 |
| 4. 70%以上100%未満 | 5. 100% | |

440

調 査 票

問14. 工事代金の受取又は支払条件について該当がある部分につきお答え下さい。

(最近の取引条件のうち、最も多いと思われるものの状況についてお答え下さい。)

(1) 民間施主からの受取条件

イ. 受取方法

- 1. 前払、中間払、完成払
- 2. 前払、完成払
- 3. 毎月出来高払
- 4. 完成払のみ
- 5. その他

441

(※ 1 又は 2 と答えた企業のみお答え下さい。)

前払の割合はどのくらいですか。

- 1. 1 割未満
- 2. 1 割以上 3 割未満
- 3. 3 割以上

442

ロ. 受取工事代金のうち現金の占める割合

- 1. 1 割未満 2. 1 割以上 3 割未満 3. 3 割以上 5 割未満
- 4. 5 割以上 7 割未満 5. 7 割以上

443

ハ. 手形期間

- 1. 90 日未満 2. 90 日以上 120 日未満 3. 120 日以上 150 日未満
- 4. 150 日以上 180 日未満 5. 180 日以上

444

(2) 元請その他の建設業者からの受取条件

イ. 受取方法

- 1. 前払、中間払、完成払
- 2. 前払、完成払
- 3. 毎月出来高払
- 4. 完成払のみ
- 5. その他

445

(※ 1 又は 2 と答えた企業のみお答え下さい。)

前払の割合はどのくらいですか。

- 1. 1 割未満
- 2. 1 割以上 3 割未満
- 3. 3 割以上

446

ロ. 受取工事代金のうち現金の占める割合

- 1. 1 割未満 2. 1 割以上 3 割未満 3. 3 割以上 5 割未満
- 4. 5 割以上 7 割未満 5. 7 割以上

447

ハ. 手形期間

- 1. 90 日未満 2. 90 日以上 120 日未満 3. 120 日以上 150 日未満
- 4. 150 日以上 180 日未満 5. 180 日以上

448

調 査 票

(3) 下請企業への支払条件

イ. 支払方法

1. 前払、中間払、完成払
2. 前払、完成払
3. 毎月出来高払
4. 完成払のみ
5. その他

449

→ (※ 1 又は 2 と答えた企業のみお答え下さい。)

前払の割合はどのくらいですか。

1. 1 割未満
2. 1 割以上 3 割未満
3. 3 割以上

450

ロ. 支払工事代金のうち現金の占める割合

1. 1 割未満 2. 1 割以上 3 割未満 3. 3 割以上 5 割未満
4. 5 割以上 7 割未満 5. 7 割以上

451

ハ. 手形期間

1. 90 日未満 2. 90 日以上 120 日未満 3. 120 日以上 150 日未満
4. 150 日以上 180 日未満 5. 180 日以上

452

問15. (※ 貴企業発注の下請工事がある場合のみお答え下さい。)

(1) 貴企業において下請業者に対する指導を行っていますか。

1. 指導を行っている 2. 指導を行っていない

453

→ (2) (※(1)で「1. 指導を行っている」と答えた企業のみお答え下さい。)

どのような下請業者を指導対象としていますか。

1. 常時取引のある下請業者のうちの主要な業者
2. 常時取引のある下請業者すべて
3. すべての下請業者

454

→ (3) (※(1)で「1. 指導を行っている」と答えた企業のみお答え下さい。)

主としてどのような内容の指導をしていますか。該当する項目すべてをお答え下さい。

1. 健康安全管理
2. 雇用管理
3. 技術・施工管理
4. 原価管理等経営に関する事項
5. 契約、代金支払等
6. その他

455

 460

調 査 票

Ⅳ 金融

問16. 貴企業の直前の決算期時点における借入金の借入先別割合を記入して下さい。

借 入 先	借入割合	
中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫		% 461-463
都市銀行		% 464-466
地方銀行		% 467-469
信託銀行		% 470-472
相互銀行		% 473-475
信用金庫		% 476-478
信用（協同）組合		% 479-481
地方公共団体		% 482-484
その他		% 485-487
合 計	1 0 0	%

Ⅴ 経理

問17. (1) 確定申告は次のうちどちらですか。

1. 青色申告 2. 白色申告

☐ 488

(2) 試算表は作成していますか。

1. 作成している。 2. 作成していない。

☐ 489

(3) 資金繰表は作成していますか。

1. 作成している。 2. 作成していない。

☐ 490

(4) 実行予算書は作成していますか。

1. 作成している。 2. 作成していない。

☐ 491

(5) 損益予想書は作成していますか。

1. 作成している。 2. 作成していない。

☐ 492

(6) 経理帳簿の作成はどのようにしていますか。

1. 社内 2. 一部社外委託 3. 全部社外委託

☐ 493

(7) 決算書の作成はどのようにしていますか。

1. 社内 2. 一部社外委託 3. 全部社外委託

☐ 494

Ⅵ 従業員

問18. 貴企業の直接雇用従業員数は何人ですか。

現場労働者を除く直接雇用従業員と常雇の現場労働者についてはそれぞれその年令別構成も記入して下さい。

昭和56年10月末日における従業員について記入して下さい。

建設業以外の兼業部門がある場合には、兼業部門の従業員は除いて下さい。

従業員数の多い企業は概数でも結構です。

常雇と臨時・日雇の別は、次の定義に従って下さい。

常 雇	雇用期間について別段定めのない者
臨時・日雇	常雇以外

調 査 票

		人			
現直接 雇用者 を除外 する	役 員 (常勤のもの) (注1)				495-499
	役員以外	事務、営業、販売 その他従事者			500-504
		技術者 (注2)			505-509
	合 計				510-514

		人			
現場労働者 を除く	20才未満				515-519
	20～29才				520-524
	30～49才				525-529
	50才以上				530-534
	合 計				535-539

現場労働者を除く直接雇用
従業者の年齢別構成を記入
して下さい。

□内の数字を一致させて下さい。

		人		
		常 雇	臨時・日雇	
現 場 労働 者	職長・世話役			540-549
	作 業 職			550-559
	その他 (注3)			560-569
	合 計			570-579

		人			
常雇の現場労働者の年齢別 構成を記入して下さい。	20才未満				580-584
	20～29才				585-589
	30～49才				590-594
	50才以上				595-599
	合 計				600-604

□内の数字を一致させて下さい。

(注1) ここでの役員とは経営者も含まれます。

(注2) 技術者とは、工事の設計・積算又は現場において施工の監理・監督にあたる者をさします。

(注3) その他には現場の用務員、軽作業員等が含まれます。

問19. 貴企業の直接雇用従業者のうち、次の資格を有する者は何人いますか。

(昭和56年10月末日における従業者について記入して下さい。)

(イ) 建築士、施工管理技士(土木、管工事、造園)、建設機械施工技士の
資格を有する者は何人いますか。一級、二級ごとに記入して下さい。

(イ) 建築士

1級

 人 605-608
2級

 人 609-612

(ロ) 施工管理技士(土木、管工事、造園)

1級

 人 613-616
2級

 人 617-620

(ハ) 建設機械施工技士

1級

 人 621-624
2級

 人 625-628

(2) 職業訓練法上の技能士の資格を有する者は何人いますか。
一級、二級ごとに記入して下さい。

1級

 人 629-632
2級

 人 633-636

(3) 労働安全衛生法上の資格を有する者(衛生管理者、玉掛作
業者等)は何人いますか。免許取得者、技能講習修了者ご
とに記入して下さい。

免許取得者

 人 637-640
技能講習修了者

 人 641-644

問20. 昭和56年10月末日における貴企業発注の下請工事(末端の下
請工事まで含みます。)に従事した現場労働者の概数を記入して
下さい。

約

 人
645 649

調査票

Ⅶ 現場労働者

次の問21 から問31 までは貴企業に直接雇用の現場労働者（問18の「現場労働者」をいう。）がいる場合にその現場労働者について常雇と臨時・日雇にわけて回答して下さい。

したがって貴企業に直接雇用の現場労働者がいない場合は問21から問31までは一切記入の必要はありません。また、常雇の現場労働者がいない場合は常雇の欄について、臨時・日雇の現場労働者がいない場合は臨時・日雇の欄についてそれぞれ記入する必要はありません。

常雇と臨時・日雇の別は次の定義に従って下さい。

常 雇	雇用期間について別段定めのない者
臨時・日雇	常雇以外

建設工事に従事する貴企業の直接雇用の現場労働者についてお答え下さい。	問21. 募集源はどうなっていますか。 (多いものを2つ選んで下さい。)	1. 新卒者 2. 出稼者 3. 転職者 4. 失業者 5. その他	常 雇 ☐	650-651
			臨時・日雇 ☐	652-653
	問22. 入職経路はどうなっていますか。 (多いものを2つ選んで下さい。)	1. 職安 2. 縁故、知人 3. 公募 4. その他	常 雇 ☐	654-655
			臨時・日雇 ☐	656-657
	問23. 法定外労災（上乗せ労災）の利用状況はどのくらいですか。	1. 全員が利用している。 2. 一部が利用している。 3. 全く利用していない。	常 雇 ☐	658
			臨時・日雇 ☐	659
	問24. 主たる退職金の制度はどうなっていますか。	1. 自社引当 2. 業界独自の共済制度 3. 中小企業退職金共済事業団又は建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合 4. 保険会社その他の制度 5. 退職金制度はない。	常 雇 ☐	660
			臨時・日雇 ☐	661
	(※問24.で1～4に回答した企業のみ) 回答して下さい。 現場労働者のうち退職金制度の適用をうけている人数の割合はどのくらいですか。	1. 80%以上 2. 50%以上80%未満 3. 20%以上50%未満 4. 20%未満	常 雇 ☐	662
			臨時・日雇 ☐	663
	問25. 法定外有給休暇を与えていますか。	1. 与えている。 2. 与えていない	常 雇 ☐	664
			臨時・日雇 ☐	665
問26. 住宅対策はどのようにしていますか。(複数回答可)	1. 住宅手当を支給 2. 社宅(借上げ社宅、自社保有社宅、寮、寄宿舎など) 3. なし	常 雇 ☐	666-667	
		臨時・日雇 ☐	668-669	
問27. 1ヶ月のうち、日曜休暇をどのくらい与えていますか。 (1ヶ月に日曜日が4日ある平均的な月を想定して記入して下さい。)	1. 4日 2. 3日 3. 2日 4. 1日 5. なし	常 雇 ☐	670	
		臨時・日雇 ☐	671	
問28. 賃金の支払い形態は主としてどうなっていますか。	1. 月給 2. 日給月給 3. 日給 4. 出来高給 5. 基本給、出来高給併用	常 雇 ☐	672	
		臨時・日雇 ☐	673	
問29. 技能訓練は主としてどんな方法をとっていますか。	1. 事業内認定訓練 2. 公共訓練 3. 認定外訓練 4. 作業中に習得 5. その他	常 雇 ☐	674	
		臨時・日雇 ☐	675	
問30. 安全教育はどの時期に行いますか。	1. 雇入れの時のみ 2. 定期 3. 不定期 4. その他	常 雇 ☐	676	
		臨時・日雇 ☐	677	
問31. 健康診断はどの時期に行いますか。 (臨時・日雇の現場労働者についてのみお答え下さい。)	1. 雇入れの時のみ 2. 定期 3. 雇入れの時及び定期 4. その他	臨時・日雇 ☐	678	

Ⅷ 資材管理

問32. 建設資材の管理・加工はどのようにしていますか。骨材、鉄筋、木材についてそれぞれお答え下さい。

- | | | | | |
|--------------|--------------------|----|--------------------------|-----|
| 1. 置場又は倉庫のみ | 2. 置場又は倉庫のほか加工場がある | 骨材 | ☐ | 679 |
| 3. 加工場のみ | 4. 現場直送 | 鉄筋 | ☐ | 680 |
| 5. その他の管理・加工 | | 木材 | ☐ | 681 |
| 6. 使用していない | | | | |

調 査 票

X 建設機械・設備

問33. 直近の営業年度における建設機械・設備（建設工事用の機械、船舶車輛、運搬具、仮設材等）の新規取得金額を記入して下さい。

億		万円	
682		686	

問34. 建設機械・設備の調達には主としてどのような方法によっていますか。クレーン類、ブルドーザー類等次にあげる建設機械・設備についてそれぞれ答え下さい。

1. 自社保有
2. リース、レンタルによる。
3. 自社では使用せず下請（他の建設業者）にまかせる。
4. 当該機械・設備を使用する工事を施工していない。

クレーン類		687
ブルドーザー類		688
ショベル類		689
ローラ類		690
ダンプカー類		691
工事用ポンプ類		692
台場、足場		693
仮設事務所		694

X 組織化・事業の共同化

問35. (1) 現在、建設業関係の社団法人に加入していますか。

1. 加入している
2. 加入していない

	695
----------------------	-----

(2)イ. 現在、建設業関係の事業協同組合に加入していますか。

1. 加入している
2. 加入していない

	696
----------------------	-----

→（※ 1 と答えた企業のみお答え下さい。）

ロ. 事業協同組合の行う共同事業のうち、次のどれを利用していますか。

該当するものすべてを記入して下さい。

1. 資材購入
2. 教育訓練
3. 機械利用
4. 金融、あっせん、転貸
5. 情報交換
6. 福利厚生
7. 共同受注
8. その他

				697-700
				701-704

